

昭和十二年七月廿三日第三種郵便物認可
昭和十三年三月十日發行

同盟旬報

(No. 25) 行發日十月三・號六第卷二第

【號旬下月二年三十和昭】

主要記事

第七十三回帝國議會論戰……
 臨時軍事費追加豫算提出……
 中支軍三司令官交代歸還……
 支那飛行機臺灣空襲……
 皇軍山西省大半を席卷……
 滿洲國國家總動員法公布……
 英下院外交問題討論……
 奧太利首相國會演說……

行發社信通盟同人法團社

昭和十三年
二月下旬
重要日誌

二月廿一日(月)

- △仁孝天皇御例祭
- △兵役法改正法案貴族院も通過成立す
- △大日本運動の旗上げ行はる
- △日滿ケーブル電話開通
- △日本窒素社債一千五百萬圓發行
- △綿製品輸出組合協議會生る
- ▽平生氏北支派遣軍顧問受諾
- ▽海空軍衡陽、宜昌等を爆撃す
- ▽獨、滿洲國承認に國府自棄的發表
- △ヘルシンキに國際スキーク聯盟總會開く
- ▲獨外相國府の反省を要望
- ▲蘭印で防空演習
- ▲英下院で、イーデン前外相、チエンパレン首相演説
- ▲英首相、伊大使會談
- ▲オーストリア政府政治的集會一時禁止
- 同廿二日(火)
- △樺太雪禍罹災民に畏き御沙汰を賜ふ
- △生糸一萬俵買上方法決定す
- ▽山東省莒縣、嘉祥占領
- ▽京漢線方面懷慶占領
- ▽獨、滿洲國承認で蔣重大會議開催
- ▽國府對英借款計畫失敗説行はる
- ▽北支政府北京各大學の統合成る
- ▲伊國訪日親善使節メッセージを寄す
- ▲スキーク聯盟總會で獨逸案否決、一九四〇

年大會開催地は理事會一任と決定

- ▲英労働黨、政府不信任案提出、否決さる
- ▲英下院外交問題大論戰
- ▲英愛會談再開
- ▲佛汽船又もヴァレンシヤ沖合で襲撃さる
- ▲ソ聯赤軍二十周年記念祭
- ▲リビア周回飛行競技始まる
- 同二十三日(水)
- △樞密院朝鮮教育令を可決す
- △昭和十二年十二月末現在國庫現計發表
- △陸軍特別志願兵令公布さる
- △關東東北地方防空演習開始(廿六日まで)
- △滿鐵への前貸一億圓の割當決定
- △日本海經濟聯盟成立
- ▽京漢線方面濟源占領
- ▽山西戰線吳城占領
- ▽海空軍長驅吉安を爆撃す
- ▽敵機臺北を空襲す
- ▽博山領事館分館復活
- ▲國際スキーク聯盟總會閉會
- ▲カナダ議員反日決議
- ▲國際共產黨對支援助聲明
- ▲ゲーリング獨空相ポーランド訪問
- ▲ワラシエロフ元帥大獅子吼
- ▲エゴロフ元帥罷免
- 同廿四日(木)
- △國家總動員法案愈々衆議院に上程答辯問題で早くも紛糾す

△四月以降の羊毛消費量決定

- ▽山東省沂水、日照占領
- ▽山西戰線中陽占領
- ▽青島治維會で反共滅黨週開始る
- ▽上海華美晚報社に又も投彈
- ▽宋子文蔣介石と財政策協議
- ▽昨年七月來の銀流出四億餘元と發表
- ▲オーストリア國會首相演説
- 同廿五日(金)
- △閣議軍事費追加豫算四十八億五千萬圓を承認す
- △米穀證券一億四百萬圓借換發行
- △兵役法改正公布、又豫後備將校進級の途開く
- △日蘭協會創立
- △東京市參事會員支那へ大名旅行の途に入る
- △滿炭シ團、一千萬圓前貸決定す
- △晒木綿最高價格五錢引下
- ▽京漢線部隊山西省境を突破す
- ▽山西戰線靈石、離石占領
- ▽津浦線南段兩角部隊上密に入る
- ▽海空軍南昌を襲ひ航空委員會を爆破し無慮卅八機墜す
- ▲パリに國際陸聯總會開かる
- ▲英外相ヘリファックス卿に決定
- ▲印度アグラ・アウト聯合州政府辭表撤回
- ▲フランス下院外交計議開始
- ▲米下院戰時産業總動員法案可決
- 同廿六日(土)
- △山階宮大妃殿下薨去あらせらる

△昭和十二年度追加豫算案衆議院に提出

- △香港小包郵便約定修正公布
- △フアーレル翁歸國す
- △カイロ會議嘉納代表出發
- △日銀の滿洲國債優遇方針決る
- △日濠通商協定の昨年度實績發表
- ▽松井、朝香宮、柳川三將軍葉山御用邸に軍狀奏上
- ▽山西戰線西部黃河畔へ到達す
- ▽滿洲國國家總動員法公布さる
- ▽全滿鐵道運賃統一決定
- ▽フランス内閣下院で信任さる
- 同廿七日(日)
- ▽山西戰線霍縣、趙城、臨汾占領
- ▲埃ナチス黨員不穩
- ▲ルーマニア新憲法公布
- ▲ソ聯、「右翼偏向並にトロツキースト・ブロツク」反革命陰謀事件公判開始發表
- 同廿八日(月)
- △軍事費特別會計追加豫算案衆議院に提出さる
- △銅塊組合結成さる
- ▽畑上海方面最高指揮官各國司令官と會見
- ▽上海南京間にガソリンカー試運轉
- ▽新民會の陣容成る
- ▽滿洲國國債一億圓發行
- ▽ヒトラー總統訪伊正式發表
- ▲オーストリア諸地方半戒嚴狀態
- ▲國際労働事務局移民委員會開く
- ▲バルカン協商國會議エチオピア併合承認に決定

同盟旬報 第二卷・第六號 二月下旬號 主要目次

宮廷

仁孝天皇御例祭

三御陵御修理起工奉告祭

秩父宮殿下思想展御成り

權太雪福罹災民に畏き御沙汰

閑院宮藤白衣の勇士を御慰問

兩大妃殿下傷兵御慰問

棚橋狗子刀自に御下賜品

篤志家に有難き御沙汰

山階宮大妃殿下薨去

御重態に陥らせらる

薨去あらせらる

大妃殿下の御ことども

皇后陛下御服喪

各宮儀方御弔問

御靈柩御使へ

勅使、御使を御差遣

正寝移柩の御儀

支那事變

閑院若宮殿下第一線より御歸還

平生氏北支派遣顧問受諾

伊藤公使渡支

白鳥公使渡支

陸相奏上

畑最高指揮官各國司令官と會見

戰死將校姓名(本旬)

戰死將校進級

【三將軍交代歸還】

大本營陸軍部發表

事變第二段階に入る

三將軍軍狀奏上

松井最高指揮官談

三將軍任務奏上

凱旋部隊原隊へ

田村・鈴木・菊地・松田・中村

【對支國策】

對支事務局設置決定

北支交通通信の統制方針

【山東省戰況】

新泰西方の敗殘兵擊破

東北地區掃蕩

山岳地帯の敵全滅

東南地區掃蕩戰

莒縣占領・沂水占領・沂水街道

南進・日照占領

【津浦線戰況】

泗水蒙陰附近掃蕩

嘉祥占領

附近要地奪取・敵軍金鄉へ退却

開始・遂に嘉祥攻略・嘉祥城内

の殘敵掃蕩・敵ダムへ彈使用

【京漢線戰況】

懷慶占領

宋哲元生死不明

濟源占領

孟縣に進入

山西省境突破

附近殘敵掃蕩

敵兵匪歸順

【山西省戰況】

靈石、臨汾攻略

屯留占領・川口鎮占領・双池鎮

占領・石口鎮附近の敵擊滅

臨縣占領

黃河汾河間を南進

靈石總攻撃開始

敵續々増援・敵大軍退却開始

占領・凄絶を極めた大攻勢戰

夥だしき國獲品

霍縣占領

山西作戰半ば完成

趙城占領

臨汾占領

臨汾は敵臨時省政府所在地

臨汾以北の敵大半潰滅

山西作戰は空前の成果

中陽・離石占領

吳城・中陽・離石・西部黄河畔

へ到達

【中支戰況】

湖州杭州間の敵掃蕩完了

○に敵前上陸

歸順の支那軍、中央軍を擊退

津浦線南段戰況

定遠西方で敵殘滅

逆襲の敵擊破

定遠西方・明光附近

兩角部隊上警に入る

花園湖上の追撃戰

【空中戰・空襲】

海空軍

衡陽、宜昌等爆撃

廣東各地爆撃

長壽吉安爆撃

南支各飛行場爆撃

南昌の航空委員會爆破

擊墜機無億卅八

浙江、江西、廣東爆撃

襄陽爆撃

陸空軍

隴海線、山西南部爆撃

榆社爆撃

中陽、離石爆撃

浙贛鐵道要地爆撃

山西の敵陣空襲

靈石南方の敵陣爆撃

霍縣で二箇列車粉砕

霍縣、臨汾爆撃

朱德の司令部爆撃

敵機來襲

杭州飛行場に來襲

新郷に投彈

敵機臺灣空襲

臺北市外に投彈・臺灣軍司令

部發表・翌日再度來襲通報・

空襲支那機はソ聯製・支那紙

【古領區戰情勢】

博山鎮守館分館復活

青島治維會で反共滅黨週開

彰德で漢字紙發行

京漢前線治安回復

山西南部治安回復

北支排日大學生雲南で修學

厦門からの海外移住者激増

上海情勢

半歳振りて小學校閉く

一月中上海貿易激減

華美晚報社に又も爆彈

上海南京間にガソリンカー

支那財界二巨頭香港へ

【國民政府】

許世英難民救濟委員長就任

宋美齡辭職説

孫科の聯依存完全に失敗

駐支英大使着任を纏る

英、對日協調に轉換か・國府外

交部の觀望・カー大使着任

獨、滿洲國承認の影響

蔣政權失望・國府自棄的發表

王寵惠外交總退却か・蔣、重大

會議開催・對獨抗議内容

抗日戰備

黨軍の抗日武力崩壊近し

舊十九路軍を復活再編成

程潛家語

ソ聯の對支武器供給活潑

戰時財政

對英借款計畫失敗

對佛哀訴も斷餅か

宋子文躍る

漢口に乘出す・蔣介石と協議

一月の全支貿易

昨年七月來の銀流出四億餘元

【事變と列國動向】

英下院關稅差別問題論議

カナダ議員の反日決議

英國人財産被害程度

戰區英人撤收問題

戰區米人立退問題

獨外相國府の反省を要望

國府の支提携を聲明か

ドイツ人顧問に歸國要求せん

駐支ドイツ大使聲明

國際共產黨の對支援助聲明

ソ聯軍用機更新に着手

蘭印で防空演習

中國新政權

【北京臨時政府】

新憲法草案起草に着手

河北省保衛團改組

河北各大學の統合成る

親日教科書出來上る

北京大學總長に湯爾和氏

白河改修近く開始

大清河築港計畫樹立

農村救済に乘出す

新民會の陣容成る

【蒙疆委員會】

滿蒙毛織進出

蒙疆電氣通信設備會社設立

逆進没收近く終了

蒙疆委員會防共聲明

蒙疆の見本市大成功

第七十 帝國議會

【貴族院】

十一年度決算提出

貴院議長招宴

本會議

兵役改正法成立

裁判所設立法案等可決

豫算總會

拓殖・檢察問題

國體明徴・北支政權問題

産金・石油問題

豫算分科會

第一分科會(大藏)

第二分科會(外務・司法)

第三分科會(陸軍・海軍)

第四分科會(内務・文部・厚生)

第五分科會(農林・商工・逓信)

第六分科會(鐵道・拓務)

委員會

商業組合法委員會 三五
赤字公債法委員會 三五
裁判所設立法委員會 三五
國民健康保險法委員會 三五

【衆議院】

十二年度追加豫算案提出 三五
軍事費追加案提出 三五
政府案提出 三五
議員案提出 三五

本會

支那專使特別稅法案質疑 三五
國家總動員法案說明・質疑 三五
特許法改正案等可決 三五

委員會

商法改正委員會 三五
不動產融資委員會 三五
社會取業法委員會 三五
赤字公債法委員會 三五

農地調整法委員會

恩給金庫法委員會 三五
重要礦物・産金會社法委員會 三五
増稅法案委員會 三五

電力管理法委員會

國家總動員法案委員會 三五
提案理由說明 三五
逐條說明 三五

【各派動向】

總動員法案 三五
議長總務上程打合・社大總動員 三五
法支持・内相首相と協議・陸軍 三五
法案實現に邁進・政府側協議・ 三五
質問打切り問題・N・Yタイム 三五
紙批評 三五

其 他

農地法案に對する各派態度 三五
電力管理法修正問題 三五
農村議員團決議 三五
院外の運動取締り要望 三五
首相微恙引籠る 三五
檢察廳分離案政民共・提案 三五

政治・外交

【樞密院】

朝鮮教育令改正可決 三五
閣議 三五
議會對策協議 三五
軍事費追加豫算決定 三五
一國策研究會懇談會 三五
内閣參議 三五
定例參議會 三五
閣員參內 三五
往來 三五
法令公布 三五

【外交】

消息 三五
一般事項 三五
伊國親善使節のメッセジ 三五
日獨伊通商促進案會談 三五
國民使節 三五
石井・鶴見・山本使節・國民使 三五
節船ホノルル禮 三五
國民外交 三五
日獨伊協定同志の集ひ 三五

【内政】

市街地建築物法改正 三五
委員會可決 三五
東京府市 三五
東京市參事會員渡支 三五

【財政】

豫算・追加豫算 三五
十二年度追加豫算決定 三五
臨時軍事費追加豫算 三五
十三年度豫算租稅構成内容 三五
増稅案資料 三五
通行稅・入場稅令案 三五
物品稅課稅内容 三五
増稅收入内譯 三五
増稅負擔比較 三五
法人の租稅負擔額 三五
地方自治體減收内譯 三五
地租及附加稅減收額 三五
其 他 三五
十一月末現在國庫現計 三五

米券一億四百萬圓借換發行

國、地方社債等調へ 三五
陸海兩相軍招待 三五
陸軍特別志願兵令公布 三五
豫後備將校進級の途を開く 三五
陸軍々人俸給臨時特例公布 三五
兵役法改正公布 三五
關東々北地方防空演習 三五

【國防】

青年學校國庫補助割當額 三五
東大問題 三五
【農林】 三五
農業法中改正法案 三五
過渡醜等消費調整通牒 三五
産業補助金 三五
【商工】 三五
産組中金特種法中改正法案 三五
産組自治監査法案 三五
産組中金法改正案 三五
本年度工業研究獎勵金交付 三五
簡保限制引上案 三五
【交通通信航空】 三五
鐵道協會長に井上匡四郎氏 三五
日滿ケール電話開通 三五
香港小包郵便約定修正公布 三五
樺行旅客機試驗飛行成績良好 三五
【拓殖】 三五
東拓法改正案 三五
【貴族院】 三五
松平議長御機嫌奉伺 三五
衆議院 三五
南條代議士失格 三五
【政黨】 三五
政友會代議士會 三五
大日本運動の旗上げ 三五
防共護國團事件續報 三五
【人事】 三五

【經濟】

全國銀行勘定(一月) 三五
東京社員銀行勘定(一月) 三五

東京手形交換高增加(二月)

郵貯卅八億圓突破 三五
短資旬報(二月下旬) 三五
△日本銀行 三五
日銀保證準備擴張に決定 三五
日銀の滿洲國債優遇方針決る 三五
津島副總裁二月金融情勢報告 三五
日銀營業週報 三五
兌換券十九億、公債賣却三億 三五
△社債 三五
日室社債一千五百萬圓發行 三五
宇部室來社債七百萬圓發行 三五
朝鮮殖産債三百萬圓發行 三五
社債所有者別割(十一月末) 三五
滿蒙への前貸一億圓割當決定 三五
滿蒙への前貸一億圓割當決定 三五
東拓上半年所要資金三千萬圓 三五
△會社 三五
資金審査會五十五件認可 三五
臺灣に工業總新會社設立 三五
北千水産創立計畫進む 三五
朝鮮化學工業創立 三五
アルコール輸送會社創立 三五
日本産金會社十月設立の豫定 三五
大日本紡、岸和田人絹を合併 三五
東洋高壓硫磺の生産開始 三五
日本製鐵愈々増資決定 三五
東洋汽船も増資決定 三五
昭和鑛業拂込徵收 三五
利益金並配當率 三五
會社人事 三五
△商況 三五
市場旬報(二月下旬) 三五
株式好調 三五
朝鮮取引所に板上市場 三五
實物市場の才取人制一應廢止 三五
製粉業務 三五
鹽橋乾漣取引所實物上場 三五
白金暴騰 三五
東株二月股受渡高 三五
東京人絹立會增加 三五
△物價 三五
物價監視委員會を設置 三五
都市卸賣物價(一月) 三五
爲替旬報(二月下旬) 三五

邦人生産ゴム無爲替輸入許可

日濠通商協定昨年度實績 三五
第二次日濠通商會商近々開始 三五
綿製品輸出組合協議會生る 三五
羊毛品の義務輸出制實施決定 三五
ス・フ類輸出削減(一月) 三五
雜貨輸出統制手数料徵收 三五
運費及同化化合物重要輸出品指定 三五
對外貿易(二月下旬) 三五
△産業 三五
農業者 三五
農村負整理組合法の實效二億圓 三五
茶昨年中生産高新記録 三五
△漁業 三五
漁業振興策大綱明示 三五
日魯紅鮭罐詰輸出で對英商談 三五
支那沿岸出漁統制一元化(一) 三五
△石炭 三五
十三年度炭炭高三千四百萬噸 三五
石灰需給調整協議會設置 三五
△鐵鋼 三五
鋼塊組合結成さる 三五
綽網、線材建値据置 三五
中小型丸角平鋼建値据置 三五
△生絲 三五
生絲一萬俵買上方法決定 三五
△綿絲 三五
綿絲割當超過量は翌月へ繰越 三五
綿絲既約品の取扱方法決定 三五
國內向綿絲四月分消費割當量 三五
綿絲四月分生産數量決定 三五
綿縮及縮三線生産割當決定 三五
棉花、綿絲高價格五錢引下げ 三五
棉木、綿絲並綿布標準價格 三五
紡織の綿工職加入問題 三五
商工省織布一元統制方針示連 三五
△其他 三五
四月以降の羊毛消費量決定 三五
輸出人絹織物四月分生産數量 三五
灣糖植付面積十四萬八千甲 三五
日本海經濟聯盟會設立 三五

邦人生産ゴム無爲替輸入許可

日濠通商協定昨年度實績 三五
第二次日濠通商會商近々開始 三五
綿製品輸出組合協議會生る 三五
羊毛品の義務輸出制實施決定 三五
ス・フ類輸出削減(一月) 三五
雜貨輸出統制手数料徵收 三五
運費及同化化合物重要輸出品指定 三五
對外貿易(二月下旬) 三五
△産業 三五
農業者 三五
農村負整理組合法の實效二億圓 三五
茶昨年中生産高新記録 三五
△漁業 三五
漁業振興策大綱明示 三五
日魯紅鮭罐詰輸出で對英商談 三五
支那沿岸出漁統制一元化(一) 三五
△石炭 三五
十三年度炭炭高三千四百萬噸 三五
石灰需給調整協議會設置 三五
△鐵鋼 三五
鋼塊組合結成さる 三五
綽網、線材建値据置 三五
中小型丸角平鋼建値据置 三五
△生絲 三五
生絲一萬俵買上方法決定 三五
△綿絲 三五
綿絲割當超過量は翌月へ繰越 三五
綿絲既約品の取扱方法決定 三五
國內向綿絲四月分消費割當量 三五
綿絲四月分生産數量決定 三五
綿縮及縮三線生産割當決定 三五
棉花、綿絲高價格五錢引下げ 三五
棉木、綿絲並綿布標準價格 三五
紡織の綿工職加入問題 三五
商工省織布一元統制方針示連 三五
△其他 三五
四月以降の羊毛消費量決定 三五
輸出人絹織物四月分生産數量 三五
灣糖植付面積十四萬八千甲 三五
日本海經濟聯盟會設立 三五

社會文化

物價監視委員會を設置 三五
都市卸賣物價(一月) 三五
爲替旬報(二月下旬) 三五

社會文化

物價監視委員會を設置 三五
都市卸賣物價(一月) 三五
爲替旬報(二月下旬) 三五

社會文化

物價監視委員會を設置 三五
都市卸賣物價(一月) 三五
爲替旬報(二月下旬) 三五

社會文化

物價監視委員會を設置 三五
都市卸賣物價(一月) 三五
爲替旬報(二月下旬) 三五

社會文化

物價監視委員會を設置 三五
都市卸賣物價(一月) 三五
爲替旬報(二月下旬) 三五

社會文化

物價監視委員會を設置 三五
都市卸賣物價(一月) 三五
爲替旬報(二月下旬) 三五

社會文化

物價監視委員會を設置 三五
都市卸賣物價(一月) 三五
爲替旬報(二月下旬) 三五

國際手工業博に我國も參加……………
 親善學生武道團を獨伊に派遣……………
 伯、智、亜の三國に映畫贈呈……………
 【檢 察】
 不良狩の統計成る……………
 【裁 判】
 日活破産事件に財團保全命令……………
 開かぬパシニエト事件公判……………
 スワロフ號事件判決……………

【社會雜】
 自動車メーター制具體案成る……………
 警視廳情死統計……………
 東交百八十度の轉向……………
 【人事往來】
 フアレル翁歸國……………

【オリビック】
 嘉納代表出發……………
 木下代表動靜……………
 國際レスリング總會代表決定……………
 築技場建設の市側分擔金決る……………
 スキー聯盟決意を述ぶ……………
 馬術候補選手第二回審査會……………
 水上選手強化計畫決定……………
 厚生評議會を結成……………
 競技場建設特別委員決定……………

東京小學兒童申込……………
 支那體協不参加表明……………
 國際水聯は東京大會支持……………
 パツシユ再び燃る……………
 佛委員アア問題調停……………
 國際スキー聯盟總會……………
 第一日・第二日・第三日……………
 國際隨隊總會……………
 第一日・第二日・第三日・第四日……………

【滿洲國】
 山澄侍從武官專使傳達式……………
 皇弟博隆上尉夫人の歸寧……………
 駐伊徐公使皇帝陛下に謁見……………
 獨の對滿貿易懇談會……………
 政治外交……………
 國家總動員法勅令公布さる……………
 國債一億圓發行……………
 獨滿洲國承認(前號參照)……………

獨滿洲國承認(前號參照)……………
 獨滿洲國承認(前號參照)……………
 獨滿洲國承認(前號參照)……………
 獨滿洲國承認(前號參照)……………
 獨滿洲國承認(前號參照)……………
 獨滿洲國承認(前號參照)……………
 獨滿洲國承認(前號參照)……………
 獨滿洲國承認(前號參照)……………
 獨滿洲國承認(前號參照)……………
 獨滿洲國承認(前號參照)……………

獨滿洲國承認(前號參照)……………
 獨滿洲國承認(前號參照)……………
 獨滿洲國承認(前號參照)……………
 獨滿洲國承認(前號參照)……………
 獨滿洲國承認(前號參照)……………
 獨滿洲國承認(前號參照)……………
 獨滿洲國承認(前號參照)……………
 獨滿洲國承認(前號參照)……………
 獨滿洲國承認(前號參照)……………
 獨滿洲國承認(前號參照)……………

滿洲國外務長官談……………
 日本外務當局談……………
 在支獨大使館聲明發表……………
 承認効力發生期……………
 初代大使クノール博士か……………
 國 防……………
 滿洲國治安現況……………
 對ソ關係……………
 昨年中のソ聯不法事件數……………
 ノルミ山越境事件……………
 經濟產業……………
 滿洲石油工業役員決定……………
 滿洲興銀株主總會……………
 滿洲鑛山創立總會……………
 滿洲中銀株主總會……………
 滿洲紡績一劃六分三厘操短……………
 全滿鐵道運費率改正……………
 連續運輸運費率改正……………
 滿鐵子會社株評價完了……………

【世界情勢】
 國際建艦競争……………
 エスカレーター會談再開……………
 三國海軍會談英は消極的……………
 【米 國】
 海軍緘口令を通過……………
 下院海軍委員會續開……………
 軍艦の脆弱性を暴露……………
 大西洋艦隊の所要兵力……………
 建艦案反對論……………
 艦隊は飽迄根幹……………
 ル大統領の國防問題……………
 海軍問答續……………
 空中魚雷問題強調……………
 海軍大演習發表……………
 海軍大演習秘密廳行……………
 【ソ 聯】
 海軍擴充に乗出す……………

【英國・英帝國】
 英米通商協定交渉……………
 獨の植民地要求に米の注意喚起……………
 アスター氏日本の脅威を説く……………
 空軍機行方不明……………

【英伊交涉】
 英伊交涉開始せん……………
 英首相伊大使會談……………
 會見の意義……………
 反英放逐停止か……………
 英伊交涉主要議題……………
 英國對伊クレチット供與か……………
 清算協定更新交渉開始……………
 伊太利側の條件……………
 會談の難點……………
 交渉開始時期……………
 防共艦隊の威力……………
 英獨交渉を促進せられん……………
 英伊交渉の諸問題……………
 英國の對伊讓歩原則……………
 埃及も英伊會談に参加要求……………
 佛大使英國の意向打診……………
 スエズ運河共同防衛は議題外……………

【英伊交涉】
 英伊交涉開始せん……………
 英首相伊大使會談……………
 會見の意義……………
 反英放逐停止か……………
 英伊交涉主要議題……………
 英國對伊クレチット供與か……………
 清算協定更新交渉開始……………
 伊太利側の條件……………
 會談の難點……………
 交渉開始時期……………
 防共艦隊の威力……………
 英獨交渉を促進せられん……………
 英伊交渉の諸問題……………
 英國の對伊讓歩原則……………
 埃及も英伊會談に参加要求……………
 佛大使英國の意向打診……………
 スエズ運河共同防衛は議題外……………

【英伊交涉】
 英伊交涉開始せん……………
 英首相伊大使會談……………
 會見の意義……………
 反英放逐停止か……………
 英伊交涉主要議題……………
 英國對伊クレチット供與か……………
 清算協定更新交渉開始……………
 伊太利側の條件……………
 會談の難點……………
 交渉開始時期……………
 防共艦隊の威力……………
 英獨交渉を促進せられん……………
 英伊交渉の諸問題……………
 英國の對伊讓歩原則……………
 埃及も英伊會談に参加要求……………
 佛大使英國の意向打診……………
 スエズ運河共同防衛は議題外……………

【英伊交涉】
 英伊交涉開始せん……………
 英首相伊大使會談……………
 會見の意義……………
 反英放逐停止か……………
 英伊交涉主要議題……………
 英國對伊クレチット供與か……………
 清算協定更新交渉開始……………
 伊太利側の條件……………
 會談の難點……………
 交渉開始時期……………
 防共艦隊の威力……………
 英獨交渉を促進せられん……………
 英伊交渉の諸問題……………
 英國の對伊讓歩原則……………
 埃及も英伊會談に参加要求……………
 佛大使英國の意向打診……………
 スエズ運河共同防衛は議題外……………

【新開論調】
 下院外交討論續行……………
 【インド】
 聯合州政府辭表撤回……………
 米政界の觀測……………
 【英愛會談再開】
 英愛會談再開……………
 通商條約成立……………
 【英伊交涉】
 英伊交涉開始せん……………
 英首相伊大使會談……………
 會見の意義……………
 反英放逐停止か……………
 英伊交涉主要議題……………
 英國對伊クレチット供與か……………
 清算協定更新交渉開始……………
 伊太利側の條件……………
 會談の難點……………
 交渉開始時期……………
 防共艦隊の威力……………
 英獨交渉を促進せられん……………
 英伊交渉の諸問題……………
 英國の對伊讓歩原則……………
 埃及も英伊會談に参加要求……………
 佛大使英國の意向打診……………
 スエズ運河共同防衛は議題外……………

【英伊交涉】
 英伊交涉開始せん……………
 英首相伊大使會談……………
 會見の意義……………
 反英放逐停止か……………
 英伊交涉主要議題……………
 英國對伊クレチット供與か……………
 清算協定更新交渉開始……………
 伊太利側の條件……………
 會談の難點……………
 交渉開始時期……………
 防共艦隊の威力……………
 英獨交渉を促進せられん……………
 英伊交渉の諸問題……………
 英國の對伊讓歩原則……………
 埃及も英伊會談に参加要求……………
 佛大使英國の意向打診……………
 スエズ運河共同防衛は議題外……………

【英伊交涉】
 英伊交涉開始せん……………
 英首相伊大使會談……………
 會見の意義……………
 反英放逐停止か……………
 英伊交涉主要議題……………
 英國對伊クレチット供與か……………
 清算協定更新交渉開始……………
 伊太利側の條件……………
 會談の難點……………
 交渉開始時期……………
 防共艦隊の威力……………
 英獨交渉を促進せられん……………
 英伊交渉の諸問題……………
 英國の對伊讓歩原則……………
 埃及も英伊會談に参加要求……………
 佛大使英國の意向打診……………
 スエズ運河共同防衛は議題外……………

【英伊交涉】
 英伊交涉開始せん……………
 英首相伊大使會談……………
 會見の意義……………
 反英放逐停止か……………
 英伊交涉主要議題……………
 英國對伊クレチット供與か……………
 清算協定更新交渉開始……………
 伊太利側の條件……………
 會談の難點……………
 交渉開始時期……………
 防共艦隊の威力……………
 英獨交渉を促進せられん……………
 英伊交渉の諸問題……………
 英國の對伊讓歩原則……………
 埃及も英伊會談に参加要求……………
 佛大使英國の意向打診……………
 スエズ運河共同防衛は議題外……………

【英伊交涉】
 英伊交涉開始せん……………
 英首相伊大使會談……………
 會見の意義……………
 反英放逐停止か……………
 英伊交涉主要議題……………
 英國對伊クレチット供與か……………
 清算協定更新交渉開始……………
 伊太利側の條件……………
 會談の難點……………
 交渉開始時期……………
 防共艦隊の威力……………
 英獨交渉を促進せられん……………
 英伊交渉の諸問題……………
 英國の對伊讓歩原則……………
 埃及も英伊會談に参加要求……………
 佛大使英國の意向打診……………
 スエズ運河共同防衛は議題外……………

【英伊交涉】
 英伊交涉開始せん……………
 英首相伊大使會談……………
 會見の意義……………
 反英放逐停止か……………
 英伊交涉主要議題……………
 英國對伊クレチット供與か……………
 清算協定更新交渉開始……………
 伊太利側の條件……………
 會談の難點……………
 交渉開始時期……………
 防共艦隊の威力……………
 英獨交渉を促進せられん……………
 英伊交渉の諸問題……………
 英國の對伊讓歩原則……………
 埃及も英伊會談に参加要求……………
 佛大使英國の意向打診……………
 スエズ運河共同防衛は議題外……………

【英伊交涉】
 英伊交涉開始せん……………
 英首相伊大使會談……………
 會見の意義……………
 反英放逐停止か……………
 英伊交涉主要議題……………
 英國對伊クレチット供與か……………
 清算協定更新交渉開始……………
 伊太利側の條件……………
 會談の難點……………
 交渉開始時期……………
 防共艦隊の威力……………
 英獨交渉を促進せられん……………
 英伊交渉の諸問題……………
 英國の對伊讓歩原則……………
 埃及も英伊會談に参加要求……………
 佛大使英國の意向打診……………
 スエズ運河共同防衛は議題外……………

【フランス】
 フランス外交の進路……………
 佛伊交渉の用意あり……………
 國務會議開……………
 佛汽船又も擱淺さる……………
 國府追加豫算州一億フラン……………
 上院の國防協議……………
 下院外交討論開始……………
 舉國一致の支持要望……………
 中央派兩巨頭立つ……………
 外交討論危機に達瀆……………
 内閣下院に信任さる……………

【ドイツ】
 新神聖ローマ帝國案……………
 ゲーリング空相訪波……………
 貿易業者の對日態度好轉……………
 リッペンントロップ近く訪英……………
 【總統演說反應】
 米政界の觀測……………
 【英紙論調】
 英紙論調……………
 【ソ 聯 紙】
 ソ 聯 紙……………

【オーストリア】
 政治的集會一時禁止……………
 滿洲國承認か……………
 首相の國會議演……………
 ドイツ官邊不快の感……………
 イタリアは好意……………
 演說の背後に英伊策動説……………
 塊ナチス黨員不穩……………
 ウィーン大行進挫折か……………
 塊ナチス示威演習……………
 諸地方半戒嚴状態……………
 祖國戰線首腦更迭……………

【歐洲諸國】
 洪政府軍備均等權回復聲明か……………
 波外相ロマ訪問に決定……………
 チェコ少数民族協定を修正か……………

【白國王、伊訪問の噂】
 ルーマニア新憲法草案發表……………
 新憲法壓倒的支持……………
 新憲法公布……………

【ソ 聯 邦】
 赤軍廿周年記念祭……………
 エゴロフ元帥罷免……………
 赤軍首腦肅清續……………
 ゲベウと赤軍の關係……………
 東シベリア鐵道を強化……………
 シベリア陰謀事件公判開始……………
 公訴狀の概要……………

【スベイン】
 人民戰線軍テレル放棄……………
 バルセロナに叛亂説……………
 ドイツも義勇軍撤收に同意……………

【米 國】
 中南米への關心增大……………
 下院外交委員長談……………
 歐洲政局慎重檢討……………
 ボラー議員の國際政局觀……………
 洪對米職權交涉提議……………
 比馬獨立延期を考慮……………
 戰時產業總動員法案……………
 戰時總動員案成る……………
 米洲不文憲法を提唱……………
 米國のニユーム生産高新記録……………
 【中南米諸國】
 伯爾石油開發協定調印……………
 亞爾然空軍總司令訪獨……………
 【國際會議】
 國際勞務事務局移民委員會……………
 バルカン協商國會議……………
 エチオピア併合承認決定……………
 國際ゴム協定更新草案内容……………
 【國際航空】
 リビア周飛行難技始まる……………
 日本代表機不時着……………

【米 國】
 中南米への關心增大……………
 下院外交委員長談……………
 歐洲政局慎重檢討……………
 ボラー議員の國際政局觀……………
 洪對米職權交涉提議……………
 比馬獨立延期を考慮……………
 戰時產業總動員法案……………
 戰時總動員案成る……………
 米洲不文憲法を提唱……………
 米國のニユーム生産高新記録……………
 【中南米諸國】
 伯爾石油開發協定調印……………
 亞爾然空軍總司令訪獨……………
 【國際會議】
 國際勞務事務局移民委員會……………
 バルカン協商國會議……………
 エチオピア併合承認決定……………
 國際ゴム協定更新草案内容……………
 【國際航空】
 リビア周飛行難技始まる……………
 日本代表機不時着……………

【米 國】
 中南米への關心增大……………
 下院外交委員長談……………
 歐洲政局慎重檢討……………
 ボラー議員の國際政局觀……………
 洪對米職權交涉提議……………
 比馬獨立延期を考慮……………
 戰時產業總動員法案……………
 戰時總動員案成る……………
 米洲不文憲法を提唱……………
 米國のニユーム生産高新記録……………
 【中南米諸國】
 伯爾石油開發協定調印……………
 亞爾然空軍總司令訪獨……………
 【國際會議】
 國際勞務事務局移民委員會……………
 バルカン協商國會議……………
 エチオピア併合承認決定……………
 國際ゴム協定更新草案内容……………
 【國際航空】
 リビア周飛行難技始まる……………
 日本代表機不時着……………

【米 國】
 中南米への關心增大……………
 下院外交委員長談……………
 歐洲政局慎重檢討……………
 ボラー議員の國際政局觀……………
 洪對米職權交涉提議……………
 比馬獨立延期を考慮……………
 戰時產業總動員法案……………
 戰時總動員案成る……………
 米洲不文憲法を提唱……………
 米國のニユーム生産高新記録……………
 【中南米諸國】
 伯爾石油開發協定調印……………
 亞爾然空軍總司令訪獨……………
 【國際會議】
 國際勞務事務局移民委員會……………
 バルカン協商國會議……………
 エチオピア併合承認決定……………
 國際ゴム協定更新草案内容……………
 【國際航空】
 リビア周飛行難技始まる……………
 日本代表機不時着……………

【米 國】
 中南米への關心增大……………
 下院外交委員長談……………
 歐洲政局慎重檢討……………
 ボラー議員の國際政局觀……………
 洪對米職權交涉提議……………
 比馬獨立延期を考慮……………
 戰時產業總動員法案……………
 戰時總動員案成る……………
 米洲不文憲法を提唱……………
 米國のニユーム生産高新記録……………
 【中南米諸國】
 伯爾石油開發協定調印……………
 亞爾然空軍總司令訪獨……………
 【國際會議】
 國際勞務事務局移民委員會……………
 バルカン協商國會議……………
 エチオピア併合承認決定……………
 國際ゴム協定更新草案内容……………
 【國際航空】
 リビア周飛行難技始まる……………
 日本代表機不時着……………

【米 國】
 中南米への關心增大……………
 下院外交委員長談……………
 歐洲政局慎重檢討……………
 ボラー議員の國際政局觀……………
 洪對米職權交涉提議……………
 比馬獨立延期を考慮……………
 戰時產業總動員法案……………
 戰時總動員案成る……………
 米洲不文憲法を提唱……………
 米國のニユーム生産高新記録……………
 【中南米諸國】
 伯爾石油開發協定調印……………
 亞爾然空軍總司令訪獨……………
 【國際會議】
 國際勞務事務局移民委員會……………
 バルカン協商國會議……………
 エチオピア併合承認決定……………
 國際ゴム協定更新草案内容……………
 【國際航空】
 リビア周飛行難技始まる……………
 日本代表機不時着……………

【米 國】
 中南米への關心增大……………
 下院外交委員長談……………
 歐洲政局慎重檢討……………
 ボラー議員の國際政局觀……………
 洪對米職權交涉提議……………
 比馬獨立延期を考慮……………
 戰時產業總動員法案……………
 戰時總動員案成る……………
 米洲不文憲法を提唱……………
 米國のニユーム生産高新記録……………
 【中南米諸國】
 伯爾石油開發協定調印……………
 亞爾然空軍總司令訪獨……………
 【國際會議】
 國際勞務事務局移民委員會……………
 バルカン協商國會議……………
 エチオピア併合承認決定……………
 國際ゴム協定更新草案内容……………
 【國際航空】
 リビア周飛行難技始まる……………
 日本代表機不時着……………



仁孝天皇御例祭

【二三】廿一日は仁孝天皇御例祭につき宮中皇靈殿に於いて午前十時天皇陛下御代拜甘誓寺侍従の拜禮、北村女官は皇后陛下の御代拜を奉仕松平富相以下宮内官參列し殿かなるうちに御儀を終へさせられた

三御陵御修理起工奉告祭

【二三】洛東泉涌寺の後水尾、後光明、靈元三天皇三御陵御修理起工の御奉告祭の御儀は廿二日午前十時半から殿かに就り行はれたが、畏き邊りより御差遣の勅使町尻堂典は午前十時宮内省京都地方事務所發泉山に參同十一時奉告の儀を終へさせられた

秩父宮殿下思想戦展御成り

【二三】秩父宮殿下には廿二日午後六時多田參謀次長以下參謀本部員十五名と共に去る九日から日本橋高島屋で開かれてゐる内閣情報部主催の思想戦展覽會に御成り、横溝情報部長の御説明で約五十分にわたつて御熱心に御觀覽遊ばされた

樺太雪禍罹災民に畏き御沙汰

【二三】畏き邊りでは本月中旬樺太廳管下を襲つた暴風雪の爲多數の死傷者を出だし被害甚からざる極聞こし召され、氣の毒な罹災民の上を思召されて廿三日御救恤として天皇皇后兩陛下より御内帑金一封下賜の御沙汰あらせられたので、宮内省では同日午後七時半直ちに傳達の手續を執つた

閑院宮様白衣の勇士を御慰問

【二三】閑院參謀總長宮殿下に於かせられては廿四日午後二時白衣の勇士御慰問のため世田谷區第二陸軍病院にお成りになり院長の御先導にて白衣の勇士を各室に亘つて御慰問同四時御機嫌麗しく御歸還あらせられた

兩大妃殿下傷兵御慰問

【二三】北白川宮、竹田宮兩大妃殿下には戰傷病兵に深く御同情を寄せられこれまで度々御見舞遊ばされたが廿五日午後一時午込若松町の第一陸軍病院に兩三度の傷病兵御慰問に御成り遊ばされ午後三時御機嫌麗はしく御歸還遊ばされたが御土産として御授與を給つた由に承はる

棚橋子刀自に御下賜品

【二三】棚橋子刀自は今年百歳を迎へ廿四日に九十九回目の誕生を迎へることになつたが女史が七十餘年の長きに亘つて教育界に盡した功勞を嘉せられ去る一月廿四日畏くも皇后陛下より御下賜品を賜つたが更に去る十九日午前十一時半刀自は皇太后陛下のお召によつて大宮御所に伺候、皇太后陛下よりお祝ひの言葉と共にお人形、眞綿、紅白のちりめんの反物一匹、百合模様の花柄一對にお菓子までも賜つた

篤志家に有難き御沙汰

【二三】畏き邊りでは過ぐる滿洲、上海兩事變に關し多額の私財を獻納した篤志家二千七百四十六名に對しこれを表彰せられる恩召に依り廿五日木杯又は褒狀下賜の御沙汰があつた

△宮城縣 齋藤宗藏以下五名△北海道上七仁作△神奈川縣 釜屋忠道

木杯下賜(各通)

△殿早縣 太田物次郎以下千百四名
△京都府 青田宗一郎以下六百八十一名△奈良縣 和田德兵衛以下三百五十一名△大阪府 寺澤覺兵衛以下百五名△群馬縣 小林四五六以下三百六十三名△鹿児島縣 小倉慶夫以下六十名△宮城縣 中島徳治以下十九名△宮崎縣 上信キツ以下三名
△岡山縣 山本實理雄△樺太 西郷勝圓以下二名
褒狀下賜(各通)

山階宮大妃殿下薨去

【二三】山階宮大妃常子殿下には豫ねてより慢性腎臓炎の爲芝高輪の假御殿にて御療養中であらせられたが廿五日夜御重態に陥らせられ御妹宮に涉らせられる久瀨宮大妃殿下には午後十一時十分瀧谷常盤松の御殿御發急ぎ御參殿、又山階侯、筑波侯、葛城伯、淺野長武氏令夫人安子様等御近親の方々にも相前後して參殿され御病床に御見舞ひあらせられた

【二三】天皇后兩陛下には山階宮大妃常子殿下御重態に陥らせられたる趣きを聞召され御見舞として同夜十二時小倉侍従を高輪の御殿に御差遣葡萄酒一打を下賜せられ同時に高橋侍醫を御差遣厚く御見舞あらせられた、皇太后陛下にも清閑寺事務官を差し遣され御見舞ひ遊ばされた

【二三】(宮内省發表) 故齋藤王妃常子殿下には廿六日午前一時四十五分東京府

東京市芝區高輪西臺町一番山階宮御假寓所に於て薨去せらる

大妃殿下の御ことども

【二三】山階宮大妃常子殿下には、故公爵島津忠義氏の第三女として明治七年二月七日御誕生、明治卅五年十一月廿六日故齋藤王の後妃として山階宮家に御入興あらせられた、先妃故範子殿下が遺棄せられた武彦王殿下、芳隆王(山階侯爵)安子女王(淺野長武氏令夫人)の御三方及大妃殿下が儲けさせられた藤原王(筑波侯爵)藤原王(鹿島伯爵)茂隆王(葛城伯爵)の若宮姫宮方の御母宮で明治四十一年背宮齋藤王薨去遊ばされたからは若宮方の御養育に専心遊ばされた、尙大妃殿下には久瀨宮大妃幌子殿下の御姉宮、皇后陛下の御叔母宮に涉らせられる

【二三】皇后陛下には御叔母宮山階宮大妃殿下薨去あらせられたる爲、二月廿六日より卅日間御喪に服せられ、山階宮武彦王殿下には卅日、久瀨宮大妃殿下には九日間、久瀨宮朝融王殿下には卅日、それ〴〵御服喪あらせられる

【二三】山階宮大妃殿下薨去あらせられたるに於て芝高輪西臺町御假寓所は御悲しみのうちに明けたが廿六日は午前九時半頃から秩父宮、梨本宮同妃、賀陽宮同妃、久瀨宮同妃、閑院若宮妃、李王同妃各殿下方が相前後して御參殿、御弔問あらせられ湯淺内府以下文武大官等弔問者も相續いて伺候した

【二三】廿六日高輪西臺町の御假寓所に於て薨去あらせられた故山階宮大妃常子殿下の御靈柩は、同夜麹町區富士見町の御本邸に哀しく御歸還、久瀨宮大妃殿下を始め御近親の方々にはしめやかな御通夜を遊ばされた、尙御喪儀は来る三日御本邸に依り喪主のことを奉仕することになり、喪儀關係者は廿六日左の如く決定同日午後七時より豊島岡御墓所に於て殿そかな地鎮祭が行はれた

△喪儀委員長 樞密顧問官男爵 鈴木貞太郎
△司祭長 侯爵 西郷 從徳

勅使、御使を御差遣

【二三】故山階宮大妃殿下薨去あらせられたるにつき天皇陛下には廿七日午前十時勅使として徳大寺侍従を、又皇后陛下には同十時十分御使として入江皇后宮事務官を、次いで大宮御所に在はす皇太后陛下にも同十時廿分清閑寺皇太后宮事務官を御使として夫々麹町區富士見町の山階宮御殿に御差遣御弔問あらせられた

正遷移柩の御儀

【二三】御哀しみの山階宮御殿では廿八日夜殿そかなる裡に正遷移柩の御儀が行はれ故齋藤王妃常子殿下の御靈柩は御殿御輿の正寢の間に御移しあらせられた、此の夜故常子殿下の御妹宮久瀨宮大妃殿下を始め秩父宮、閑院宮其の他各皇族方山階侯、筑波侯、葛城伯等御近親の方々何れも喪服にて御參列、大石別當親主のことを奉仕し其の他宮内官等も參列して午後七時半より御儀を行はせられた

【二三】廿六日高輪西臺町の御假寓所に於て薨去あらせられた故山階宮大妃常子殿下の御靈柩は、同夜麹町區富士見町の御本邸に哀しく御歸還、久瀨宮大妃殿下を始め御近親の方々にはしめやかな御通夜を遊ばされた、尙御喪儀は来る三日御本邸に依り喪主のことを奉仕することになり、喪儀關係者は廿六日左の如く決定同日午後七時より豊島岡御墓所に於て殿そかな地鎮祭が行はれた

支 那 事 變

旬 間 大 觀

松井最高指揮官、軍司令官朝香宮殿下、杭州灣上陸軍司令官柳川中將が歸還し新に畑大將が最高指揮官として中支方面に出征した。これは事變が第二段階に入った爲の交代であるといふ。國民がお祭騒ぎに隨はず嚴肅に歸還三將軍を迎へた心構は、そのまゝ歸還部隊にも移さねばならぬ。一方北支の戦局はいよゝ神速果敢に進展し、京漢線方面はあと一息で黄河々岸に到達すべく、山西戦線に至つてはその作戦の玄妙と將兵の忠勇は列國を瞠若たらしめた。紀元節に行動を起してより半月餘にして山西の要害悉く陥り、敵が精銳を誇る國共軍も瞬く間に潰走せしめられ、日章旗は既に南臨汾から西黄河畔の軍渡にまで翻つた。

この間敵空軍は初めて臺灣を襲つた。へボ將棋が詰められる瀬戸際に無意味な玉手を一度だけ試みるのと一變、齒牙にかけるに當らないが、日本最初の空襲に沈滞だつた島民の態度こそ毫に意を強うするに足り。

閑院若宮殿下第一線より御歸還

北京【二三】閑院宮春仁王殿下には京漢線方面の敵に一齊攻撃と同時に同方面の第一線にて幕僚勤務に就かせられ、連日御精勵遊ばされたが、十四日間の御任務を御完了、廿四日〇〇に御歸り遊ばされた、殿下の御精勵ぶりは將兵一同感激申上げるところであるが特に廿四日は早朝より道清線最前線にある部隊本部に御進み遊ばされ、聯絡の重大御任務を果させられ、最前線にある將兵は御勇壯活潑なる殿下の御英姿に接し士氣頓みに揚り、勇躍頑敵の掃蕩に當つた

平生氏北支派遣顧問受諾

【二三】北支派遣顧問就任の交渉を受けた平生氏三郎氏は廿一日午前十時卅分

白鳥公使渡支

【二三】白鳥敏夫公使は中支北支の現狀視察のため廿五日午後三時東京驛發富士

陸相奏上

【二三】杉山陸相は廿六日午後葉山御用邸に於ける軍狀奏上に侍立した後單獨にて天皇陛下に拜謁仰付けられ所管事項につき奏上御下問に奉答し午後五時卅分東京驛着歸京した

畑最高指揮官各國司令官と會見

上海【二六】(上海軍午後四時半發表)畑最高指揮官は廿八日午前十一時米國アジヤ艦隊司令官ヤネル大將をイサベル號に訪問せり、又午後四時半陸軍武官の官邸に於てイタリヤ、フランス、アメリカ各國軍司令官と儀禮的會見を行へり

戦死將校氏名

【二三】原隊發表 ○〇方面に戦闘中戦死せる將校左の如し

▲高橋部隊

少尉 宮下 新一(三重縣)
【二三】原隊發表 濟寧西方田家庄の戦闘に於て戦死せる將校左の如し

▲沼田部隊

少佐 富澤 弘(宮城縣)
中尉 能勢 毅(津山市)
少尉 中野 進(姫路市)

【二三】〇〇部隊公電 廿二日北支支ヨウセイヨウ附近の戦闘に是て戦死せる將校左の如し

▲〇〇部隊

少佐 荒井 豊吉(長野縣)
【二三】原隊入電 京漢線總攻撃に於ける戦死將校左の如し

▲森田部隊

少尉 三橋孝三郎(神奈川縣)
【二三】廿二日より廿三日に亘る萬

縣城攻撃に對し戦死せる將校左の如し

▲片野部隊

大尉 釜田清四郎(鳥取縣)
【二三】原隊發表 ○〇方面に於ける戦死將校左の如し

▲沼田部隊

大尉 山内日出男(東京市)
【二三】山西省鑿石方面の戦闘に於て戦死せる將校左の如し

▲山根〇〇部隊

隊長 山根一雄(山口縣)
【二三】海軍少佐森圭作氏戦病死【二三】〇〇艦長海軍少佐森圭作氏は出征中病魔に胃され横須賀海軍病院に後送加療中であつたが廿四日逝去した、危篤に陥ると共に中佐に進級

戦死將校進級

【二三】南京攻略戦において壯烈な戦死を遂げた將校九十九名は夫々進級の旨廿一日發表された、主なるもの左の如くである

事變第二段階に入る

上海【二三】(上海軍當局談)去る一月十六日に於ける帝國政府の聲明に基き軍は作戰目的を貫徹するため飽くまで長期戰遂行を決意し過激來各改編を行ひつゝあつたが最近遂にその完結を見た、茲に過去半歳に亘り赫々たる戦績を残し功成り遂げた松井大將を送ると共に新軍司令官畑大將統率の下に新情勢に即應する體勢をとることとなつた、斯くて中支に於ける大目的の貫徹を期するための牢固なる帝國政府の方針に基き愈々事變第二次の段階に入った譯である、支那民衆及び第三國人に對しては帝國政府並びに前軍司令官屢次の聲明の趣旨を尊重繼承することは勿論である、軍は重ねて世界各國

任陸軍騎兵少佐 竹本 守美
任陸軍騎兵大尉 水田 唯一
同 藤原桂一郎
同 尾野 達

任陸軍工兵少佐(各通)
任陸軍航空兵大尉 是久 康彦
任陸軍航空兵少佐 篠田 省三
任陸軍軍醫少佐

三將軍交代歸還

大本營陸軍部發表
【二三】(大本營陸軍部廿三日午後二時發表)上海方面最高指揮官松井大將、軍司令官朝香中將宮殿下、杭州灣上陸軍司令官柳川中將は交代歸還を命ぜられ、陸軍大將畑俊六新に同方面最高指揮官に親補せられたり

任陸軍歩兵大尉 相馬 勝美
任陸軍砲兵大佐 德江鎮雄△
同 岡部悳△同竹馬馨一△同
同 田坂千里△同兒森高槌△同
信澤清三郎

任陸軍歩兵中佐(各通)
任陸軍砲兵少佐 成瀬 薫
同 永山 在知
任陸軍砲兵中佐(各通)
任陸軍砲兵大尉 水野 角市
任陸軍歩兵少佐

任陸軍歩兵中佐 東宮 鏡男
任陸軍砲兵中佐 相馬 勝美
任陸軍砲兵大佐 相馬 勝美

任陸軍砲兵中佐 相馬 勝美
任陸軍砲兵大佐 相馬 勝美

任陸軍砲兵中佐 相馬 勝美
任陸軍砲兵大佐 相馬 勝美

任陸軍砲兵中佐 相馬 勝美
任陸軍砲兵大佐 相馬 勝美

任陸軍砲兵中佐 相馬 勝美
任陸軍砲兵大佐 相馬 勝美

任陸軍砲兵中佐 相馬 勝美
任陸軍砲兵大佐 相馬 勝美

任陸軍砲兵中佐 相馬 勝美
任陸軍砲兵大佐 相馬 勝美

任陸軍砲兵中佐 相馬 勝美
任陸軍砲兵大佐 相馬 勝美

任陸軍砲兵中佐 相馬 勝美
任陸軍砲兵大佐 相馬 勝美

任陸軍砲兵中佐 相馬 勝美
任陸軍砲兵大佐 相馬 勝美

任陸軍砲兵中佐 相馬 勝美
任陸軍砲兵大佐 相馬 勝美

任陸軍砲兵中佐 相馬 勝美
任陸軍砲兵大佐 相馬 勝美

が軍の抱懐する意圖を諒しその使命に就き充分なる理解を高め而して事感の推移を静観し國交の更に敦厚ならんことを希んで止まぬ次第である

三將軍、軍狀奏上

【二六】赫々たる武功を擔つて廿五、六の兩日帝都に晴れの歸還をした上海方面軍最高指揮官松井大將、軍司令官朝香中將、副官柳川中將、杭州海上陸軍司令官柳川中將の三將軍は廿六日午後零時五十二分東京驛發電車で葉山御用邸に伺候異くも大元帥陛下に拜謁仰せつけられ具さに軍狀を奏上し奉つた、大元帥陛下には午後二時半御軍服にて宇佐美武官長を従へさせられて出御、閑院參謀總長宮殿下、杉山陸相待立申上げ、松井最高指揮官、朝香中將宮殿下、柳川中將に拜謁仰付けられ、三將軍は感激一入深く御前に參進松井指揮官より順次約一時間の長きに亘つて具さに軍狀を奏上、陛下にはいと御満悦の御面持にて御熱心に御聴取遊ばされ優渥なる御慰勞の御言葉賜ひ更に各幕僚等にも賜謁天機麗しく入御あらせられた、なほ長き邊りでは三將軍に對し御紋付銀花瓶一對を、參謀長塚田少將には同一個を下賜せられてその勞を頌はせられた、かくて御前を退下された閑院參謀總長宮朝香中將宮兩殿下を初め松井、柳川兩將軍、杉山陸相等は湯淺内府、松平宮相、百武侍從長、宇佐美武官長等と共に長き思石から御下賜の鶴と冷酒に輝く御稜威を祝し奉り深き御仁慈の程に感激恐懼申上げつゝ午後四時御用邸を退出、同十八分返子驛發歸京した

松井前最高指揮官談

【二六】松井前上海方面最高指揮官は廿六日午後葉山御用邸に伺候、軍狀奏上をなした午後五時十七分東京驛着にて歸京したが東京驛貴賓室にて内地凱旋後始めて記者團と會見左の如く語つた
廿五日半振りに歸つて来て門司以來沿道は勿論東京に於ても官民の熱誠なる歡迎を受けて私としては寧ろ非常なる苦衷で、これに感謝する言葉を知らない、今日は葉山御用邸に伺候して親しく天皇陛下に拜謁仰付けられ昨年拜命以來在任中の経過並にその後の状況を具さに奏上した、殊に自分の統率宜しきを得ぬため陛下の忠勇なる將兵を多數失ひましたことを深く御詫ひ申上げたにも拘はらず陛下には却つて御慰勞の御言葉さへ賜り將兵の忠節を御嘉賞あらせられ優渥なる勅語を賜り私として誠に恐惶感激に堪へなかつた、私は心中秘かに決する所あつたが幸運にも身命を全うして歸つたがこの上とも粉骨碎心量恩の萬一にむくひ奉らんことを奉答した、國民諸君に對してもくれぐれも宜しく傳へて貰ひたい
三將軍任務報告
【二六】前上海方面最高指揮官松井大將軍司令官朝香中將宮殿下、杭州海上陸軍司令官柳川中將は廿八日午前十時半參謀本部に登壇、總長室に於て閑院參謀總長宮殿下並に杉山陸相に約半時に亘る上海及び中支在任中の状況を約半分に分けて報告、總長宮殿下より有難き御慰勞の御言葉を賜り、終つて三凱旋將軍は陸相官邸に赴き杉山陸相、梅津次官、多田參謀次長、參謀本部各部長、陸軍省各局長列席シヤンパンの杯を擧げて歡迎を受け歡談して辭去したが、これにて松井大將並に柳川中將は今回の重大任務を終了した

凱旋部隊原隊へ

▲田村、鈴木、菊池、松田各部隊【二三】故國に凱旋の第一歩を印し〇〇港に上陸した田村、鈴木、菊池、松田各凱旋部隊は官民の熱誠な歡迎を受け特別仕立の凱旋列車に分乘一路原隊に向つた
▲中村、西田、田中、三由各部隊【二四】歸還部隊の第二陣中村、西田、田中、三由各部隊は堂々市中行進し〇〇驛及び〇〇驛より各々懐しの原隊に向つた
▲小川部隊【二五】江南の戦線に赫々たる武功を輝かした小川部隊は廿五日田中中將外軍官民代表者多數の感謝と歡迎の裡に〇〇驛着、懐しの兵舎に輝やく武裝を解いた
▲村野部隊【二六】北支並に江南の野に轉戦武勳に輝やく村野誠一部隊長以下〇〇名は〇〇日東京驛着列車で帝都に凱旋
▲内田、野島、家原、小林、小畔、長岡、白倉、片島、高橋、小川、松宮各部隊【二七】〇〇日〇〇に入港した内田、野島、家原各部隊に次いで午後には小林、小畔、長岡、白倉、片島、高橋、小川、松宮の各部隊が颯爽と歸還、盛んな歡迎を受けた後〇〇驛發列車で各原隊に向け一路歸還した

對支國策

對支事務局設置決定

【二六】北支及び中支方面の安定化に伴

ひ該地方の産業投資其他對支行政事務の統合指導に當るべき中央機關の創設に就ては企畫院に於て具體案の立案を進めてゐるが、この程に至り當初の(一)外務省の東亞局及び文化事業部並に對滿事務局を統合せる東亞事務局案(二)外務省の外局として單に對支經濟關係のみを處理する對支經濟事務局案の二案を棄て、對滿事務局と並んで内閣に直屬する「對支事務局」を設置することに四月早々設立委員の任命を待つて直に準備に着手する段取りとなつた、而して右對支事務局案の骨子は
一名稱 對支事務局と稱す
一 對支事務局は内閣に直屬し總裁は親任官とす
一 對支事務局は各省對支行政事務の統一保持に關する事務を處理す
一 對支事務局は北支産業開發株式會社及び中支産業開發株式會社の業務の監督をなす
と言ふのであり、文化事業の管理を避けて純然たる産業經濟關係の處理機關とすることに方針決定した
北支交通通信の統制方針
北京【二六】北支の交通々信事業は所謂統制事業として近く設置さるべき日支經濟協議會の指導統轄の下にその整備、經營、建設を圖る方針で目下關係方面との間に之が具體的準備を進めて居るが北支の交通々信事業統制方針に關する關係方面の意向は大體左の如くである
△交通
一 鐵道 差當り既設線の改良整備を爲すと共に經濟發展の上に必要なる新線の建設を行ひ將來北支資源の開發、産

業の繁榮に大いに寄與する爲め具體的建設計畫を進める、而してその運用は日支合辦の形式によつて行はれる筈
一 海運 滿鐵新築は鐵道建設計畫と併行し候補地、規模その他に付慎重に具體的調査を進めて居る
一 海運 北支の鐵道と海運を一元化するか或は個別にするかは北支の實情に即して目下研究中であるが海運會社の濫立、競争を避け或る種の統制を加へるものと見られる
一 自動車道路 自動車道路を鐵道既設線及び豫定計畫線と競争させぬ様一定の計畫の下に開設し主要なるものは統制するもその他は一般の進出を自由に認める豫定と見られる
△通信
一 電信 北支の電信事業は去る一月一日河北電政總局の創立と共に電話一切の事業を經營して居るが將來は何れ日支合辦の事業として大いに日本の技術と資本を利用して面目を一新せしめる筈である
一 放送事業 現在日本放送協會の手により雙橋無線より大電力放送が行はれて居るが近く更に電力を増大して北支に於ける中心放送局となし尙濟南、石家莊、太原等各地の放送局も地方分局として放送開始の豫定である
一 郵政 日滿支一體の原則により郵政局の爲替及び貯金業務の規則及び内容を改善し相互間の郵政連絡を緊密ならしめる

山東省戰況

新泰西方の敗殘兵撃破

濟南【二三】廿三日正午新泰守備の我が○部隊は新泰西方七キロの井庄及び王家寨附近に蟄居してゐた約三百の敗殘兵を討伐、午後五時半之を撃破、敵は死體約廿數個を遺棄敗走した

東北地區掃蕩戰

▲敵遊撃隊四離滅裂 青島【二三】山東東北地區萊州、沙河、昌邑方面の山岳地帯に蟄居し良民を苦しめて居た張步雲の率ゆる遊撃隊は我が沖快速部隊から縱横に追ひまくられ膠濟鐵道を越えて南方に潰走せんとすれば鐵道沿線の我が警備隊に撃退され食糧の補給も出せず絶體絶命の窮地に陥り隊長張步雲の威令全く行はず四離滅裂となつてゐる

▲山岳地帯の敵全滅 青島【二三】沖部隊は山東東北地區山岳地帯に散在する敵敗殘兵五千の遊撃隊を諸所に於て撃破しつゝあるが、廿二日その主力部隊を黃縣附近に追込み完全に包圍して猛攻交戦二時間にして全滅的打撃を與へ多數の武器彈藥を鹵獲した、斯くて山東東北地區は勇猛果敢なる皇軍の手により近く肅清を見んとしてゐる

東南地區掃蕩戰

▲莒縣占領 濟南【二三】膠濟線以南の東部地區に行動を開始せる我が快速各部隊は廿二日拂曉山東東南地區の要害青縣及其他の要地を占領して山東戦局の一大躍進を見るに至つた、即ち片野部隊の先遣部隊は十九日濰縣を出發得意の快速を

以て安邱を陥れ各所の敗殘兵土匪を掃蕩しつゝ沂水街道を南方に進撃、竹の内部隊は廿日招賢鎮(莒縣北方十四キロ)に約二千の敵を撃滅して夕刻同地を占領した敵は支那海軍陸戰隊、青島保安隊等の敗殘兵一溜りもなく潰走した一方廿日濰縣に出發した片野部隊主力は同夜招賢鎮に到着廿一日再び南方に進撃前面數百の殘敵を掃蕩しつゝ破竹の如く進撃し廿二日拂曉要害莒縣城に日章旗を掲げた、なほ岡本部隊は十八日蕪峪を出發、石山々脈を横斷、稜嶺關附近に二千の敵と壯烈なる山岳戰を展開してこれを完全に殲滅敵の遺棄死體百六十餘、同部隊は續いて猛進中である、かくて突如神速な移動によつて沂州にある龐炳勛三十九師は東西より挾撃の形となり更に徐州及び瀋陽線東方をも脅威するに至つたので海州徐州間の四川、廣西各軍は周章動搖を來してゐる

▲沂水占領 濟南【二三】山東省南部地區を進撃中の岡崎部隊は廿三日沂水を占領、更に殘敵を掃蕩しつゝ猛進し本廿四日午前十時十分苗家區(莒縣西南方)を占領し引續き泥濘路を貫しつゝ沂州街道を南方へ向け猛進中である

▲沂州街道を南進 濟南【二三】山東省東南地區を進撃中の岡崎部隊及び片野部隊は鋒を揃へて破竹の勢で沂州街道を猛進しつゝあり沂水を陥れた岡崎部隊は沂河に沿つて各所の殘敵を撃滅しつゝ進撃廿六日葛溝鎮北方の李家庄に於て約四千の敵大集團と衝突猛烈な激戰を展開する事九二日に及び遂に食糧彈藥の不足を來たさんとしたが急を知つた○機が上空よりこれらを投下してこれに勢ひづき廿

八日朝に至り遂に敵を撃退、敵は死體多數を遺して南方に退却し岡崎部隊は尙勇躍これを猛進中である、一方莒縣を攻略した片野部隊は廿七日朝莒縣南方十八キロの李官庄に於てこれ又有力なる敵大部隊に遭遇激戰のち廿八日朝完全に敵を撃滅し岡崎部隊と並行し疾風の如く進撃を續けてゐる

☆津浦沿線戰況

泗水、蒙陰附近掃蕩

▲日照占領 青島【二三】○軍は廿二日午後八時山東南部海岸の要地日照を占領、城内に在つた敵は第百十二師の約千五百名で我が猛攻に海州方面に潰走した

▲敵軍金郷へ退却開始 兗州【二三】沼田、長野兩部隊は廿三日重田○部隊と空よりする内田荒鷲部隊の協力の下に引續き嘉祥一帶の敵第廿二、八十一兩師に猛撃を加へてゐるが敵は此の空陸よりする我が十字火を浴びて終に崩立ち廿三日午後一時五十分嘉祥を放棄し南方に向つて潰走一月以來構築しつゝあつた金郷の陣地に向け退却を開始した、長野部隊は此の敵の側背を衝くべく沼田部隊と密接なる連絡を保ちつゝ進撃を續けてゐる

嘉祥占領

▲沼田、長野兩部隊猛進 濟南【二三】安居鎮の敵陣を屠つた沼田部隊は前面の敵を撃破しつゝ猛進し廿日午後六時頃嘉祥の第一線たる新桃河(安居鎮と嘉祥の間)の線に達し廿一日朝これを奪取、更に山東軍の蟄居する運河西側地區を突破猛進を續けて居り嘉祥縣城の陥落も目睫に迫つた、一方長野部隊は頑強なる敵の抵抗を排除して沼澤地帯の泥土に腰を没しつゝ勇猛果敢に前進を續け廿日午後四時半頃馬鳳屯の南方一帶の陣地に

據る一千の敵を撃破し敵は死體四百を遺棄して潰走長野部隊はこれを急進中である、かくて長野、沼田兩部隊は山東軍の重要據點を手中に收め敵は蔣介石の抗戰命令にも拘はらず我が威威に怯え全線に亘り大混亂を來してゐる

▲附近要地奪取 濟南【二三】濟寧西方の要地嘉祥に向つて肉迫中の沼田部隊は必死の抵抗を試みる敵に對し猛攻を加へてゐるが廿二日朝遂に敵の嘉祥南方の要地田家庄(譯音)を占領した、又長野部隊は同じく廿二日早朝馬家庄(譯音)の南角を確保した

▲敵軍金郷へ退却開始 兗州【二三】沼田、長野兩部隊は廿三日重田○部隊と空よりする内田荒鷲部隊の協力の下に引續き嘉祥一帶の敵第廿二、八十一兩師に猛撃を加へてゐるが敵は此の空陸よりする我が十字火を浴びて終に崩立ち廿三日午後一時五十分嘉祥を放棄し南方に向つて潰走一月以來構築しつゝあつた金郷の陣地に向け退却を開始した、長野部隊は此の敵の側背を衝くべく沼田部隊と密接なる連絡を保ちつゝ進撃を續けてゐる

▲遂に嘉祥略奪 兗州【二三】沼田、長野兩部隊は廿三日朝來濟寧西方の要害嘉祥の敵に對し猛攻を加へつゝあつたが同日午後二時遂に之を占據した、敵は金郷、單縣に向け雪崩を打つて潰走中

▲嘉祥城内の殘敵掃蕩 兗州【二三】長野部隊の先鋒隊は濟寧西方の要地嘉祥城に突入、廿五日午後五時十分完全に城内の殘敵を掃蕩し各城門、城内各機關に日章旗を飄たし、かくて濟寧嘉祥を運べる線の北方にある敵第廿二、八十一の兩師は退路を遮斷され大恐慌を呈してゐる

▲敵ダムダム彈使用 兗州【二三】沼田長野兩部隊の精銳によりさしも頑強を極めた山東軍も嘉祥の堅陣を捨て、金郷に向つて潰走したが、この際敵は車怯にも我に向つてダムダム弾を浴せ更に我が軍が附近一帶の陣地を占領した時の如き二百數十名の敵兵が無慘にも鐵鎖に連がれ哀れにも戰死を遂げてゐた、この支那兵達は囚人用の鐵鎖による行動の不自由のため逃げるに逃げられず已むなく猛射を浴せてゐたものである

更に進撃

▲兗州【二三】濟寧西方の頑敵を屠つた長野部隊は勇躍前進を續け廿四日午後六時五十分終村堡を占領し又沼田部隊はその後方たる新桃河附近にあつて濟寧嘉祥を連ねる進路の北方に蠢動する敗殘兵を嚴戒中である

京漢線戰況

▲北京【三六】紀元の佳節を卜して一齊に行動を開始した京漢線並に山西作戰の我軍は隨所に頑敵を撃退殲滅しつゝ破竹の勢を以て前進を續け既に京漢線一帶、南部山西の樞要地の大牛を攻略したが京漢方面の戰況は次の通りである

京漢線方面に於ては森田、遠山、石黒各部隊の猛攻は隨所に宋哲元指揮の新編第一軍を完膚なきまでに破滅させ湯陰、宣漢鎮、淇縣、衛輝、輝縣の各陣地を迅風枯葉を捲くが如く攻略、敵が最重要據點

として死守せんとした新郷の堅陣は巧妙無比なる戦術により朽ちた巨木を倒すが如く之を崩潰せしめ轉じて道清線の頑敵殲滅戦に移つては獲嘉、修武、獅子營、焦作、清化鎮と連戦連勝した、一方大名方面より京漢線東方地區の掃蕩に當つた坂西部隊は南京、清豐、濮陽、長垣、豐邱、陽武、原武、武陟を攻略して一瀋千里京漢線東側地區の敵掃蕩に成功し懷慶、孟縣濟源の占據によつて黄河以北の河南省を全く平定するに至つた、しかも石黒部隊は勇躍省境を突破して山西省に進入、新に山西作戰部隊と協力して東南部より敵を壓迫しつゝある

濟源占領

▲彰德【二三】遠山部隊は廿二日夕刻濟源を占領した、濟源は懷慶の西方八里に位置し自動車道路の終點で黄河左岸の要地である

孟縣に進入

▲北京【二三】石黒部隊は廿二日午前十時黄河南岸孟津方面に潰走の敵を制壓しつゝ北岸の要衝孟縣に進入した、これによつて我が京漢線作戰部隊は黄河以北河南省の要衝を悉く占據したわけである

山西省境突破進撃

▲北京【二三】京漢、道清鐵道を完全に制覇前進中の石黒部隊は南部山西省境の險を突破して同蒲線上の敵を南北より挾撃すべく勇躍進撃を開始した

省境附近の殘敵掃蕩

▲北京【二三】懷慶、澤州街道にある山西省境大口村附近の敵を夜襲し廿四日夜半之を掃蕩した石黒部隊は引續き前進、廿五日午前十時大口村北方三キロの油房頭附近の敵を撃破更に北方七キロの天井關による敵を制壓、省境附近一帯の殘敵を掃蕩しつゝ進撃中である

敵兵匪歸順

▲彰德南方で三千 彰德【二三】大野部隊の先頭部隊は廿二日午後四時老子集(彰德南方十里)に於て三千の土匪に遭遇したが、既に皇軍の威力に戦意を喪失した彼等は銃火を交へる必要もなく降服し來つた

京漢線西方で一萬

▲彰德【二三】河南省北部京漢線西側地區にある林縣に立籠る華玉推の率ゆる千二百、輝縣附近にある申諭光(譯音)の率ゆる千五百、孫壽誠

の率ゆる二千、又大行山脈内に潜む石烈配下の四千の土匪は何れもこの程我軍に歸順を申出でた、尚懷慶附近の大部隊の土匪も食糧に窮し投降して來た

正局壇(涉縣の西方一里半)

▲彰德【二三】にあつた孫殿英麾下の騎兵一千名は廿四日白旗を掲げて涉縣の我が軍に投降した

山西省戦況

▲太原【二三】皇軍の進む所終に敵なく敵が死守を揚言した山西の要害も膽も崩れつつあるが、山西敵軍の編成配備は大體次の如くである、即ち同蒲線を中心として中央、右翼、左翼に分れ中央部隊は衛立煌を總司令とし、九、十四、十五、十七の四師より成る中央軍及び八十五、十九の兩師、騎兵第一師より成る山西軍及び共産軍等兵力約八、九萬より成り同蒲線を死守してゐるもので、右翼部隊は朱德を總司令に彭德懷を副司令とする第三軍九十四師の中央軍百六十九師及び十七師の陝西軍、四十七師の四川軍、百廿九師、廿師及び第十五師の一部より成る共産軍等の七、八萬の兵力より固められ又左翼部隊は何柱國を總司令とする舊東北軍七十一師及び獨立第六旅より成る山西軍等六、七萬の兵力より成つてゐるもので之等敵軍は我が軍の行動開始前まで堂々陣形を保つてゐるが我が軍の太原、榆次方面よりの壓迫に依り漸次退却南下して中央は既に同蒲線上霍縣を破られ臨汾及び

西方黄河に向け敗走中である、右翼軍は榆次方面より進撃した我軍の空陸よりの猛攻により殲滅的打撃を蒙り附近山中に遁入して全く戦意を喪失し更に左翼軍は太原方面より進撃の我〇〇部隊の爲既に汾陽、中陽、離石の山西西部要衝を占領されその主力は早くも西方黄河を渡り陝西省に逃げ込みこゝに全く陣形一變し、これが爲に京漢線の宋哲元軍は必死に我軍の南進を阻止せんとせしも遂に我が猛威に抗し得ず空しく一蹴さされてしまつた、斯くて東西南北より我軍の猛攻と空の精銳部隊の爆撃下に敵廿五萬は全く窮地に陥りその全滅は今や時間の問題となつた

▲北京【二三】太原附近より進撃を開始した長澤、佐々木その他の精銳は行く行く既設陣地により頑強に抵抗する敵を制壓しつゝ清源、交城、交水、汾陽の線を運ぐ太原盆地西南要衝を占據、廿一日を期し一齊に西進を開始し連枝山山脈の險峻要地を擁して反撃態勢を整へつゝあつた山西中央、共産各軍の殲滅戦に移り山家莊、吳家莊、翟家莊その他山岳陣地の敵を掃蕩遂に共産軍の陝西、山西通路たる離石、中陽の堅陣を攻略した、一方榆次附近の殘敵を掃蕩して勇躍前進を開始した森本、鈴木、岡崎、小林、鯉登の各部隊は太谷、祁縣、平遙、介休、孝義の線を運ぐ要衝悉くを拔き、太原盆地を平定した後

小林、鯉登並に他の有力部隊は靈石西方山岳地帯に進入、大麥郊鎮、双池鎮、川口鎮、石口鎮、吳家鎮等の

要地を占める頑敵と猛烈なる山岳戦を展開、夜襲、奇襲等果敢な攻撃を以て之等を占領遂に西部の要衝臨縣を陥れ更に連枝山山脈の險に沿つて一路南下汾河流域平地より進軍せんとしつゝある敵の退路を遮断之に殲滅的打撃を與へんと待機中である、一方戰略上必要なる要地を占領し靈石攻略の態勢を整へた我軍は廿四日拂曉より靈石總攻撃を開始、反撃する敵と猛烈なる激戦を展開しつゝ逐次之を制壓遂に廿五日後敵陣地を突破之を南方に急追、廿七日朝息つく暇をも與へず潰走する敵を追尾して靈縣、臨汾を占據敵を潰滅に瀕せしめた、斯くて紀元節を期して行動開始の我が軍は二旬ならずして山西の要衝大部分を攻略するに至つたものである

☆靈石・臨汾攻略

中留占領

▲彰德【二三】工藤部隊は廿一日午後六時屯留潞安西北方四十キロを占領、引續き敗走する敵を急追してゐる

靈石外廓陣地奪取

▲大麥郊鎮夜襲 介休【二三】鯉登部隊及び赤間部隊の一部は十八日大麥郊鎮の敵に對し壯烈なる夜襲を敢行、三千の敵に殲滅的打撃を與へた

更に西南方へ

▲介休【二三】白壁關、大麥郊鎮の敵を逐次殲滅した鯉登、木島兩部隊は大麥郊鎮西南方廿キロの地點に集結せる揚三全の率ゆる敵を殲滅すべく

▲懷慶占領 北京【二三】(廿二日午後二時軍司令部發表)
一 道清鐵道に沿ひ進撃中の我が部隊は滌治安軍數千を殲滅し廿一日午後五時頃懷慶(沁陽)を占領せり、
二 汾陽附近にありし我が部隊は廿一日一齊に西進を開始せり
▲宋哲元生死不明 彰德【二三】懷慶は宋哲元が最後の抵抗を試みんとした要地だけに二重三重の塹壕數百のトーチカを廻らし流石堅固な陣地であつた、敵將宋哲元は前日まで城内に居たと言はれてゐるがその生死は不明である、城内の敵遺棄死體は千餘、その他迫撃砲廿門、重機關銃廿門を鹵獲した、殘敵は黄河に沿ひ逃げ延びんとしたが之をまた我が荒鷲群の餌食となつて潰滅して了つた

進撃を開始した、羽鳥大尉は高瀬子を抜いて正面を衝き又神田、高田、本田の各部隊は迂廻して敵の退路を遮断、廿一日朝來猛攻を續けてゐる

▲川口鎮占領 太原【二三】敗敵追撃中の我が高木部隊は廿一日午前早くも川口鎮東方約十五キロの地點まで肉薄敵を壓迫中である

彰德【二三】○部隊の一部は廿二日拂曉敵の大部隊が蟻踞せる川口鎮（介休西方十五里）を攻撃猛烈な撃戦の後遂にこれを陥落せしめた、敵は多數の死體を遺棄して西方山中に遁走した

▲双池鎮占領 彰德【二三】廿二日午前十一時五十分○部隊は山西省中部介休の西方要地双池鎮を占領した

▲石口鎮附近の敵撃滅 彰德【三五】○方面より逐次敵を攻撃しつゝ前進を續けてゐた鯉登部隊は廿三日午前九時石口鎮（靈石西方十五里）に於て約五百の敵を撃滅したが、この時石口鎮の東北方後谷村附近から約四千の敵大部隊が現はれ攻撃し來つたので鯉登部隊は直ちに之れを猛攻敵は遺棄死體千餘を遺して潰走した、この敵は中央軍第六十八、第八十、第七十一の三ヶ師及び獨立第一、第二、第三、第八各旅の一部で裝甲自動車有し戦闘は頗る猛烈なものであつた

▲敵大軍退却開始 太原【三五】同蒲線に沿ひ猛進中の我が山根○先遣部隊は廿五日午前早くも靈石に肉薄、敵は同部隊正面に漸次兵力を増強し六ヶ師の大軍は靈石附近の峻嶮なる山地を利用して頑強に抵抗を續けたが、山根部隊は山嶽航空部隊の○機と協力して空陸よりこれに猛攻を加へたため敵は遂に大動搖を來たし南方に向け退却を開始した

▲靈石占領 彰德【三五】廿五日午後四時我が山根部隊は山西陣地の心臓部たる靈石を占領した

▲激絶を極めた大攻略戦 彰德【三六】靈石を中心に堅陣を布いてゐた敵は第二戰區副總司令衛立煌の指揮する中央軍の精銳十一ヶ師でさすがに宋哲元、石友三等の雜軍とは桁違ひに質がよく蔣介石の嚴命により廿二日以来徳氣にも我に向つて全軍攻撃に出で彼我兩軍は隨所に遭遇する所で火の出る様な激戦が演ぜられ今次事變中でも特筆すべき本格的な大戦闘が展開された、廿三日朝我が鈴木部隊が靈石東方六キロの地點に進出した際二ヶ所より敵大軍殺倒し來りその勢侮るべからず之を見た山根○部隊は直ちに鈴木部隊に協力すべく峻嶮を攀ぎ言語に絶する困難を克服して靈石東方十四軒の凹地に到着するや高地反對側へ待ち伏せてゐた敵は突如足元からワツと襲撃我軍は砲を放つ間もなく山根部隊長以下砲車を守りつゝ刀を抜いて渡り合ひ凄絶無比の白兵戦は朝から正午過ぎに及んだ、部隊長は阿修羅の如く奮戦の後壯烈な戦死を遂げたが遂に之を撃退した、夜に入れば敵は夜襲に次ぐ夜襲を以て星空の下に徹夜襲來中にも靈安村（靈石北方八軒）に於て四千の敵と猛烈なる夜襲戦を演じ物凄い戦闘の後には熾滅的打撃を與へ敵は二千の死體を遺棄して靈石に潰走した、明くれば廿四日鈴木部隊が靈石東方十キロの地點に進撃するや敵はこの要地を奪はれまいと必死の抵抗を試みたが一步も引かぬ我が進撃と砲撃に午後二時に至りさしもの敵もジリジリと退却し、やがて夕暮に於てドツと崩れ立つた、敵の死傷算なく死屍は累々として野を埋めた、同時刻頃

山根部隊は前夜の餘勢を驕つて靈石間近に迫つた、之よりさき敵陣地の左翼方面に行動してゐた小林部隊は大なる抵抗も受けず廿四日拂曉靈石西南の要地馮村に進み、その南面より二、三千の敵が現れたので之に全面的打撃を與へ更に追撃して敵陣の中核部を衝く可く前進中、その後王家庄の邊より約五千の伏兵が現れ背後を衝かんとしたが、小林部隊は之を逆撃し約一千の敵を殲し更に猛進を續け前後二回の遭遇戦を経て廿五日未明より逃げる敵を急追して靈石南方の要衝靈縣目が敵の側背に殺倒するの態勢を示した、斯くて靈石の敵を左右兩翼より包圍するの陣型を形成した我が軍は正面よりする猛烈果敢なる攻撃を續行し各部隊總進撃を敢行した結果さしも頑強に抵抗した約十萬に近い敵軍も浮立ち廿五日夕刻遂に第一線陣地を放棄後方に向つて雪崩を打つて敗走を開始した、二日間巨砲砲撃白兵戦に勢があつた我が軍は逃げる敵を急追、南方二里の第二陣地に據つて抵抗を續ける敗殘部隊を追撃、目下後方に向つて一齊退却の敵に最後の止めを刺すべく全力を傾注してゐる、敗殘の衛立煌は早くも臨汾方面に退却、同方面に於て再度陣容の建直しを行ひ反撃を試みんとするが、既に靈石の堅陣ですら一敗地に墜れた麾下の山西、中央、陝西各軍がたとへ臨汾の陣地に於て再度の抵抗を試みんとするも所詮積弊の挽回は困難で山西省南部に蟻踞の黨國軍が全面的に潰滅に陥るのも旬日を出でざるべく軍閥永年の権取に疲弊した全山西省に更生の喜びを見るのも遠くはないであらう

▲影しき鹵獲品 彰德【三六】去る廿五日靈石陥落の激戦及び廿七日までの進撃に於ける敵の損害は左の如くである

○部隊正面の敵遺棄死體一萬二千、負傷者三萬を下らず

鹵獲品 小銃五百、迫撃砲十門、輕機關銃百廿、小銃彈約百五十萬發、手榴彈五千發、貨車六輛、枕木二萬本、糧秣メリケン粉三千袋

▲山西作戦半ば完成 北京【三六】山西省の要衝靈石の堅陣を突破し廿五日夕刻以降引續き追撃續行中の我軍は逐次靈石南方の敵陣地吳家嶺（陝西東北方二里）仁義鎮（靈石南方二里）その他を略して敵を南方に急追中である、即ち靈石の敵陣正面に展開一齊に猛撃を開始した鈴木木島、森本の各部隊は怒濤の如く道風の敵背後に殺倒息をもつがせぬ猛射を浴せて敵に大打撃を與へ廿七日靈石に次ぐ要衝靈縣を占領した、一方同蒲線西側の山岳地帯を進撃敵側陣地を風潰しに制壓して連枝山脈の峻嶮に沿ひ敵の側背に迫つた小林、鯉登の各部隊の進出は同蒲線東方大行山脈を突破府城鎮方面より敵の後方を扼すべく急進中の中村部隊の進出と相俟つてその退路を全く封鎖するの陣形を完成袋の鼠となつた敵が果してこの頑勢を挽回し反撃の態度に出で得るかどうかは全く疑問である、恐らく靈石霍縣と矢繼早やに要衝を喪失した敵は陣容建直しの暇もなく潰滅の運命を迎る以外に途はないと見られる、斯くて靈石、

▲靈石占領 彰德【三五】廿五日午後四時我が山根部隊は山西陣地の心臓部たる靈石を占領した

▲激絶を極めた大攻略戦 彰德【三六】靈石を中心に堅陣を布いてゐた敵は第二戰區副總司令衛立煌の指揮する中央軍の精銳十一ヶ師でさすがに宋哲元、石友三等の雜軍とは桁違ひに質がよく蔣介石の嚴命により廿二日以来徳氣にも我に向つて全軍攻撃に出で彼我兩軍は隨所に遭遇する所で火の出る様な激戦が演ぜられ今次事變中でも特筆すべき本格的な大戦闘が展開された、廿三日朝我が鈴木部隊が靈石東方六キロの地點に進出した際二ヶ所より敵大軍殺倒し來りその勢侮るべからず之を見た山根○部隊は直ちに鈴木部隊に協力すべく峻嶮を攀ぎ言語に絶する困難を克服して靈石東方十四軒の凹地に到着するや高地反對側へ待ち伏せてゐた敵は突如足元からワツと襲撃我軍は砲を放つ間もなく山根部隊長以下砲車を守りつゝ刀を抜いて渡り合ひ凄絶無比の白兵戦は朝から正午過ぎに及んだ、部隊長は阿修羅の如く奮戦の後壯烈な戦死を遂げたが遂に之を撃退した、夜に入れば敵は夜襲に次ぐ夜襲を以て星空の下に徹夜襲來中にも靈安村（靈石北方八軒）に於て四千の敵と猛烈なる夜襲戦を演じ物凄い戦闘の後には熾滅的打撃を與へ敵は二千の死體を遺棄して靈石に潰走した、明くれば廿四日鈴木部隊が靈石東方十キロの地點に進撃するや敵はこの要地を奪はれまいと必死の抵抗を試みたが一步も引かぬ我が進撃と砲撃に午後二時に至りさしもの敵もジリジリと退却し、やがて夕暮に於てドツと崩れ立つた、敵の死傷算なく死屍は累々として野を埋めた、同時刻頃

▲靈石占領 彰德【三五】廿五日午後四時我が山根部隊は山西陣地の心臓部たる靈石を占領した

▲激絶を極めた大攻略戦 彰德【三六】靈石を中心に堅陣を布いてゐた敵は第二戰區副總司令衛立煌の指揮する中央軍の精銳十一ヶ師でさすがに宋哲元、石友三等の雜軍とは桁違ひに質がよく蔣介石の嚴命により廿二日以来徳氣にも我に向つて全軍攻撃に出で彼我兩軍は隨所に遭遇する所で火の出る様な激戦が演ぜられ今次事變中でも特筆すべき本格的な大戦闘が展開された、廿三日朝我が鈴木部隊が靈石東方六キロの地點に進出した際二ヶ所より敵大軍殺倒し來りその勢侮るべからず之を見た山根○部隊は直ちに鈴木部隊に協力すべく峻嶮を攀ぎ言語に絶する困難を克服して靈石東方十四軒の凹地に到着するや高地反對側へ待ち伏せてゐた敵は突如足元からワツと襲撃我軍は砲を放つ間もなく山根部隊長以下砲車を守りつゝ刀を抜いて渡り合ひ凄絶無比の白兵戦は朝から正午過ぎに及んだ、部隊長は阿修羅の如く奮戦の後壯烈な戦死を遂げたが遂に之を撃退した、夜に入れば敵は夜襲に次ぐ夜襲を以て星空の下に徹夜襲來中にも靈安村（靈石北方八軒）に於て四千の敵と猛烈なる夜襲戦を演じ物凄い戦闘の後には熾滅的打撃を與へ敵は二千の死體を遺棄して靈石に潰走した、明くれば廿四日鈴木部隊が靈石東方十キロの地點に進撃するや敵はこの要地を奪はれまいと必死の抵抗を試みたが一步も引かぬ我が進撃と砲撃に午後二時に至りさしもの敵もジリジリと退却し、やがて夕暮に於てドツと崩れ立つた、敵の死傷算なく死屍は累々として野を埋めた、同時刻頃

霍縣、臨縣等の要衝陥落によつて山西作戰の半は完成するに至つた

趙城占領

彰德【三二】靈石方面より敵を南方に壓迫中の我が森本部隊は廿七日午前十時趙城(霍縣南方五里)を占領した、更に潰走する敵を追撃して臨汾に到着、〇〇部隊もこれに續いて昨廿八日午後四時半堂々入城した

臨汾占領

▲敵中央軍臨汾へ退却開始 太原【三三】靈石前面の山岳地帯にあつて猛烈なる抵抗を續けてゐた敵中央軍は我が猛撃に抗しかね、且我が霍縣占領によりその退路の遮断されるを怖れて遂に退却を開始した、目下敵の大部隊は山傳ひに臨汾方面に向けて總退却中であるが我が〇〇部隊は一兵も逃さじとこれを追撃中である

▲前面共産軍撃破

北京【三三】山西東南部山嶽地帯の要衝潞城、潞安を占據、更に屯留を陥れて一路西進、廿四日府城鎮を攻略した我が中村部隊は前面に蟻聚する共産軍を殲滅すべく廿五日來同地西方四キロにある高地を攻撃更に勇躍進軍中である、共産軍は當初頑強なる抵抗を示したが中村部隊の猛撃に崩れ立ち已に潰亂状態に陥つて居る

▲臨汾入城

彰德【三二】廿七日午後四時并分我が中村部隊は臨汾を占領した、目下臨汾一帯の敵は袋の鼠と化し全滅の態勢にある

▲一日七里の山岳強行軍

彰德【三二】靈石を失つて敵が最後の決戦場と頼んだ臨汾に一番乗をした中村部隊は廿二日早朝潞安を出發以來豐饒鎮、華塞、府城鎮、

李家凹を次ぎ次ぎに攻略、山又山の難路到る處の斷崖を前進又前進、廿六日早くも臨汾東北方四里の曲亭鎮に達し愈々猛烈となる敵の必死の抵抗を片端から殲滅して猛進、廿七日臨汾城に殺到したが、潞安から臨汾まで四十四里、道に峻險なる山岳の地帯を縫つて曲折する隘路、しかも隨所に敵の頑強な抵抗を排撃しつゝ、前後六日間一日行程七里餘の強行軍を遂行したのは全軍驚嘆の的となつてゐる

▲臨汾は敵臨時省政府所在地

北京【三二】中村部隊の奇襲により臨汾も遂に陥落、去年十一月山西省の省城太原が陥落して以來第二戰區總司令閻錫山は臨汾に山西省臨時政府を移轉し太原奪還に對する所謂軍事的並に政治的の據點として奮闘を續けてゐるが、今やこの陥落により彼等は全く省内に於ける據點を喪失し省外退却の餘儀なきに至つた

▲臨汾攻略戦

彰德【三二】臨汾は靈石以南の敵最重要地帯で靈石を失つて南方に退却した敵にとつては最後の據點であつた、我が中村部隊は早くもこれを奪取す可く東北方より進撃し鮮かに占領したものでこれが陥落は敵にとつて致命的打撃である、北方から森本、鈴木、小林、經登の各部隊に壓迫され更に西北方からは〇〇部隊が進撃して之を壓迫したものであつて茲に敵は全く全面的潰滅の運命に陥つたわけである

▲臨汾以北の敵大半潰滅

北京【三二】臨汾以北の中央、山西、共産の各軍は中陽、臨縣の要衝を占據後連枝山山脈と黄河中間一帯を破竹の勢を以て南下中の我が〇〇部隊によつて西方へ

の退路を遮断され、一方中村部隊の臨汾占領によつて完全に我が包圍圈内に陥り今や全く潰滅の運命に達着しその大半は潰滅されるに至つた

▲山西作戰は空前の成果

北京【三二】南部山西の要衝靈石、霍縣臨汾と相次ぐ堅陣陥落に茫然自失の敵軍廿餘萬は落日の頹勢を支ふるに由なく今や完全に我が軍の藥籠中のものと化し、汾河流域凹地に潰滅の時至るを得つのみとなつた、今次山西に於ける我が作戰部隊の攻略戦は周到なる用意と綿密なる計畫のもとに展開され而もその作戰が多大地域的險難を排して遂行されたことは眞に空前の成果と云ふべく永く戦史に残すに足るものと云はれる、即ち敵は廿五萬に餘る大軍を三軍に分ち中央部隊は同蒲線靈石より臨汾に至る一帯の堅陣に蟻聚し衛立總司令自らの指揮下に八ヶ師約九萬を配し右翼部隊として朱德總指揮の下に七ヶ師約八萬を左翼部隊として何柱國の總指揮下に五ヶ師約七萬を太行、連枝兩山脈並にその中間汾河平野一帯に配置し堂々の陣を張り我が軍を汾河平野に殲滅せんと豪語してゐたのである、これに對し我が軍は天を衝く勢を以て山西の大包圍陣を形成すべく先づ京漢線北段地區に電撃的進出を開始し二旬に満たずして所期の目的を達成、山西東南部省境地區に包圍陣を完成する一方太原榆次方面より展開し南方に制壓を開始した、我が軍は敵が主力を集中する汾河平野、同蒲線附近の堅陣を直接攻撃することなく敵の意表に出で先づ困難なる山嶽地帯の大掃蕩戦を開始した、險惡なる隘路を隨所に堅陣を構築して我を攻撃する敵と勇

☆ 中陽・離石占領

戰奮闘これに殲滅的打撃を與へつゝ進撃遂に戰術的に極めて重要な連枝山山脈一帯の要衝を確保し同蒲線汾河河流域の敵陣地を制壓、これを包圍するの陣型完成に成功した、この西方山岳戰の進展に呼應し敵を袋の鼠と化すべく猛進中の中村部隊は廿二日潞安を出發してより一日九里近くの驚異的猛進をなすつゝ隨所に激撃の敵を制壓遂に二百餘キロの一大進出に成功一舉臨汾を陥れ後方遮断の劇期的戰術を成就した、斯くて前面よりは鈴木、森下、小林、山根、木島の各部隊を並べて一齊に進撃を開始し疾風迅雷靈石、霍縣、汾西、趙城の堅陣を鎚袖一觸の勢を以て抜き東西呼應し南北相連繫し神算鬼謀の作戰を完成しこの成果を充分に獲得するに至つたのである

▲吳城占領

太原【三三】同蒲線戰線に活躍中の〇〇部隊は大なる敵の抵抗を受ける事なく前進廿三日佐々木部隊は上馬寨に、山崎部隊は中陽附近に夫々進出、又〇〇部隊は廿三日汾陽西北約十里の吳城を占領した

▲中陽占領

太原【三三】我が〇〇部隊及び〇〇快速部隊は廿四日午前十一時山西省西部の敵重要據點の一つたる中陽(離石南方)を完全占領した

▲離石占領

北京【三二】同蒲線靈石の西方地區西部山西の要衝は逐次我軍の手に歸し靈石、離石攻撃の外廓戦は一兩

日來頓に進捗してゐる、即ち去る廿一日汾陽を出發一齊に西進を開始した〇〇、長澤、佐々木、山崎の各部隊は三方面に分れ進撃長澤部隊は廿三日夕刻早くも離石街道中間の要衝吳城鎮を攻略一路西進、〇〇部隊亦山崎快速隊と相呼應し急進を續け廿四日午前十一時一舉にして離石南方の要衝中陽を占領、霍家莊を陥れた佐々木部隊は廿三日夜上馬寨を経て離石の東北方に進み離石包圍を陣形を完成した、既に中陽を始め近隣の陣地悉く我西進部隊によつて占領されてしまつた以上離石の運命は既に決定したも同然で、その陥落も時間の問題と見られるに至つた太原【三三】我が佐々木、〇〇兩部隊は廿五日正午離石を占領した、離石は山西省西部陝西省境に近い要衝で同地には嚴に緩退を取退した傳作義軍の軍事的最重要據點となつてゐた

▲西部黄河畔へ到達

汾陽【三二】廿四日離石、中陽を占據した我が精銳部隊は廿六日正午頃離石西方約廿キロの柳林鎮を占據し、息つく間もなく更に西進同日夕刻山西省境黄河畔軍渡に突入してこれを占領した軍渡は對岸の陝西省の要地吳堡を控ゆる交通の要衝にしてこれが我が西部黄河への一番乗りである

中支戰況

▲湖州、杭州間の殘敵掃蕩完了

杭州【三二】湖州街道西方地區に出沒する敵に對し我軍は湖州及杭州の兩方面より掃蕩の火蓋を切つた、杭州より通撃す

藤山部隊は廿一日安吉附近の敵を完全に掃滅し湖州より進發せる小堺部隊の一部は廿三日果敢なる攻撃によつて梅溪鎮の殘敵を一掃した、之により兩部隊は廿三日完全に連絡成り茲に湖州街道の敵掃蕩戦は多大の戦果を収めて完了した

〇〇に敵前上陸

〇〇【三三】岡本(鎮)部隊一部は揚子江岸の要地〇〇鎮附近に蟄居する約一千五百の敵を攻撃する爲め海軍と協力廿四日夕刻より揚子江を溯航同夜半〇〇鎮西北方地区に上陸廿五日早朝より攻撃を開始した、敵は堅固なる陣地により頑強なる抵抗を試みたが、我方は海軍の優勢なる掩護射撃の下に猛攻實に八時間午後五時終に〇〇鎮陥落を奪取、廿六日午前十時同地東南方〇〇を占據、敵に多大の損害を與へた、敢敵は西南方に潰走我が軍は之を急追中である、一方岡本(保)部隊もこれに策應〇〇鎮及〇〇方面より〇〇鎮附近の敵を掃蕩之又多大の損害を與へて池田部隊の〇〇鎮攻撃を容易ならしめた

歸順の支那軍、中央軍を撃退

上海【三三】浦東半島に蟄居してゐた支那軍李白全麾下の任陽飛、李志明等は皇軍の武威を恐れ大道市政府に申し呈軍に歸順してゐたが最近に至つて中央軍麾下李某指揮の一千名が寧波方面より海路浦東半島南關港に上陸「打倒大道市政府」のスローガンを掲げ遊撃戦術を以て背後より上海方面の我軍を衝かんとすることが明となるや浦東守備の高見部隊と呼應して兵を起し之を海邊に壓迫、流石の中央軍も廿五日に至つて遂に浦東を放棄し海路逃走したと報せられてゐる、歸順し

た軍が我軍と協力して敵中央軍を攻撃戦闘に参加したのは中支に於ては之が初めてである

☆ 津浦線南段戦況

定遠西方で敵殲滅

鳳陽【三三】田代部隊は廿二日午後一時若仁涉(定遠の西方二里)に於て敵第百七十二師及び第廿五師の一部隊約五百名と交戦激戦二時間の後これを殲滅した

逆襲の敵撃破

▲定遠西北方で全滅 鳳陽【三三】廿一日午後三時約一千の敵が定遠上窩間の靠山集に逆襲し來つたが倉林部隊及び吉田岡田兩隊のため包圍殲滅された

▲明光附近で潰走 鳳陽【三三】廿三日未明明光に敵七百逆襲し來つたが我が猛烈な反撃に脆くも死體七十餘を遺棄して明光北方蕉城湖を渡つて潰走、又同日朝明光、臨淮關中間の涇河集に約六百の敵襲撃し來つたが我が銃砲火の一齊反撃に遭ひ死體七十餘を遺棄潰走した

兩角部隊上窩に入る

鳳陽【三三】廿四日朝安徽省北部の靠山集を出發し附近一帶の殘敵を掃蕩しつゝ、あつた兩角部隊の一部は同日午後三時同地南方二里の高地による約二千五百の兵匪に遭遇、交戦三時間にして之に大打撃を與へた後廿五日午前十時上窩に入り、引き続き附近一帶の掃蕩に當つてゐる

花園湖上の追撃戦

臨淮關【三三】廿七日拂曉を期し田代部隊は雷田、橫尾兩砲兵部隊の協力下に臨淮關、五河、明光を結ぶ三角地帯で我が

後方擾亂を策しつゝあつた約一萬五千の敵に對し臨淮關、涇河集、明光三方面より一齊に猛攻撃の火蓋を切り敵を花園湖に壓迫一舉にこれを殲滅する作戦のもとに山嶽地帯を包圍中にして段々たる銃砲聲は江淮一帶の戦野を壓してゐる

臨淮關【三三】臨淮關、五河、明光を結ぶ三角地帯に襲撃つてゐた敗殘の敵兵約一萬五千は廿七日朝來我軍の包圍猛攻撃と空よりの擲撃によつて殲滅的打撃を蒙つたが廿八日午前十時頃花園蕉城の兩湖中間の山嶽地帯から狩り出された約二千の敵がジャンクに乗つて花園湖上を五河方面に敗走せんとするを發見した田代部隊はジャンクによつてこれを追撃し湖上に於て一大水上戦を展開、湖岸に砲列を布いた砲兵部隊は一齊に砲門を開き陸軍機又湖面スレ〜に低空飛行をなし敵の猛射を物ともせず逃げ逃ふ敵舟を片端から痛快に撃沈、二千に餘る敵兵は殆ど水底の藻屑と消え果てた

空中戦・空爆

☆ 海空軍

衡陽、宜昌等爆撃

上海【三三】須田少佐の指揮する海軍航空隊は廿一日長驅して湖南省衡陽を空襲折柄警戒中の敵カーチスホーク四機と空中戦を演じ忽ち一機を撃墜して飛行場に進入、爆彈を投下し場内に密集せる双發動中型爆撃機十五及び四發動型爆撃機二機合計十七機を爆破、近來になき獲物に

全機悠々〇〇基地に歸還した

▲撃墜一機、爆破廿機 上海【三三】(艦隊報道部午前十時發表)海軍航空隊は昨日一日衡陽、宜昌、麗水、吉安、韶關の各飛行場及び粵漢鐵路の要地澧江口、軍田の各驛を爆撃せるが衡陽に於ては敵戰鬥機一機を撃墜せる外激烈なる防空砲火を向し飛行場を爆撃、大型一機、中型十六機格納庫を爆破炎上せしめ、又宜昌に於ては大型一機、小型一機、格納庫、兵舎、火藥庫等を爆破、吉安に於ては大型一機、韶關に於ては格納庫修理工場を爆破せり

廣東各地爆撃

上海【三三】海軍航空隊は廿二日廣東虎門要塞並に粵漢鐵路沿線の軍田、河頭、公益埕、橫石等各要地に對し反覆爆撃を加へ大打撃を與へた

長驅吉安爆撃

上海【三三】(艦隊報道部午後六時發表)本日午後我が海軍航空隊は〇〇基地を發して遠く江西省吉安を空襲同地飛行場を爆撃地上にありし敵戰鬥機偵察機五機を粉砕、更に格納庫、滑走路等を徹底的に爆破全機無事歸還せり

南支各飛行場爆撃

上海【三三】我が海軍航空隊は廿四日福州、漳州、玉山、衢縣及び麗水等の南支各飛行場を爆撃し、麗水では地上にあつた中型爆撃機二機を爆破する等敵に多大

の損害を與へ全機無事歸還した

▲撃墜八機、爆破數機 上海【三三】(海軍特務部報道課午前十一時發表)一海軍航空隊は廿四日廣東省南雄飛行場を空襲し敵戰鬥機十二機と壯烈なる空中戦を行ひ敵八機を撃墜し更に格納庫四棟を爆撃し全機せしめたる外地上待機中の中型三機、小型及び大型數機を爆破、炎上せしめたが我れも又相當被害あつて指揮官岩城大尉輕傷の外未だ歸還せざるもの二機あり

二又一部は粵漢、廣九兩鐵路を反覆爆撃し更に衢州、福州、漳州、廈門、玉山、麗水の各飛行場を爆撃せり

南昌の航空委員會爆撃

上海【三三】海軍航空隊は廿五日折柄の快晴に勇躍大舉して遠く江西省首都南昌を空襲し支那空軍の心臓部たる航空委員會に爆彈を投下し同委員會建築物を完膚なき迄に爆破、次いで同地の飛行場を襲ひ敵のイー十六型カーチスホーク型より成る卅四機の戰鬥機軍と壯烈なる空中戦を演じつゝ待機中の敵爆撃機、戰鬥機偵察機等に徹底的爆撃を加へ多大の効果を收めて歸還した、南昌は支那空軍總站で南京蚌埠、西安、句容、廣德などの大飛行場の上に位し、航空委員會は支那空軍創設以來同地にあつて支那空軍の建設に歴史的役割を果したものであるが、この日我が荒鷲軍の手によつて潰滅されるに至つた譯である

▲撃墜機無慮卅七

上海【三三】(艦隊報道部午前十一時發表)一海軍航空隊は廿五日大舉して敵空軍の本據江西省南昌を空襲し飛行場、

航空委員會を爆撃するがその間田熊大尉の指揮せる戦闘機十八機は敵戦闘機約五十機(イ十五型を主とし)イ十六型を混へ)の激撃するを認め敢然として敵大戦闘機群中に突入、之と壯烈なる空中戦闘を交へ敵機七機を撃墜せり、我が被害未だ其地に歸還せざるもの二機

一旦又一部航空兵力は廣西省梧州、江西省吉安(敵機一機爆破)同樟樹鎮、浙江省麗水福建省建甌寺の各飛行場を爆撃せり

○基地【三三】倉持部隊の○○機は廿五日午前十四時十分同蒲線上の霍縣停車場を爆撃して二個列車を粉砕した

洪洞、臨汾爆撃 彭德【三五】廿五日午後二時烏谷部隊の○○機は靈石南方七里の洪洞附近の鐵道を爆撃して敵の退路を絶つと共に南方との連絡を遮断した、添田部隊の○○機も敵の後方根據地臨汾を爆撃した

▲又も臨汾爆撃 太原【三六】連日山西の空に雄飛して陸上部隊に協力してある山瀾部隊は廿六日午後又もや山西南部の要衝臨汾を反覆爆撃多大の損害を與へた

朱徳の司令部爆撃 彭德【三六】烏田部隊の○○機は廿七日午前十一時頃沁縣東方約五里の故縣に在る山西共產軍總司令朱徳の司令部を爆撃した廿八日園田部隊の○○機は曲沃の西方六里の地點を退却中の敵兵馬二百を襲撃、又烏谷部隊の○○機は廿八日午前十一時卅分敵退路を絶つべく同蒲線南部の鐵橋を爆撃した

▲再度來襲 彭德【三五】本日午後四時四十分敵機六機は再度新郷上空に現れ爆弾を投下し作業中の苦力四十名は即死其の他多數の支那人の負傷者を出したが我が軍には何等の損害がなかつた

敵の大部隊が充滿して居た我が爆撃の炸裂に多數死傷者を出した

榆社爆撃 ○○【三三】廿一日午前○○機據地を勇躍出發した山瀾部隊は山西赤軍の據點榆社を襲ひ昨日の我が空爆により氣息奄々たる敵陣に更に爆撃を加へた、この再度の猛爆に敵軍は居堪まらず渾河南方に向け逃走を開始した、尙他の一隊はこれと同時に隰縣の敵軍を空襲多大の損害を與へた

中陽、離石爆撃 太原【三三】山瀾部隊は廿三日午後一時四十五分頃○○機の編隊を以て山西々部の重要地點中陽及び離石を爆撃し、敵陣地に多大の損害を與へた

浙贛鐵道要地爆撃 杭州【三三】衣川、河村、上田、野中、關野各隊○○機は今朝來東陽、金華一帶の浙贛鐵道沿線各要地停車場等を反覆爆撃多大の効果を収め全機無事帰還した

▲臺灣軍司令部發表 臺北【三三】(臺灣軍司令部廿三日午後四時四十分發表)本廿三日午前十一時五分頃臺北飛行場上空に突如敵飛行機一、二機現れ爆弾約十箇を投下せしも敵は我が防空施設の完備せるを恐れたるか稀なる好天氣にも拘らず地上より敵影を認めざる高度より爆弾を投下し、爲めにその爆弾は飛行場を去る遠き地區に落下し、内數箇は臺北市東方松山庄民家に命中し、その附近に在りし婦女子數名を殺傷したる外大なる被害無く、又午後一時過ぎ新竹東方竹東上空に機數不明の敵機現れ爆弾約十箇を投下したるもこれ亦敵名を殺傷したるのみにて直ちに我が戦闘機の爲めに撃退せられたり、敵機來襲の報と共に軍は全島に警報を發令したるも午後三時四十二分これを解除せり、右警報に依り各地區においては直ちにその態勢に移りしが從來の防空訓練の成果により全島平穩にして何等の動搖なく、益々防衛の完全を期しつつあり

▲死者八、傷者廿九【三三】臺北市外敵機空襲に關し臺灣總督府より拓務省に左の通り報告があつた (廿三日午後十時臺灣總督府發拓務省着電)廿三日午前十一時五分支那飛行機數機が臺北市七星郡松山庄上空に飛來し爆彈五箇を投下し死者大人四小人三負傷廿名を出せり、又同日午後一時五分敵機は新竹州竹東街上空に現れ爆彈を投下し死者一負傷者九を出せり、尙爆彈は日本鐵業作業所に命中せるも直ちに鎮火せり、全島の治安は十分維持せられ民情些の動搖なし

襄陽空爆 上海【三六】(艦隊報道部午後六時半發表)海軍航空隊は本日正午頃湖北省襄陽を空襲、同飛行場に待機中の中型一機を爆破炎上せしめた外格納庫、滑走路等飛行場設備を爆撃した

山西の敵陣空爆 ○○基地【三五】山瀾部隊は廿四日拂曉より山西戰線前面の重要敵陣地離石、中陽、霍縣、隰縣の各地を爆撃し陸上部隊の進撃を掩護した

靈石南方の敵陣猛爆 太原【三五】山瀾部隊の○○機は廿四日に引續き廿五日午前再び靈石南方に堅固なる陣地を構築中の敵大部隊に猛爆を加へ我が陸上部隊の進撃に協力敵に徹底的打撃を與へた

▲米人飛行士參加說 ニューヨーク【三三】廿四日ニューヨークに達したU P 漢口電によれば廿三日の臺北空襲には支那空軍第十四中隊長ウインセント・シユミットなる米國人が支那人及びソヴェト人飛行士と共に參加したと、シユミットは臺にエチオピア戦争の際にも志願したがタチオピア政府から拒絶されたといふ札附の飛行士である

翌日再度來襲通報 臺北【三五】(臺灣軍司令部廿四日午後二時廿一分發表)今廿四日午前九時四十分敵機約十二機上海西南方杭州南方地區を東方に進行中のと報告あり次いで同十一時四十五分頃敵機約十機臺灣東北部海洋上にありとの報告に接し午後零時三分全島に防空警戒を令せしが敵機は我が防空準備の完整を恐れたるがため遂に姿を現はさず依つて只今警戒を解除せり

隴海線、山西南部爆撃 彰德【三三】園田部隊の○○機は廿一日正午頃黃河右岸の汜水及び崑崙縣を鄭州方面に向つて進行中の敵軍用列車(何れも十五、六輛聯結)を爆撃し木端微塵に粉砕した、又烏谷部隊の○○機は同じく午前十時五十分山西省南部陽城及び陽城北方十四里の端氏鎮を爆撃、特に陽城には

▲北九州に警戒發報【三三】(西部防衛司令部發表)第一線よりの入報によれば

☆陸空軍

☆敵機來襲

杭洲飛行場に來襲 杭州【三三】廿一日午前九時敵機三機杭州飛行場に飛來爆撃を開始したので我方は直ちに應戰猛烈なる空地戰を演じ之を撃退した、我方の損害輕微

新郷に投彈 新郷【三五】廿四日午後一時廿分敵の單葉輕擊機四機が京漢線新郷上空に飛來約二十發の爆彈を投下したが苦力數名を傷けたるのみにて我が反撃に遁走、我方に

豫北市外に投彈 臺北【三三】廿三日午前十一時五分支那機數機豫北市外北方飛行場上空に現れ爆彈十箇を投下せるもいづれも同飛行場より六、七町離れた畑地内に落下し被害なし

敵機臺灣空襲

翌日再度來襲通報 臺北【三五】(臺灣軍司令部廿四日午後二時廿一分發表)今廿四日午前九時四十分敵機約十二機上海西南方杭州南方地區を東方に進行中のと報告あり次いで同十一時四十五分頃敵機約十機臺灣東北部海洋上にありとの報告に接し午後零時三分全島に防空警戒を令せしが敵機は我が防空準備の完整を恐れたるがため遂に姿を現はさず依つて只今警戒を解除せり

▲北九州に警戒發報【三三】(西部防衛司令部發表)第一線よりの入報によれば

本日午前九時敵機十二機杭州附近を東進せるものゝ如し、西部防衛司令部では午前十一時四十分北九州山口、長崎地區に對し警戒警報を發令せり

▲警戒解除【三三】(西部防衛司令部午後四時廿五分發表)情報を綜合するに敵機は臺灣南方に退飛せるものゝ如くよつて警戒警報を一時解除す

空襲支那機はソ聯製

ニューヨーク【三三】支那機臺灣を空襲すとの報は逸早く米國に傳へられ廿三日の各紙は何れもセンセシヨナルな大見出しで之を取り扱ひ、茲數週間ヒットラ一總統の國會演説や英國政府の危機で暫く日支紛争を忘れてゐた米國人に大きな衝動を與へた、一方A.P.上海電に依れば右臺灣空襲機は何れもソヴエト製といはれるが操縦士の國籍は判明しない

支那紙誇大記事掲載

香港【三三】U.P.漢口電報によれば廿三日の臺北空襲に就いて廿四日の漢口各支那紙は夫々トツプ記事を以て之を誇大に報道し使用爆撃機はソ聯製なるも乗組員は全部支那人であるとその勇奮を賞讃し數千メートルの超高度より盲目的爆撃をして逃げ歸つた事等はおくびにも出さず出鱈目の奮闘記事を掲げて民衆を興奮せしめてゐる

臺北【三三】臺灣軍司令部では廿六日午後六時左の如く當局談を發表した

去る廿三日臺灣を空襲した支那軍の飛行機は我が防空施設の完備に脅え折柄の好天氣にも拘らず地上より殆んど機影を認めざる高所より無暗失鱈に爆撃を投下し雲を霞と遁走したので爆彈の

殆ど全部は田地又は河中に落下し附近に墜いてゐた無辜の良民數名と珍らしい好天氣に軒先で遊んでゐる女子供數名を負傷せしめたのみであつた、然るに香港方面よりの情報によると臺灣空襲の飛行機は島都臺北の上空を縱横し馳驅し低空飛行に依り飛行場に待機中の飛行機四十機及び油庫を爆破したが爆音とともに火炎天に押し雲煙辨じ難く歸還途上格納庫ガソリン倉庫一帯に煙りが高く漲つてゐるといふとてつもない報告をやつてゐる、これは支那側の針小棒大の虚構の好見本で今回の首標は従来の支那側の報道が如何に出鱈目なものであるかといふ事を島民に實證せしめるために大に役立つた事と思ふ、今次の被害が斯くの如く僅少で済んだ事は偏へに島内防空設備に俟つものが多いためであるから今後とも島民は防空設備に意を置くべきである

占領區域情勢

博山領事館分館復活

濟南【三三】濟南總領事館博山分館は廿三日副領事橋本正康氏が來博即日開館した

青島治維會で反共滅黨週聞

青島【三三】青島治安維持會は廿三日の國民黨脫黨式に引續き我が陸海軍宣撫班の協力の下に徹底的に滅黨並びに共產主義を排撃するため、廿四日より全市各機關、團體を網羅して反共滅黨週聞を實施し黨弊を根絶、共產思想排撃の精神的刷新運動を開始した

彰德【三三】彰德では廿一日から漢字紙「同聲報」を發行好評である

京漢前線治安回復

懷慶【三三】京漢線最前線地方の住民は日本軍を信頼して戦火の中にあつても大部分は避難せず治安は比較的よく維持されてゐたが最近懷慶、清化鎮、焦作、新鄉、淇縣、輝縣、湯陰に治安維持會が組織されて土民も平靜を取戻して商店等も次第に開店し新政府支持に依る政治組織回復の要望は日と共にあがりつゝある

山西南部治安回復

北京【三三】山西共產軍の暴狀に久しく惱んでゐた山西南部各地方の民衆は裏心より皇軍に信頼して避難者も極めて少なく、既に皇軍の占據した各地には日毎民衆の手によつて續々臨時縣公署が設立され治安の回復速なるものがある、即ち交城には十九日、介休には廿二日、文水には十六日、孝義には廿日、汾陽には廿三日夫々縣公署が設立され皇軍に協力して治安の維持、民衆の安居樂業を圖りし等地方の製粉工場、發電廠、炭坑等も着々事業を開始してゐる、鐵道のレールの如きも地元民は一時共產軍に強制され已むを得ず之を取外して隠蔽してゐたが皇軍が進んで行くとき直ちに自發的に持出して來る有様で同地方の鐵道補修材料には何等困難してゐない状態である

北支排日大學生雲南で修學

香港【三三】北京、天津に於ける排日學生運動の策源と言はれた北京、清華、南開の三大學は戰禍を蒙り休校中であつたが、最近合併して臨時大學と稱し學生約

千五百名は北京より長沙に集結、其の一部は軍隊に徵發されて前線に出勤、残り約八百名は愈々雲南で修學すべく最近數隊に分れ長沙を出發した、臨時大學の雲南での再開は中央の奥地引籠作戰の一部と見られ興味をひいてゐる

厦門からの南洋移住者激増

香港【三三】中央通信社厦門電によれば一月中の厦門關稅收入は五十一萬ドルに達し事變以來數ヶ月間激減を示してゐた關稅收入が再び平時に復した、一方また事變の影響を受けて同地經由南洋方面へ移住せるものゝ數は昨年中は八萬一千百卅九名に達し一昨年の六萬五千六百七十三名に比し約二割五分の激増となつてゐる

上海情勢

半歲振りて小學校開く

上海【三三】大道市政府教育局では去る十九日より南市浦東の小學校を開校各級二百名の學童が約半歲振りて就學した、更に來る三月一日よりは上海縣滬西曹家渡、東溝、高橋、楊思橋、周浦方面の小學校も一齊開校し本格的な教育事業に乘出す、又社會局では南市の養老院に孤兒院を設け職酬を蒙つた老幼難民を收容しつゝある外各地に警察分局、衛生署を配置し住民の施療を行ひ感謝されてゐる

一月中の上海貿易激減

上海【三三】一月中の上海港貿易額は廿二日上海海關發表によれば左の如く輸出は入共昨年同期に比し非常な激減を示してゐる

輸入 一五・三九〇・二三八元
入超 四・七〇八・九三八元
これを前年同期に比すれば輸出に於て二千八百七十五萬四千九百九十九元、輸入に於て二千八百八十八萬七千廿八元の夫々激減を示してゐる

華美晚報社に又も爆彈

上海【三三】今夕六時四十分上海共同租界愛多亞路の華美晚報社(米國人名儀漢字紙)の階下事務所に二名の怪支那人が手榴彈を投げ込み轟然たる大音響と共に炸裂同社窓ガラス、机等を粉砕した、犯人は同所警備の共同租界警官及び走せつけた佛租界警官によつて一人は頭部に彈丸を受けて即死、一人は腕に負傷逮捕され、又附近通行中の同社支那人番人一名ほか二名外人婦人一名が重傷を負ふた犯人は例の抗日テロ團の一味と見られるが、同社はこれで爆彈の洗禮を受けること三度目である

上海南京間にガソリンカー

上海【三三】廿八日朝井上部隊の手によつて滬寧線上海、蘇州、南京間にガソリンカーの試運轉が行はれ好成績を示した上海南京間は現在普通列車が十二時間かゝつてゐるのを七時間に短縮、三月中に一般交通用に供する

支那財界二巨頭香港へ

上海【三三】支那金融界の巨頭交通銀行總經理唐壽民、四行財審總經理錢新之の兩氏は漢口から香港を経て上海着、上海の金融狀勢に關し調査對策を續け、特に稅制問題につき各方面と重要折衝を爲しつゝあつたが國民政府當局と折合せの必要を生じたので廿八日相携へて密かに離

國民政府

人事

▲許世英、難民救濟委員長就任 上海

【二三】蔣介石に對し最近の日本の情勢につき詳細に報告した許世英駐日大使はその後漢口にあつて休養中のところ國府當局は全國難民救濟事業の重大性に鑑み同大使を全國難民救濟會委員長に任命したので大使は漢口出發香港に向つた

▲宋美齡辭職說 ニューヨーク【二三】

廿七日ニューヨークに達したA.P.漢口電によれば蔣介石夫人宋美齡女士は健康勝れず近く航空委員長の職を辭すことゝなつたと

孫科のソ聯依存完全に失敗

香港【二三】重大使命を帯びて渡歐した立法院長孫科の目的は周知の如く全然失敗に歸したが彼のモスクワ滞在中にソ聯政府當局との間に日獨牽制の話し合ひがあつた事が判明しそれもドイツ政府の滿洲國承認の結果完全に畫餅に歸し國民政府外交當局を痛く失望せしめて居る、昨日漢口より香港に來た某國民政府要人は最近政府に達した孫科の報告を次の如く語りその間の消息を明らかにして居る

歐洲に於ける獨伊防共協定は佛ソ同盟を以て對抗されてゐるが該同盟は歐洲の平和維持を以てその使命として居りフランスは極東問題の爲めソ聯が兵力を使用する事を好まず殊に極東に於て戰爭發生の際には歐洲に兵力の不足を來す事を恐れてゐる、一方英米の意向は

極東問題が下手に干渉して擴大し世界戰爭になる事を避けたいのである、ソ聯政府最高首腦部の意向を綜合するに日本から進んでソ聯に手を出す事はな

いと信じてゐる、日本の勢力伸長を抑へる爲めにはソ聯自身日本に對して手を出さねばならず滿洲蒙古に對し兵を動かす事となれば自ら侵略國の汚名を買つて出る様なものである、まして泥んや自國內の情勢を見るに肅軍未だ完成せずスターリンの五ヶ年經濟復興計畫の成らざる今日支那問題に深入りするは以ての外だ、その弊害たるやソ聯共同戦線を更に孤立させる悪結果となる許りで一利もないものとなるだけである、斯る情勢であるから今支那を援ける事は消極的方法以外にはなく唯西北の道路政策を圖りその方面から物質的援助をなし一方支那に於ける飛行機の改良してソ聯から供給される飛行機の發着に不便を感じない様にした、この際支那はソ聯の協力援助を俟たず支那に於ける日獨の經濟衝突を起せしめ日獨伊三國の葛藤にまで導き度いとの意向をソ聯軍政當局は渡らした

と、然るに今日の實狀はソ支兩國の劃策する日獨の離間は却つて兩國の接近を見ることゝなり更に英國外交の轉換の報と併せて支那外交の的外れは事毎に暴落され國府の行き詰りは外交の行き詰りと比例してそのテンポを早めんとする兆候が濃厚化しつゝある

駐支英大使着任を繞る

▲英、對日協調に轉換か 上海【二三】英國新駐支大使クラーク・カー氏は十九日香港發砲艦「アルマス」號に便乗廿四日

朝上海着の豫定である、新大使は英外交界切つての硬骨として知られ、イデー

前外相が特に選んで派遣した人物だけに新大使の着任による英國の極東政策に相當の變化が齎らされるであらうことは想像に難くない、即ち根本方針としては從來の一貫せる英國の極東に於ける威信確保並びに權益擁護第一主義を更に一段と積極化し、凡ての具體的政策の樞軸をここに置かんとすることは日支局面の第二段階に即應する必要上當然たるべきものと思はれる、即ち

- 一 對日態度 北支五省及び上海を中心とする中支三省併せて八省を日本が掌握したと云ふ新事實は英國の在支權益に重大影響力を持つに至つたので、英國としてはその擁護の目的を可及的最大限度に達成せんとする建前から日本との不必要なる摩擦を極力避け協調的色彩を漸次濃化するであらう、これがためには新大使は大陸新日本の現實に即してクレイギー駐日大使と緊密な連絡をとり事毎に日本側の意圖を打診すると共にその老練なる多元的の外交の複雑性をカムフラージュするであらう
- 二 對支態度 蔣介石政權援助を通じて自國の權益擁護並びに勢力の伸張を圖るに大膽であつた從來の方針が今次事變勃發の一原因たることに想到して、當然深刻なる反省がなされるべく、少くとも宋一家を傀儡とする白色帝國主義的擄取政策には更改を要求されるであらう、然し改革後の新幣制を初め四十億に垂んとする對支投資擁護のため蔣政權とガツチリ腕を組んだ英國としては急激な政策轉換は自殺的行爲たることを知り抜いて居り、それかと言つて蔣政權をして長期抗日を行はしむるは既に大陸に根を張つた日本との協調を破り且つ支那經濟の復興を遅らしめるから新大使としては眼前の事態に捉はれず近視眼的解決を避けて極東情勢の變化を俟ち徐ろに權益擁護の建前からする判斷に訴へるであらう、要するに英國が現下の支那に望まんとするものは

- (イ) 長江沿岸購買力の回復による貿易の伸張
- (ロ) 投下資本の確保と其利潤の増大、海關行政の統一制度恢復、鐵道收入の復舊、借款擔保の確保、現幣制の維持
- (ハ) 上海租界行政に於ける優越性の固守

と目されこれらの具體問題を現實の事實に相應して有利に展開するには

- (イ) 日本との協調増進
 - (ロ) 蔣政權援助方針の再檢討
 - (ハ) 赤色勢力の驅逐
- 等の政策が實行されるべく、この線に沿つて從來の英國の對支政策の誤謬を訂正しつゝ新事態を注意深く觀察しながら新大使の活躍は進められるであらうと見られる
- ▲國府外交部の觀測 香港【二三】歐洲外交界の變動に困惑した國民政府は直ちに英獨佛伊ソ等歐洲駐在支那大使に對して情報の蒐集と對策考究に努めつゝあり國民政府一要人は「日本は良き星の下に生れたものだ」と長嘆息する等對外依存政策に終始してゐる國民政府の期待が次第に薄らぎつゝある悲觀的環境を物語るに充分であるが、國民政府外交首腦部の意向はこれを以て支那外交の行詰りと斷定するは尙早なりとし
- 理想主義的集團保障外交のイデーん英外相の辭職によつて今後大轉換を見るべく豫想される英國の新外交政策は國際聯盟至上主義に幾分の修正を加へ歐洲に對する政策を緩和する間は極東に對しても極めて消極的態度を採るだらうが、併し歐洲の形勢が緩和した曉には更にその餘力を以て獨伊兩國を味方として極東に對處する事となるであらうから、吾人の抗日戦は凡ゆる手段を以て日本を悩ましつゝ持久するほかにいであらう
- この觀測を下してゐる模様である、然るに英國政府がチエンバラン首相ハリファツクス外相等の主張に基き獨伊兩國に接近して對支政策の轉換を爲し得るや否や頗る疑問で、歐洲に各種難問題が山積してゐる折柄これらの問題解決に對し獨伊佛ソが從來の行き掛りを棄て極東問題に對して英國と手を握つて進まんとするや否や多大の疑問なきを得ない、今回の支那事變より發生した上海租界、支那幣制、北支新政權等の諸問題解決に就てはカー大使の上海到着後委員會の組織等の形式によつて對策を練り當分靜觀といふ程度に過ぎまいが國民政府當局としては同大使の漢口到着までは何等かの對外態度の確定を見る必要ありとし更に其間國民政府當局は蔣介石の名をもつて各機關に指令を發し、擧撃、砲撃其他による日本の軍事行動の暴虐性や日本兵士の横暴振りの虚構の宣傳に大童となり以て英國

初め列國の同情を引きつけんと對外宣傳に躍起となつてゐる

▲カー大使着任 上海【二三】新任駐支英國大使カー氏は廿四日午前十一時半砲艦フアルマス號で華々しく上海に乗込んだ

獨、滿洲國承認影響

蔣政權失墜

上海【二三】廿日のドイツ國會に於てヒトラー總統が滿洲國承認を中外に闡明したことは没落の淵に喘ぎつつある蔣政權に對して更に大なる衝撃と失望を與へた、但し國民政府としては現在ドイツ軍事顧問の活躍とドイツより多量の軍需器材の供給を仰いでゐる關係上滿洲國承認に對しても報復手段に出ることはあるまいと見られてゐる

國府自棄的發表

上海【二三】漢口來電によれば國民政府スポークスマンは今朝ヒトラー總統の滿洲國承認問題に關し左の如く發表した

ドイツの滿洲國承認の消息は吾人に甚からざる不安を與へ、且つドイツの甚だしき不信行爲と言はざるを得ない、過去數年間支那の原料とドイツの生産物を交換し獨支兩國の國交は極めて深厚なるものあり、又日支紛争發生以來ドイツの對支同情には朝野を擧げて感謝するところであつたが果して滿洲國承認が事實とするならば支那はドイツの態度を不信行爲と看做し頗る不愉快である

王寵惠外交總退却か

香港【二三】國民政府當局はイーデン英

外相の辭職と獨逸國會に於けるヒトラー總統の滿洲國承認の演説が偶然にも時を同じうして報道されたので從來外國依存を第一モットーとして來た國民政府の政策上極度の困惑と失望の色掩ふべくもない、彼等はチェンバレン英首相の親獨傾向と後任外相ハリファックス卿の親獨態度とを指摘し英國の對日強硬態度の緩和並に支那に對する精神的援助と物資の供給が減退するのではないかと憂慮してゐる、殊に支那市場に於て獨逸の占める位置が第一位である事實及昨年末以來の和平仲介の努力等從來獨逸政府の對支行為を信じ切つてゐた國民政府要人は等しく昨日までは獨逸の滿洲國承認等絶對あり得ないと信じきつてゐたところであり、その失望は非常なものでヒトラー總統

が日本は極東の安定勢力で支那がソウェト化されるよりは日本が支那を征服することを喜ぶ

と述べたのは支那に對する大なる侮辱なりとして駐獨支那大使を呼び返せと激昂する者もあり、外交部當局も公然ヒトラー總統の演説は從來の獨支友好關係に鑑み極めて遺憾である

と發表して居り獨逸政府に對して抗議提出の意向を表明してゐる、之は王寵惠外交の破綻を意味するものと云ふべく、軍事、財政、内政各方面にその弱點を暴露しつゝある、國民政府が今日まで抗日態度を持續してゐたのは一に對外依存の政策に滿腔の信頼を置いてゐた結果であるから今回の對外情勢の一大變化は今日まで成功してゐると信じ切つた王寵惠外交に對する國內信用の失墜となり今後の形勢次第では國民政府現外交首腦者の全面的退却にまで進むのではないかと見られてゐる

蔣、重大會議開催

上海【二三】ドイツの滿洲國承認と英外相イーデン氏の辭職が時を同じうして實現した事は蔣政權に對して異常な衝動を與へ蔣介石を始め國府軍政要人を甚しく狼狽せしめて居る、即ち漢口來電によると廿二日ドイツ大使トラウトマン氏と長時間に亘つて會見した蔣介石は右會談終るや直ちに何應欽、白崇禧等の軍首腦者を招き協議の結果即座に軍事會議開催を決定最高軍事機關各部長を召集の上重要會議を行つた、席上南北全線に亘る連續的敗北と關聯して漸次冷却して來る諸外國の態度並にドイツ軍事顧問の地位にも言及し且つ今後の戦争並に對内關係を如何に處理すべきかを協議した模様である

一方之と同時に行政院に於ても院長孔祥熙を初め各要人出席、外交部長王寵惠よりドイツの滿洲國承認問題につき重要報告あり獨抗議はヒトラー總統演説の全文を検討した後行ふ事とし防共協定締結國が相次で滿洲國承認の舉に出づるに對し支那として執るべき態度を協議、捨鉢的の議論も出た模様で外交政策上或る種の轉換を暗示する如き緊張する空氣が漲つた由である、會議終了後某要人は歐洲政局の發展が極東問題に影響する事に關し我が國の之に對する態度は原則上相當の決定を見た

對獨抗議內容

漢口【二三】ドイツ政府の滿洲國承認に

關し國民政府は廿四日駐支ドイツ大使トラウトマン氏に抗議通牒を手交すると同時に駐獨支那大使程天放に電命してドイツ政府に抗議せしめた、抗議の内容容左の通り

支那政府はドイツ政府が滿洲國を承認した事實を遺憾とする、殊に從來獨支兩國政府が極めて緊密な關係を維持して居た事實に徴し支那國民はドイツ政府今回の舉に付き失望驚愕の念を禁ずることが出来ない、支那國民は從來深い關心と理解をなもつてドイツ國の發展成長を見守つて來たがドイツ政府並にその國民も亦支那現下の事情に付き同じく同情と共感をもつて之を遇するものと期待してゐた、然るに不幸にもドイツ政府は現在支那に起りつつある悲しむべき事態に付き全く認識を誤つたものの如く殊更既成事實なる語にとらはれて事態を正しく見透す事が出来なかつた、現在の事態が發生するに至つた事情を全然考慮せず關係各方面の權益を無視して單純に現實の事實と信じられるものを承認することは國際關係の適切、正常な動行を妨害するものと言はねばならぬ、以上の見地から支那政府はドイツ政府に對し今回の滿洲國承認に付き抗議をするものである

▲駐獨大使も正式抗議 ベルリン【二三】

駐獨支那大使程天放氏は廿四日日本國政府の訓令に基づきドイツ外務省を訪問、ドイツの滿洲國承認につき正式に抗議した

☆抗日戰備

黨軍の抗日武力崩壞近し

北京【二三】道清線懷慶の陥落によつて據るべき地點を全く喪失した宋哲元、馮治安など第一集團軍の將領等は蔣介石より敗戦の罪を問はれ今や喪家の犬の如く黄河沿ひに山西省南部省境山嶽地帯を彷徨しつゝあるが、事變勃發當初より中央よりの抗戰命令を受け抵抗を繼續して來た支那軍將領は一人北支軍閥に限らず殆ど一様に没落の一途を辿り黨國軍の抵抗力は急速に低落弱体化してゐる、即ち支那軍は事變勃發以來半歳に餘る期間北支上海南京一帶の戰闘に於て徹底的に叩きつ海洋線の遮断完成によつて武器彈藥糧食の補給困難による戰闘力の低下は蔽ふべくもなく國民政府が唯一の抗日勢力と恃み長年訓練せる武力は今や潰滅に近づき四分五裂の状態に陥つてゐる、かくてその長期抗戰態勢を國民黨政府が持續するとしても今後戰闘力の極端なる低下に加へて敗戦の繼續より來る各將領間の相剋暗闘深刻になり自壊作用に拍車をかけると共に經濟、財政その他の方面からも逐次崩壞の時期を早めることは必然であるから國民黨政權の指導する抗日軍が全面的にその抵抗力を喪失するものも近き將來にあるものと見られるに至つた

▲第十九路軍を復活再編成

香港【二三】當地サウス・チャイナ・モニンゴポスト紙漢口特電によれば豫て傳へられた第十九路軍の復活は南支の形勢に備へる爲め蔣介石も之を許可するに決した模様でさきに蔣介石の招電により北上した廣東軍部龍光、葉楚傖にその旨内意が傳へられたらしく中央軍事委員會方面の消息によると新編第十九路軍々長

には蔣光鼐が任命されるに決し蔣光鼐は十八日香港發廣東經由漢口に向つた、舊十九路軍は三箇師を以て編成されてゐたが今回の再編成により葉鈺、鄧龍光の率ゐる二箇師を機械化部隊に改め蔣光鼐の麾下に編入參謀長には葉鈺が任命される管である、而して十九路軍の再編成許可の目的は北上參戰の爲めと謂はれるが最近余漢謀の勢力擡頭しつゝあるに對し屢々牽制的策略を用ひつゝある蔣介石が屢に腹臣の吳鐵城に保安隊の指揮權を與へてその勢力を増大し余漢謀に對する牽制力たらしめてゐる事實より見て今回の廣東クーデターより益々廣東獨裁勢力へ進みつゝあるが余漢謀の勢力牽制の意味も多分に含まれてゐると見られてゐる

程潛電語

上海【二三】京漢線總指揮程潛は廿三日鄭州に於てニューヨーク・タイムズ記者と會見、支那軍の全面的敗退にも拘らず次の如く發語した

黄河北岸の支那軍部隊は同地域を死守して絶対に河を渡つて退却するが如きことはない、若し日本軍の進撃によつてその前線の守を失したならば直ちに分散遊擊隊形を取つて敵の後方連絡線を脅かし乃至は太行山脈内の各所に據つて以て反撃を加へるであらう、目下河南省北部地帯にあつて日本軍に抗戰してゐるのは宋哲元麾下の廿九軍と萬福麟の率ゐる舊東北軍並に武裝民衆軍である、支那は最後の危機に立至れば何時でも一ヶ月以内に廿一歳より卅五歳に至る壯年の兵を徵募し一日二時間づゝ訓練することによつて二ヶ月間に

二百萬の大軍を作ることが出来るのだ、目下我軍では八十五ヶ所に於て五百人づゝの兵を徵募中である

ソ聯の對支武器供給活潑
香港【二六】チャイナメール紙が西安より漢口に歸來せる米國人の談として報ずるところによれば西安蘭州公路經由ソ聯外蒙より輸入される武器の數量は莫大なものがある、即ち同公路上には毎日支那及ソ聯のトラック二百臺位で貨物を滿載し全部被覆を施して南下し西安に到着するや直ちに次の荷物を積むべく北方に急ぎ引返すのが見られる、これ等トラックによつて何が運ばれるか、蔽ひの爲に明白にし難いが彈藥等の軍需品たる事は疑ひない、又新疆省首都迪化のほか蘭州、西安には多數のソ聯人飛行士機械工が傭集して待機してゐる、蘭州のみでも平均一日十機のソ聯飛行機が組立てられ西安、漢口、南昌等へ空輸されてゐる、之等のうち大部分は時速三百哩を出し得る單坐快速小型追擊機でその航續力は千五百哩である、此の飛行機は長い平坦な滑走路を必要とするがあまり高速のため支那人は操縦し得ないと言はれてゐる、西安にはソ聯陸軍少將指揮の下に大飛行機組立工場がありソ聯人の技師職工百餘名を使用して飛行機の組立てに多忙を極めてゐる、ソ聯經營の飛行場、組立工場は嚴重な秘密の下に置かれ國民政府官吏や外國人の飛行家、飛行技師で國民政府に備はれてゐる者すら一切寄せつけない、南昌、長沙等の飛行場でもソ聯飛行機には絶対に外人を近づけず徹底した警戒ぶりである、支那側航空關係某官吏の言によると最初ソ聯飛行士等は日本空軍と

空中戦を交へて欲しいとの支那側の希望に對して或る者はモスクワからの指令がなければ左様な冒險は出来ぬと言ひ或る者は彼等の支那に來たのは防衛が目的であるからと拒否し又一婦人（航空委員長宋美齡を指す）の意思に従ふのを快しとせずとの理由を擧げて仲々應諾しなかつたといふ

☆ 戰時財政

對英鐵道借款計畫失敗

上海【二三】當地外人方面の確實なる情報によれば、國民政府鐵道部は香港及び倫敦の二ヶ所に於て英國政府當事者との間に雲南、緬甸間鐵道敷設に關する一億二千萬元の借款を交渉中であつたが、右に對し英國側は極東の新政勢及び國民政府の現状に鑑み支那側の懇請を裏切つて之れを拒絶、外交交渉は完全に失敗に歸した事が判明した、右鐵道計畫は海港を封鎖された國民政府が漢口重慶等との據點より海口との聯絡上絶対に必要に迫られ且又冷却してゆく英國の同情を呼び戻さんとする魂膽から擲てられた、その内容は雲南省昆明より大理を経て緬甸のミチナーに出で緬甸鐵道に連絡して遠くラングーンの海港に臨まんとしンガポールの背後に出でて英國をはじめ諸外國の援助の手を求めんとしたものである

對佛英願も盡すか

上海【二三】日本海軍の爲めに全海岸の航行を遮斷された國民政府が外國の援助並に武器彈藥の補給ルートを陸地に求めんと躍起の工作を續けつゝあることは既報の雲南緬甸間の鐵道借款交渉以外に佛

領印度支那に向つても亦同様に救援英願の手を差出してゐることによつて愈々明らかとなつた、即ち鐵道部長張公權は去る一月末秘かに漢口を出發香港に於て孔祥熙、宋子文等と會見打合の上二月九日には佛領印度支那の河内に姿を現はしフランス當局者との間に廣西省南寧より國境を越えて印度支那の諒山河内間鐵道に連絡する鐵道建設借款交渉を行つてゐたことが確認された、その後張公權は更に印度支那首府サイゴンに赴き同國政府最高當局との間に折衝を行つた模様で最近に至り漢口に歸着したと云はれる、右鐵道借款も亦フランス側の冷淡なる態度により失敗に歸した模様で、英佛兩國を第一目標として差し伸べた手も遂に空しく振られ、蔣政權は今や財政的にも戰爭用器材に於ても窮乏のどん底に追ひこめられつゝありと認められてゐる

支子文躍る

▲漢口に乘出す 上海【二三】國民政府の首都南京放棄前後より香港に逃げ込み専ら影の人物として活躍してゐた支子文は廿三日飛行機で漢口着直ちに蔣介石その他軍政首腦者と會見、香港に於ける對英折衝の經過を中心に重要協議を重ねてゐる、香港盤居中の彼は武器購入對外借款等の暗躍のほか孔祥熙、宋美齡、張公權等國民政府要人並びに陳光甫、錢永銘、唐壽民等上海金融界巨頭と頻々會合して對日戰備の再擴充、特に財政問題、幣制問題につき協議、香港をして恰も國民政府財政プレーン所在地の感を與へてゐたしかり一方在香港諸外國當局との頻繁なる折衝の結果武器購入に關する限り多少の効果を収めた如くであるが、現下の

▲借款獲得に外遊説

上海【二三】支那側情報によれば過般香港より漢口に飛んだ支子文は蔣介石と財政難切抜問題に關し屢々協議を重ねた結果愈々近く外遊す

ることに決定したと

一月の全支貿易

上海【二三】上海海關の發表に依れば一月中の全支貿易額は左の如くで昨年十二月に比し輸入は一割二分を増加し輸出は二割二分の減少を示してゐる

輸入 五九、〇九〇千元
輸出 四三、〇九八千元
入超 一五、九九二千元

向一月中の金流入額は百廿九萬四千元で銀の流失は三千五百八十八萬元であつた

事變と列國動向

英下院關稅差別問題論議

ロンドン【二三】廿一日の英國下院に於て一議員から「上海に於ける日本品の無稅輸入が今後も繼續される場合英國の極東貿易に與へる悪影響につき外相は充分考慮されて居るか」との質問があつたのに對しサイモン蔵相は外相に代つて左の如く答辯した

上海に於ける變則的な情勢は今や外債の擔保をなす關稅について日本品以外の外國品に差別待遇を與へんとしつゝあることは政府に於ても充分考慮してゐる所でありクレイギー駐日大使はこの問題について廣田外相に申入れを行つてゐる

カナダ議員の反日決議案

ヴァンクーヴァー【二三】カナダ議會はキング首相の對日感情惡化防止方針にも拘らず再三に亘り各種排日法案を提出し

昨年七月來の銀流出四億餘元

上海【二三】最近支那の銀塊輸出は又々増加し、海關發表に依れば一月中に廣東其他南部諸港より香港へ向け輸出された銀塊は三千五百八十八萬元に上り昨年七月以來の銀流出は合計四億四千四百萬元に達してゐる、銀流出は昨年七月事變勃發以來急激に増加し其の後一時杜絶してゐたが最近南支の情勢切迫を告げるに至つたため又々輸出が促進されるに至つたものであつて、之等資金の大部分は香港經由倫敦に送られてゐる

戰鬪區域英人撤收問題

ロンドン【二六】日本政府は一月十五日附英國政府に對し北支戰鬪區域に於ける英國人の撤收方を提議したと傳へられるがアウアス通信社ロンドン支局は英國政府が同十六日駐日クレイギー大使を通じて日本政府に對し左の如く回答したと報じてゐる

一 英國政府は北支戰鬪區域英國人撤收に關する日本政府の提議を關係各方面に通過した
一 但し英國政府は右區域に於ける自國人の生命財產に對する損害については依然日本政府の責任を問ふ方針である

英國人財産被害程度

ロンドン【二三】廿八日の英國下院外交討議に際しチェンバレン首相は「上海に於ける英國商品及び英國人財産の被害状況如何」とのソーン労働黨議員の質問に答へ左の如く述べた

生命財産の損害に對する權利要求の留保

昨年十二月卅一日迄に上海に於ける申告数は百廿件に上つたが、その中九件は上海の英國總領事館から日本總領事館に傳達された、申告者の多数は未だ正式にその要求内容を作成出來ず單に總領事館に假申告をしてゐるに過ぎない現状で、目下總領事館ではこれら申告者を助けその要求内容を作成させてゐる、財産價格を査定することは極めて困難な爲總領事館では未だ損害の細目は調べ上げてゐない

戰鬪區域英人撤收問題

ロンドン【二六】日本政府は一月十五日附英國政府に對し北支戰鬪區域に於ける英國人の撤收方を提議したと傳へられるがアウアス通信社ロンドン支局は英國政府が同十六日駐日クレイギー大使を通じて日本政府に對し左の如く回答したと報じてゐる

一 英國政府は北支戰鬪區域英國人撤收に關する日本政府の提議を關係各方面に通過した
一 但し英國政府は右區域に於ける自國人の生命財產に對する損害については依然日本政府の責任を問ふ方針である

戰鬪區域米人立退問題

ワシントン【二三】現在の北支戰鬪區域から外國人の立退きを要請した日本側の二月三日附通牒に對し米國政府は駐日グラー大使をして斷然立退き拒絶を通告したとの漢口A.P.電は非常な注目を惹き廿五日ハル國務長官の記者團會見は全部この問題に集中されたがハル長官はこの報道を否定し「米國政府の通牒は單に軍事行動により生ずることあるべき米國人

生命財産の損害に對する權利要求の留保

に言及したもので米國人の立退き拒絶等には一切觸れぬ」旨言明した、更に國務省スポークスマンは米國政府が危險區域から自發的に米國人を立退かせる方針は今日も變りはないが一方軍事行動による損害に對する權利留保の方針にも變りない」と述べた、前記内容のA.P.電が漢口より發せられたことは誰しも奇怪とするところだ

在支米人の地位改善

ワシントン【二三】ハル國務長官は廿五日の新聞記者團との定例會見に於て記者團側から「漢口からの報道によると米國政府は米國人を北支の交戰地區より撤退させた」との日本政府の要請を拒否しその旨グラー大使を通じて公文を以て日本政府に回答したと傳へられるが事實であるか」との質問が出たのに對し之を否定して次の如く答へた

余が記憶してゐる限りでは昨年八月米國政府は日支兩國政府に通牒を送り軍事行動に起因する米國人生命財産の損害に關し一切の要求を留保する旨を表明し、その後も數回に亘り兩國政府の注意を喚起して居り現在も右の留保を持續してゐるがそれ以外の問題には一切觸れてゐない、なほ在支米國居留民の地位は漸次改善されつゝあり右は日本軍の支配下にある支那の都市に於て日本軍の統制が改善され行き亘つた結果である」と考へる

又國務省のスポークスマンも頭から之を否定して曰く

全然根據のない報道だ、問題の通牒はグラー大使が二月十八日附の訓令に基

いって自ら起草したもので通牒の正文はまだ國務省に來てゐないが訓令の内容から見てもこの種の問題に言及する筈は斷じてない

ほな一部消息筋ではグラー大使より日本政府に手交された通牒は支那に於ける門戶解放の原則を強調したものだ」と解してゐる

獨外國府の反省を要望

ペルリン【二三】リッペンントロップ獨外國相は廿一日午後外務省に駐獨支那大使程天放氏の來訪を求めヒトラー總統の演說中に闡明されたる滿洲國承認並に日獨提携強化政策に關し説明を行ひ國民政府の反省を促した、これに對し程大使は支那側はドイツ政府の今回の措置には不満である、國民政府は赤化勢力の支配下にあると傳へられてゐるが事實無根である、これはドイツ人軍事顧問も充分承知してゐる筈である

國民政府の支提携を聲明か

ニューヨーク【二三】日滿兩國との積極的提携の方針を闡明したヒトラー總統の國會演説は支那側に對し多大の衝動を與へてゐるがニューヨーク・タイムス上海特派員ハレット・アーベント氏は廿二日右に關し次の如く報じてゐる

ヒトラー總統の演説によりその對支態度の明確となつた好機を捉らへ漢口重慶方面の共產黨員は全力を盡して國民政府に働きかけファッショ諸國の助力は單なる僞滿政策に過ぎず、又米國の如き中立國からは援助を求めることは

中國新政權

北京臨時政府

新憲法案起草に着手

北京【二三】臨時政府は政治財政經濟各機構の整備充實に努め遠からず正式政府に發展すべき確固たる準備を進めつつあるが正式政府に發展するに當つては施政の根基として中華民國新憲法を制定する方針を決定し既に臨時政府司法委員會に命じて憲法案の審議並に研究に着手せしめた、政府は之と同時に南京政府が制定實施し來つた民法、刑法、訴訟法その他の各種法例についても三民主義排除の根本精神に基き全面的に再檢討を加へ新政府成立後の新事態に適應せしむるやう根本的改正を行ふ方針でそれ〴〵調査を進めてゐるので更正中華民國の法制完備も極めて近い將來に於て實現するものと見られてゐる

河北省保衛團改組

北京【二三】臨時政府は北支の治安維持策として従來河北省の各縣駐民により組織されて來る保衛團、保安隊等の自衛組織を新に保衛團に改組して集團訓練を與へ人民の自衛能力を増進して各地治安の回復維持を圖る事に決し保衛團組織暫行法及び保衛團防務章程を制定、廿一日行政委員會治安部よりこれを公布した

親日教科書出來上る

【二三】從來蔣政權下に於ては兒童教育に専ら排日抗日の思想を注入する爲教科書の全部に排日文字を使用してゐたが、蔣政權の没落、臨時新政府の誕生と共に

出來ないといつて國民政府をしてソ支提携政策を聲明させることゝならう、ヒトラー總統の態度は駐支大使館及び領事館からの公電に基いて決定されてゐる軍事顧問が支那軍の性能の劣弱なこと或は相互に協調を續けて行く政治的能力を缺いてゐることなどを報告したこともこの決定に與つて力あるものと思はれる、將來はこのドイツ人軍事顧問に代りソヴエトから軍事顧問が招聘されることゝならう、なほドイツの滿洲國承認により國民政府は國民の前に全く面目玉を潰されたのでこれまで自治政府に参加を避つてゐた有力政治家達をしてその態度を一變し欣然これに参加せしめることゝならう

那を攻撃するものでなく單に支那の赤化を憂慮したものであると説明した
國際共產黨の對支援助聲明
モスクワ【二三】國際共產黨執行委員會は廿三日赤軍創立廿周年記念日に際し國際プロレタリアートの對支援助を獎勵する旨の左の宣言を發表した

赤軍創立廿周年記念日に際し資本主義諸國のプロレタリアートとソヴエト聯邦の労働者、農民とは國際的團結を強化し速かに支那並びにスペインに對する援助策を講ぜねばならぬ、赤軍の國際性こそは世界革命運動の勝利の保障である

ソ聯軍用機更新に着手

京城【二三】確實なる情報によればソ聯軍用機特に五、一六型戦闘機及びソ式重爆撃機の性能が西班牙、支那等で實驗の結果列強の最新精鋭機に比して劣悪である事を認識したソ聯軍當局は急遽極東空軍第一線機の配備交代に着手した狡猾なるソ聯は一石二鳥を案じ舊式機を國民政府に賣込みこの代金を新鋭機建造費の一部に充當してゐる

蘭印で防空演習

バタヴィア【二三】最近日支紛争に關聯して蘭領印度では國防問題が盛んに論ぜられてゐるが廿一日夜バタヴィアにおいて同市最初の防空演習が行はれた、演習は非常燈火管制下の蘭領首都へ爆撃機が襲來するといふ想定で開始されたが空襲隊の一機米國製マルライン爆撃機はバタヴィア郊外のチリタン飛行場を去る三料の地點を低空飛行中突如機關から火を發し忽ち機體は火焔に包まれて墜落、乗組員五名は全部惨死した

駐支ドイツ大使聲明

【二三】廿三日の A.P. 漢口電によれば駐支ドイツ大使トラウトマン氏と蔣介石會見後ドイツ大使館は聲明を發し蔣政權に對し防共協定参加を從德とすると共にヒトラー總統の國會演説は支

ドイツ人顧問に歸國要求せん

【二三】廿一日漢口 A.P. 特派員の報道によれば國民政府はヒトラー總統の國會演説は支那に對し友誼を缺くものとして最近再契約したばかりのフォン・ファルケンハウゼン將軍以下數名の軍事顧問に對し歸國を要求する模様である、尙漢口外人筋ではドイツの滿洲國承認に關し「ドイツ政府の滿洲國承認はドイツが今後日支紛争の調停者となるの機會を全く失はしめたものだ」と觀測して居る

親日教科書出來上る

【二三】從來蔣政權下に於ては兒童教育に専ら排日抗日の思想を注入する爲教科書の全部に排日文字を使用してゐたが、蔣政權の没落、臨時新政府の誕生と共に

之等の教科書を根本的に改訂する事とな
り客月十一日臨時政府教育部編審局編修課長陳達民(〇)氏外五名は之が編纂の爲上京、内地教育者と内容の檢討を行つてゐたがこのほど初中國文六卷、高中國文四卷、初中公民六卷、高中公民六卷、初中外國地理、初中本國地理等卅四種類の親日教科書が完成、廿二日歸視廳臣細亞係に見本として届け出た、右教科書は來る四月一日の新學期から臨時政府下の初等、中等學校に於て之を使用する

北京各大學の統合成立

北京【二三】大學の整理統一に着手した臨時政府は北京大學及び師範學院の二大學に他の各國立大學を統合するに決定、來る四月一日より開校の豫定となつてゐるが教育部では廿二日附で左の如き命令を公布した

白河改修近開始

天津【二三】白河改修の國際機關たる海河工程局では堀内天津總領事の首席代表就任により愈々積極的に白河改修作業及び太古バレー浚渫作業を開始する、即ち海河工程局は支那政府補助金の外に河工捐船船稅、關稅附加稅等を合して平均約卅五、六萬元の收入を以て白河改修費に充當して來たが近く臨時政府と折衝の上政府補助金を増額して作業費約六十萬元程度を以て第一着手として左の事業を開始することとなつた

女子文理學院は北京女子師範學院と改稱す

一 北京大學、法、商學院學生は北京大學法學院に編入す
一 國立北京師範大學は國立師範學院と改稱す
一 女子文理學院は北京女子師範學院と改稱す
一 北京大學所屬の農、工、醫の各學院は凡て新北京大學に編入す

親日教科書出來上る

【二三】從來蔣政權下に於ては兒童教育に専ら排日抗日の思想を注入する爲教科書の全部に排日文字を使用してゐたが、蔣政權の没落、臨時新政府の誕生と共に

▲北京大學總長に湯爾和氏 北京【二三】臨時政府教育部では各學校の開校を急ぎ準備を進めてゐるが既に教授職員の内定を見た模様で最高學府たる北京大學總長には議政委員會委員長兼教育部長湯爾和氏に決定した

一 白河と永定河の合流地點にある開門を廿五日午前九時を期し閉鎖して永定河及び白河の水流を堰止め南沈澱池に誘導し解氷期を目前にして白河の土砂を防ぐ之が爲め南沈澱池に充てられた地域に於ける全人口約六千の部落とその耕作地に浸水するが右に對しては政府との間に萬全の救済方策を講ずる以

上の浚渫作業により今後白河の船舶航行は極めて圓滑となり貿易は益々隆盛を加へるものと見られる

大清河築港計畫樹立

大連【一画】北支經濟開發と緊密な關係を有する北支築港計畫に關しては滿鐵當局でも既に參考案として立案した北支鐵道港灣建設五ヶ年計畫と併行して研究を進め更に現地に於ては北支事務局を主體として築港候補に上つてゐる青島、塘沽、秦皇島、大清河(北方大港)を中心に現地調査を進めてゐるが、最近右の中大清河が最も有望視せられ早くも築港計畫が樹立されるに至つた、大清河は北寧線遼縣より南方新築を経て遼河と渤海を繋ぐ沿岸の末端に位し水深も相當あり海岸より約百米内外の海面には現在でも七千トン程度の汽船の碇泊可能といはれてゐる従つて大清河築港となる場合同地より北寧線唐山に直通鐵道を建設、北寧線に連絡せしめ北支の物資積出し港として活躍し得る、右鐵道建設並に築港計畫は三ヶ年繼續事業で約二億圓の資金を必要とし差當り七百萬トンの吐き出し目標、將來は九百萬トンの擴大の計畫である、而して塘沽築港は自然的條件悪し各方面から望み薄が傳へられてゐる折柄滿鐵として大清河より年額一千万トンの北支炭輸出計畫を立てゝゐる

農村救済に乗出す

北京【二三】臨時政府は北支災害地帯の農民救済の爲め過般來各地方に調査員を派遣し實地調査せしめた結果災害状況も略判明したので愈々近く行政委員會撥濟部に農民救済の實行機關として農賑事務

處を設置し專任の事務處長を任命して積極的な農民救済に着手する、而して北支農民救済の具體的方策としては各河川の浚渫、堤防建設、灌漑運河の開鑿、植林等の水利調節を始め道路の建設、農業移民の獎勵等の根本方策が考究されてゐるが臨時政府は之と共に取敢へず春耕季節を控へ北支農民の購買力回復を目標として各地農村合作社を再組織し團體保證制度による春耕低利貸附の途を拓き棉花を初め主要農作物の改良農産物販賣機構の整備と田賦の整理を漸次實施する方針で殊に災害地帯農村に對し出来るだけ現金又は穀物の無料支給の代りに職業を賦與する様建設的方法を以て進む方針を決定して居り北支經濟開發の第一歩として農村復興の前途は頗る有望視されてゐる

新民會の陣容成る

北京【二六】新民會では陣容を整備し左の如く三部十科とし三月一日附關係人事を正式發表した

- △總務部(五科に分つ)
- 部 長 小澤 開策
- 秘書科長 作 榑 平
- 總務科長 矢部 遷吉
- 企劃科長 藤井 保則
- 調査科長 松尾 清秀
- 主計科長 小澤 開策 (暫時兼任)

蒙疆委員會

滿蒙毛織輸出 綏遠【二三】滿蒙毛織では蒙疆進出のトツプを切つて綏遠毛織廠の經營を繼承、

廿二日より正式に操業を開始した、近頃現地に於て約三百名の女工を採用し事業擴張の計畫で年額四十萬擔に達すると言はれる

蒙疆電氣通信設備社設立

張家口【二三】蒙疆地域内に於ける郵政電氣施設の一元的經營維持に當る蒙疆電氣通信設備株式會社設立に就いてはその後日本、蒙疆側の意見全く一致し近く日蒙設立委員參集の下に張家口に於て創立總會を舉行する、同會社は資本金一千二百萬圓日蒙折半出資、日蒙合辦蒙疆特殊法人で蒙疆聯合委員會出資六百萬圓内二百萬圓は現物、日本側日本電信電話工業株式會社四百萬圓、日本無線二百萬圓の共同出資により配當は六分を保證されてゐる、設立委員は蒙疆聯合委員會最高顧問金井章次委員長となり、日本側は選信省電務局長田村謙治郎、電信電話工業會社社長長田邊隆二氏、同北京事務所長安井義家氏、日本無線社長大橋八郎氏、蒙疆側は伊藤、寺阪兩聯合委員會顧問、滿鐵參事那新一郎、滿洲國側、郵政總局副局長岡本忠雄の諸氏である

逆産沒收近々終了

張家口【二三】蒙疆聯合委員會では昨年十一月月中旬察南、晋北、蒙古聯盟の三自治政府をして夫々逆産處理法を公布せしめ舊政權及び國民黨に依據して不正の利得を得たものの私財を沒收する旨を明かにしたが、その後各自治政府では逆産人並に逆産人が直接間接所有又は占有した動産不動産等に關する名簿の作成を終つたので近く蒙疆聯合委員會で逆産處理の名簿査定を行ふ豫定で五月末迄に一切の終了

蒙疆委員會防共聲明

張家口【二三】獨逸の滿洲國承認は滿洲國と等しく防共を標榜し、接壤國として蒙疆關係にある蒙疆政權に多大の衝動を與へ蒙疆聯合委員會は廿三日第四回委員會に於て左の如き意味深き聲明を決議し、世界防共聯盟陣に對する蒙疆政權の態度と決意を闡明した聲明内容左の如し 自國の膨脹を他國の内亂に依存するソ聯の世界赤化政策と平和の假面をかざして持たざる國家の物與を阻止せんとする持てる國家の偽購政策とが國際平和攪亂の禍根となる 世界の耳目を聳動せしめる今回の日支事變に就て狂疑支那を誦らしめたる南京政府の裏面を檢討する時、將にソ聯の世界赤化政策と持てる國家の偽購政策とが突ひせることを立證する事が出来る、然れども人類は正義を愛し、不正を憎む、今や世界は覺醒し之等惡辣偽購の政策を糾弾するに至つた、世界大戰當時ドイツの背後を衝かんとしてフランスによつて企圖せられた中歐同盟の諸國は今や矛を逆にしてソ聯の赤化政策に對抗すべくベルリン、ローマを中軸とする防共協定を結成し排共の烽火を擧げた、又最近オーストリアが内政の一大變革と共にドイツと結び防共陣に更に一段の強みを加へたが、かくて全歐洲に聲援は亂打されソ聯及びこれと氣脈を通ずるものに審判を下すの日が来た、この時に當り、東、支那大陸に於ては日支事變を契機として相次いで防共陣の自治政權の樹立を見るに至り直ちに歴史的轉換を思はせる

蒙疆の見本市大成功

綏遠【二三】日蒙親善と蒙疆販路開拓の輝かしい使命を帯びた東亞輸出組合蒙疆貿易團主催の大阪商品見本市は豫期以上の好成績を以て商品全部を賣盡し廿五日大同に於ける見本市を以て豫定全部を終了する事となつたが、各地商人と懇談の結果その熱望を容れ愈々定期見本市を開催するに内定した、而して今次見本市に於ける打診によると蒙疆地區市場開拓上注意すべき點は左の諸點とされてゐる 一 張家口が蒙古交易の據點であるに對し綏遠包頭市場は西北貿易にあり、兩者間に實質的差異の存在すること 一 現地に於ける需給關係、購買力の的確なる調査と當方面貿易の特異性についての組織的考究が必要である事 一 此の地方で最も希望されて居るものは人絹、織物、綿布類、海産物、砂糖、罐詰、磚茶で、その進出は特に有望であるが一般商品としては品質良好より寧ろ價格の低廉なる事が先決條件である事

一見本市開催の時期等に就いても相當考究を要する事

第三十七回 帝國議會

旬間大觀

會期三分の二を過ぎんとして牛歩運々、會期延長説さへ行はれるやうになり、俄然貴族院では議案濫滞の責任を政府に問ふやうにして、殊に議案の大部分を抱へこんだ衆議院は周章して、勉強したが、不勉強では政府も見たり難いやうだ。劃期的重要法案と意氣込んで提出した國家總動員法案質疑に於いて政黨の攻撃に暴露した政府の信念の無さと不勉強、さらには近衛首相一人に頼る心許なさとは一片の不用意のみとは受取れないものがあらう。

多年司法界の宿論だった裁判所、檢察廳分離問題が政民兩黨有志の手によつて法案に纏められ提出された。この所政黨の意氣昂ると言ひたいが、各種法案仕上期に入つて政黨内部の複雑な事情が漸く表面化せんとする。惱みは果なし。兵役法改正案が貴族院で可決され、これで兩院を通過、本議會最初の成立法案となつた。

貴族院

本會議は廿一、廿六兩日開會、前旬以來續行の豫算總會は廿三日で一旦打ち切り廿四日から分科會に移つたが平々凡々、委員會では繼に商業組合法案、國民保健法案の二が體裁を繕ふ程度であつた。貴族院の低調はいつもながら議案の提出と廻附が遅れたため一層生彩を缺いてゐる。

十一年度決算提出

政府は廿三日左の件を貴族院に提出した
一 昭和十一年度歳入歳出總決算

- 一 分開會、直に日程に入り政府提出
- 一 民法中改正法律案
- 一 民事訴訟法中改正法律案
- 一 外國裁判所の囑託に因る共助法中改正法律案

の三案を一括上程委員長報告の後採決を行ひ可決次いで政府提出衆議院送付
一 兵役法中改正法律案

を上程溝口委員長より報告し質疑は木戸文相出席まで延期、次で議事進行につき土方寧氏(無)發言を求め

土方氏 豫算關係の法案にして貴族院に送付されぬものが澤山ある、勿論豫算は衆議院に先議権があるが豫算に關係無き法案まで先づ衆議院に提出され一時に貴族院に殺到する時は充分審議は出来ない、かゝる場合政府は貴族院に首判に強ひるつもりか

船田法制局長官 政府としては目下衆議院に於いて多少滞滞してゐる豫算關係法案は勿論各法案とも審議の促進を計り可及的速に貴族院の審議を願ふ様努める

この時木戸文相出席したので
紀俊秀男(公正) 青年學校の義務制は双手を擧げて賛成するものである、併乍ら果して青年學校の義務制は實行出來その目的は達成出來ると確信してゐるか、義務制を施行しても出席率が悪ければ義務制本來の目的を達成出來るものではない、文部省の調査によれば非常に出席率が良くなつてゐるが私の調査によると出席率は約半數であつて甚だ悪い、又青年學校教員は殆ど小學校教員の兼任であるが優秀の専任教員に改善せねばその教育的効果を期する事

本會議

廿一日は午前十時六分振鈴松平議長過日逝去した上郎清助氏に對し院議を以て弔辭を送る旨を

はかり弔文を議長に一任に決して同十五

裁判所設立法案等可決
廿六日は午前十時廿五分開會、直に日程に入り政府提出衆議院送付

一 裁判所の設立に關する法律案
一 大正二年法律第九號中改正法律案
の二案を一括上程委員長周布兼道男(公正)報告の後採決に入り報告の通り可決次いで

一 港務行政統制の請願
外請願八件を請願委員長報告通り採擇に決し會議儘十分に同廿五分散會

豫算總會

拓殖、檢察問題
廿一日は午前十時廿五分開會
松村眞一(郎氏) 最近のバルブ増産問題について北海道と内地の間を森林行政の上から統一する必要があるのであるが爲されてゐないのは遺憾である、此の問題に關して北海道長官が答辯してゐるが北海道長官が政府委員となるのはおかし、之も内務省が監督し得ないものを其の管轄下に置いてゐる結果である、過去の因習にとらはれず之を改める必要ありと思ふが如何

末次内相 北海道には最初から一貫した拓殖計畫があり急に變更する事はむづかしい、然し出来るだけ考慮するつもりである

松村氏 拓務省は國際事情の變化によつて重大な存在となつた、樺太を内務行政の範圍に譲り拓務省は海外拓殖に専念した方がよくはないか

大谷拓相 樺太に於ては内務省と連絡して私が全然責任を有してゐる、然し樺太は未だ土地が充分開發されて居らぬから直ぐ内務省所管に移す事は困難であるが同地の開發に伴ひ、御説の點は充分考慮する

松村氏 各省が分離増加する趨勢にあるが各省が轄據して獨善に陥らず共管事項につき協議する様にしなければならぬ、次に各省大臣の權限の限界如何が問題である、それは一面積極的權限争となつて現はれる、次に消極的權限争がある、之は行政につき空間を生む此の點國民は非常に迷惑を受ける

近衛首相 權限争ひの點は諒承した、今後善處する

松村氏 同様の問題は地方裁判所と行政裁判所との間に發生する、司法權の充實も必要であるが、同時に權限争議の事も考慮の必要がある、又民間の人材を集める事は官吏任用の範圍を廣めるものであるが、現役の儘で思ひ切つた議論をさせる方がよい、それには官吏は委員にせず、民間のみの知識を集めて議論をたゝかはせるため從來の委員會制度も亦根本的に改められ度い、近衛首相 委員會制度について從來不十分な點があつた様であるから考慮するかくて正午休憩、午後一時四十一分再開
内田重成氏(交友) 關門鐵道と隧道とは相並んだ二大工事であるがその進捗程度如何、又將來の見込如何
末次内相 關門國道隧道計畫は五十萬圓で昭和十二、十三年度に亘り調査中である、目下の狀況では調査は十三年度に完了する筈である、又これは各方

面に非常に重要であるので出来るだけ速に實現致したい

安藤土木局長 調査は極めて順調に進行して居る、支障なき限り十三年度中に調査を完了し本工事にとりかゝりたい

内田氏 工事は相當に巨額の經費が入用となる、地方の經費負擔は相當困難であると思ふ經費負擔について所見如何
内相 負擔の大部分は國家がなすべきものと思ふ地方負擔の程度は今日の所考へてゐない

内田氏 計畫には陸軍も關係援助されると思ふが如何
杉山陸相 國防上極めて重要なので軍としても種々便宜を計つて居る

岩田宙造氏(同利) 近頃檢察制度に對する非難が盛に行はれ、それをまた裏書する事實が擧つて居る、神奈川縣下の放火事件、帝人事件等が頻發した如き事である、斯様な世間の問題となるやうな事件を如何に思ふか

鹽野法相 神奈川縣の事件、帝人事件において多數の無罪者を出し、延て檢察制度に對する非難を惹起して居るが、極めて異例であると思ふ、裁判所構成法制定以來五十年間に人口は激増し、又各般の産業が勃興すると共に事件の増加は民事刑事事といはず非常なものである、横濱における如き百名以上の被疑者を取調べるに際し僅に四五名の検事これがに當り、從つて地方警察官の取調べに任ず事となり、この地方警官の中に不都合な者が生ずるに至つたのである、將來は萬遺憾なきを期したい

岩田氏 若し仰せの如くであれば現在の檢察人員で放置するならば益々かゝる

事件は發生するものと考へられる、帝人事件については人員の不足が明に原因でない事實がこゝにある即ち例の黒田氏の嘆願書の如きものである、あの書面は倒閣には役立つが取調には何等役に立たなかつた

鹽野法相 檢察の不足も種々の原因の一となつて居ると申したのは只一般的な話である、尙嘆願書の問題に就いて申せば斯る捜査の際に出來た書類は調査に貼付する必要がないのでその儘にしてあつたのである

岩田氏尙三土氏の偽證事件を擧げ執拗に追及、鹽野法相簡單に應答
岡喜七郎氏(交友) 内地人は内地を離れ外地に移住する事は極めて困難と考へるので出來るだけ多數一緒に移民させる様にしたい、尙土地を貸與するにしても成る可く豊饒な土地を貸與されたい、尙出稼ぎ労働者を國家として表彰されたい

大谷拓相 日本人の移民は成る可くその地方色を失はぬ様に出身部落の名前をつける様にして居る、尙移住地には神社等も出來て居る、次に豊饒なる移住地貸與については充分考究し現在貸與して居るものは相當の土地である、尙功勞者表彰については直に實行に移す様にしたい

内相 帝都復興助成株式會社の跡始末は如何なつて居るか、經濟界の不況に災ひされ貸付金の回收が困難になつて居る、將來如何にこれを監督するか、會計検査院からも會計の曖昧な點について戒告が發せられて居るが如何

末次内相 復興助成會社の經營が面白く

ない事は承知してゐるが今後充分調査して御希望に副ひたい
賀屋誠相 貸付金は六千萬圓餘である之は預金部の資金であるので元利の償還を監督してゐる今日の處未だ元利の償還はない内務省と協力して善處したい
斯くて午後四時六分散會

國體明徴北支權問題

廿二日は午前十時廿五分開會
岩倉道俱男(公正) 本年一月廿二日の貴族院本會議において廣

田外相は北樺太の石油、石炭の利權に對しソ聯が彈壓を加へるやうなら我國としては斷乎たる處置を採る事を明言された、彈壓の大なるものは人的壓迫であり、石油事業者で八名、石炭關係者で廿數名が拘束されて居る、尙漁業條約を一年延期した事について政府の考は如何、以上の權益に關しては永年の對ソ交渉は外交で解決した事がない、之に對する政府の對策如何

廣田外相 北樺太の經濟權益について述べられたが大體その事實は承知して居る、ソ聯は日本の天然資源の缺けたのを補ふため北樺太の利權を我國に與へる旨を條約で規定して居る、然るに漁業問題については條約は暫定的なもので大使館より督促して出来るだけ早くその締結を促して居る、ロシア人は一般に疑ひ深い國民で拘留邦人をスパイだと言つて居る、交渉には時を要するであらうが充分努力する

有馬農相 設備については海軍の助力を得て萬遺憾なきを期して居る、北洋漁業の發展のためには一層努力する
竹内燃料局長 北樺太會社經營の内部

については所謂輸血を必要と考へて居る、石油は試掘の期間が短い關係上本議會でも何等か對策を講じたい
岩田宙造氏(同利) 最近我國では國體明徴、日本精神その他種々なる名目の下に國體論が行はれて居るがこれは單に思想上の問題のみならず現在在は一種の政治上の運動になつて居る、衆議院で問題となつた週報の文章によると治安維持の標準として國體明徴を取上げ之に反する者は共產主義者或は共產主義者と同様に取扱はんとして居るかに見える尙自己の利益を先にし國家の利益を後にするやうなものは取締らねばならぬと書いてある、國體の本義の何たるかは日本臣民たる以上勿論自覺して居るのであるがその全體を理論づける事は或は困難であるかと思ふが統治權に關する限りでは國體を明徴にして居る、即ち憲法においてこの事は明瞭である、然るに國體を自分の政治運動に利用せんとするものは寧ろ憲法は國體の本義より見れば輕いものにさへ見えるものがある、尙目的は手段を美化するものなりとの考をするものがある、今日の自由主義は共產主義の温床なりといはれたが極端な國家主義の方が寧ろ共產主義に類似して居る點もある

末次内相 近來國體明徴の論議が喧しくなり國體本義を濫用する傾向ありといふ事は御説の通りである、御質問は國體の本義は統治權に關する限り憲法に明かであるのでこの事を國民一般に明かにせよとの事は全く同感である、次に目的さへよければ手段はどつても構はぬといふ事が右翼方面にもあるとい

ふ語だが勿論私は目的は手段を美化するとは思はぬ、國家主義も極端に過ぎれば警戒すべきで極端なる國家主義を取縮れといふ事は當然である

かくて正午休憩、午後一時五十四分再開 岡喜七郎氏(交友) 第一に帝國の對手とする新政権は地理的にはどの位の範圍まで及べば確立するのか、第二に新政権を認めるとすれば將來凡ての工作は新政権に移り蔣介石は一種の匪賊となるが如何、第三に匪賊蔣介石の擄滅には帝國軍隊新政権の軍隊の何れによるのであるか治安維持は新政権に實力なき場合尙帝國政府が之を支持する考であるか

廣田外相 今次の出兵の目的達成には眞に我國と提携し得る新政権の發生を望んで居る、帝國としては蔣政權を對手にせずと聲明したる以上之に代るべき新政権の樹立を望み援助して居る治安維持については尙我國の力にも依らねばならぬがいつまでも我軍隊を治安維持の任にあてやうとは考へて居らぬ

岡氏 大體どの程度の地理的範圍であれば新政権として承認に値するか 外相 目下のところ新政権として承認するに足る程度の地理的範圍に達して居ない、地理的範圍が如何なる程度なのかは軍事的行動とも關係があり相當の程度といふことで諒承された

岡氏更に官吏の俸給引上げ、各省及地方廳の官用自動車廢止、行政官と司法官との待遇同格化、判檢事の増員、委員會の組織に官吏を入れない事等を希望すれば首相缺席のため外相御注意の點は首相にも傳へ他日の機會に答辯したいと應答す

る 岡氏 石油政策の急速な確立を望む補助金増加程度では眞に覺束ない

米内海相 燃料國策については燃料審議會、人造石油事業法、燃料工業株式會社法が制定された、海軍としては先づ燃料の貯藏、第二に資源の開發、第三に人造石油の併用等を講じ夫々努力して居る

岡氏 時局が一層進展するやうな事があつても國防上充分なりや 海相 戰時に必要なれば採算を無視して買入れ人造石油も同様に採算を無視して製造する考である

芳澤謙吉氏(交友) 新聞によると政府は二千萬圓の十二年度追加豫算を提出しこれには罹災者、北支居留民救済費その他を含むとの事であるがその内容如何又追加豫算が實際提出されるか 外相 二千萬圓の追加豫算のことは私は未だ聞いて居ない、將來の救済費を別途豫算として要求するか否かは未だ決定して居ない

かくて同三時廿四分散會 産金・石油問題 廿三日は午前十時卅一分開會 松本勝太郎氏(同利) 昨年産金法が制定せられ又今回産金株式會社が出来る事となつたが安心が出来ぬ、この際積極的に乗出す意志はないか、次に朝鮮臺灣に於ける産金の状態如何 藏相 政府として出来るだけ施設をしてゐる、産金會社も資本金五千萬圓で尙ほ二億五千萬圓の社債を發行する筈である、元利の保證を政府がして政府も

一部應募する筈である 吉野商相 資金に困つてゐるものに對しては今度出来る産金會社から三億圓程度融通する積りである、鑛石の運賃引下げも行つてゐる、現場の掛員の養成も専門學校の採鑛冶金科の擴張など凡ゆる方法を盡して多量の金を採掘したいと考へてゐる

八角拓務政務次官 朝鮮では産金五ヶ年計畫を樹て、五年間に七十五噸に引上げる採算施してゐる、臺灣に於ける産金は現在約五噸であるが昭和十六年度には六噸に増加する豫定である

松本氏重ねて「産金會社では損までして權性をばらふ事はあるまい」と政府の善處を希望し次に前田利定子(研)より朝鮮に於ける産金状況につき小余商工省鑛山監督局長と問答の後、松村眞一郎氏(研究)より参考書類の提出要求あり次に坂本俊篤男(公正) 政府は今度の石油五ヶ年計畫でいか程産出するか、又その需給の見透し如何

商相 國內油田の試掘に關する補助金が少ないとの事であるがこの金額が多いとは思はない、政府は十二年から五ヶ年計畫で千數百萬圓の補助をする考へであるがその補助も場合ににより金額補助とするかも知れない、且つ本議會に油田開發の法律を提出したい、油田の地圖は不完全なものでもう一度やり直す考へである

坂本男 見透しが立たぬのは結局燃料國策が立たぬと言ふも同然である 商相 石油の需給について全然見込が立たぬと申したのではない、今日のところ國內の油田からどれ位出る豫定かを

明言出来るまでに試掘が行はれてゐないのである、油の貯藏も種々講じてゐるがどうしても自給自足をせねばならないとすれば石炭液化化其他の手段もある

坂本男 今日のところ石油と外交問題とは密接な關係がある、將來外國の資源に依存して行き得るか 廣田外相 悲觀する事はないと思ふ、支那事變の當初対日石油輸出禁止の聲を聞いたがそれも歴だけで止み今日石油について心配する事は無い

坂本男 海相の衆議院に於ける答辯の如く戰時になつて自然石油の開發をしたのでは間に合はぬ、この點海相の御考如何 米内海相 海軍に於ける燃料對策は昨日答辯した通り貯藏、天然資源の開發、人造石油の併用の三點にある、今日に於いては海外よりドシドシ買入れる考へである、買入れ不能の場合は費用を構はず人造石油を造らねばならない

かくて豫算總會の質疑を打切り分科に移す事とし同十一時五十分散會 豫算分科會 第一分科會(大藏) 廿四日は午前十時十六分開會 眞松友光子(研究) 政府の爲替水準維持方針は結構であるが何時迄之が維持されるか疑問をもつ、爲替局強化の必要はないか 中村大藏參事官 一志二片の維持に關し

ては大藏大臣の言明の通りである、現在の爲替局を擴大して外局とするか否かは尙考慮を要する 眞松子 民間クレジット並に外債についても充分考慮されたい、若し一步を誤ればインフレーションを惹起する

中村參事官 公債の強制保有は成るべく避けて行く積りである、公債の民衆化によつて消化の實現を期したい、十二年度には三十二億を募集しなければならなくなつたが今日迄十九億を消化してゐる、消化は比較的順調である

野村徳七氏(同利) 支那事變後の經濟界に即應するため經濟省の如きものを設ける考はないか 中村參事官 競争目的遂行の爲めには統制は不可避であるのでその實行に當つて實際家の知識を取入れて圓滿なる遂行を期したい、野村氏尙支那の財政につき訊し太田政務次官不明と答ふ

矢吹省三男(公正) 日滿一體の收支如何中村參事官 その數字は發表致しかねると答辯し同十一時五十七分散會 眞松子 爲替水準の維持につき爲替局の擴大をなす考はないか 賀屋藏相 成る可く役所を大きくする事を避け機關の大小に拘はらず爲替の維持について努力して行きたい、野村氏よりも爲替局の擴大、經濟省設置問題、爲替水準維持等に關し質疑あり速記を中止して藏相より答辯をなし 加藤政之助氏(同成) 日銀の保證準備擴張の意思はないか

藏相 その點は軍事費とも睨み合はせざる

關係上研究中である

裏松子 豫算をみると特別會計から一級

會計に繰入れるものが相當多いが如何

次いで矢吹男よりも簡單な質問あり十一

時四十七分散會

【三三】廿六日は午前十時十七分開會

裏松子 不要不急品につき更に關稅を上

ける考へはないか

太田大藏政務次官 既に上げるべきものは

は上げてゐるから更に上げる考へはない

い

裏松子更に國債保有高特別會計益金繰入

れにつき矢吹男政府貸付金その他につき

八條隆正子(研究)中央官衙廳舎建築につ

き質問あり

裏松子 千佳製絨所は現組織でよいか

栗橋陸軍省主計課長 官督か民督かは大

隈内閣からの懸案であるが現在民營論

擔になつてゐるものもある、之は性質上

金額國費をもつて支辨すべきである

谷口主計局長 地方に於て進んで負擔を

希望する傾向がある、國家が地方に負

擔を押しかぶせんとするものではない

次矢吹男アルコール工場につき質し新

井專賣局長官之に答へ次いで討論に入り

八條子より賛成意見の陳述あり、野村氏

加藤氏矢吹男より夫々賛成意見あつて全

會一致可決し同十一時九分散會

【三三】廿四日は午前十時十三分開會松

本外務商務次官所管豫算につき説明あつ

て質疑に入り

鍋島直繩子(研究)支那に對して事變に

關する損害賠償の方法如何、尙復舊事

業について許可制度をとられるか時局

安全の見透がつく迄復舊計畫を待機さ

れるか

上海南京を中心とする自治政權は現在

如何なる程度に進んでゐるか

廣田外相 北支政權は一援援助すべき立

場でありこの立場を害するやうな事は

したくない、賠償問題については諸外

國の支那で受けた損害もあり、ある時

期に一括して我方針をきめたい、中南

支において支那側の有力な人物が動き

出し最近において經濟界の重要な人物

が上海に歸りつゝある

小幡氏 對支文化事業の經費はこの程度

で足りるかどうか

廣田外相 足れりとは思はないが軍の宣

撫事業と重複する場合もありその方面

で文化事業の目的を達成する事が出来

るので若干餘裕がある見込である

かくて正午休憩、午後一時四十分再開、

質疑なく直ちに散會

【三三】廿五日は午前十時十五分開會

小幡氏 外交官の任期が短か過ぎる觀が

ある、これでは外交機能を充分發揮す

る事が出来ぬと思ふが如何

廣田外相 外交官は任地で信用を得る程

度迄に至らなければ仕事は出来ぬのは

勿論で、出来るだけ長く在任させたい

杉溪由言男(公正)在外教育補助費、支那

留學生問題につき質問し速記を中止して外

相との間に對支外交問題につき問答あり

次で松村義一氏(公正)より帝國政府の聲

明及び川越大使の進退問題につき質し廣

田外相より極めて簡單の答辯あり零時二

十一分散會

▲原案可決【三三】廿六日は午前十時十

七分開會

山岡氏 司法省所管の傳給は他省と比較

してどうか

松阪刑幕局長 他省と比較して低位にあ

るが今後待遇改善に努力する

山岡氏 司法權は最も國民の信頼を必要

とするが外國の制度をも參酌して改む

べきは改むべきであると思ふが如何

監野法相 最近檢察事務につき二三の不

幸な出来事があつたが之は檢察の轉任

が繁し事などが一つの原因であるが

司法制度特に檢察事務の研究を一層進

める事が必要であると思ふ又司法官の

増員も必要である、檢察行政運用上法

規改正に關する委員會設置の費用を追

加豫算に要求する考へである

かくて正午休憩、午後二時廿五分再開

松村義一氏(公正) 内務大臣の衆議院に

於ける答辯を見ると政黨本部占據事件

に關し「取調への必要がありましたので

「檢束云々」の言葉がある、是れ行政

見るとそれが一つも實現されてゐない

が如何

末次内相 當局は慎重考を重ねてゐる

が、事の重大性と時局財政上の都合か

ら實現されないのは遺憾である

尙千秋男神社行政につき末次内相と問答

を重ね、兎玉神社局長との間に神社局の

擴大、神祇院等につき質問あり更に松井

茂氏(同利)より平安神宮について質問あ

り、次いで大塚惟精氏(研究)より行幸啓

の御警衛に關する經費を全額國庫負擔と

してはどうかと質し

内相 御警衛は重大なる國家の事務であ

るから全額國庫支辨は充分考究したい

大塚氏速記を中止して質問した後、松井

氏警察費の全額國庫負擔について質し

内相 警察費の全額國庫支辨については

今後充分研究してみたい

かくて十一時五十三分散會

▲大藏豫算可決【三三】廿八日は午前十

時十分開會、八條子爲替問題國際貸借改

善、産金問題等につき質し

太田大藏政務次官 日滿一體として全體

的計畫の事を考へねばならぬ、なほ計

畫經濟を樹立して軍需品及び輸出品の

原料を第一にして他のものを後廻りにし

國際收支の均衡を計りたい

久保市三郎氏(研究) 皇室費は毎年四百

五十萬圓であるが諸物價騰貴で皇室の

御負擔も多し事を拜察するが増額の考

へはないか

太田次官 眞に畏れ多い事であるが前年

度の儘にしてゐる

久保氏 地方行幸啓御警衛費は地方費負

担になつてゐるものもある、之は性質上

金額國費をもつて支辨すべきである

如何なる程度に進んでゐるか

廣田外相 北支政權は一援援助すべき立

場でありこの立場を害するやうな事は

したくない、賠償問題については諸外

國の支那で受けた損害もあり、ある時

期に一括して我方針をきめたい、中南

支において支那側の有力な人物が動き

出し最近において經濟界の重要な人物

が上海に歸りつゝある

小幡氏 對支文化事業の經費はこの程度

で足りるかどうか

廣田外相 足れりとは思はないが軍の宣

撫事業と重複する場合もありその方面

で文化事業の目的を達成する事が出来

るので若干餘裕がある見込である

かくて正午休憩、午後一時四十分再開、

質疑なく直ちに散會

【三三】廿五日は午前十時十五分開會

小幡氏 外交官の任期が短か過ぎる觀が

ある、これでは外交機能を充分發揮す

る事が出来ぬと思ふが如何

廣田外相 外交官は任地で信用を得る程

度迄に至らなければ仕事は出来ぬのは

勿論で、出来るだけ長く在任させたい

杉溪由言男(公正)在外教育補助費、支那

留學生問題につき質問し速記を中止して外

相との間に對支外交問題につき問答あり

次で松村義一氏(公正)より帝國政府の聲

明及び川越大使の進退問題につき質し廣

田外相より極めて簡單の答辯あり零時二

十一分散會

▲原案可決【三三】廿六日は午前十時十

七分開會

山岡氏 司法省所管の傳給は他省と比較

してどうか

松阪刑幕局長 他省と比較して低位にあ

るが今後待遇改善に努力する

山岡氏 司法權は最も國民の信頼を必要

とするが外國の制度をも參酌して改む

べきは改むべきであると思ふが如何

監野法相 最近檢察事務につき二三の不

幸な出来事があつたが之は檢察の轉任

が繁し事などが一つの原因であるが

司法制度特に檢察事務の研究を一層進

める事が必要であると思ふ又司法官の

増員も必要である、檢察行政運用上法

規改正に關する委員會設置の費用を追

加豫算に要求する考へである

かくて正午休憩、午後二時廿五分再開

松村義一氏(公正) 内務大臣の衆議院に

於ける答辯を見ると政黨本部占據事件

に關し「取調への必要がありましたので

「檢束云々」の言葉がある、是れ行政

見るとそれが一つも實現されてゐない

が如何

末次内相 當局は慎重考を重ねてゐる

が、事の重大性と時局財政上の都合か

ら實現されないのは遺憾である

尙千秋男神社行政につき末次内相と問答

を重ね、兎玉神社局長との間に神社局の

擴大、神祇院等につき質問あり更に松井

茂氏(同利)より平安神宮について質問あ

り、次いで大塚惟精氏(研究)より行幸啓

の御警衛に關する經費を全額國庫負擔と

してはどうかと質し

内相 御警衛は重大なる國家の事務であ

るから全額國庫支辨は充分考究したい

大塚氏速記を中止して質問した後、松井

氏警察費の全額國庫負擔について質し

内相 警察費の全額國庫支辨については

今後充分研究してみたい

年團交換、大學高等師範の教授の待遇問題、松井氏教育勅語と國體明徴の關係、國民精神總動員の問題、千秋男より文部大臣の厚生大臣兼任の問題、人格教育と實務教育の必要と師範學校の關係、敬神崇祖の問題、教育制度の改革と教育審議會の關係につき夫々質疑あり木戸文相並に政府委員より答辯あつて同十一時五十分散會

【二三】廿八日は午前十時十五分開會大塚氏日本學術振興會の補助金増額及び青年學校の義務制と他の學校特に高等小學との關係並に學校衛生について千秋男は敬神崇祖神祇に關する教育、宗教團體の取締、國寶保存に關する教育の國寶保存特に社寺に關する國寶の保存について大森男學生檢舉問題及び學校教育について夫々質疑し木戸文相の答辯あり正午休憩午後一時四十二分再開、木戸厚生相より厚生省豫算案の説明後松井氏より社會事業と社會教化との聯絡並に統制の問題につき希望意見を述べ

松井氏 社會事業は個人を本とするは不可で家庭に則して行ふべきでありその延長たる部落をも考慮に入れなければならぬ
木戸厚生相 社會事業法の成立を見た後はその施行に充分注意する
松井氏 警察官の内に未だ社會事業につき充分な關心を持たないものがあるは遺憾である厚生省が主となつて警察官腦部の養成に努められたい
木戸厚生相之を首肯し同二時廿七分散會

【三三】廿四日は午前十時十分開會、渡邊汀男(公正)大島健一氏(同和)より都市防空、青年學校義務制、自動車工業等について菊地武夫男(公正)より航空機改善豫算について夫々質問、速記を中止して杉山陸相より答辯あり正午休憩、一時卅四分再開質疑者なく直ちに散會した

【三三】廿五日は午前十時十八分開會大島氏 軍需工業動員法に規定する諸點は國家總動員法に包含されてゐるか町尻陸軍軍務局長 包含されてゐる
岡喜七郎氏(交友)支那新政權の承認について質疑
杉山陸相 軍としては占據地域の如何により新政權を認めるといふよりはむしろ新政權が速かに其の基礎を確立して親日防共政策を實行するに至れば承認し提攜してゆきたいと思ふ

大久保立子(研)大塚雅稚氏(研より夫々質問あり秘密會に入り午後零時卅一分これを解き直に休憩、午後一時卅九分再開井上勝純子(研究)より陸海軍軍需品の規劃統一について菊池武夫男(公正)豫算の内容につき大島氏大久保立子より鐵道馬の状況につき野村徳七氏(同和)北支開發會社につき夫々質問あり速記を中止して當局より答辯をなし三時十一分散會

【三三】廿六日は午前十時十四分開會、米内海相より海軍省所管十三年度豫算について説明あつて後大島氏より質疑あり同十一時四十九分散會

【三三】廿八日は午前十一時一分開會島津忠重公(火曜)英米佛三國よりの建艦通報要求の問題、英米獨佛伊ソ聯の主力艦建造計畫建設通報拒絶後の英米佛の態度並に之が獨佛ソ聯に及ぼす影響につき質疑し、井上海軍軍務局長より夫々答辯あり

り次いで井上勝純子(研究)は臺灣空襲の敵機性能並びに臺灣の油田の状況につき質問あり米内海相之に答へ次に渡邊男大久保子大島氏より夫々北樺太に於ける諸權益につき質疑し正午休憩、午後一時卅七分再開井上より海軍豫算案中の研究費につき質疑し山本主計大佐より詳細なる説明あり井上子更に航空研究機關に付き選信省との聯絡協同を希望し次に大島氏より石炭液化の問題につき海軍側の状況を報告し二時三分より秘密會に入り同五十分秘密會を解いて直ちに散會

【三三】廿四日午前十時十七分開會内田重成氏(交友) 農林と商工とは昔の農商務省の如く之を一緒にして産業省といふ風に改造する意志はないか有馬農相 商工、農林別個にあるのが良いと考へる、唯部分的には不便があり支障を生じてゐるものもあるが、事項については今後成可く直接統一を計つて支障を少くして行きたい
内田氏 農地調整法は施行の時期を二年延ばして世間の批評を聞いて準備期間を置く事にするのが良いと思ふ、施行經費を見合はせる考へはないか農相 農地調整法は可成早く實施したい
松本勝太郎氏(同和) 農村の副業獎勵について當局の所見如何

【三三】廿八日は午前十一時一分開會島津忠重公(火曜)英米佛三國よりの建艦通報要求の問題、英米獨佛伊ソ聯の主力艦建造計畫建設通報拒絶後の英米佛の態度並に之が獨佛ソ聯に及ぼす影響につき質疑し、井上海軍軍務局長より夫々答辯あり

【三三】廿四日は午前十時十分開會、渡邊汀男(公正)大島健一氏(同和)より都市防空、青年學校義務制、自動車工業等について菊地武夫男(公正)より航空機改善豫算について夫々質問、速記を中止して杉山陸相より答辯あり正午休憩、一時卅四分再開質疑者なく直ちに散會した

小平經濟更生部長 機構については今の憲法律を改正する意思はない、従來は活動範圍の擴張を圖つたが今後は活動の精確をはかるやうにしたいと考へる
内田氏 農民の自給自足のため雪國の労働者に限り濁酒の製造を一定量まで許す考はないか
有馬農相 考究した上で必要とあれば大藏省とも相談したい、今の所具體案はない
坂野鐵次郎氏(同正) 各種助成金獎勵金等をみるに現在その種類極めて多くその金額が極めて少いが種類を減じては如何

農相 金額は少くとも廣く之等の金を與へねばならぬ場合が多い
かくて午後二時五十三分散會
【三三】廿五日は午前十時十八分開會内田氏 中小商工業振興に對する經費の内譯を見るに商業組合發展に關するものである、商業組合の發展は産業組合との相剋を助長する事にならないか吉野商相 商業組合の代表者と産業組合の代表者とが話合をつけ地方々々によつて或る程度の活動範圍を協定する事が問題解決の最良の方法であると思ふ
正午休憩、午後一時四十分再開
内田氏 商店法案は中小商工業者に脅威を與へはしないか
新倉商務局長 中小商工業の經營合理化について充分考究し心配のない様に取りはからいたい
内田氏 發明獎勵減額の理由如何
石井特許局長官 他の發明獎勵の補助となる費目が増加してゐるからこの方面から努力する

【三三】廿六日は午前十時十六分開會岩倉道俱男(公正) 大陸に對する航空路の調査に關し當局は如何なる考を有するか、中央航空研究所設立に關する經費の内容如何、遞信從業員の待遇如何藤原航空局長 中央航研設立準備委員會所要費外國視察費その他である
山田管理局長 遞信從業員の待遇改善は昨年六月給料の一割増加を圖りその他退職手當支給等漸次改善に努めてゐる
松本氏 電話架設の事業成績が良好でないのは如何なる理由か
田島遞信政務次官 資金及材料供給關係等に依る
次いで速記を中止して質疑あり、同十一時五十六分散會

【三三】廿八日は午前十時廿九分開會内田氏 航空事業の財源として航空債券を發行する意志なきや藤原長官 財務當局と打合せの關係もあつて研究中である
坂野鐵次郎氏(同成)は野戰郵便につき内田氏は農村の電話架設につき夫々質疑し政府委員より之に答へ同十一時五十五分散會

【三三】廿四日は午前十時十五分開會、

【三三】廿四日は午前十時十五分開會、

【三三】廿四日は午前十時十五分開會、

【三三】廿四日は午前十時十五分開會、

中島鐵相 鐵道省豫算提案理由説明の後西本健次郎氏(研究) 自動車事業について民間で出来る事は民間でやらせては如何

中島鐵相 將來民間でやる事を要求する者があつたら民間でやらせる

西本氏信濃川火力発電並に水力発電及び京都大津間の電化につき質し

森田鐵道省電氣局長 昨年からは大津、京都間の電化はそれ程必要なしとして削除されたわけである

一條實孝公(火) 四十億近い投資をして仕事をしつゝる鐵道省の如きは此の際もつと利潤をあげられると考へるがどうか

鐵相 鐵道は利益があつてもその利益を他の一般會計に廻す事は出来ない

尙ほ一條公より私設鐵道の買収について積年の弊を一掃されたいと希望發言あり

大藏公望男(公正) 國際情勢に應じて請願や地方的要求を退けても大きい計畫を全力を注で行ふ必要があると思ふか

鐵相 平戰時の兩方に對して輸送量の増加に全力を注ぐ考へである

大藏男 國有鐵道財政の見透し如何、又内田鐵相時代約束した鐵道特別會計改正はどうなつたか、又建設計畫もどうなつてゐるか

鐵道會計の問題について池井鐵道省經理局長より答辯あり

平山建設局長 豫定線中一千軒その他には一千五百軒あるから合計して二千五百軒である

【三五】廿五日は午前十時十五分開會

大藏男 交通事業調制法案の實行上の決意如何

中島鐵相 事業者側は自ら立つて協力すると思ふが若しまともな事があれば鐵道省としては相當の決意を持つてのぞむ積りである

次で川村竹治氏(交友)西本氏一條公と中島鐵相、山田運輸局長との間に質疑應答の後

小坂順造氏(同正) 鐵道省は自己發電の火力を濶信省に知らせぬといふ事があるが之は各省割據の弊である、改善を望む

中島鐵相 目下建設中であるから完成の上國策會社と協力し國策に順應したい

かくて正午休憩、午後一時四十二分再開

八角拓務次官より拓務省所管豫算について説明あり、次いで事變下の外地の現状について大野朝鮮政務總監、森岡臺灣總務長官、今村樺太長官、北島南洋長官等より夫々説明あり引續き森岡總務長官より速記を中止して臺灣空襲の狀況につき報告をなし三時廿七分散會

【三六】廿六日は午前十時十三分開會

大藏男 アジア大陸に對する國策如何

拓相 民間の知識を充分吸收する手段をとりたい、海外拓殖委員會の機能を發揮したいと思ふ

大藏男 臺灣總督の地位が朝鮮總督に比し甚しい差異ある理由如何

拓相 歴史上の理由に基くもので臺灣の重要性の高まるにつれて將來考慮さるべきものと思ふ

大藏男より臺灣米の專賣につき質問あり

拓相 臺灣米は臺灣の重要産業である、之と内地農業との調整を圖る爲出来るだけ早く調査して實行に移したい

尙川村氏、久米田新太郎氏(研究)より國民の問題につき質疑あり、一條公より移民と出稼ぎとの區別につき大藏男より滿洲移民の日本海輸送計畫につき夫々質し更に久米田氏よりダバオ移民につき質し之に對し北島南洋長官より答辯あり西本氏より滿洲移民につき質問あり大谷拓相之に答へ同十一時五十五分散會

【三七】廿八日は午前十時十三分開會

大藏男 北鮮地方の共產黨の動向如何

大野政務總監 取り擧げる程の事もない

大藏男 今次事變に於て朝鮮の鐵道運輸の不整備が唱へられてゐるが實情如何

吉田朝鮮鐵道局長 誤傳である

次いで川村氏臺灣米專賣について總督府の原案骨子の提出を求め森岡總務長官の答辯あつて臺灣に關する質疑を終り更に樺太關係に移り大藏男より國境に於けるソ聯との關係バルブ増産の問題等につき質疑あり正午休憩、午後一時四十七分再開西本氏サイパンの築港問題、大藏男南洋公木の栽培、學校教育特に中等教育について質し特に學校と病院の施設の全きを期せられたいと要望、北島南洋總務長官八角拓務政務次官之に答へ拓務省關係の質疑を終り午後二時卅一分散會

委員會

商業組合法委員會

【三三】廿一日は午前十時十五分開會

三浦新七氏(同利) 現在まで出来て居た商業組合を利用する意思はないか、又既存の同業組合を利用する方法はないか

更に森平兵衛氏(研)より商業組合の設立條件及商品券につき大和田健三郎氏(同成)よりも質疑あり夫々政府委員より答辯あつて午前十一時五十四分散會

【三三】廿二日は午前十時十六分開會、逐條審議に入り第三條の五について森氏有賀光豐氏(研)出光佐三氏(交友)三浦氏その他諸氏より質疑あり新倉商務局長より答辯あつて午後零時九分散會

【三三】廿三日は午前十時十五分開會、直に逐條審議に入り第三條の五より第九條の三まで審議

三浦氏 組合で手数料をとり組合員に賣買する事は差支へないか

あるが法律上よりみれば差支へない

出光氏 商業組合の統制強化といふことは事變のために行ふ實例が多い、平時においては不必要と考へるが如何

木暮商工政務次官 戰時においては必要である

と答へ平時の場合に付ては答へずついで有賀氏 第九條の三の統制方法及第十七條の三及び第廿七條の二の統制方法の間に區別を設けた理由如何

木暮政務次官 第九條の三は組合員との規定を設けたものであり第十七條の三はこれから組合員を設けるものである

【三六】廿六日は午前十時四十分開會、第十二條以下の逐條審議に入り有賀氏、森氏、出光氏、三浦氏等より夫々質疑あり新倉商務局長より答辯あつて正午休憩

午後二時六分再開、第十七條の二につき森氏より質疑したる後第廿一條より最後まで新倉局長より説明をなし次で逐條審議に入り各委員と政府委員との間に問答あり同二時四十分散會

【三六】廿六日は午前十時廿四分開會

河内輝耕子(研)綾小路護子(研)後藤一藏伯(研)より質疑あり之に對し廣田外相、その他より答辯あり殆んど速記を中止して審議を進め十一時五十五分散會

【三七】廿四日は午前十時十七分開會、大河内子造幣局長出張所の新營について又長基連男(公正)公債發行に關し質問し夫々政府委員より答辯あり、次いで

土方久徳氏(同和) 赤字公債が何年も積
く事は面白くない、一方増税も考へ赤
字公債は適當の財政手段に非ざるもの
と根本策を定むべきものと思ふ。

太田大藏政務次官 赤字公債の無くなる
事は財政上望ましい、歳入の方も節約
し、歳入の方も注意してやらねばなら
ぬと思ふ、増税については租税増徴法
特別税法によつて相當重くなつてゐる
國民の負擔は相當強いところまで行つ
てゐると思ふ。

大河内子より速記を中止して十一時十九
分より廿分迄懇談し同廿三分散會

裁判所設立法案委員會
▲裁判所設立法案可決【二三】廿一日は
午後一時四十分開會、松本慎平(研)白根
松介(研)奥田剛郎男(公)各氏より夫々質
し大森民事局長之に答へて後討論に入り
保科正昭子(研)奥田男岡田文次(和)の三
氏より賛成意見を述べ採決の結果

一 裁判所の設立に關する法律案
一 大正二年法律第九號中改正法律案
を原案通り可決し同二時廿分散會

國民健康保險法案委員會
【二三】廿一日は午前十時十五分開會
關壽壽男(公) 厚生省設立及び今次事變
の發生等諸種の事情の變更があるが内
容が前回と矢張り同様なのは如何
木戸厚生相 色々考慮の結果大體前回の
讀案を適當と考へた

野村益三子(研) 健康衛生等の施設につ
き本法以外に計畫があるか
廣瀬厚生次官より答辯をなし、次に金岡
又左衛門氏(同和)より保險醫の幽靈患者
事件の真相及び健康保險組合と賣藥業と

の關係につき質し政府委員より右事件に
ついては目下調査中である旨を答へ同十
一時四十五分散會
【二三】廿二日午前十時十四分開會
高木寛男(公正) 國民健康保險委員會
の構成如何、又國民健康保險醫の監督
方法如何、特に醫師法第六條による監
査との關係如何
木戸厚生相 實質的に統制方法を考へて
ゆきたい
進藤保險院長官 委員會の構成は官吏二
名、組合幹部二名、醫師會、齒科醫師
會、藥劑師會各二名となつてゐる、組
合と健康保險組合との契約に基き監査
を行ふものであるが醫師法との關係を
充分考慮して行きたい
下村安氏(研究) 國民健康保險制度は官
民を擧げて普及を計る上から濟生會を
他の醫療團體を利用し之と協調して
行くべきと思ふがその方途について考
慮してゐるか
厚生相 本問題は單純に解決出來難いか
ら醫藥調査會に於いて慎重審議の上決
定したい
下村氏 國民健康保險法實施に當り醫師
の需給關係に支障なきや
厚生相 支障なき様考慮したい
下村氏 本法施行豫算は少なきに失し本
制度普及上から見ても困難があると思
ふがその對策如何
保險院長官 本年度豫算は現狀に照し充
分であると思ふ、今後物價騰貴その他
により經費に困難を來す場合は經費節
約によつて補つて行きたい
濱口儀兵衛氏(研究) 組合の普及と同時
に醫療費を軽減せしむべきものと思ふ

が政府は醫師會と組合との契約につき
積極的に考慮を拂はぬか
保險院長官 その點については大體現在
の醫師會の藥價を基とし醫師會と組合
の話し合ひによつて定めて行きたい
濱口氏 醫師會と組合との自由契約にま
かせずに大體の標準を示しては如何
保險院長官 國民健康保險委員會によつ
て契約の締結につき斡旋する事となつ
てゐる、藥價、診察料については一定
の標準を示さな
尙金杉英五郎(研)宇佐美勝男氏(同和)な
どよりも質疑あり零時八分散會
▲醫藥分業論議【二三】廿三日は午前十
時十三分開會
金岡氏 醫藥分業制度は寧ろ實行の時期
にあると云ふべきであつて國民健康保
險法實施の際勇斷を以つて之を斷行す
るを適當なりと思ふ
木戸厚生相 國民健康保險法實施に當り
ては差當り現在の醫藥制度を活用して
ゆくのであるが本問題は各方面の權威
を網羅する醫藥制度調査會に於いて慎
重検討の上將來に對する適切な方法を
を決定し之が實施については勇斷を以
て臨む考へである
金杉氏 豫防方針について伺ひたい
高野豫防局長 豫防行政は國民健康保險
法の實施上緊要な事柄で國民の中に多
數の結核、花柳病、寄生虫、トラホー
ム、榮養障害の病氣及び國民の素質、
遺傳など國民の健康を脅かすものに對
しては法制と施設兩方面に對し豫防行
政の完備を期する考へである
次いで川村鐵太郎伯(研)より第廿一條に
ついて金岡氏より診療方針について質し

夫々清水社會保險局長より答辯あり同十
一時八分散會

衆議院

會期三分の二を過ぎて尙見透しが
つかないので慣例により本會議は隨
時開會し得ることとし、廿二、廿四
に呼應して電力委員會の如きは夜間
審議を開始するなど馬力をかけたし
たが進行状態は何れも思つた程でな
いのはそれ相當の理由もあらう
農地、電力管理兩法案は審議を了
つて政民兩黨の態度決定までこぎつ
けた。

追加豫算案提出
【二三】政府は廿六日昭和十二年度追加
豫算たる左記三件を衆議院に提出した
一 昭和十二年度歳入歳出豫算追加案
(第一號)
一 昭和十二年度特別會計歳入歳出豫算
追加案(特第一號)
一 豫算外國庫の負擔となるべき契約を
爲すを要する件(追第一號)

軍事費追加豫算案提出
【二三】政府は廿八日左の軍事追加豫算
案を衆議院へ提出した
一 臨時軍事費追加案(臨第一號)
政府案提出
政府は左記法案を衆議院に提出した
△廿四日
一 簡易生命保險法中改正法律案
△廿五日

一 不動產融資及損失補償法中改正法律
案
一 産業組合中央金庫法中改正法律案
一 漁業組合法中改正法律案
一 産業組合中央金庫特別融通及損失補
償法中改正法律案
一 産業組合自治監査法案
△廿八日
一 東洋拓殖株式會社法中改正法律案
議員案提出
【二三】政民兩黨は廿一日左記二法案を
共同提出した
一 裁判所構城法改正案
一 檢察廳法案
一 檢察廳法案
一 檢察廳法案
一 檢察廳法案

十一年度決算提出
政府は廿三日左の件を衆議院に提出した
一 昭和十一年度歳入歳出總決算
一 昭和十一年度各特別會計歳入歳出決
算
一 昭和十一年度歳入歳出決算検査報告
一 昭和十一年度歳入歳出決算検査報告

支那事變特別稅法案質疑
廿二日は午後一時廿三分開會、小
山議長大竹貫一氏の貴族院入り
に伴ふ補充議員藤井浩然氏(政
友)を紹介した後議事に入り十九日の本
會議に引續いて支那事變特別稅法案他三
件に對する質疑を續行
西村金三郎氏(民) 蔵相は將來發行する
事あるべき支那事變公債の利拂ひは必
ず増税によつて賄ふといふ徹底的な計
畫を有するか否か
更に負擔の均衡、收稅手續の簡易化問題
につき質し最後に外債爲替問題を永々と

追記
支那事變特別稅法案質疑
廿二日は午後一時廿三分開會、小
山議長大竹貫一氏の貴族院入り
に伴ふ補充議員藤井浩然氏(政
友)を紹介した後議事に入り十九日の本
會議に引續いて支那事變特別稅法案他三
件に對する質疑を續行
西村金三郎氏(民) 蔵相は將來發行する
事あるべき支那事變公債の利拂ひは必
ず増税によつて賄ふといふ徹底的な計
畫を有するか否か
更に負擔の均衡、收稅手續の簡易化問題
につき質し最後に外債爲替問題を永々と

本會議

支那事變特別稅法案質疑
廿二日は午後一時廿三分開會、小
山議長大竹貫一氏の貴族院入り
に伴ふ補充議員藤井浩然氏(政
友)を紹介した後議事に入り十九日の本
會議に引續いて支那事變特別稅法案他三
件に對する質疑を續行
西村金三郎氏(民) 蔵相は將來發行する
事あるべき支那事變公債の利拂ひは必
ず増税によつて賄ふといふ徹底的な計
畫を有するか否か
更に負擔の均衡、收稅手續の簡易化問題
につき質し最後に外債爲替問題を永々と

述べて降壇

質屋蔵相 將來經常的歳出は經常的歳入
によつて賄つて行く様に努力したい
と増税によつて公債の利拂をなすといふ
一點をたくみにぼかして答辯し更に
職費調達に對する懸念は尤もであるが
眞に戰爭しに必要なのは物資であるか
ら金と物との両面から確乎たる財政計
畫を立てゝ行きたいと考へてゐる、又
唯今のところ政府外債を起す考はない
永山忠則氏(第一) 長期戦に對應するた
め財政的に積極的意味を有する大規模
な増税を斷行すべきではなかつたか、
長期戦に即應し一方社會正義の線に沿
ふためには最少限度五億圓程度の増税
をもつて臨まねばならぬと信する、増
税の影響として物價騰貴は既に起りつ
ゝあり特に小賣物價に於いて甚しい、
政府は價格決定の強權的立法に乘出す
考はないか

とて晒の賣止めを行ふ前に何故、暴利取
掃法を發動しなかつたかと訊し更に地方
交付金増額を斷行すべきであると論じ、
最後に

保險會社に對し事變公債を買入れしむ
る事が國家の急務なりと信するが如何
簡易生命保險の最高金額を一千圓迄引
上げ郵便年金を普及する事により公債
消化に協力する事が必要ではないか
蔵相 政府としては産業の發展、國民生
活の安定を考へて今回提案の増税に止
めた、増税の内、間接税は三分の一で
ある、消費税は砂糖のみでまた物品特
別税の大部分は日常必需品以上の品物
である、従つて増税によつて物價騰貴
が起るとは考へないがこの氣運に乗じ

て暴利をむさぼらんとする傾向に對し
ては抑制に努め
有馬蔵相 生絲公定價格は對外關係もあ
り輸出を阻害せぬ様あの程度に決した
米穀公定價格も差當り引上げる考へは
ない
木戸厚相 簡保の國債保有額は増加した
いと考へてゐる最高契約額の引上げは
目下當局に於いて考中である
河野密氏(社大) 質屋蔵相は國際收支の
均衡の一點にとらはれ生産力擴充を遷延
せしめんとしつゝある我經濟領域を擴大
し日滿支を一丸とした財政、經濟政策を
樹立し國防經濟國家の完成と共に發展
的國際收支の均衡を建設せねばならぬと
て

占據地域にある資源の管理は誰がやる
か、蒙鐵銀行と北支準備銀行との關係
をどう調整する考へか
河野氏更に増税と物價騰貴について論じ
法人資本税率の引上げを主張し
陸相は日本産業が滿洲重工業となる前
押込資本額は二億二千五百萬圓である
が實際をそれだけの價値があるので四億
五千萬圓に見積つたと説明してゐる、
これでは資本の水ぶくれによつて脱税
せんとする資本家を押へる事は出来ぬ
ではないか
次に高額所得者に對しては減税となり中
産階級に對し苛酷なる増税となる傾向を
指摘し政府の考慮を求めて質問を終り、
代つて質屋蔵相は自己の財政經濟方針に
ついて一貫し陳述した後
生産力の擴充のため國際收支の均衡を
破れば反つて生産力の擴充自身が出来
なくなるので兩者は互に見合つて調和

して進まねばならない、生産力は現貨

に駁々として擴充されつゝある
更に増税の内容につき答へ、代つて
加藤陸軍政務次官 占據地域に於ける資
源の開發については慎重考慮を重ね善
處しつゝある
三木武夫氏(第二) 物品特別税は一般商
品税或は賣上取引税の前提となるので
はないか
蔵相 今回の物品特別税は比較的擔稅力
のある所に増税する事を目標としたも
ので一般的な賣上益とは別個である
馬場元治氏(東方) 財産税創設の考へが
あるか、地方財政交附金を馬場蔵相案
の二億七千萬圓程度に引上げる考はな
いか、脱税を企てる不心得に對しては
所得の沒收の態度を以て臨む考へはな
いか

蔵相 財産税の實施の上に種々困難があ
るので唯今之を起す考はない、地方交
附金の増額は考中である、脱税の様
な不心得な行爲のない様政府としても
注意する
以上で質問を終了臨時租稅增徴法案委員
會付託に決定次いで日程を變更して

一 重要礦物増産法案(政府提出)
一 日本産金振興株式會社法案(同上)
の兩案を一括上程木暮商工政務次官より
提案理由の説明あり質疑に入る
高橋壽太郎氏(民政) 政府は産金奨励法
を提出すると同時に産鐵法、産鋼法を
提出すべきではないか、睡鐵礦區の多
くは資金技術が缺陥してゐるに基くも
ので、本法によると産鐵權を沒收され
る虞れがあり大資本家が中小鐵主を兼
併するための好餌を與へる事になりは
せぬか
と前提十六項に亘る質問を羅列して降壇
木暮商工政務次官 中小鐵業者に對し經
費を融通する考は無い、國立精煉所を
數ヶ所作る事は技術的に至難な事情が
あるので唯今その考はない、産鐵法、
産鋼法等も制定する考はない、本法の
適用により充分目的を達し得ると考へ
てゐる

更に鑛石運搬問題につき中島鐵相より答
へ、代つて
板谷順助氏(政友) 産金振興會社は實際
活動する迄に三年乃至五年の期間を要
す、然るに現在の金の値段を標準とし
て會社をつくり將來大きな損失を招い
た場合誰がその責任をとるか
蔵相 産金振興會社は多少の危険があつ
ても之を犯して設立せねば産金が増加
しないので設立する事とした
世耕弘一氏(政友) より中小鐵業者の
資金難救助の方法、産鐵産鋼の奨励、産
金買上價格の引上げ、金増産の目標等に
つき質し
木暮商工政務次官 産金五ヶ年計畫によ
り昭和十七年末までに内地五十六トン
朝鮮七十五トン、合計百三十一トン(四
億九千萬圓)に増産する豫定である
加藤鐵造氏(社大)石炭配給改善問題につ
き政府の善處を求め更に特殊炭の輸入、
鑛山災害防除について質し、木暮商工政
務次官より簡單に答へこれにて質問を終
了七名の委員に付託し同六時卅分散會

開會野頭
小山議長 本日を以て會議は三分の二を
經過したから慣例により火木土以外に
も隨時本會議を開き得る事とする
旨を講場に告げ愈々
一 國家總動員法案(政府提出)
を上程近衛首相代理として廣田外相より
左の如く簡單なる提案理由の説明を行ひ
▲總動員法案提案理由説明
只今議題となりました國家總動員法案
に付て提案の理由を説明申上げます、
近代戰の特質は所謂國力戰にあるので
ありまして、戰爭の目的達成の要訣は
一に陸海軍の奮闘と國家總動員戰勢の
完備とに存するのであります、而して
國家總動員の主旨は國防の爲、物心兩
方面に亘り國家の全能力を發揮するに
あります、即ち本法の適切なる運用に
依りまして軍需品を充足して陸海軍に
不斷の戰闘力を供給すると同時に民需
品を補給して國民經濟の運行を確保せ
んとするのであります、國民の愛國
心を基調とし舉國一致の協力に依つて
始めてその効果を全ふすることを得る
のであります、政府は時局に鑑みまし
て國家總動員の實施に法的根據を與ふ
るの必要を認め茲に本案を提出したる
次第であります、何卒充分御審議の上
速かに御協賛を與へられんことを切望
致します
次いで質問に入り第一陣を承つて齋藤隆
夫氏(民政)登壇
齋藤氏 本法は國民の生命、財産、自由
即ち生存權に對し戰時又は事變に對し
重大な制限を加へんとするものであつ
て果してかゝる立法を必要とするや否

日四廿

總動員法案提案説明
廿四日は今議會が始つて以來の緊
張裡に午後一時十分分開會、立
役者近衛首相は微恙のため缺席

のため國家のため生命を賭すのであつて決して時の政府の爲に捧げるのではない

と斷じ更に憲法第卅一條は所謂大權留保の條項であつて例外規定ではないとの所信を開陳し、次に憲法實質的解釋に移りこれは公然委任命令をもつて大權を徒に空しうせんとする奇怪なる立法といはざるを得ない、憲法發布の詔勅並に上諭には憲法第二章臣民の權利義務の規定について將來永く行政權の專斷から守らんとせられる御聖旨が明瞭に宣

示せられてゐる、然るに本法は包括的委任によつて國民の權利義務を行政權の願使下におかんとするものであるとて本法が名を非常時局に藉り立法權の實を奪はんとするものであると論斷し、更に

本法はその規定するところの權限以上の權限を取得する恐れがあり將來に對する重大危險を豫知せしめるが如何、本法は非常大權の行使を制限し條件づけることになりはしないかと質し、最後に

我々は非常重大時に際し國家總動員の實現の容易にして且完全ならんことを望むものであると結んで降壇、代つて

法相 本法案はその實體を委任命令に譲るの非當時に對處する必要から止を得ない、憲法第卅一條は戰時又は國家事變に際して必ず天皇の大權によるに非ざれば臣民の權利義務をおかし得ずと規定するものではないから本法とは背馳しない、又非常大權は本法にかゝらず發動し得るのであるから決して

大權を制限し或は條件づけるものではないとて答辯用のメモを卓上に一杯擧げてほつりほつりと答辯し

杉山陸相 國家總動員は戰爭の目的を達成するため兵力のみならず國力も充分に發揮すること國民生活を圓滑ならしめることをも合せて目的とするものであつて決して國民の權利義務をおかさんとするものでない、この點は歐洲大戰におけるロシアやドイツにおける例を見れば……

と言ひ出せば議場は驕然、陸相鎮まるのを待つて更に語をにつき

總動員の準備が足りなかつたのは敗戦の原因であることが明瞭である今後國際情勢が如何に重大化するか知れないから今から準備して置くことが絶対に必要なのである、又委任命令の件であるが軍の立場からいへば將來戰の狀況相手方の有様を考へるとそれを明示する事は困難である

末次内相 國家總動員の制定は經濟的事情の複雑な今日に於て絕對必要であるが總動員に當つて愛國心は必要であるが我が國民なればこそ本總動員法の完全な運用が期待し得ると確信して居る

牧野氏 政府の答辯によつて關係の研究が足りない事が明瞭となつた、更に研究を望む

と結んで終り、かくて殘餘の質疑を廿五日に持越し六時四十五分散會した

國家總動員法質問續行

國家總動員法案審議第二日目廿五日の衆議院本會議は午後一時五十四分開會、前日に引續き質

疑を續行

池田秀雄氏(民政)登壇 最近の國際情勢を遠觀するに支那事變よりも更に重大な事象が何時起るやも計られぬ形勢にある、従つて我々は國家總動員法の性質を解剖し速かに國防國家の完成される事を期待してゐるのである、然るに今回政府の提案を見ると奇々怪々將に羊頭を掲げて狗肉を賣らんとするものである

と前提して末次内相に對し

日露戰爭に表はした我國民の愛國の熱意至誠は今次の國民精神總動員には見出す事は出来ない、これは日露戰爭當時國民は自發的に戰爭に重大關心を持ち官憲の壓迫に抗して愛國の至誠を發露したのによるものである、歐洲大戰に於ても言論の統制が最も嚴重であつた露、奥、獨の各國が戰況一度不利に陥つた場合相次いで土崩瓦解したのは何故であるか、官製の統制を以てしては眞の愛國心を動員するに足りない事を意味するものである

次に經濟動員について「本法は國家總動員準備法ではなく國家總動員萎縮法である」と斷じて後

米國に於いても國家總動員當局は「總動員計畫は具體的であり現實的であり適確であり輿論の支持をうるものでなければならぬ」と述べてゐる、然るに本法に於て政府は總動員の實體を示さず唯國民に盲従を強ひ其の結果却つて國民の愛國心を萎縮せしめる惧れがある、政府は速かに本案を撤回する考はないか

とて杉山陸相に對し

法律によると軍の機密が保たれず勅令によればこれが保ち得るとするのは何故か、速かに秘密主義を捨て、具體的事實を國民に知らしめその勇氣を振起する際努力すべきではないか

池田氏次に憲法論に移り

立法府は欽定憲法の精神に則り徒に立法權を委任し又は拋棄する事は許されない、政府は我國獨特の憲法を尊重するや、即ち憲法第卅一條を尊重して犯す事なき所以を明らかにすべきではないか

とて廿四日の牧野氏の論旨のあとを追ふて大權干犯論を行ひ更に本案提出の手續について

政府は本案提出に先立つて樞府御諮詢の手續を執つたかどうか、かゝる重大法案に對し御諮詢を奏請しなければ何を奏請するのであるかと質し最後に委任立法問題に論鋒を向け法律に實體の規定をなし細目を勅令に譲るのは委任命令であつてその例は澤山ある、併し法律の實體も細目も擧げて總括的に勅令に委する場合は委任立法であつて明らかに違憲である

とて本法案は「立憲政治と憲法とを毒殺せんとする暴案であると傳へてゐるが無理からぬ」と再三再四法案の撤回を求め降壇

末次内相 國家總動員は忠告報國の精神と相俟たねばならぬ、今この精神こそ一切の物質動員に先行すべきである事は言をまたぬ、新聞紙の取締に關する部分を現在やつてゐる通りに整理したに過ぎぬ

杉山陸相 經濟動員を行ひ充分力を發揮

すべき事については全く同感である、總動員法に足りない部分は現行法で實行が期し得るので規定を設けなかつた將來の國際情勢は今日から豫期出來ずよつて内容を列擧して規定する事が出來ない

鹽野法相 非常大權は法律よりも更に強大なものである事は勿論であつて本法が實施されても大權により收廢も出來る譯であつて大權干犯となる惧れはない、非常大權を發動して重大時を規制せんとする時或は國民の混亂を起し……とやると議場は「何を言ふか」「大權發動に對し日本國民が混亂を起すとは何事か」と怒鳴り法相もあはて、取消し

政府は決して大權を干犯するものとは考へて居ない、勅令の内容が不明のため危懼を招くものと思ふが、軍機に亘るものは別として今日から豫定しうるものについては速かに内容を示して御諒解に資したい、樞府に御諮詢を奏請しなかつたのは從來の慣例により御諮詢事項以外に關するからである政府は本案の成立を期待するもので撤回の意志はない

と例によつてメモを讀上げると、西川貞一氏(政友)「何故信念を以て答へぬか、それでも日本の國務大臣か」と突込む

池田氏再登壇 政府に大權干犯の意志のないのは勿論であるが結果として干犯する事になりはせぬかと云ふのであると詰め寄れば

鹽野法相 第二章の規定は皆法律の範圍内に於て臣民の權利義務を認めてゐるのであつて本法は決して大權干犯の結

果を來す心配はない

池田氏三度登壇 第二章臣民の權利義務の制限は非常大權によつてのみ爲し得ると解するのが我國獨特の憲法を尊重する所以でないか

と突撃を試みるが法相は遂に「見解の相違である」と突放す次いで

「國家存亡の分れる秋」であると言つてゐるが左様ならば現下の國際狀勢を我々の納得出来る様説明すべきである

と前提して 本法はフアツシヨ思想のイデオロギーの所産であることを囁れる、五・一五以來フアツシヨ陣營の一部では憲法を停止せずして憲法の實質を奪はんがため總動員法の成立を企圖しつゝあつたのである

とドイツの「大權法」と總動員法を比較して本法は大權法と同一であると斷じ本法は議會に對する二・二六事件である、近衛内閣にフアツシヨ斷行の考へはないと信するがその後に来るものが本法を利器としてフアツシヨの實現を試みる事なしと一體誰が保證し得るか

として政府が憲法を遵守する念に薄く國民を信頼する念を缺くと鋭く指して

本法の如き暴案を以て日本臣民を律せんとする起案者その人こそ我國國民を理解せざる個人主義者と言はなければならぬ、本法發動の後に果して非常大權を發動する餘地があるかどうか本法は至らざるはなく盡きざるはなく光被せざるなき「大權法」である故にこそ大權干犯のおそれありとするのである

更に總動員法發動の手續に關し質問を行ひ最後に我國統制經濟の現狀を詳述して官吏制度改正の急務を説き

政府は國家總動員の準備として先づ自ら行はねばならぬ事が澤山ある、それを準備せねば總動員の効果があがらず犠牲者のみ増加する事は火を賭るよりも明かな事である

と政府自身の無準備と怠慢を責め折から大臣席についた杉山陸相に對し

軍以外に國民の徵用が許されても軍の士氣にかゝるおそれはないか、本法は只今直ぐに施行せらるゝのか更に重大な時局のために備へるものであるかの二點を質して降壇

廣田外相 今日の對峙持久戰に際し列國關係につき特に注意しなければならぬのであつて兩國の關係を平常化するのに努力して居る、ソ聯も我方の眞意を悟ればその態度を改めるを得なくなるものと考へる、英國との關係はその國民中には反日行動を起した者もあつたがその影響は大したものではない、英國政府は事ある當初から我國の立場を比較的良く諒解して居たのであるが最近更にその態度を改めつゝある模様である、米國政府も公正なる態度に

ついてはつとに感謝して居る所である

更に海軍問題に觸れた後

杉山陸相 臣民の徵用は兵役について居る者には及ばないのであつて軍の士氣にかゝるやうなことはない、現下の時局は國家存亡の秋とは考へて居らぬ従つて現在軍需工業總動員法等によつて準備を進めて行き、更に重大な場合のために國家總動員法をつくり之を豫

め國民に理解して貰ふために本法を提出したのである、今次の支那事變に適用するかどうかは今のところ決定して居ない、軍機に關する勅令以外のものは場合によつて公表することにならう

野法相 本法が成立しても非常大權の發動には何の妨げもない、

賀屋藏相 國家總動員法の發動を要するやうな大戦役に際し國民經濟を確保し統制して行く事は甚だ困難な事であつて現在の官吏の能力によつてその任務を果し得るとは確言出来ない、支那事變の經驗等により萬全の準備を整へたいと考へて居る、總動員法實施のためには新しい機關が必要であらうと考へて居る

吉野商相 現在の統制經濟の方法を以て充分なりとは考へて居ない、自主的統制を主としても利害關係が錯綜して居るから第三者として政府が介入することが適當なりと考へて居る

瀧企畫院總裁 第二條、第三條第九號のその他とある項目については只今何等該當の物資業務を豫想して居ない、將來の大戦に當つては軍需品が殆んど全生産品、輸入品の大部分を占め民需に向ける部分は極めて僅少となる、この僅少なる民需部分のため總動員を犠牲にする事は絶対に出来ない

深澤氏再登壇 我國の國際狀勢は改善の方向に進みつゝありと信じてよいか、陸相は勅令の内容を秘密にしたい意向らしいが官報によつて公表されない勅令があり得るか政府は勅令の實體を更に何等かの方法によつて委任せんとする心算ではないか大藏商工兩相の答辯

により政府は今直に總動員法を實施し得る用意のない事が分明了、政府は今期議會に總動員に要する豫算を追加豫算でも要求する考であるか

陸相 深澤君の想像されるやうな事情は全然無い戦時において勅令により公表すべきことは勿論であるが平時から之を公表しておく譯には參らぬ

外相 本法施行に必要な豫算は或は今期議會に提出する事になるかも知れぬ淺沼裕次郎氏(社大) 本法は一朝有事の際に於ける凡ゆる權限を政府に白紙を以て委任するもので極めて重大なる法律である、然るに昨日來の政府の態度をみるに極めて不眞面目である

と政府の態度をきめつけたる後戦時に於ける國家總動員の緊要なる旨を述べかゝる重大なる法律を運用するに現在の如き官吏制度を以てして可能であるか、本法の運用において官僚獨善を招き來し國內の摩擦相剋を激化するおそれはないか

とて本法運用の前提として文官任用令の改正等を始めとする國家機構全般に亘る改革の意思ありやを質しついで第二點に入り

本法案中には國民の協力が如何なる形をとつて折込まれて居るか勅令委任事項が多いが議會の權能を重んずる建前から常置委員制度或は連絡委員會設置の意思なきや更に議會制度全般に亘る改革の意思なきや職能代表制、貴院改革について如何なる考を有するかと所謂革新策についての總論的大風呂敷を擡げ代つて

の舉國一致の精神をあくまで持續して行かれないと切望する、之本法の完全なる運用を期する前提要件である

海防 平時から周到な準備をしておいて戦時の萬全を計る事が肝要だと考へる

陸相 支那事變の勃發は我國防に再檢討の機會を與へられたものと考へる、思を深くこゝに致して萬全の策を講ずる必要ありと考へる

更に賀屋藏相、吉野商相より簡單な答辯あり

内相 建設的言論は之を尊重せよと言はれたが破壊は建設の基礎だともいふから一概には言へない、要するに公安を害する言論は何でも取締る考へだ

淺沼氏再登壇して政府の答辯的外れを攻撃して質問を終る、この時民政黨から質問打切りの動議が提出されたが社大、東方會等の小會派が反對の結果賛否を記名投票に問ふ事となり堂々めくりとなるかくて小會派側の異議申立は小數にて否決され波瀾を極めた國家總動員法案はこゝに質疑を打切り四十五名の委員付託となつて、午後五時四十分散會

特許法改正案等可決 廿六日は午後一時十九分開會、劈頭小山議長威儀を正して議長席に起立し中支より凱旋遊ばされた朝香宮殿下に對し奉り衆議院を代表して祝辭を言上並に山階宮大妃殿下露去につき宮中並に宮家に御機嫌を奉伺せる旨を報告して議事に入り日程を變更して委員會の審議を終了せる政府提出、貴院送付

- 一 特許法中改正法律案
- 一 商標法中改正法律案

- 一 不正競争防止法中改正法律案
- 一 辦理土法中改正法律案
- 一 四案を一括上程、一松委員長報告の後可決、次に政府提出貴族院送付
- 一 商法中改正法律案
- 一 商法中改正法律施行法案
- 一 有限會社法案
- 一 三案を一括上程鹽野法相提案理由説明の後

内藤正剛氏(民) 商法に規定されてゐる「株主に非ざれば取締役監督たる事を得ず」との條件を削除した理由如何官價の古手の會社入りを便ならしめる結果となりはせぬか

鹽野法相 會社經營に適當の人物を得るやう取締役、監査役は株主でなくともよい事とした、其の結果却つて株主同志の紛争は減少するものと思ふ、官吏の實業界入りは本法には關係は無い、内藤氏更道肅正のため退職官吏の實業界入りを制限する方途を詳せよと述べれば鹽野法相 退職官吏が職につくの會社の重役になるものとばかりは限つて居ない會社法でその就職を阻止する事は酷である一般の問題としては道徳的に抑制して行くべきものと思ふ

斯くて質疑を終り廿七名の委員附託となし、次いで再び日程を變更し政府提出

- 一 社會事業法案
- 一 一簡易生命保險法中改正法律案
- 一 三案を一括上程、木戸厚生相提案理由説明の後

古田喜三太氏(民) 本案は社會事業を保護助長するよりも監督統制に重きをおき苛酷な罰則を以て臨んで居るその結果

果社會事業を萎縮せしめる事となりはせぬか、受刑者にして改悛顯著なものに對しては前科を附さない様取計らへないものか、又刑期が終つても悔悟せぬ者は更に刑期を延ばす事としては如何、少年審判所未設置の府縣に速かに開設する考へはないか、現地報道の犠牲となつた從軍記者に對しては軍人の戦死と同様取扱ふ考へはないか

木戸厚生相 社會事業に藉口する悪質のものに對し刑罰を以て臨んだもので止むを得ない、悪影響があるとは考へぬ

鹽野法相 受刑者中改悛顯著な者に對し前科を抹消する事は刑餘の人を保護する重要な立法であつて成可く前科を抹消する考へでもつて研究中である、少年審判所の増設は計畫を樹てゐる

加藤陸軍政務次官 記者戦死の場合には大體軍屬として取扱ひ靖國神社に合祀されると共に特別賜金の證議にあつかる事となつて居る

高島龜太郎氏(政) 商店法は内容微温姑息であつて極めて不徹底である、即ち除外例が頗る多くて商店法の原則が徹底するや否や頗る疑はしい將來に於て本法の趣旨を如實に貫徹し得る様な改正案を提出する考へはないか

木戸厚生相 例外規定を設けたのは商工界の實狀に適應するためでこのため本法全體が著しく徹底を缺く事は無いと思ふ、大商店が待遇を低下する事は無いと思ふが充分注意する、本法施行に際しては商工團體とよく協議して不公平の起らぬ様取計たい

伊藤東一郎氏(民) 本案の内容は社會事業助成法又は統制法の制度である、政

府は本法を改稱するか其の「社會事業法」を提出する考へなきや、社會事業に對する國庫補助の増額を追加豫算として出す考へはないか、本法の届出主義を認可主義に改むべきではないか

更に三大國民疾志について其の醫療施設の不備缺陷を警告し降壇

木戸厚生相 本案は社會事業一般に通ずる原則を規定したもので社會事業法と言ふ名稱が最適である、補助金の増額には努力する心算である認可制度をとると往々事業の活潑な活動を阻害する恐れがあるので届出主義とした

加藤陸軍政務次官、中村大藏參與官より所管事項につき答へ

松本治一郎氏(社大) 我が國の社會事業は年々五千萬圓以上の經費を要し而も未だ々々姑息なものである、これに對し政府が五十萬圓程度の補助金では少額に過ぎる政府は社會事業を國營にする勇斷が無いが全國民生活を保障する保護法案を立法する考へはないか

木戸厚生相 政府は社會事業を指導誘掖する目的で本法を制定したもので全國の事業團體のうち約一千團體を選んで補助金を交付するつもりである、補助金の増額については將來努力するつもりである、保護法案については厚生省で考究する

中村高一氏(社大) 今回の商店法は如何にして商店従業員を保護するかといふ點について全然規定がない、又六大都市を除くと午後十時まで店を開いてゐる商店は無い、この實狀を目前にしたがら午後十時の閉店時間を規定するのは時代遅れである

とて次に簡易保險問題について簡保の契約高を更に一千圓を引上げる考へはないか、保險金の利子を引上げる考へはないか、尙保險行政の統一を實現する意志はないか

木戸厚生相 閉店時間については商工團體とも協議の結果本法の様に決定し、開店時間については危険率なども考慮して漸進主義をとつたもので七百圓を絕對的最高限度と考へてゐない、利子の引上げは困難と思ふ

木暮商工政務次官より中小商工業對策及び保險國營に付いて又加藤陸軍政務次官より國民體位向上に關する軍の決意を述べて答辯を終り之にて質疑を了し廿七名の委員附託となす、三度日程を變更し政府提出

- 一 不動産融資及損失補償法中改正法律案
- 一 産業組合中央金庫法中改正法律案
- 一 漁業法中改正法律案
- 一 産業組合中央金庫特別融通及損失補償法中改正法律案
- 一 産業組合自治監査法案
- 一 五案を一括上程、太田大藏、高橋農林兩政務次官より提案理由の説明あり、之に對し高木兼太郎氏(民)より沿岸漁業振興問題、漁業金融の擴充につき質問あり

更に

西川川一氏(政) 支那沿岸漁業の開發につき當局は如何なる方策を有してゐるか漁村の國策的統一につき拓務當局は如何に考へてゐるか

とて水産國策、水産研究機關の統合、水産物價對策等につき質し之に對し

大谷拓相 支那海に於ける漁業開發については目下之が準備の爲事務當局が協議を進めてゐる最中であるから近く御趣旨に添ひ得るものと信ずる

更に高橋農林政務次官、春名外務參與官、柴山軍務課長、岸田海軍參與官等より夫々答辯あり十八名の委員附託、此の時小山議長は去る廿二日の電力委員會に於ける民政黨院外團の暴行事件の善後處置につき報告し院内の秩序維持を要望して六時卅分散會

商法改正委員會

▲委員長決定【三六】廿八日午前十時六分開會、委員長に野村嘉六氏(民)を互選同十二分散會した

不動産融資委員會

▲委員長決定【三六】不動産融資及損失補償法中改正法律案外四件委員會は廿八日午前十時四十五分開會、委員長に青山憲三氏(政)を互選同十一時散會

社會事業法案委員會

▲委員長決定【三六】社會事業法案外二件委員會は廿八日午前十時卅分開會、委員長に服部岩吉氏(政)を互選同四十分散會した

委員會

【三五】廿六日は午前十時四十分開會、中野治介(政)江藤直三郎(政)兩氏より先般政友會を除名された西方委員長に對して政治道徳上委員長を辭任すべしと論じ之に對して西方委員長より一身上の釋明ありたる後議事に入り中村大藏參與官より昭和十一年度歳入歳出總決算に就て説

決算委員會

【三五】廿六日は午前十時四十分開會、中野治介(政)江藤直三郎(政)兩氏より先般政友會を除名された西方委員長に對して政治道徳上委員長を辭任すべしと論じ之に對して西方委員長より一身上の釋明ありたる後議事に入り中村大藏參與官より昭和十一年度歳入歳出總決算に就て説

決算委員會

【三五】廿六日は午前十時四十分開會、中野治介(政)江藤直三郎(政)兩氏より先般政友會を除名された西方委員長に對して政治道徳上委員長を辭任すべしと論じ之に對して西方委員長より一身上の釋明ありたる後議事に入り中村大藏參與官より昭和十一年度歳入歳出總決算に就て説

決算委員會

【三五】廿六日は午前十時四十分開會、中野治介(政)江藤直三郎(政)兩氏より先般政友會を除名された西方委員長に對して政治道徳上委員長を辭任すべしと論じ之に對して西方委員長より一身上の釋明ありたる後議事に入り中村大藏參與官より昭和十一年度歳入歳出總決算に就て説

決算委員會

【三五】廿六日は午前十時四十分開會、中野治介(政)江藤直三郎(政)兩氏より先般政友會を除名された西方委員長に對して政治道徳上委員長を辭任すべしと論じ之に對して西方委員長より一身上の釋明ありたる後議事に入り中村大藏參與官より昭和十一年度歳入歳出總決算に就て説

明あり之に對して各委員より參考資料の要求があつて同十一時廿分散會

赤字公債法委員會

▲特許法中改正外三件可決【二三】廿四日は午前十時より開會、直ちに併託議案たる特許法中改正法律案、商標法中改正法律案、辦理士法中改正法律案、不正競争防止法中改正法律案に關する討論採決を行ひ四法案を一括して満場一致原案通り可決十一時半散會した

農地法案委員會

【二三】廿一日は午後一時廿六分開會農相缺席の儘前同僚逐條審議に入り先づ第六條及第七條につき平野力三(第一)村松久義(民政)樋口善右衛門(政友)其の他の各委員より自作農創設維持事業による自作人の金融問題につき質問あり、之に對し政府委員の答辯あり、次いで森田重次郎氏(民政)より第八條の「自作を相當とする場合」に關する脱法行為の對策を質し大森民事局長之に答へ
森田氏 農地の引渡し前の抵當權に對抗し得るか
大森局長 民法第三九五條の規定に依つて對抗出来る
村松氏 第九條但書に依り賃貸人は「自作を相當とする場合」に小作人側の事情の如何に拘らず土地の引揚を行ひ得ると思ふが如何
大森局長 賃貸人及賃借人双方の事情を衡平に考慮して「相當とする場合」である
【二三】廿二日は午前十時卅八分開會逐條審議を繼續、森田氏より第八條第一項

の「引渡し前の抵當權に對する對抗力につき質し
大森民事局長 第八條第一項は對抗要件を規定したものであつて「引渡し」により登記と同一の効力が發生し、引渡前の抵當權に對抗し得る
次いで第十條より第十三條迄を一括主として大森局長と委員間に職權裁判につき質疑應答あり正午休憩、午後一時四十三分再開、逐條審議を續行加藤知正(政平)野氏、伊東岩男(政)の諸氏より質疑あり主として大森民事局長之に答へ次いで村松氏 第十二條の職權による裁判には準據すべき法規がない、本條による裁判で作廢料の給付を決定し得るか
大森局長、それは習慣、契約、條理等による、勿論民法その他の強行規定を無視する事は出来ない
かくて同四時十分再度休憩、午後四時四十三分三度開會、長野長廣氏(民政)土地の團體有を認めることが國民思想に及ぼすべき影響に就て木戸文相の所見を質し木戸文相 本法によつて土地を團體有とすることは國體に反するが如き社會化立法を企圖するものではない
平野氏農地委員會の構成、議決方法につき質し
小濱農務局長 なるべく全會一致によりたいと考へる必ずしも階級別に選任しない
尙農地委員會の經費補助その他に關して各委員政府委員との間に質疑應答を繰り返し、之にて質疑全部を終了、各黨の黨議決定の後改めて委員會を開くこととし同六時廿七分散會

恩給金庫法案委員會

【二三】廿一日は午後一時卅八分開會質疑に先立ち加藤陸軍政務次官より補足的説明あり、次で最上政三氏(民政)より瀧企畫院總裁に對し貴族院五派懇談會における失言問題に關して質す、之に對し瀧總裁 懇談會席上において「憲法論を行ふべき時にあらず」とは述べてゐない、あの時は日支事變に關してはななく歐洲大戰後の状態を引例して互に不公平のないやうに法律的效果を期待してゆかねばならないと思ふといふ意味を申述べたので決して憲法論云々を申したことは無い
最上氏更に改正恩給並に改正扶助料についで細部に亘つて船田法制局長官、高木恩給局長、加藤陸軍政務次官との間に質疑をなし午後三時半散會
【二三】廿二日は午前十時四十分開會、曾和義次氏(政友)恩給獲得能力の年齢引上及暫定停止期間の設定につき質問
高木恩給局長 それ等の諸點については將來根本的改正の際に留意して行きたいと思つてゐる、恩給制度は根本的に再吟味の要ありと考へる
曾和氏更に恩給金庫法案について逐條的に細部に亘つて質問、船田法制局長官、高木恩給局長、及川陸軍省恩賞課長等より夫々答辯あり次いで馬岡次郎氏(政友)坂東幸太郎氏(民政)より議事進行及資料の提出につき發言あり午後零時十分散會
【二三】廿四日午前十時卅五分開會
最上政三氏(民政) 養老年金の設定、郵便年金制度の改正の意志ありや
木戸厚生相 厚生省は今後かゝるものに對する充分なる検討を加へ改正すべきものは改正し設定の要あるものは可及

重要礦物法案委員會

【二三】廿二日衆議院本會議に上程、委員付託となつた重要礦物増産法案外一件委員會は廿三日午前十時卅八分開會、森田福市氏(政友)を委員長に互選し同四十分散會
【二三】廿四日は午前十時四十五分開會
吉野商相重要礦物増産及日本産金振興會社兩法案の提案理由を説明の後質疑に入り高橋喬太郎氏(民政)瀧澤七郎氏(政友)兩氏より從來の半官半民會社は民間側の意志を無視する傾きありまた甚だ非能率的であるが今後充分民間の意志を尊重されたいと述べ之に對し
吉野商相 現在の狀勢上國家が積極的に増産計畫に干渉することが必要であり

重要礦物法案委員會

【二三】廿五日は午前十時四十分開會、田正氏(民政)恩給證書擔保の非合法金融の實情について詳細に述べ、政府委員との間に細部に亘つて獨舞臺の質疑をなし大木貞太郎氏(政友)江藤源九郎氏(第一)の諸氏より議事進行に關し發言陸軍大臣の出席を求めて軍當局の所信披瀝を希望して正午散會
【二三】廿六日午前十時半開會恩給金庫の貸付方法その他につき馬岡氏と高木恩給局長の間に質疑應答を重ね正午休憩、午後一時五十分再開坂東氏より恩給證書再交付の問題に關し高木恩給局長との間に質疑應答あり、更に江藤氏、松田氏より二、三の關聯質問あつて同三時四十分散會
重要礦物法案委員會
▲委員長決定【二三】廿二日衆議院本會議に上程、委員付託となつた重要礦物増産法案外一件委員會は廿三日午前十時卅八分開會、森田福市氏(政友)を委員長に互選し同四十分散會
【二三】廿四日は午前十時四十五分開會
吉野商相重要礦物増産及日本産金振興會社兩法案の提案理由を説明の後質疑に入り高橋喬太郎氏(民政)瀧澤七郎氏(政友)兩氏より從來の半官半民會社は民間側の意志を無視する傾きありまた甚だ非能率的であるが今後充分民間の意志を尊重されたいと述べ之に對し
吉野商相 現在の狀勢上國家が積極的に増産計畫に干渉することが必要であり

重要礦物法案委員會

【二三】廿五日は午前十時四十分開會、田正氏(民政)恩給證書擔保の非合法金融の實情について詳細に述べ、政府委員との間に細部に亘つて獨舞臺の質疑をなし大木貞太郎氏(政友)江藤源九郎氏(第一)の諸氏より議事進行に關し發言陸軍大臣の出席を求めて軍當局の所信披瀝を希望して正午散會
【二三】廿六日午前十時半開會恩給金庫の貸付方法その他につき馬岡氏と高木恩給局長の間に質疑應答を重ね正午休憩、午後一時五十分再開坂東氏より恩給證書再交付の問題に關し高木恩給局長との間に質疑應答あり、更に江藤氏、松田氏より二、三の關聯質問あつて同三時四十分散會
重要礦物法案委員會
▲委員長決定【二三】廿二日衆議院本會議に上程、委員付託となつた重要礦物増産法案外一件委員會は廿三日午前十時卅八分開會、森田福市氏(政友)を委員長に互選し同四十分散會
【二三】廿四日は午前十時四十五分開會
吉野商相重要礦物増産及日本産金振興會社兩法案の提案理由を説明の後質疑に入り高橋喬太郎氏(民政)瀧澤七郎氏(政友)兩氏より從來の半官半民會社は民間側の意志を無視する傾きありまた甚だ非能率的であるが今後充分民間の意志を尊重されたいと述べ之に對し
吉野商相 現在の狀勢上國家が積極的に増産計畫に干渉することが必要であり

的に設定する考へである
旨を答へ最上氏更に厚生省當局と質疑をくり返し午後零時十分散會

重要礦物法案委員會

【二三】廿五日は午前十時四十分開會、田正氏(民政)恩給證書擔保の非合法金融の實情について詳細に述べ、政府委員との間に細部に亘つて獨舞臺の質疑をなし大木貞太郎氏(政友)江藤源九郎氏(第一)の諸氏より議事進行に關し發言陸軍大臣の出席を求めて軍當局の所信披瀝を希望して正午散會
【二三】廿六日午前十時半開會恩給金庫の貸付方法その他につき馬岡氏と高木恩給局長の間に質疑應答を重ね正午休憩、午後一時五十分再開坂東氏より恩給證書再交付の問題に關し高木恩給局長との間に質疑應答あり、更に江藤氏、松田氏より二、三の關聯質問あつて同三時四十分散會
重要礦物法案委員會
▲委員長決定【二三】廿二日衆議院本會議に上程、委員付託となつた重要礦物増産法案外一件委員會は廿三日午前十時卅八分開會、森田福市氏(政友)を委員長に互選し同四十分散會
【二三】廿四日は午前十時四十五分開會
吉野商相重要礦物増産及日本産金振興會社兩法案の提案理由を説明の後質疑に入り高橋喬太郎氏(民政)瀧澤七郎氏(政友)兩氏より從來の半官半民會社は民間側の意志を無視する傾きありまた甚だ非能率的であるが今後充分民間の意志を尊重されたいと述べ之に對し
吉野商相 現在の狀勢上國家が積極的に増産計畫に干渉することが必要であり

重要礦物法案委員會

【二三】廿五日は午前十時四十分開會、田正氏(民政)恩給證書擔保の非合法金融の實情について詳細に述べ、政府委員との間に細部に亘つて獨舞臺の質疑をなし大木貞太郎氏(政友)江藤源九郎氏(第一)の諸氏より議事進行に關し發言陸軍大臣の出席を求めて軍當局の所信披瀝を希望して正午散會
【二三】廿六日午前十時半開會恩給金庫の貸付方法その他につき馬岡氏と高木恩給局長の間に質疑應答を重ね正午休憩、午後一時五十分再開坂東氏より恩給證書再交付の問題に關し高木恩給局長との間に質疑應答あり、更に江藤氏、松田氏より二、三の關聯質問あつて同三時四十分散會
重要礦物法案委員會
▲委員長決定【二三】廿二日衆議院本會議に上程、委員付託となつた重要礦物増産法案外一件委員會は廿三日午前十時卅八分開會、森田福市氏(政友)を委員長に互選し同四十分散會
【二三】廿四日は午前十時四十五分開會
吉野商相重要礦物増産及日本産金振興會社兩法案の提案理由を説明の後質疑に入り高橋喬太郎氏(民政)瀧澤七郎氏(政友)兩氏より從來の半官半民會社は民間側の意志を無視する傾きありまた甚だ非能率的であるが今後充分民間の意志を尊重されたいと述べ之に對し
吉野商相 現在の狀勢上國家が積極的に増産計畫に干渉することが必要であり

重要礦物法案委員會

【二三】廿五日は午前十時四十分開會、田正氏(民政)恩給證書擔保の非合法金融の實情について詳細に述べ、政府委員との間に細部に亘つて獨舞臺の質疑をなし大木貞太郎氏(政友)江藤源九郎氏(第一)の諸氏より議事進行に關し發言陸軍大臣の出席を求めて軍當局の所信披瀝を希望して正午散會
【二三】廿六日午前十時半開會恩給金庫の貸付方法その他につき馬岡氏と高木恩給局長の間に質疑應答を重ね正午休憩、午後一時五十分再開坂東氏より恩給證書再交付の問題に關し高木恩給局長との間に質疑應答あり、更に江藤氏、松田氏より二、三の關聯質問あつて同三時四十分散會
重要礦物法案委員會
▲委員長決定【二三】廿二日衆議院本會議に上程、委員付託となつた重要礦物増産法案外一件委員會は廿三日午前十時卅八分開會、森田福市氏(政友)を委員長に互選し同四十分散會
【二三】廿四日は午前十時四十五分開會
吉野商相重要礦物増産及日本産金振興會社兩法案の提案理由を説明の後質疑に入り高橋喬太郎氏(民政)瀧澤七郎氏(政友)兩氏より從來の半官半民會社は民間側の意志を無視する傾きありまた甚だ非能率的であるが今後充分民間の意志を尊重されたいと述べ之に對し
吉野商相 現在の狀勢上國家が積極的に増産計畫に干渉することが必要であり

重要礦物法案委員會

【二三】廿五日は午前十時四十分開會、田正氏(民政)恩給證書擔保の非合法金融の實情について詳細に述べ、政府委員との間に細部に亘つて獨舞臺の質疑をなし大木貞太郎氏(政友)江藤源九郎氏(第一)の諸氏より議事進行に關し發言陸軍大臣の出席を求めて軍當局の所信披瀝を希望して正午散會
【二三】廿六日午前十時半開會恩給金庫の貸付方法その他につき馬岡氏と高木恩給局長の間に質疑應答を重ね正午休憩、午後一時五十分再開坂東氏より恩給證書再交付の問題に關し高木恩給局長との間に質疑應答あり、更に江藤氏、松田氏より二、三の關聯質問あつて同三時四十分散會
重要礦物法案委員會
▲委員長決定【二三】廿二日衆議院本會議に上程、委員付託となつた重要礦物増産法案外一件委員會は廿三日午前十時卅八分開會、森田福市氏(政友)を委員長に互選し同四十分散會
【二三】廿四日は午前十時四十五分開會
吉野商相重要礦物増産及日本産金振興會社兩法案の提案理由を説明の後質疑に入り高橋喬太郎氏(民政)瀧澤七郎氏(政友)兩氏より從來の半官半民會社は民間側の意志を無視する傾きありまた甚だ非能率的であるが今後充分民間の意志を尊重されたいと述べ之に對し
吉野商相 現在の狀勢上國家が積極的に増産計畫に干渉することが必要であり

民間の自由に放任する譯には行かないが重役の選任等については充分民間業者の意志を尊重する
旨の答辯あつて午後零時五十分散會

重要礦物法案委員會

【二三】廿五日は午前十時四十分開會、田正氏(民政)恩給證書擔保の非合法金融の實情について詳細に述べ、政府委員との間に細部に亘つて獨舞臺の質疑をなし大木貞太郎氏(政友)江藤源九郎氏(第一)の諸氏より議事進行に關し發言陸軍大臣の出席を求めて軍當局の所信披瀝を希望して正午散會
【二三】廿六日午前十時半開會恩給金庫の貸付方法その他につき馬岡氏と高木恩給局長の間に質疑應答を重ね正午休憩、午後一時五十分再開坂東氏より恩給證書再交付の問題に關し高木恩給局長との間に質疑應答あり、更に江藤氏、松田氏より二、三の關聯質問あつて同三時四十分散會
重要礦物法案委員會
▲委員長決定【二三】廿二日衆議院本會議に上程、委員付託となつた重要礦物増産法案外一件委員會は廿三日午前十時卅八分開會、森田福市氏(政友)を委員長に互選し同四十分散會
【二三】廿四日は午前十時四十五分開會
吉野商相重要礦物増産及日本産金振興會社兩法案の提案理由を説明の後質疑に入り高橋喬太郎氏(民政)瀧澤七郎氏(政友)兩氏より從來の半官半民會社は民間側の意志を無視する傾きありまた甚だ非能率的であるが今後充分民間の意志を尊重されたいと述べ之に對し
吉野商相 現在の狀勢上國家が積極的に増産計畫に干渉することが必要であり

重要礦物法案委員會

【二三】廿五日は午前十時四十分開會、田正氏(民政)恩給證書擔保の非合法金融の實情について詳細に述べ、政府委員との間に細部に亘つて獨舞臺の質疑をなし大木貞太郎氏(政友)江藤源九郎氏(第一)の諸氏より議事進行に關し發言陸軍大臣の出席を求めて軍當局の所信披瀝を希望して正午散會
【二三】廿六日午前十時半開會恩給金庫の貸付方法その他につき馬岡氏と高木恩給局長の間に質疑應答を重ね正午休憩、午後一時五十分再開坂東氏より恩給證書再交付の問題に關し高木恩給局長との間に質疑應答あり、更に江藤氏、松田氏より二、三の關聯質問あつて同三時四十分散會
重要礦物法案委員會
▲委員長決定【二三】廿二日衆議院本會議に上程、委員付託となつた重要礦物増産法案外一件委員會は廿三日午前十時卅八分開會、森田福市氏(政友)を委員長に互選し同四十分散會
【二三】廿四日は午前十時四十五分開會
吉野商相重要礦物増産及日本産金振興會社兩法案の提案理由を説明の後質疑に入り高橋喬太郎氏(民政)瀧澤七郎氏(政友)兩氏より從來の半官半民會社は民間側の意志を無視する傾きありまた甚だ非能率的であるが今後充分民間の意志を尊重されたいと述べ之に對し
吉野商相 現在の狀勢上國家が積極的に増産計畫に干渉することが必要であり

重要礦物法案委員會

【二三】廿五日は午前十時四十分開會、田正氏(民政)恩給證書擔保の非合法金融の實情について詳細に述べ、政府委員との間に細部に亘つて獨舞臺の質疑をなし大木貞太郎氏(政友)江藤源九郎氏(第一)の諸氏より議事進行に關し發言陸軍大臣の出席を求めて軍當局の所信披瀝を希望して正午散會
【二三】廿六日午前十時半開會恩給金庫の貸付方法その他につき馬岡氏と高木恩給局長の間に質疑應答を重ね正午休憩、午後一時五十分再開坂東氏より恩給證書再交付の問題に關し高木恩給局長との間に質疑應答あり、更に江藤氏、松田氏より二、三の關聯質問あつて同三時四十分散會
重要礦物法案委員會
▲委員長決定【二三】廿二日衆議院本會議に上程、委員付託となつた重要礦物増産法案外一件委員會は廿三日午前十時卅八分開會、森田福市氏(政友)を委員長に互選し同四十分散會
【二三】廿四日は午前十時四十五分開會
吉野商相重要礦物増産及日本産金振興會社兩法案の提案理由を説明の後質疑に入り高橋喬太郎氏(民政)瀧澤七郎氏(政友)兩氏より從來の半官半民會社は民間側の意志を無視する傾きありまた甚だ非能率的であるが今後充分民間の意志を尊重されたいと述べ之に對し
吉野商相 現在の狀勢上國家が積極的に増産計畫に干渉することが必要であり

重要礦物法案委員會

【二三】廿五日は午前十時四十分開會、田正氏(民政)恩給證書擔保の非合法金融の實情について詳細に述べ、政府委員との間に細部に亘つて獨舞臺の質疑をなし大木貞太郎氏(政友)江藤源九郎氏(第一)の諸氏より議事進行に關し發言陸軍大臣の出席を求めて軍當局の所信披瀝を希望して正午散會
【二三】廿六日午前十時半開會恩給金庫の貸付方法その他につき馬岡氏と高木恩給局長の間に質疑應答を重ね正午休憩、午後一時五十分再開坂東氏より恩給證書再交付の問題に關し高木恩給局長との間に質疑應答あり、更に江藤氏、松田氏より二、三の關聯質問あつて同三時四十分散會
重要礦物法案委員會
▲委員長決定【二三】廿二日衆議院本會議に上程、委員付託となつた重要礦物増産法案外一件委員會は廿三日午前十時卅八分開會、森田福市氏(政友)を委員長に互選し同四十分散會
【二三】廿四日は午前十時四十五分開會
吉野商相重要礦物増産及日本産金振興會社兩法案の提案理由を説明の後質疑に入り高橋喬太郎氏(民政)瀧澤七郎氏(政友)兩氏より從來の半官半民會社は民間側の意志を無視する傾きありまた甚だ非能率的であるが今後充分民間の意志を尊重されたいと述べ之に對し
吉野商相 現在の狀勢上國家が積極的に増産計畫に干渉することが必要であり

小金嶺山局長 國立の精鍊所を設置する考へはない、しかし民間の精鍊所、選鑛場設置費補助として昭和十三年度豫算に百六十萬圓を計上した、また日本産金振興會社をして貧鑛の處理を行はしめることとなつてゐる
と述べ次に砂田重政氏(政友)國防上高速度鋼の重要な所以を述べ高速度鋼の原料たるタングステン(タングステン)の資源確保及びコバルトの輸入許可の必要なることを強調して午後零時十分散會
【二三】廿六日は午前十時四十分開會

重要礦物法案委員會

【二三】廿五日は午前十時四十分開會、田正氏(民政)恩給證書擔保の非合法金融の實情について詳細に述べ、政府委員との間に細部に亘つて獨舞臺の質疑をなし大木貞太郎氏(政友)江藤源九郎氏(第一)の諸氏より議事進行に關し發言陸軍大臣の出席を求めて軍當局の所信披瀝を希望して正午散會
【二三】廿六日午前十時半開會恩給金庫の貸付方法その他につき馬岡氏と高木恩給局長の間に質疑應答を重ね正午休憩、午後一時五十分再開坂東氏より恩給證書再交付の問題に關し高木恩給局長との間に質疑應答あり、更に江藤氏、松田氏より二、三の關聯質問あつて同三時四十分散會
重要礦物法案委員會
▲委員長決定【二三】廿二日衆議院本會議に上程、委員付託となつた重要礦物増産法案外一件委員會は廿三日午前十時卅八分開會、森田福市氏(政友)を委員長に互選し同四十分散會
【二三】廿四日は午前十時四十五分開會
吉野商相重要礦物増産及日本産金振興會社兩法案の提案理由を説明の後質疑に入り高橋喬太郎氏(民政)瀧澤七郎氏(政友)兩氏より從來の半官半民會社は民間側の意志を無視する傾きありまた甚だ非能率的であるが今後充分民間の意志を尊重されたいと述べ之に對し
吉野商相 現在の狀勢上國家が積極的に増産計畫に干渉することが必要であり

重要礦物法案委員會

【二三】廿五日は午前十時四十分開會、田正氏(民政)恩給證書擔保の非合法金融の實情について詳細に述べ、政府委員との間に細部に亘つて獨舞臺の質疑をなし大木貞太郎氏(政友)江藤源九郎氏(第一)の諸氏より議事進行に關し發言陸軍大臣の出席を求めて軍當局の所信披瀝を希望して正午散會
【二三】廿六日午前十時半開會恩給金庫の貸付方法その他につき馬岡氏と高木恩給局長の間に質疑應答を重ね正午休憩、午後一時五十分再開坂東氏より恩給證書再交付の問題に關し高木恩給局長との間に質疑應答あり、更に江藤氏、松田氏より二、三の關聯質問あつて同三時四十分散會
重要礦物法案委員會
▲委員長決定【二三】廿二日衆議院本會議に上程、委員付託となつた重要礦物増産法案外一件委員會は廿三日午前十時卅八分開會、森田福市氏(政友)を委員長に互選し同四十分散會
【二三】廿四日は午前十時四十五分開會
吉野商相重要礦物増産及日本産金振興會社兩法案の提案理由を説明の後質疑に入り高橋喬太郎氏(民政)瀧澤七郎氏(政友)兩氏より從來の半官半民會社は民間側の意志を無視する傾きありまた甚だ非能率的であるが今後充分民間の意志を尊重されたいと述べ之に對し
吉野商相 現在の狀勢上國家が積極的に増産計畫に干渉することが必要であり

重要礦物法案委員會

【二三】廿五日は午前十時四十分開會、田正氏(民政)恩給證書擔保の非合法金融の實情について詳細に述べ、政府委員との間に細部に亘つて獨舞臺の質疑をなし大木貞太郎氏(政友)江藤源九郎氏(第一)の諸氏より議事進行に關し發言陸軍大臣の出席を求めて軍當局の所信披瀝を希望して正午散會
【二三】廿六日午前十時半開會恩給金庫の貸付方法その他につき馬岡氏と高木恩給局長の間に質疑應答を重ね正午休憩、午後一時五十分再開坂東氏より恩給證書再交付の問題に關し高木恩給局長との間に質疑應答あり、更に江藤氏、松田氏より二、三の關聯質問あつて同三時四十分散會
重要礦物法案委員會
▲委員長決定【二三】廿二日衆議院本會議に上程、委員付託となつた重要礦物増産法案外一件委員會は廿三日午前十時卅八分開會、森田福市氏(政友)を委員長に互選し同四十分散會
【二三】廿四日は午前十時四十五分開會
吉野商相重要礦物増産及日本産金振興會社兩法案の提案理由を説明の後質疑に入り高橋喬太郎氏(民政)瀧澤七郎氏(政友)兩氏より從來の半官半民會社は民間側の意志を無視する傾きありまた甚だ非能率的であるが今後充分民間の意志を尊重されたいと述べ之に對し
吉野商相 現在の狀勢上國家が積極的に増産計畫に干渉することが必要であり

重要礦物法案委員會

【二三】廿五日は午前十時四十分開會、田正氏(民政)恩給證書擔保の非合法金融の實情について詳細に述べ、政府委員との間に細部に亘つて獨舞臺の質疑をなし大木貞太郎氏(政友)江藤源九郎氏(第一)の諸氏より議事進行に關し發言陸軍大臣の出席を求めて軍當局の所信披瀝を希望して正午散會
【二三】廿六日午前十時半開會恩給金庫の貸付方法その他につき馬岡氏と高木恩給局長の間に質疑應答を重ね正午休憩、午後一時五十分再開坂東氏より恩給證書再交付の問題に關し高木恩給局長との間に質疑應答あり、更に江藤氏、松田氏より二、三の關聯質問あつて同三時四十分散會
重要礦物法案委員會
▲委員長決定【二三】廿二日衆議院本會議に上程、委員付託となつた重要礦物増産法案外一件委員會は廿三日午前十時卅八分開會、森田福市氏(政友)を委員長に互選し同四十分散會
【二三】廿四日は午前十時四十五分開會
吉野商相重要礦物増産及日本産金振興會社兩法案の提案理由を説明の後質疑に入り高橋喬太郎氏(民政)瀧澤七郎氏(政友)兩氏より從來の半官半民會社は民間側の意志を無視する傾きありまた甚だ非能率的であるが今後充分民間の意志を尊重されたいと述べ之に對し
吉野商相 現在の狀勢上國家が積極的に増産計畫に干渉することが必要であり

松山氏 内地金礦の分布状態如何
加賀山商工技師 現在は九州が最も多いが將來は北海道が有望である、また秋田縣山形縣にも未開發の金礦があるから今後開發したい

松山氏 現在の金礦の經濟的稼行限度如何、その限度を更に引下げる方法はないか

吉野商相 現在は平均百萬分の六程度である、但し精鍊所が近くにあり且つ富饒のあるところでは百萬分の二位まで處理してゐる、精鍊所の遠いところでは運賃がかかるから百萬分の六、七が限度である、金礦の採算的稼行點を引下げるために金買上値段を引上げる考へはない、金礦石の運賃の引下げについては目下鐵道省と交渉中であり近く實現するが、五割以上の引下げは困難であると思ふ

板谷頼助氏(政友)の重要礦物の増産のため現行鑛業法の根本的改正を行ふ意志なきやとの質問に

吉野商相 鑛業法の改正については準備を進めて居り必要なる國家資源の開發を促進する建前から全般の改正を行ふ方針である

と答へつゞいて板谷氏の質問あつて正午休憩、午後一時四十分再開、板谷氏炭價値上りに對する對策を質問、之に對し吉野商相 石炭業に於ても輸出入臨時措置法の改正に基き需給調整協議會を設立せしめ價格及び配給方法につき或程度の國家統制を加へる方針である

と述べ、次で小山谷藏氏(民政)更に石炭需給調整の根本對策に關し追及、之に對し

吉野商相 配給合理化の具體的方法としては地方別に石炭の規格を決定せしめ規格別に用途を一定する方針である、増産の具體的方法については石炭聯合會加盟會社をして具體的増産計畫を提案せしめたところ、大體政府の所期するところに近いので差當り右によつて増産を進めるつもりである、しかし將來の石炭の需要増加に應ずる根本對策としては内地、滿洲、北支を打つて一丸とする需給計畫の樹立が必要であり準備を進めてゐる

つゞいて川崎己之太郎氏(政友)より北支資源開發に關する質問あつて午後四時卅五分散會

【二六】廿八日は午前十時五十分開會直に質疑に入り松永義雄(社大)及び原玉重(民政)兩氏より

重要礦物増産法第四條は中小鑛山業者を壓迫する惧れなきや、第四條の「重要礦物の増産を圖らんとする者」との字句はその内容廣きに過ぎ惡意の申請者を保護する結果ならぬか、産金振興會社の資金融通計畫の内容如何の諸點につき質問、右に對し木暮商工政務次官及び小鑛山局長より

中小鑛山業者保護に關しては政府が裁定をなす場合に於て考慮する、第四條による惡意の申請者防止策としては命令を定むる際申請に關し制限を設ける産金振興會社による資金融通は昭和十六年迄に四千八百六十萬圓交付ける豫定であり六大産金業者に對しては貸付申込の五〇%乃至六〇%其他の中小産金業者に對しては七〇%乃至八〇%を融通することになつてゐる

と答へ正午休憩、午後一時四十分再開、原、板谷兩氏より

産金業者に對する補助金交付の基準、産金振興會社の貧礦處理は採算可能なりや

の二點につき質問、之に對し吉野商相及び小鑛山局長より

一 一日の鑛石の處理量五十噸位が基準であるが事情によつてはそれ以下でもよい

二 産金振興會社の貧礦處理が採算的に引合はぬ場合には政府より補助金を交付する

旨答へ、續いて松山氏より朝鮮に於ける出願鑛區中未許可のものが三萬近くあるが如何との質問に對し樺根朝輔總督府殖産局長出願處理の迅速を圖りつゝある旨答へ、次に原氏の産金振興會社の事業開始の時期如何との質問に

小鑛山局長 同會社の店開きは本年十月の豫定で、資金融通事業はそのときより開始する、貧礦處理事業の開始は昭和十四年に入つてからである

と答へ同五時四十分散會

▲日本産金振興會社事業内容

廿八日委員会で發表した日本産金振興株式會社の事業計畫内容は左の如くその資金融通計畫は昭和十六年迄に内地五千八百萬圓、朝鮮一億八千四百萬圓、合計二億四千二百萬圓の豫定である

一 内地

(一) 資金融通の事業

イ 製鍊場、選鑛場の擴張並に開坑費等に對する資金の融通

即ち昭和十七年末内地産金豫定額

五十六萬噸を實現するため昭和十六年迄に四千八百六十萬圓の資金融通を行ふ

ロ 未開發中小鑛山を開發するためその開發資金として昭和十六年迄に九百六十萬圓を融通する

以上内地の産金事業に對する資金融通額は合計五千八百萬圓である

(二) 製鍊事業の經營

本會社をして低品位金礦の開發を圖るため、内地及び朝鮮を通じて十ヶ所の精鍊所を設置する

(三) 産金事業用品の賣買

一 朝 鮮

(一) 資金融通事業

昭和十六年迄に總額一億八千四百萬圓を融通することとし、その内譯は

イ 産金資金の融通

昭和十七年末朝鮮産金豫定額十七萬五噸を實現するため選鑛設備、製鍊設備の新設、開坑資金の融通を行ふ

ロ 買鑛資金の融通

ハ 機械製作所建設資金の融通

(二) 産金事業用品の賣買事業

(三) 粗金銀地金賣買事業

而して資金の貸付限度は今後の産金事業の擴張に要する資金の五〇%乃至八〇%とし、六大産金會社に對しては五〇%乃至六〇%、其の他の産金業者に對しては八〇%迄融通する筈である

増税法案委員會

▲流會【二三】廿一日は午後一時五十分開會したが増税案の併記されるのを俟つて質疑に入るこゝなし議事に入らず散會した

▲支那事變増税案質疑【二三】廿三日午前十時四十分開會、太田大藏政務次官より増税案及び臨時租稅措置法案について説明あり質疑に入り

前田房之助氏(民政) 臨時軍事費の内容如何、又四十八億五千萬圓の軍事費は十三年度に使用するものか

賀屋藏相 臨時軍事費の内容は陸軍卅二億五千萬圓海軍十億五千萬圓、豫備費五億五千萬圓であるが今後尙數百萬圓程度の動きはあるかも知れぬ、又この軍事費は十三年度中に使用するものとハッキリしてゐる譯ではない、大體次の通常議會までと思つてゐる欲しい

前田氏 その財源はどうなつてゐるか

藏相 内地外地の増稅、煙草の値上り等の約三億圓の收入と外地特別會計より一億圓合計四億圓強と、残り四十四億圓は公債に依つて賄ふ豫定である

前田氏轉じて輸出獎勵、北支經濟政策等に關して藏相に質して後、公債消化に關して政府の方針を質し

藏相 今後一年間に五十億の公債を發行することになつてゐるが、その消化について特に政府は強制に依つて銀行、保險會社に相當のやうな政策は採らない、各貯蓄機關が自然に進んで公債を買ふやうな經濟的な環境を造り出すやうに仕向けてはならない、即ち今後相當額の資金が政府の支拂金として支出されるのであるからその資金が各種金融機關に還流するやうにすべてを調整すればいい、その爲には第一に爲替相場を堅持して經濟界の變動を避け且つ物資需給の調整と國民の物の消費

節約を奨励する必要があるが特に將來不足が豫想される物資を對象として徹底的に消費節約を行ふと共に一方之が代用品の生産奨励、國內資源の開發等に就いて努力する必要がある、これと關聯して國民全般に貯蓄を勸奨し、國民に時局の認識を深めると共に自覺心を強めることが絕對的に必要である、この政府、國民一致した方針の下に進めば公債の消化恐るゝに足らず、經濟の調整又圓滑を期し得ると思ふ、

續いて前田氏増税の目標について蔵相と質疑應答を重ね水谷長三郎氏(社)輸出振興對策としての爲替清算協定につき實したに對し

賀屋藏相 現在輸出振興策としてあらゆる政策を採るは勿論必要であり爲替清算協定もその一方法で具體策について種々考究を重ねてゐる

旨答辯し正午休憩、午後三時十分再開
前田氏 第三種所得税免稅點を千圓に引下げた理由如何

賀屋藏相 比較的負擔税力あるものに近い階級であるためと一面之によりなるべく多數國民に時局の負擔を分けて貰ひたいためである

前田氏 中央地方を通ずる根本的税制整理を立案しなかつた理由如何

蔵相 事變によつて經濟上の變動があり國民所得に變動を生じてゐるからその變動が相當期間落ち着く時を俟つて、根本的改革を行ふべきものと考へる、従つて次の議會に提案し得るかどうか豫測できない

前田氏 一般的な財産税や賣上税を新設する考はないか

蔵相 財産税は負擔力の上からもまた不動産に重課する傾向ある點から見ても考慮を要するし賣上税も税制理論上根本的な缺陷があり多分に研究を要する問題であると思ふ

前田氏 最近の都市及農村の負擔力をいかに見てゐるか

蔵相 都市に於ても軍需工業、輸出工業の如く好況のものもあり又然らざるものもある、農村に於ても昨年の如く米作収入良好の後を受けて一時の不況時代に比すると収入は改善されてゐる

前田氏 土地賃賃價格改訂其他による地方財政の収入減を補填するため地方に對して地租附加税の増徴又は増税等を行ふよう通達したか

大矢主税局長 賃賃價格改訂の結果は地方によつて収入の増減があるが地租の附加税を營業收益税の附加税と均衡を保つようにするよう通達してゐるに止まり別に増徴をすゝめてゐる譯ではない

前田氏 今回の物品税の性質如何

蔵相 消費税の系統に屬するが大體に於て奢侈税と見て差支へない

前田氏 物品税は物價騰貴を促進する結果となると思ふが如何

蔵相 實施の上は課税の實態を明かにし増税に乗じて物品製造業者販賣業者等が利益を食らないうように努めるが一般的にも物價對策は充分考究する

前田氏 商工當局の物價對策如何
吉野商相 暴利取締令の適宜なる發動、臨時措置法の活用、業者間の自治的統制等の外今後は國民の輿論により物價を監視するため中央と地方に物價監視

委員會とも稱すべきものを設置し消費者代表をも加へて國民全體の協力による物價騰貴抑制策を講ずる方針である
前田氏 商品の在庫高に就て嚴重なる調査を行つてゐるか

吉野商相 調査の内容は説明出来ないが行つてゐる

前田氏 第二種所得綜合課税を行ふ考はないか

賀屋藏相 多額の公社債發行が必要な今日近い將來に實行することは難しい
前田氏 競馬協會納付金を増加して馬匹改良に當てる考はないか

賀屋藏相 之以上増額を計る事は難しい
前田氏 軍需工業會社に對する償却率を緩和して認める考はないか

賀屋藏相 戦時であるから平時とは異り相當に償却率を認めてゐる
前田氏 同族會社加算税に就て特別の考慮を拂ふ考ありや

大矢主税局長 事業會社とは別箇に取扱つてゐる
前田氏 取引所の場外取引を稅務行政上取締る考なきや

大矢主税局長 稅務の點からのみ取締ることが適當であるか否かは考究を要する
前田氏 酒の庫出課税を全體的に行つては如何

大矢主税局長 過渡的に稅收入の減少を來すのみならず今日では全體的の實行は困難である
前田氏 相續税の物納を認める考へはないか

大矢主税局長 英國の實例に見るも困難であるが尙考究してみたい

かくて午後五時十分散會
▲今後も増稅避け難し【二三】廿四日は午前十四時十分開會
岡田忠彦氏(政友) 政府は部分的稅制改正案に於て第三種所得稅の擔稅力ある階級の負擔を軽減しながら今回の増稅案に於て免稅點の引下を立案してゐる負擔の均衡を失せざるや

賀屋藏相 部分的稅制改正は臨時稅增徴法の稅率粗笨であつたから改正したので負擔の均衡を失するとは考へぬ
松隈國稅課長 臨時稅增徴法は二割乃至七割の增徴率を以て第三種所得に階級的增率を行つたので階級の境目に於て稅率が急に高くなる嫌ひがあつた、之を累進稅率に改めることとしたものである

岡田氏 今回の增稅案は増收のみを前提として立案されたやうに考へるが如何
蔵相 增稅額はできるだけ方が良く殊に戦時中にしては公債の利子を支辨する以上に増收を計ることが必要と考へるがたゞ經濟力の發達や國民生活を阻害しない程度に於て増稅を實行せねばならぬと思ふ

岡田氏 今後事件費及事件費公債を提案する度に増稅を行ふのではないか
蔵相 事件公債を新たに提案する度にその公債利子を賄ふための増稅を行ふといふ譯ではないが日露戰役等の實例に見ても戦時中であるから今後絶對に増稅しないと云へない

岡田氏 今回の支那事變特別稅法案及臨時稅措置法案によつて地方自治體の蒙る稅收入の減は幾何か
松隈國稅課長 約一千萬圓である

岡田氏 物品稅の増收額如何
松隈國稅課長 第一種及第二種で二千五百萬圓、第三種のマツチは八百萬圓、酒は三千萬圓、合計六千三百萬圓位である

岡田氏 北支事件特別稅法による物品特別稅の稅率二割を今回一割五分に引下げた理由如何
松隈國稅課長 今回の增稅案は期間も長期となりまた國民精神總動員による消費の減少をも見込んで物品稅の稅率を變更したものであるがこの程度が適當と考へる

岡田氏 物品稅は賣上稅に進むおそれがあるが賣上稅實施の考へはないか
賀屋藏相 賣上稅を實行する考へはないかくて零時十五分散會

【二三】廿五日は午前十四時十分開會、前田房之助氏(民政)より競馬協會納付金の増額につき有馬農相に希望し岡本實太郎氏(民政)小車清一氏(政友)より地方競馬の入場稅に就て太田政務次官に質し同十一時四十五分散會

【二六】廿八日は午前十時五十分開會、岡田岡本の兩氏より土地賃賃價格改訂に伴ふ地租附加税の減收及事變の影響に基く地方市町村の支出増加等を理由として地方財政補助金を少くとも五千萬圓程度増額すべしと論じ、また水谷氏より交付金制度の財源と其恒久化に付き質し

賀屋藏相 地方市町村の減收及支出増加の事情に就ては充分諒承してゐるので目下政府部内で交付金増額につき研究中である交付金制度の恒久化及びその財源確立についても根本的税制整理及び地方制度改革の問題と合せて研究す

賀屋藏相 地方市町村の減收及支出増加の事情に就ては充分諒承してゐるので目下政府部内で交付金増額につき研究中である交付金制度の恒久化及びその財源確立についても根本的税制整理及び地方制度改革の問題と合せて研究す

賀屋藏相 地方市町村の減收及支出増加の事情に就ては充分諒承してゐるので目下政府部内で交付金増額につき研究中である交付金制度の恒久化及びその財源確立についても根本的税制整理及び地方制度改革の問題と合せて研究す

賀屋藏相 地方市町村の減收及支出増加の事情に就ては充分諒承してゐるので目下政府部内で交付金増額につき研究中である交付金制度の恒久化及びその財源確立についても根本的税制整理及び地方制度改革の問題と合せて研究す

賀屋藏相 地方市町村の減收及支出増加の事情に就ては充分諒承してゐるので目下政府部内で交付金増額につき研究中である交付金制度の恒久化及びその財源確立についても根本的税制整理及び地方制度改革の問題と合せて研究す

る考へである

岡田氏更に公社債課税その他について質疑をなし正午休憩、午後一時卅五分再開
川崎末五郎氏(民政) 事變による地方市町村の負擔増加に就て賦税は如何に見てゐるか
賀屋藏相 止むを得ない經費の支出として國民は忍ぶべきものと考へるが之に伴ふ市町村の収入減に對しては大いに同情を以て考へてゐる
川崎氏 地方補給金増額に關する賦税の所見如何
賀屋藏相 後代國民の負擔、公債の消化物價及インフレーション等を考慮すれば機械的に増額を計ることは良くないと思ふ、また農村米價も比較的良好な状態にあるから一億圓を更に増額することはできる限り辛抱願ひたいが議會の要望其他を考慮して或程度増額すべく目下研究を進めてゐる

川崎氏尙引續き物品税、入場税等の免税點に關し藏相に質した後
川崎氏 マツチを專賣の考へはないか
藏相 各般の事情を併せ考慮しなければならぬので慎重考慮の要がある、只今は具體的に考へてゐない

次いで川崎氏より物品税の遁脱防止規定酒税の庫出課税等に就て質疑あり午後六時卅五分散會

電力管理法案委員會

【三】廿一日は午前十時廿分開會、三宅正一氏(社大)出資財産の評價、電力審議會の構成、電力購入契約並電力購入料、未開發水利權回復、發電所建設費等につき質問し、田島通信政務次官、有田監理課長より夫々答辯あり

三宅氏 所謂供給燃料は消費者の電力需要に依存するものであるから今後これを取消すべきである
有田監理課長 供給燃料をそれ自體として認めてゐるものはない、従つて今後の新しい電力料金は供給燃料を認めずして決定し度い但沿革的に供給燃料とも稱すべきものがあることはあるが漸次整理する方針である
次で三宅氏は「本案は民有國營である」となし所有と經營との分離、日本憲法上の所有權の概念を憲法義解を引用して論じ

故に本案は所有權を不法に侵害し憲法に牴觸するものに非ずと思ふが選相の所感如何
永井選相 所有權が公益上の必要のため法律の制限を受けるは已むを得ないと考へる
所有權問題に關聯して武田徳三郎氏(政)も質問をなし
永井選相 國家の要求は個人の要求に優先する、電氣事業の國防、國民經濟上の必要から見て民間會社が現物出資して日本發送電會社を作ること法律で強制するのである
武田氏 三宅委員は資本主義の高度化につれて所有權の概念が變つて來てゐるとなすが選相はこれに同意なりや
選相答へず議事の進行につき

長谷長次氏(第一) 三宅氏の議論は憲法成立の當初から所有權の制限は豫想されてゐると云ふにあり、所有權の概念が變遷したと云ふのではない
永井選相 我々の所有權は憲法の條章によつて賦與されたものでこの憲法の條

章によつて制限されるは當然であるこれに關聯して小山倉之助氏(民)小山亮氏(第二)も發言し
三宅氏 電氣事業従業員の就職保證方法如何
永井選相 約一萬三千人の従業員を日本發送電會社で引繼ぎ待遇も改善する方針である
正午休憩、午後二時十八分再開、陸海軍兩相から本案と國防との關係につき發言を求め直ちに秘密會に入つたが、同五時十八分秘密會を解き、同廿分散會した

【三】廿二日は午前十時半開會
大島寅吉氏(民政) 配電事業の公營を獎勵する考はあるか
有田監理課長 配電統制は都市農村料金の均衡化を計るため行政區域單位によらず經濟單位によつて行ふ積りである
大島氏 將來收入の上に餘裕を生じた場合は之をどうするか
選相 本案は財政上の収入を計るのが目的ではないからその餘裕を以て料金の低下その他に當てたい
等々の質疑應答があり正午休憩、午後一時四十五分再開、質疑を續行、増永元也氏(政)選信當局の提出資料を検討したるのち

増永氏 これらの資料は何れも實情を無視した數字に立脚したもので、之により電力料金値下げを期することは不可能である、今日の現實に即した數字を基礎として料金低下の計數資料を作りかへられ度い
炭價見積りについて大本員太郎氏(政)も關聯質問をなし、田島通信政務次官、有田監理課長、森技術課長等よりそれぞれ

右資料の計數根據につき「最近の實績によつたもので架空の數字ではない」旨答辯あり、これに關聯して
大本氏 資料作成當時に比し物價は騰貴してゐる、現在の物價を基準とした計數資料を出すべきではないか
田島政務次官 本案は昭和十四年九月以降の實施にかかる現在の物價は不自然で、之を基準とすることは不可である炭價問題につき土倉宗明氏(政)よりも關聯質問あり、大野業務課長の答辯ありて午後四時四十分散會

【三】廿三日は前日社大黨の三宅正一氏と政友會の土倉宗明氏其他の間に惹起された暴行沙汰に關聯して各派の間に議事進行に關して懇談會を開き審議に入らず午前十一時五十分開會、直ちに休憩
午後一時四十五分再開
増永氏 國家管理實施の第一年度において現狀の電力設備に加工せず、一キロ一錢五厘二毛に値下りするためには總體において約四千五百萬圓の原價が浮び來らねばならぬがその根據如何
大和田電氣局長 昭和十四年度に於ける需要想定とこれに要する各費用を適當に見積つて原價計算の結果さう言ふ數字を得たので此の點に分立經營に比し綜合經營の利益が存するのである
武田氏後部氏 その原價計算の基礎をなす發電費、送電費、購入電力料、總係費等の各項目について浮びあがる利益を示され度い

大和田電氣局長 利益は原價全體から得られるものでこれを何の項目に幾何と割り當てることは不可能である、但し日本發送電會社の收支概算には各原價の

見積りを載せてあるからそれが妥當なりや否やによつて判断出來ると思ふこれに關聯して大本氏、小山亮氏よりも質問あり大和田局長夫々答辯を爲した、増永氏次いで日本發送電會社の水火力併用計數の計數を引用して
増永氏 これでは結局七十萬キロの補給火力餘剰が生ずるではないか
森技術課長 火力併用は一年を通じて渴水期ピークロードに對する補給を目的として計畫したもので餘剰を生ずることはない

増永氏 選信當局の資料による現在工事中の發電所十一萬キロでは生産力擴充を必要とするとき過渡的の電力不足を生ずるが如何
高橋水力課長 許可済着手の發電所約二百萬キロあるがその中百萬キロ位は着々計畫をすゝめ、就中廿一、三萬キロ位は間もなく工事に着手する筈であるから電力不足の憂はない
増永氏 將來不景氣の場合、賣残りの餘剩電力を如何に處分するか
有田監理課長 若し萬一あれば第一に火力發電を停止する、なほ電力に餘剰あれば化學工業の振興に振り向ける方針である

増永氏 會社の營業成績については可成りの不安がある、政府の損失補給を四分に止めたのでは不足である、此の制限を撤廢しては如何
永井選相 會社の營業成績については政府は良好なるものと信じてゐる
大和田電氣局長 會社には種々の特權便宜を與へてある、萬一不況の時において一般の會社が困る際日本發送電會社

大和田電氣局長 利益は原價全體から得られるものでこれを何の項目に幾何と割り當てることは不可能である、但し日本發送電會社の收支概算には各原價の

大和田電氣局長 利益は原價全體から得られるものでこれを何の項目に幾何と割り當てることは不可能である、但し日本發送電會社の收支概算には各原價の

大和田電氣局長 利益は原價全體から得られるものでこれを何の項目に幾何と割り當てることは不可能である、但し日本發送電會社の收支概算には各原價の

大和田電氣局長 利益は原價全體から得られるものでこれを何の項目に幾何と割り當てることは不可能である、但し日本發送電會社の收支概算には各原價の

大和田電氣局長 利益は原價全體から得られるものでこれを何の項目に幾何と割り當てることは不可能である、但し日本發送電會社の收支概算には各原價の

大和田電氣局長 利益は原價全體から得られるものでこれを何の項目に幾何と割り當てることは不可能である、但し日本發送電會社の收支概算には各原價の

のみ損失補給をされるのであるから四分で澤山であると考へる
室井義道氏(第一)もこの點につき永井遯相と問答を重ね
増永氏 尾瀬原開發による電力供給價格如何
高橋水力課長 消費地價格一キロ一錢である
午後五時廿分散會

【二】廿四日は午前十時半開會、質疑に入り
大本氏 電力を豊富にせんとすれば巨大設備を要して原價が高み、低廉にせんとすればコストを制限するはかなき故豊富なる電力を期し得ないが如何
永井遯相電力事業の特質による綜合經營の利益を述べてこれに答へ大本氏これに對し綜合經營の利益につき原價費目別に質したるのも現物出資の評価につき
大本氏 建設費二、利用價值一の割合で評價すると言ふが最近の物價値上りと建設費との關係を如何にするか
大和田電氣局長 建設費の帳簿價格と、減價銷却の實績並に利用價值を考慮に入れて評價するのである
大本氏 複生産費を基準とすべきではないか

大和田電氣局長 複生産費を算定することとは不可能に近いことである、利用價值を加味することは當該設備の現狀における利潤生産力を考慮に入れることである
清瀬氏これに關聯質問をなし、大本氏製鐵合同の例を引いて更に質問を重ね
大和田電氣局長 帳簿價格は銷却費その他を差引いて、會社が外部に表示して

る價格であるからこれを基準として評價することは公平である
大本氏 帳簿價格と事業上の價值とは異なるものである、複製法によるが當然である
大本氏更に炭價見積り、出資による殘存設備に對する影響並にこれが補償等につき質し、政府委員の答辯あつて午後零時十分散會

【三】廿五日は午前十時廿五分開會
大本氏 評價の基礎となる利用價值は一貫作業の設備全體に就いて考へ得るが火力發電、送電線と分離出資する場合如何にして決定するや
大和田電氣局長 事業全體の利廻りとは別に單一設備の利用價值は考へ得る
大本氏次に卸賣電力料金につき質し有田監理課長 料金は地域別に決定する地域相互間には料金に差異があつても同一地域内では均一料金となる
大和田電氣局長 これは卸賣料金であるが例へば工場誘致の目的で特定年間原價を切つて供給してゐる配電會社の如きに對しては更に特殊の考慮を拂ひ現在の電力供給に急激なる變動を生ずる様なことは避ける

大和田電氣局長 綜合經營においては需給の出合ひを得ることが困難である、日本發達電氣社は景氣の變動による電力需要の變動に對處し得る用意ありや
大和田電氣局長 綜合經營によれば分立經營の過不足を全體的に平均化するから却つて需給の出合はよくなる
大本氏諸種の引例により綜合經濟の需給調節の危懼を強調し
大和田電氣局長 電力需給の出合を圖る

ためには電力管理機關に専門委員を任命し各方面と緊密なる連絡をとり凡ゆる調査資料に基いて需要査定を樹て萬遺憾なきを期し度いと考へてゐる
大本氏 特殊電力は將來相當増加すると思ふがこの需要は如何なる方面か
森技術課長 アルミニウム、窒素工業
電氣化學工業等である
大本氏 例へば硫安の如きは一キロ五厘の電氣を使ふよりも一トン廿圓の石炭による方が採算的である、電氣化學工業は段々採算に合はなくなるから將來は特殊電力の需要が著しく減退し供給過剩となる惧れはないか
森技術課長これに答へ
大本氏 農村電氣普及のために年五百萬圓位の犠牲は必要であるが、選相の方針如何
永井遯相 農村電化には大いに意を用ひる、年五百萬圓位の金は勿論支出する正午休憩、午後一時五十分再開、俵委員長より別項の如く理事會で決定した議事方針を諮りこれを正式決定したる後
大本氏 電力料衡平化の具體的方策如何
大和田電氣局長 配電部門にありては彈力性ある供給區域を統合して都鄙の間に均衡を得せしめる發送電部門にありては必ずしも全國均一方針によらぬ
大本氏 電力の低廉な特殊地方に産業誘致の目的からすれば電力料不均一の方が可なりと思ふが如何
大和田電氣局長 電源の豊富な特殊地方にありては自家發電を認めてもよい、消費地で發電するのを根本方針とするからかゝる地方の特殊事情は存続すると思ふ

大和田電氣局長 第二十七條第二項である
清瀬氏 株式割當は損失補償の意味か
大和田電氣局長 出資に對する當然の交付である
清瀬氏 憲法廿七條二項は補償を必要とする旨があると思ふが如何、憲法義解も補償を要する旨説いてゐる
大和田電氣局長 出資の強制については廿七條二項に根據を置くのである
清瀬氏 經濟價值が變動する株式は正當なる補償にならぬと思ふが如何
大和田電氣局長 所有權の強制的制限に對する補償が金錢や公債に限定されてゐるとは考へぬ、これに類似の補償でも可であり交付する株式は政府が特權を與へる會社の株式であるから經濟價值はあるものと思ふ
綾部氏 憲法の「公益上必要なる」とは他に手段なき場合の意味で會社設立は他に方法があるのでこれに該當しない
大和田電氣局長 電氣事業の本質上、設備と無關係な會社設立は無意味なるにより設備に即して會社を設立するのは可はない
清瀬氏 協議による出資ならば株式でもよいが強制出資だからこれに株式を交付することは不適當ではないか
大和田電氣局長 株式に當局の言明する如く經濟價值があるならば寧ろ公募株を増加して現金を調達しては如何
大和田電氣局長これに答へ午後五時五分休憩午後七時十分再開、質疑を續行し清瀬氏「現物出資の補償として株券交付は不十分である」となして質問を續け、こ

大和田電氣局長 電力需給の出合を圖るために、會社が外部に表示して

大和田電氣局長 電力需給の出合を圖るために、會社が外部に表示して

大和田電氣局長 電力需給の出合を圖るために、會社が外部に表示して

大和田電氣局長 電力需給の出合を圖るために、會社が外部に表示して

れに關聯して

綾部氏 日本發送電會社法第十五條第三項による社債交付は商法第二百五條に抵觸せざるや

田島政務次官 會社法第十五條第三項は交付社債にして商法第二百五條の公債社債に關する規定の制限は受けぬものである

綾部氏 商法に對する特例規定を設けなければ日本發送電會社は隨時社債を發行することは不可能ではないか

大和田電氣局長 毎營業年度一定期間内の買入請求枚数を纏めてこれに相當額の社債を發行するので隨時社債を發行せんとするものではない、然し此の點については過信省としてなほ充分研究の上御回答す

次いで外債處理問題につき

清瀨氏 當局はフエンスカル・エゼントに交渉諒解を求めたと云ふがこれは債権者でない、債権者の諒解は求めてゐないのか

大和田電氣局長 債権者は多數であるから事實上フエンスカル・エゼントに諒解を求め方が便利である、社債處理法はインデントニアに違反するものではないから債権者に迷惑をかけることはない

清瀨氏 債務を有する出資會社の日本發送電會社に對する擔保物は株式に限るや

大野業務課長 株式供託が便利な方法とは思ふが他のものでもよい

清瀨氏 政府の社債保證の限度如何
大野業務課長 外債のみで、内國債は保證せぬ

松尾四郎氏(民) 債務會社が日本發送電會社に供託すべき擔保の限度如何

大野業務課長 出資設備の上に日本發送電會社が承継した抵當權を實行せられた場合に蒙るべき損害の限度に於いてである

清瀨氏 インデントニア違反の場合には期限の利益喪失と強制管理の二方法を規定し、社債處理法には前者の防止規定はあるが強制管理に對する規定がないが如何

大野業務課長 強制管理は會社の健全經營を缺くことを前提として規定してある、日本發送電會社は經營の確實性に疑點がないから強制管理を行はれることはないと信ずる

清瀨氏更に現物出資による一貫作業中斷が事業全體としての収益力を毀損する旨を論じこれに關聯して堀内氏も質問をなし永井邊相これに答へ

清瀨氏 日本發送電會社の收支概算、購入電力料、發電所建設費等は其の根本となるべき單價が悉く見込み違ひである

とて各資料、計數について價問を行ひ、大和田電氣局長以下政府委員これに反駁的答辯をなし

清瀨氏 尾瀨原の地質調査は行つてゐるか

高橋水力課長 充分調査して責任ある結論を得るに至つたのである

清瀨氏 昭和十七年乃至廿年までのビークル用水量を消化し得るや
森技術課長 發電所の建設工事を數次に分けて行ひ必要に應じて發電力を擴大しこれを東京大阪方面に送電する

清瀨氏 尾瀨原開發完成の昭和廿年現在においてその電力を送る送電設備はあるか

森技術課長 湯水期に當り送電量の減少する送電線があるからこれらを綜合利用する

清瀨氏 然らば何れの送電線を利用するか

森技術課長 詳細は言明出來ぬが關東向一本、木曾川沿ひに名古屋に出で關西に至るもの一本で此の兩者合して五十萬キロの送電が出来る

清瀨氏送電の具體的經路の明示を求めるが當局これに答へず清瀨氏は尾瀨原開發計畫につき質疑を重ね午後十一時散會

▲廿八日迄に質疑終了 ▲三番 電力委員會は廿五日正午各派理事の間において今後の議事方針につき協議の結果廿五、廿六兩日は晝夜兼行にて審議を續け委員外の質問も含めて廿八日中には質疑を終了し各派共黨議を決定の上可及的速かに貴族院送付の手續を採ることに意見の一致をみた

【三六】廿六日は午前十時卅六分開會
長谷長次氏(第一) 本案を必要とする根據として政府の説明したる所は抽象的で不親切である

とて五ヶ項目をあげて更に詳細なる説明を求め之に對し大和田電氣局長(一)綜合經營の利益(二)送電線路の合理的利用(三)水力資源開發の利益(四)料金低下、農村電化、政策料金(五)國防上の必要の各項につき夫々詳細なる説明をなし

長谷氏 本案と頼母木案とは本質的差異ありや、本案は國有國營の前提でない

永井邊相 本案は根本精神においては頼母木案と異なるところは無い、官民の協力を圖るためには國有國營よりも本案が適切である

長谷氏 評價に時日を要することや民間の創意を利用することは水力發電所の國家管理除外の理由とならぬ、眞の理由如何

大和田電氣局長 水力發電所は水が合理的に利用されれば効果に變りがない、民營に残しておいても水の利用を指導統制すれば國家管理にしたと同様の効果を得られる

長谷氏は二、三質問をなして正午休憩
午後一時四十分再開、質疑を續行

名川侃一氏(政) 日本發送電會社の株主となるべきものは本案反對論者が大部分であるが電力國家管理の圓滑なる運營は果して可能であるか

と前提して永井邊相と質問應答を重ね
名川氏 創立總會において會社設立廢止の決議をなすが如きことあらば如何

大和田電氣局長、大野業務課長「かくの如き事態はあり得ない」と答へ
又設立廢止決議の問題でなほ押問答を重ねこれに關聯して

牧野良三氏(政) 設立廢止決議無効の根據如何

大野業務課長 日本發送電會社の性質に鑑みかゝる決議は公序良俗に反するから無効である

名川氏 設立廢止決議は株主の自由なる權限に關するこれが公序良俗に反する理由如何
大和田電氣局長 電力管理法、日本發送電會社法なる法律の執行を妨げることになるから公序良俗に反する

名川氏 民法第二百六條の法令の意義如何

大和田電氣局長 憲法第七七條には「法律」とあるが民法第二百六條の法令とは法律並にこれと同様の効力ある命令によれば所有權制限は可能なりと信ずる

名川氏 法律と同等の効力ある命令は委任命令と緊急勅令であるが他の命令では不可能なりや

大野業務課長 憲法第九條によりても出来る

名川氏 民間の電氣事業も亦公益事業であるがこれに優先する公益は國家企業のみで日本發送電會社は單なる株式會社で「公益の爲」所有權を侵害する權能はない

大和田局長 會社設立は國家の行爲である、現物出資は會社設立に當つて行爲である、又日本發送電會社は私法人であるがこれは單なる手段であつてこれによつて國家的公益目的を遂行せんとするのである

名川氏 株式買入請求が多くなつて來れば日本發送電會社は持株が増加して結局資本がなくなりはせぬか

大和田電氣局長 萬一會社の持株が非常に増加する場合は簡易保險積立金なり大藏省預金部なぞに株を持つて貰ふつもりである

代つて青木作雄氏(東方)の質問あつて午後六時十八分再び休憩、午後七時四十分再開、長谷氏日本發送電會社の納付金、強制出資と所有權保證、日本發送電會社

の技術スタッフ補充方策等の諸問題につき
逓信當局に質疑を重ねたる後

長谷氏 電力管理法と國家總動員法との
關係如何

永井逓相 電力管理により豊富低廉なる
電力を準備し又動力動員の用意を爲し
ておくことは國家總動員の實行に資す
るもので總動員法の基をなすものであ
る

佐藤陸軍政府委員 先づ總動員計畫にお
いては陸海軍は電力需要官廳として企
業に所要の電力を請求する、此の要
求に對しては逓信省が電力の主管官廳
としてこれを配給するのである、こゝ
までが總動員計畫で、爾後は陸軍軍需
動員計畫において所要の動力動員、工
場轉換等に充當するのであるが、これ
は軍機に屬するから詳細は言明出来ぬ
長谷氏更らに陸軍における動力技術者の
養成訓練等につき質し、佐藤陸軍政府委
員の答辯あり、次いで逓信當局に對し農
村電化、出資財産の評価、水利權回收、
尾瀬原開發による電力供給状態等につき
質問をなし慎重事に當られ度いと希望を
述べて午後十時十分散會

【二六】質問最終日たる廿八日は午前十
時四十五分開會

中野寅吉氏(第一) 許可済未着手の水利
回收を免れるため各會社とも工事着手
を急いでゐるが擬裝的のものがあるか
ら取締られたい
有田監理課長 工事着手は社會通念によ
つて決すべく不正のものは着手と認め
ない
青木精一氏(第一) 電力配給指令の實際
如何

森技術課長 配給指令には二つの部分か
ある、第一には具體的の配給調節でこ
れは個々の監督行政により第二は全體
的の企畫で電氣廳において根本方針を
定める

青木氏 日本發送電會社の人事は大株主
となる五大電力により壟斷される惧は
ないか人事統制の方針如何
永井逓相 株主は重役の倍數を選舉し其
の中から政府が任命する事になつてゐ
る、其の他民間有能の士を拔擢する等
人事に就ては充分の注意を拂ふ
青木氏電氣廳と日本發送電會社との關係
につき質し

大和田電氣局長 兩者緊密なる關係聯絡
のもとに仕事をするのであつて電力料
金、電力設備の建設變更は兩者の緊密
なる聯絡のもとに行はれるが最後の決
定權は電氣廳に屬する
長谷氏松尾氏もこの點に關し關連質問を
なし大和田電氣局長天々答辯し
青木氏 日本發送電會社が當むことある
べき附帶業務とは如何
大和田電氣局長 石炭購入に附隨しての
炭坑經營、農村電化促進方策、農村に
對する電氣機具配給、特殊産業に對す
る直接配電等である

發電用水利と他種水利との關係につき青
木氏に對し永井逓相、小瀧農務局長、安
藤土木局長よりそれぞれ答辯あつて午
後零時四十五分休憩、午後二時十五分再
開會長谷次氏(第一)の質問に次いで
小山亮氏 社會情勢は廣田内閣當時より
も更に急迫化してゐる、然るに電力案
は頼母木案から永井案へと却つて後退
してゐるのである、最近更に永井案修

正が唱へられてゐるが逓相は後退のお
それはないか
永井逓相 政府原案は最も時宜に適した
もので世上の論議に拘らず後退の意思
は絶対にない
小山氏原案支持を強調して質疑を終り次
いで青木精一氏(第一)農村金融に關し太
田大藏政務次官に質したるのち委員外の
質問を許し
依光好秋氏(政) 高知縣營電氣を國營か
ら除外し同縣下の産業振興に資するの
方針なきや
大和田電氣局長 國家的の計畫に對し特
殊地方の除外例を認める原則を掲げて
ことは出来ないが國家管理により地方
の特殊性に惡影響を及ぼす様な處置は
とらぬ
小笠原三九郎氏(政)も委員外質問をなし
代つて
牧野良三氏(政) 財界業界の反對を緩和
すべく本案工作の意なきや
永井逓相 本案は最善策なりと信するか
らこれが實現に邁進するのみである
牧野氏 電力管理の目的を明記した條文
がないがこれを法文化せざりし理由如
何

大和田電氣局長 提案理由書に記載して
ある各條文にも公益目的で財政目的で
ないことは書いてある、又この目的如
何は既に周知のところである
牧野氏なほ此の點を強調し
大和田電氣局長 よく研究してみる
堀内良平氏(民) 鐵道省信濃川發電所の
出資如何につき質し
中島鐵相 同發電所は目下工事中で出資
如何は竣工の際日本發送電會社と協議

して決定するが國策の線に沿つて決め
度いと考へる
牧野氏 本案の目的遂行に支障なき限り
業者の反對を緩和する修正に應ずる意
なきや
永井逓相 目的遂行には本案が最善なり
と信する、民間の協力を容れる仕組み
になつて居り本案實現せば必ず民間業
者も協力して呉れるものと思ふ
牧野氏 現物出資の交付價を株式と社
債と代替的とする意なきや
大和田電氣局長 社債發行には會社設立
を前提條件とする故先づ株式を交付す
るが株式の買入請求に對しては社債を
もつてこれに當る事もあるから結局同
様である
大木貞太郎氏(政)よりも質問あり有田監
理課長これに答へこれを以て質問を終了
し同六時四分散會
▲委員決定【二七】四十五名の委員付託
となつた衆議院の國家總動員法案委員會
は民政十八、政友十七、第一五、社大
三、第二一、東方一の割當とし左の
如く決定した
(民政)小川郷太郎、中村不二男、豊田
豊吉、中山福藏、山道襄一、齋藤隆夫
櫻井兵五郎、古屋隆隆、増田義一、山
本厚三、林平馬、眞鍋儀十、眞鍋勝、
池田秀雄、宮澤胤男、高橋壽太郎、川
崎末五郎、長井源(政友)河上哲太、
熊谷直大、植原悅二郎、猪野毛利榮、
牧野良三、若宮貞夫、岩元繁次郎、坂
田道男、西岡竹次郎、宮脇長吉、篠原
義政、河野一郎、小高長三郎、泉國三
郎、羽田武嗣郎、濱田國松、板野友造

(第一)井阪豐光、藤本捨助、山崎常吉
瀧瀬一郎、守屋繁夫(社大)三輪壽壯
淺沼稻次郎、西尾末廣(第一)今井新
造、(東方)三田村武夫
▲委員長互選【二八】廿九日は午前十時
四十六分開會委員長に小川郷太郎氏(民)
を互選して同五十分散會した
▲劈頭より早くも波瀾【二九】廿八日近
衛首相が徹夜引籠り中で登院不可能とな
つた爲委員會では午前十時十分より院内
豫算委員會で理事會を開き小川委員長以
下各理事出席同日の議事進行に關し首相
の出席を待つて質疑に入るべきか否かに
つき協議を行つた所、政友會理事より
首相缺席のまゝでかゝる重要法案の審
議をなす事は困難であるから本日は政
府側より提案理由の説明を開き資料の
要求をなす程度に止め質疑に入らずし
て散會し首相の登院をまつて審議を開
始すべし
との強硬意見も出たが結局會期も決つて
ある事であるから出来る限り多數關係の
出席を求めて質疑を開始履行すべしとの
意見が多數を占めたので委員長より政府
の意向をたゞす事になり同冊分小川委員
長は院内に風見書記官長を訪問し理事會
の空氣を傳へ政府の善處方を要望したと
ころ風見書記官長より
政府は議會の審議に對し十分誠意をも
つて之に當り關係もなるべく多く出席
せしめる
旨を述べて瞭解を求めたので理事會も之
を納得して審議に入る事になつた、一方
政府側は午前十時院内大臣室に廣田外相
鹽野法相、瀧電畫院總裁、風見書記官長

に於ては戦争の目的達成を阻害するが如き労働争議は発生せざるものと考へます

第八條乃至第十條は物資の動員に關する規定であります

第八條は總動員物資の需給の圓滑適正を期する規定であります

第六條と略同趣旨の規定であります

第九條は輸出入の統制に關する規定であります

第六條及輸出入品等に關する臨時措置に關する法律第一條と略同趣旨の規定であります

第十條は軍需工業動員法第七條と略同趣旨であります

第十一條は資金需給の適合を圖る規定であります

第十二條は戦時資金調整法第二條及第四條の規定の趣旨を擴張したものであります

第十三條は戦時に於て主として軍需充足の爲必要な施設の運営を政府の指揮監督に服せしめ又は政府に於て此等の施設を使用用して自ら之が運営に當り必要に應じ其の従業者を使用せんとするものであります

第十四條は戦時に於て主として軍需充足の爲必要な施設の運営を政府の指揮監督に服せしめ又は政府に於て此等の施設を使用用して自ら之が運営に當り必要に應じ其の従業者を使用せんとするものであります

第十五條は戦時に於て主として軍需充足の爲必要な施設の運営を政府の指揮監督に服せしめ又は政府に於て此等の施設を使用用して自ら之が運営に當り必要に應じ其の従業者を使用せんとするものであります

第十六條は不要不急と認めらるる事業設備の新設擴張等を抑制することを主眼とし臨時資金調整法第四條中にある規定と略同様の規定を設けました外に國家總動員上重要な事業の擴充を圖りまする爲其の設備の新設、擴張等を命じ得ることと致した次第であります

第十七條は戦時に於て主として軍需充足の爲必要な施設の運営を政府の指揮監督に服せしめ又は政府に於て此等の施設を使用用して自ら之が運営に當り必要に應じ其の従業者を使用せんとするものであります

第十八條は戦時に於て主として軍需充足の爲必要な施設の運営を政府の指揮監督に服せしめ又は政府に於て此等の施設を使用用して自ら之が運営に當り必要に應じ其の従業者を使用せんとするものであります

第十九條は戦時に於て主として軍需充足の爲必要な施設の運営を政府の指揮監督に服せしめ又は政府に於て此等の施設を使用用して自ら之が運営に當り必要に應じ其の従業者を使用せんとするものであります

第二十條は戦時に於て主として軍需充足の爲必要な施設の運営を政府の指揮監督に服せしめ又は政府に於て此等の施設を使用用して自ら之が運営に當り必要に應じ其の従業者を使用せんとするものであります

第二十一條は戦時に於て主として軍需充足の爲必要な施設の運営を政府の指揮監督に服せしめ又は政府に於て此等の施設を使用用して自ら之が運営に當り必要に應じ其の従業者を使用せんとするものであります

規定に依り工場其他の施設、土地、工作物等を管理、使用又は取用した場合、第十四條の規定に依り權利を使用又は取用した場合及第十六條の規定に依り事業設備の新設擴張又は改良を命じた場合に於きまして之に因つて生じたる損失に付て夫々補償の途を設けて居ります

第十七條及第十八條は總動員に關する各種事業の統制に關する規定であります

第十七條に於きましては戦時に於ける各種の事業統制は平時よりも幾分強化するの必要あることは已むを得ざる所であり

ますが成るべく業者の自主的統制に依つべきことを基調と致しまして此の自主的統制をして國家總動員の必要に即應せしめ度いと云ふ考より所要の調整を爲し得る規定を設けた次第であります

第十八條は第十七條の措置より一歩を進めまして國家總動員上重要な同種又は異種の事業の事業主をして組合を結成せしめ共同購入、共同輸入、共同販賣等のことをも遂行し得る如く致したのであります

第十九條は價格統制の根據と定めた規定でありまして物資の價格、運送賃等に付て暴利を取締り公正なる價格を保持せしめんとするの趣旨に出でた規定であります

第二十條は軍需外交財政經濟等の事項に付新聞紙其他の出版物の掲載を制限又は禁止し得る途を拓き之に違反した新聞紙其他の出版物にして國家總動員上支障あるもの、發賣及頒布を禁止し得ることと致しまして戦時に際し其の影響の大きなに鑑み取締上遺漏なきを期した次第であります

第二十一條は戦時に於て主として軍需充足の爲必要な施設の運営を政府の指揮監督に服せしめ又は政府に於て此等の施設を使用用して自ら之が運営に當り必要に應じ其の従業者を使用せんとするものであります

第二十二條は戦時に於て主として軍需充足の爲必要な施設の運営を政府の指揮監督に服せしめ又は政府に於て此等の施設を使用用して自ら之が運営に當り必要に應じ其の従業者を使用せんとするものであります

第二十三條は戦時に於て主として軍需充足の爲必要な施設の運営を政府の指揮監督に服せしめ又は政府に於て此等の施設を使用用して自ら之が運営に當り必要に應じ其の従業者を使用せんとするものであります

第二十四條は戦時に於て主として軍需充足の爲必要な施設の運営を政府の指揮監督に服せしめ又は政府に於て此等の施設を使用用して自ら之が運営に當り必要に應じ其の従業者を使用せんとするものであります

第二十五條は戦時に於て主として軍需充足の爲必要な施設の運営を政府の指揮監督に服せしめ又は政府に於て此等の施設を使用用して自ら之が運営に當り必要に應じ其の従業者を使用せんとするものであります

第二十六條は戦時に於て主として軍需充足の爲必要な施設の運営を政府の指揮監督に服せしめ又は政府に於て此等の施設を使用用して自ら之が運営に當り必要に應じ其の従業者を使用せんとするものであります

第二十七條は戦時に於て主として軍需充足の爲必要な施設の運営を政府の指揮監督に服せしめ又は政府に於て此等の施設を使用用して自ら之が運営に當り必要に應じ其の従業者を使用せんとするものであります

第二十八條は戦時に於て主として軍需充足の爲必要な施設の運営を政府の指揮監督に服せしめ又は政府に於て此等の施設を使用用して自ら之が運営に當り必要に應じ其の従業者を使用せんとするものであります

第二十九條は戦時に於て主として軍需充足の爲必要な施設の運営を政府の指揮監督に服せしめ又は政府に於て此等の施設を使用用して自ら之が運営に當り必要に應じ其の従業者を使用せんとするものであります

第三十條は戦時に於て主として軍需充足の爲必要な施設の運営を政府の指揮監督に服せしめ又は政府に於て此等の施設を使用用して自ら之が運営に當り必要に應じ其の従業者を使用せんとするものであります

第三十一條は戦時に於て主として軍需充足の爲必要な施設の運営を政府の指揮監督に服せしめ又は政府に於て此等の施設を使用用して自ら之が運営に當り必要に應じ其の従業者を使用せんとするものであります

以上第四條より第廿條に至る規定は申す迄もなく戦時にのみ適用せらるゝ規定でありますが第廿一條乃至第廿六條は戦時急速に實施したうけでは十分でない事項に付きまして戦前より所要の措置を講ずる爲の規定であります

第廿一條は平時より帝國臣民の職業能力に關して必要な調査を致しまして第四條に規定して居りまする徵用の制度を適正且圓滑に實施する基礎と致しますると共に戦時に於ける勞務の需給調整に備へんとする規定であります

第廿二條は戦時に不足を豫想せられ且之が養成には相當の日子を要する所の各種の技能者の養成に關する措置を定めたものであります

第廿三條は戦時に於きまして供給力の十分でない物資に付きまして其の貯蔵を圖る爲一定の業者に對しまして其の物資の保有を命ぜんとするものであります

第廿四條は國家總動員計畫に基きまして一定の者をして其の計畫を設定せしめ兼ねて之が演練を爲さしめんとするものであります

第廿五條は戦時に依り防空計畫を設定せしめ且防空演習を行はしむると同様に總動員業務に關する官廳の機密に付きまして之が漏泄を防止する爲必要な規定を設けることと致してあります

第五十條に於きまして國家總動員の目的が協力一致の實を收むるに在ることに鑑みまして本法の施行に關する重要事項に付政府の諮問に應ずる機關として國家總動員審議會を設けることと致しまして本法運用に遺憾なきを期したいと考へる次第であります

附則に於きましては本法の施行に付諸般の準備を爲す必要があり

まする爲其の施行の期日を勅令を以て定めることと致しました外本法は軍需工業

又は第廿五條の規定に依る試験研究の命令に付きましては夫々損失補償又は補助金交付の方法を設けましたのであります

第廿六條は軍需工業動員法第十四條と同様に國家總動員上必要な事業の助成を爲し得ることとし其の事業主に對し總動員實施の場合を考慮し所要の負擔を課し得ることとなつて居ります

第廿九條に於きましては補償の金額及第十五條の規定に依り拂下價額の公正を保障する爲總動員補償委員會と謂ふ特別な機關を設けまして其の議を経て金額を決定することと致してあります

第卅二條乃至第四十九條は處罰に關する規定であります

第卅二條乃至第四十九條は處罰に關する規定であります

第卅三條乃至第五十條は處罰に關する規定であります

第五十條は處罰に關する規定であります

第五十一條は處罰に關する規定であります

第五十二條は處罰に關する規定であります

又は第廿五條の規定に依る試験研究の命令に付きましては夫々損失補償又は補助金交付の方法を設けましたのであります

第廿六條は軍需工業動員法第十四條と同様に國家總動員上必要な事業の助成を爲し得ることとし其の事業主に對し總動員實施の場合を考慮し所要の負擔を課し得ることとなつて居ります

第廿九條に於きましては補償の金額及第十五條の規定に依り拂下價額の公正を保障する爲總動員補償委員會と謂ふ特別な機關を設けまして其の議を経て金額を決定することと致してあります

第卅二條乃至第四十九條は處罰に關する規定であります

第卅三條乃至第五十條は處罰に關する規定であります

第五十條は處罰に關する規定であります

第五十一條は處罰に關する規定であります

第五十二條は處罰に關する規定であります

第五十三條は處罰に關する規定であります

第五十四條は處罰に關する規定であります

第五十五條は處罰に關する規定であります

第五十六條は處罰に關する規定であります

第五十七條は處罰に關する規定であります

第五十八條は處罰に關する規定であります

第五十九條は處罰に關する規定であります

第六十條は處罰に關する規定であります

第六十一條は處罰に關する規定であります

第六十二條は處罰に關する規定であります

又は第廿五條の規定に依る試験研究の命令に付きましては夫々損失補償又は補助金交付の方法を設けましたのであります

第廿六條は軍需工業動員法第十四條と同様に國家總動員上必要な事業の助成を爲し得ることとし其の事業主に對し總動員實施の場合を考慮し所要の負擔を課し得ることとなつて居ります

第廿九條に於きましては補償の金額及第十五條の規定に依り拂下價額の公正を保障する爲總動員補償委員會と謂ふ特別な機關を設けまして其の議を経て金額を決定することと致してあります

第卅二條乃至第四十九條は處罰に關する規定であります

第卅三條乃至第五十條は處罰に關する規定であります

第五十條は處罰に關する規定であります

第五十一條は處罰に關する規定であります

第五十二條は處罰に關する規定であります

第五十三條は處罰に關する規定であります

第五十四條は處罰に關する規定であります

第五十五條は處罰に關する規定であります

第五十六條は處罰に關する規定であります

第五十七條は處罰に關する規定であります

第五十八條は處罰に關する規定であります

第五十九條は處罰に關する規定であります

第六十條は處罰に關する規定であります

第六十一條は處罰に關する規定であります

第六十二條は處罰に關する規定であります

動員法に代るものとして立案致しました關係上軍需工業動員法及昭和十二年法律第八十八號は之を廢止する旨を明に致しました、尙右の昭和十二年法律第八十八號に依りまして軍需工業動員法中の戰時に關する規定が現に實施せられて居ります關係上必要な経過規定を設けて居ります

以上本案の大綱に付きまして御説明申上げた次第であります

各派動向

☆總動員法案

議長總務總動員法案上程打合

【二三】小山衆議院議長は廿一日正午院內議長室において眞鍋(民政)今井(政友)兩院內總務と會見今後の議事日程につき内交渉の結果總動員法案については廿四日日本會議上程に内定、小山議長より政府に交渉する事に決して午後一時會見を終つた

▲政府も同意【二三】廿一日小山議長と政友兩黨總務間において打合せを遂げた國家總動員法案の取扱に關しては政府も大體これを諒解するに至つたので同案は愈々廿四日の本會議に上程されることゝなつた

民政黨修正意見

【二三】民政黨政務調査會は國家總動員法案につき廿一日午後二時より院内に役員會を開き榎井、豊田、村松正副會長以下各役員卅餘名出席意見交換の結果

憲法第卅一條の解釋についてははなはだ慎重研究を要する問題としてこれを保留し更に

一、總動員法第廿一條より第卅一條までは準備法なるによりこれは普通法として出來得る限りその内容を明記することが至當である

一、第四條より第廿條迄は實體法なるもこれまた軍需の機密に屬せざる部分例へば第十一條等の如きについては出來得る限りその内容を明記することが至當である

一、罰則は重刑につき更に研究を要すること

一、審議會の内容を明瞭にすることに一致し尙ほ次回よりは法案の全體につき分擔して慎重なる研究を遂ぐることにして同四時散會した

社大總動員法支持

【二三】國家總動員法案に對し社會大衆黨では廿三日午後院内に議會對策委員會を開き種々協議の結果左の如く三希望事項の達成を主張して該案に賛成の態度を取ることに決定した

我等は現下の情勢に於て國家總動員計畫を確立し總動員態勢を整備することは刻下の急務なるを認め本法制定の趣旨を支持する

一、同時に本法案は最も廣汎なる領域に亘る劃期的國家統制の規定たるに鑑み老朽固定せる現在の行政機構を劃期的に刷新せしめては所期の目的を達成し難いことを指摘する、即ち我等は内閣制度、中央並に地方行政機構、官吏制度等全般行政改革を伴はねばならぬことを主張する

二、本法案は國民の羣體的協力を基礎とするに非ざれば所期の目的を達し難い、故に我等は、これが運用に當つては官僚獨善に陥ることを排し、國民各階層の意思を反映するところの各種委員會制度の全面的活用を主張する

三、本法案は國民生活に對する影響の深刻なるに顧み、廣義國防の本義に則り國民生活保障の原則を貫かんとを主張する

内相、首相と協議

【二三】末次内相は廿四日午後八時五分分萩館の別邸に近衛首相を訪問し、同日の衆議院本會議に於ける國家總動員法案の審議状況に關し詳細なる報告を行ふと共に今後の對議會策に就て重要懇談を重ねたが

總動員法案に對する政、民兩黨の代表質問は畢竟同法案が憲法第卅一條の非常大權の發動に抵觸するといふにあるが政府の見解は、鹽野法相が答辯した通り、憲法問題に關する限り論議の餘地はないので右の信念に基き飽く迄正々堂々の態度を以て原案の通過に邁進すべきである

この意見の一致を見、會見一時間四十分にして同十時三十分辭去した、依つて内相は廿五日院内に於て右會見の結果を各關係に報告することになつた

陸軍法案實現に邁進

【二三】陸軍は國家總動員法の上程された廿四日の衆議院本會議に於ける政府の不統一と眞剣味を缺いた態度には多大の不滿を抱いて居り、今後廿四日の如き狀

態にて推移するときは同法案の成行は極めて憂慮されるに至るので、關係當局は今後の對策につき種々考究してゐるが、杉山陸相は廿四日の議會散會後官邸に梅津次官を招致して協議するところあつた

政府側協議

【二三】廿四日衆議院本會議に上程された國家總動員法案の質疑應答に依て、はしなくも政友兩黨の猛襲に遭ひ政府陣營の不統一を暴露するに至つたので、議會散會後院內大臣室に病氣缺席中の近衛首相を除く關係全部居残り今後の對策につき協議の結果永井、中島兩相は政友兩黨と充分聯絡を以て廿五日の本會議に慎重對處することを申合せ同七時半協議を終つた

質問打ち切り問題

▲社大は打ち切り反對【二三】社大黨では廿五日正午より院内に代議士會を開き當日の國家總動員法案に對する議事に關し協議の結果本案はその内容の重大性に鑑み質問通告者全部の發言を許すのが至當であるとなし政友兩黨の質問打ち切りには反對の態度を決定しこの方針を以て議場を臨むこととなつた

政友會幹部會

【二三】政友會は廿五日正午院内に幹部會を開き國家總動員法案に對する取扱ひについて協議の結果同案に對しては第一日の質問に於いて齋藤陸夫、牧野良三兩氏より徹底的に質疑を行ひ政府の不用意と同案提出の論據薄弱なる所以を暴露せしめ戦ひは明かに我々の勝利であるから此の程度で質問は打ち切ることが上策であるが友黨側で尙一名宛の質問者を出して打ち切りたいとの希望

☆其他

農地法案に對する各派態度

▲民政黨の修正要項【二三】民政黨は農地調整法案の取扱ひに關し廿八日午前十一時から院內で幹部と委員との聯合會を

開き協議の結果左の諸點を修正挿入して原案を承認すべしと云ふ意見に大體一致を見たので政友會並に本案委員理事との交渉を村上、松村、土屋の三理事に一任し正午散會した

一、第五條の次に小作人に對する先買權を與ふる條項を挿入すること

一、舊農地法案の第十七條(土地返還に關する場合の規定)を挿入すること

一、離作料、作物検見に關する規定を挿入すること

一、土地交換分合の登録税免除の規定を挿入すること

一、農地委員會の組織については附帶決議を附し政府の善處を要望すること

▲政友は無修正方針堅持【二六】政友會は農地法案に對し無修正通過を期する建前をもつて廿三日その取扱方を宮澤(附)同法案特別委員長並に同委員理事に一任するに決してゐた所廿八日民政黨側から修正意見の提示を受けたので更に委員間に於て懇談を遂げた結果無修正通過の既定方針を堅持するに決し一日の幹部會席上宮澤委員長よりこれを詰つた上民政黨側に回答を行ふこととなつた

▲電力法案修正問題

▲民政修正に意見一致【二七】民政黨は電力管理法案に對する黨議決定のため廿七日午前九時より本部に當該特別委員と政調委員との聯合會、引續き同十時より代議士會を開き委員長より委員會の経過報告の後審議に入り頼母木、八木、小山(念)、堤、添田、中村(梅)、高田の諸氏より修正論を主張したるに對し一方強硬なる原案賛成論者もあつて修正論、原

案賛成論對立して容易に決せず結局友黨政友會と折衝して修正案を作成する一切の措置を擧げて院内外總務と政調役員、黨の電力委員並に當該案の特別委員の聯合會に一任することに決して午後二時散會した

▲政友修正根本原則決定【二六】政友會の電力小委員會は廿八日午後六時から芝三條亭に開催、大口、牧野(良)、清瀬、川島、武田、土倉の六委員出席、電力法案の取扱方につき意見の交換を行つた結果修正の原則は左の趣旨に依ること

一、國有國營の趣旨を參酌すること

一、消費者大衆の利益を目的とするものなることを法文に明示しこれを徹底せしむること

一、各種の法律上の疑義を極力回避するやう努めること

一、外債の處理に關しては影響する所多大なるを以て慎重考慮すること

一、發送電會社に收用すべき目的物の範圍を法文に明示すること

この根本方針を決定するに至り、一日午後六時より電力委員の全體會議を開き、以上の方針の承認を求めた上再び小委員の手許に於て具體的修正案の作成に着手することとして午後九時散會した

▲社大電力案修正反駁【二五】社大黨では廿五日院内に代議士會を開き電力案修正説を駁し、原案支持の態度を明確にした聲明を發した

▲農村議員團決議

【二五】衆議院各派の農村關係有志議員より成る農村振興議員同盟は廿五日午後六時より新橋東洋軒に於て緊急研究協議

會を開き、岡田喜久治、吉植庄亮、杉山元治郎氏等十八名出席、電力管理法案その他につき協議の結果左の聲明並に申合せをなしこれが實現を期するため實行委員十一名を擧げ近く首相、藏相、選相、農相、隨相等の各關係閣僚に會見して陳情することとなつた

聲明

農村振興議員同盟は電力管理法案に對し其急速なる成立を期し併せて農村電化の普及につき當局の特別なる熱意を要望す

院外の運動取締り要望

【二六】民政黨の多田滿長、松田竹千代政友會の今井健彦、志賀和多利の四氏は廿六日午後一時半官邸に末次内相を訪問し四氏より

近頃東京市内の模様を見れば到る處立看板が亂立しておつてその多くはやゝもすれば議會人の自由行動を束縛するが如き字句をあけておる、殊に昨今國家總動員法案に關聯して右法案の演説者若くは委員等の私宅に面會を強要せんとする風説が頻りに流布せられ議會開會中斯の如き事態を帝都に現出していることは寔に遺憾千萬なるを以て内務大臣はさきの兩政黨本部襲撃事件に鑑み禍を未然に防ぐため取締りを嚴重にせられたい

と嚴重に内務當局の注意を喚起したるに對し内相は「御趣旨は委細諒承した、當局としても嚴重に取締つて御趣旨に副ふやうにしたい」と答へ一同これを諒として同午後二時十分辭去した

首相微恙引籠る

【二三】近衛首相は廿一日來風邪のため

荻窪の別邸に引籠り廿二日より議會院を取止静養快方に向つたが向平熱に復せぬ爲二月中は登院を見合せた

檢察廳分廳案政民共同提案

【二三】衆議院内には最近の人權蹂躪問題等の續發に鑑み、之を根絶するため司法制度に根本的改正を加ふべしとの議擧頭し先般來民政黨野田文一郎氏の主唱により主として政民兩黨法曹關係議員間に於て協議を重ねた結果愈々民政黨野田、岡本、政友會牧野(良)名川四氏をはじめ兩黨議員廿七名が提案者となり、二百五十餘名の賛成署名の下に廿一日衆議院に裁判所構成法改正案、檢察廳法案兩法律案を提出した、兩法案の理由書左の如し

▲裁判所構成法改正案理由書

時代の進進に伴ひ國政の全般に亘りて一大改革を斷行するの緊要なるは輿論の一致する所なり、就中司法制度を修正して司法權の獨立を強化し其の運用の妙諦を發揚して以て憲政有終の美を濟すは實に現下の最大急務たり、願れば明治廿三年裁判所構成法實施以來五十年の星霜を経たるも未だ曾て今日の如く司法部が國民的論議の對照となりし事態を経験したることなく、今や一日も之を等閑に附するを許さず依て左の要綱に重點を置き本改正案を提出する所以なり

一、檢事局を裁判所に附置する制度を改め全然裁判所と檢事局とを分離して司法權の行使と檢察權の行使との區別を明にし以て司法の神聖を確保す

二、大審院長は單に其の院のみに對して監督權を有するに過ぎざる現制度を改正之を下級裁判所全部に及ぼし以て司法權の獨立性を強化す

三、上訴裁判所の構成員を選増し、控訴院は五人、大審院は七人として審級制度を合理化し以て裁判に對する國民の信頼を保持す

四、判事の任用制度を改め總て辯護士より採用することとし、裁判をして國民の實生活に適合せしめ以て司法の尊嚴を保持す

五、裁判の特質に鑑み停年制度を廢して年齢に拘らず練達權能の判事をして其の職務に當らしむることとし裁判に對する國民の信頼を保持す

▲檢察廳法案理由書

憲法上司法權行使の機關は裁判所にして裁判所は行政官廳に對し獨立して司法權を行使すべく此の權能に對しては何等の名義を以てするも斷じて他の容喙を許さず、是を司法權獨立の本旨とす、然るに現行制度は行政官たる司法大臣の指揮監督に服すべき檢察機關が裁判所構成法に依りて支配せられ且裁判所に附置するものとしたる爲裁判所亦も其の指揮下に在りて司法大臣又は檢察機關より其の制肘を受くるにあらずやとの疑懼を抱かしむる虞あり斯の如きは司法權の威信を傷くるものと謂はざるを得ず、又檢察機關は司法權の發動を促す爲裁判所に對して獨立して其の職務を行ふべきものにして固より裁判所に從屬すべき性質のものに非ず、依て裁判所構成法中より檢察機關に關する規定を削除して全部之を別個の法律を以て規定し、檢事局の名稱を檢察廳と改めて獨立の機關たることを明にし以て裁判事務と檢察事務との分界を明確ならしむる必要あり、是れ本案を提出する所以なり

政 治 外 交

樞 密 院

朝鮮教育令改正可決

【二三】廿三日の樞密院定例本會議は午前十時より宮中車溜間に於て開催、平沼原正副議長外各閣僚、村上書記官長、政府側より大谷拓相、鹽野法相、大野朝鮮政務總監、船田法制局長官その他關係官列席

朝鮮教育令改正の件

一 奏任文官特別任用令中改正の件(臺灣に於ける關稅官(判任官)を高等官に登用するの件)

を上議、櫻井委員長、村上書記官長より夫々審査報告あり、審議の結果原案通り可決して同廿分散會した

旬 間 大 觀

政府はこのところ對議會工作に専念、關係各省を奮勵して一時出足の遅れた各種議案の提出促進に努め、前旬に引續いて軍事費追加豫算、十二年度追加豫算、漁業法中改正、産組中金特融法中改正、産組自治監査法案、産組中金法改正、簡保制限引上案、東拓法改正案等順調に運んで大物もほゞ出盡した感がある。

今議會でトップを切つて成立した兵役法改正と相並んで内鮮待望の陸軍特別志願兵令が愈々公布された。半島同胞の志願既に幾千、獨り半島の喜びのみならんや。

防共護國團事件は司直の手に移つてその黑白が究明されることになり政黨方面にも些かたじ／＼の所もあると言ふが、街に溢るゝ無用の相剋が總動員法案審議進行と共に愈々深刻化せんとする時、諍乎その真相に觸れて國民の不安を拂拭せねばなるまい。

一 般 政 治

☆ 閣 議

議會對策協議

【二三】政府は廿四日本會議散會後院內大臣室に廣田外相、鹽野法相外全閣僚參集し臨時閣議を開き國家總動員法案をめぐる今後の議會對策に關し種々打合せを遂げ更に中島鐵相、永井邁相並に風見書記官長は居残つて午後七時十五分より兩黨の黨内情勢に基いて今後の議事對策について種々協議するところあつた

軍事費追加豫算決定

【二三】政府は廿五日本會議散會後午後

五時五十分より院內閣議を開き臨時軍事費特別會計追加豫算四十八億五千萬圓を正式決定し賀屋藏相が廿六日朝葉山に伺候天皇陛下に拜謁仰付けられ之が内容を奏曲奏上する事として同六時散會した

☆ 一 般 事 項

國策研究懇談會

【二三】國策研究會では廿四日正午から丸の内中央亭に會員懇談會を開催、下村常任理事外有田八郎、小幡吉吉、大橋八郎、中根貞彦、笈正太郎、森平兵衛諸氏を始め會員多數出席、結城日銀總裁を招き事變下に於ける我國の財政經濟の現況に關する講演を聴取しこれを中心に種々懇談を重ね午後二時過ぎ散會した

☆ 内 閣 參 議

定例參議會

【二三】廿三日の定例參議會は廿三日正午より首相官邸に開會、松岡、郷兩氏を除く各參議、政府側より廣田外相、賀屋藏相、杉山陸相、大谷拓相等出席、廣田外相より歐洲の諸情勢、杉山陸相より一般戰況の報告あつて後各參議は居残りの懇談を重ね午後三時半散會した

☆ 閣 員 參 內

▲陸相葉山伺候【二三】杉山陸相は廿二日午前十時半官邸發自動車にて葉山御用邸に伺候、天皇陛下に拜謁仰付けられ所管事項に關し奏上、種々御下問に奉答の後御前を退下し歸京した

▲藏相軍事追加豫算奏上【二三】賀屋藏相は廿六日午前八時五十二分東京發電車

にて葉山御用邸に伺候、廿五日の閣議で決定せる臨時軍事費特別會計追加豫算を奏上午後歸京した

☆ 往 來

▲輪長、首相訪問【二三】風見書記官長は廿三日午後四時半荻窪の別邸に病氣靜養中の近衛首相を訪問、同日の參議會の経過を報告旁々議會對策等につき打合せを遂げた

▲首相、輪長打合せ【二三】風見内閣書記官長は廿六日午前十時荻窪の別邸に近衛首相を訪問、議會對策に關して種々協議を遂げ同十一時辭去した

▲原田男、團公訪問【二三】原田熊雄男は廿八日午前十時廿二分興津坐漁莊に西園寺公を訪問、國家總動員法案を繞る貴族院の情勢その他を報告、同十一時半辭去した

☆ 法 令

△廿一日
一 米穀自治管理委員會官制中改正の件
一 朝鮮道立醫院官制中改正の件
一 關東專賣局官制中改正の件

△廿三日
一 昭初七年勅令第二百五十九號臨時農林省に經濟更生部を設置するの件中改正の件
一 地方産業職員制中改正の件

外 交

☆ 消 息

△廿八日
一 農林省園藝試驗場技師、技手、備等増員に伴ふ同試驗場官制中改正の件

▲ソ聯大使堀内次官訪問【二三】駐日ソ聯大使スラゴツキ氏は廿一日午後三時外務省に堀内次官を訪問要談一時間にして辭去した

▲英大使堀内次官訪問【二三】駐日英國大使クレギー氏は廿一日午前十一時卅五分外務省に堀内次官を訪問要談を遂げ午後一時辭去した

▲獨代理大使堀内次官訪問【二三】駐日獨逸臨時代理大使ネーベル氏は廿一日午前十時四十五分堀内次官を外務省に訪問獨逸の滿洲國承認問題に關し要談を遂げた

▲獨代理大使堀内次官訪問【二三】駐日獨逸臨時代理大使ネーベル氏は廿二日午前十一時外務省に堀内次官を訪問、要談十五分にして辭去した

▲東郷大使獨外相訪問【二三】駐日東郷大使獨外相訪問【二三】ベルリン【二三】駐獨帝國大使東郷茂徳氏は廿二日午後五時ドイツ外務省にリッペンントロップ外相を訪問、一時間に亘り懇談を遂げた、席上東郷大使はドイツの滿洲國承認に對する努力を感謝したがこれに對しリッペンントロップ外相は色々の事情で遅くなつたが遂にドイツの滿洲國承認を見るに至つたのは同慶の至りであるとし、これは一にヒトラー總統の洞察力ある英斷による

と述べたと確認する、更に兩者は防共線に沿ふ日獨兩國の提携強化につき意見一致、今後具體案の決定を急ぐ事となつた

▲奉天總領事加藤次郎氏を起用する

外務省では森岡正平氏の張家口總領事轉任に伴ふ奉天總領事の後任に就て詮衡の結果漢口總領事加藤次郎氏を起用することに決定した

▲英大使堀内次官訪問

英國大使は廿六日午前十一時卅五分外務省に堀内次官を訪問、一時間に亘り要談を遂げた、又ネーベル獨逸臨時代理大使は午後零時五分より卅分間井上歐亞局長と會談を遂げた

▲佛大使外務省訪問

佛大使外務省訪問、アルセーヌ・アンリ駐日フランス大使は廿八日午後五時外務省に堀内次官を訪問要談四十分にして辭去した

☆ 一般事項

伊國親善使節のメッセージ

【二三】陽春三月日本を訪れる友邦イタリアの親善使節團一行廿二名は十六日ゼノア出帆の豪華船コンテ・ピアンカマノ號に乗船し日本の鹿島立つたが出發に先きだち團長ジャコモ・パウリツチ・デイ・カルボリー侯の名を以てアウリツチ同國大使に左のメッセージの通告方を依頼、同大使は廿一日書翰を以て廣田外相に通告して來た

日本帝國に向つて旅立つに當りファシスト黨代表の我々は日伊兩國間の傳統的親善關係が最近締結された協定により更に強化せられたことを欣快とし茲に日本帝國天皇陛下に對し恭しく敬意

を表し奉る次第であります、我々は又日本帝國官民に對し深厚なる好意を表するものであります

日獨伊通商促進案會談

ベルリン【二三】駐獨帝國大使東郷茂徳氏は廿一日正午獨逸通商協定調印者たる前爲替管理局長、現四ヶ年計畫局附ワオルター氏の訪問を受け日獨伊三國の通商促進策につき一時間に亘り懇談を遂げた、更に獨逸通商協定はドイツの滿洲國承認の結果兩國の正式通商條約に改變擴張し、日獨貿易に就いても本年度に於ける趨勢に鑑み適當の調整、促進策が検討されることとならう

☆ 國民使節

石井使節

▲石井使節支那問題懇談 ロンドン【二三】國民使節石井菊次郎氏は廿二日日本大使館に英政府經濟顧問リス・ロス氏輸出信用保證局駐支代表カーク・パトリック氏を始めフレデリック・ホワイト、アーチボルド・ローズ、バーンビー卿等極東關係諸士を招待して午餐會を開催、吉田大使をも交へて極東の事態に付き隔意無き意見の交換を遂げた、席上英國側から北支問題に付ては日本との協力が必要であるとの意見が出、財界「シテイ」筋には依然日本との協力氣分が少なくない事實が指摘されたが石井使節は支那事變の經緯並に日本の對支建設工作に付も詳細に説明、多大の成果を収めて和氣霧々裡に散會した

鶴見使節

▲新太平洋協定を提唱 ニューヨーク

【二三】國民使節として米國各地に講演旅行を續け支那事變に對する日本の立場を説いて米國民の認識は正に活躍中の鶴見祐輔氏は廿五日外交協會主催の晚餐會の席上得意の熱辯をふるひ日米英支五ヶ國間の新太平洋協定案を提唱して左の如く述べた

余は現下の極東に於ける國際紛争を一舉に解決し東亞の平和を確立する爲に日米英支五ヶ國間に新太平洋協定を締結せんことを提唱する、太平洋協定の締結による極東情勢の安全こそ刻下の紛糾した國際政局の安定を實現するの出發點である、余は新太平洋協定には次の六原則が具現されねばならぬと確信する

- 一 武力に訴へざる平和的改變、領土の再分割を含む
- 一 有色人種の平等待遇
- 一 原料獲得の自由確保
- 一 資本の自由移動
- 一 政治、經濟、軍事情報の交換
- 一 極東の危機に際し商議及び加盟國の共同調査

日本は個人を超えし物質を超えした國體觀念に基く天皇中心の所謂「家族國家」であるから共產主義にも獨裁政治にも、はた又外國流の民主主義の國家にもならぬだらう、日本が戰つてゐるのは現實の物質的利害の爲ではなく國家存続のためである

鶴見氏の所論に對しセオドル・ルーゾヴェルト大佐司會の下に前駐日大使ロランド・S・モリス、ハリイ・A・カーフィールド、ウイリアム・M・チャドボーン、ステフエン・D・ダッカー、エドワード・

ヒューム、クラーク、J・マイナー、ウィリアム・A・ネルソン、エルンスト・M・ホップキンス氏等約五十名の參會者と鶴見氏との間に約二時間に亘り白熱的論戰が行はれ異常な活況を呈した

山本使節

▲ローマから國際放送【二三】日伊親善使節山本信次郎少將は廿二日夜ローマから日本に向け放送、友邦伊國人の歡迎を謝した

▲パリへ、ローマ【二三】日本カトリック教徒を代表する國民使節山本信次郎少將は一月十八日ローマ到着以來イタリア政界、宗教界の首腦長老と接觸、カトリック教を通ずる日伊親善に努力したが廿六日訪伊豫定を終へローマ出發パリに向つた、出發に先き立ち山本少將はフランス・カトリック教機關「ラ・クロア紙」記者と會見、日本埋戰の意義を左の如く闡明した

日本は支那民族又は蔣介石個人を相手に戰つてゐるのではなく蔣介石を取巻く共產主義者と戰つてゐるのだ、今次の對支戰爭は防共の大義に立脚した聖戰である、日本カトリック教徒は數量が共產主義を排撃したことを記憶し東洋永遠の平和と共產主義の魔手防衛のために戰つてゐる政府を衷心支持してゐる

「國民使節船」ホノルル着

ホノルル【二三】中野正剛、高石眞五郎酒井榮藏、大倉喜七郎及び笠井重治の諸氏を乗せた「國民使節船」龍田丸はサンフランシスコから横濱に向ふ途中廿二日ホノルルに寄港した、笠井代議士は上陸

☆ 國民外交

「日蘭協會」創立

【二三】日本蘭領印度協會では廿五日正午から丸の内中央亭で臨時總會を開き從來の日蘭協會と合併し改めて新しく「日蘭協會」を創立、名譽會長に駐日和蘭公使パブスト氏會長に佐藤尚武氏副會長に井上雅二氏顧問に近衛首相藤山雷太氏を選任した

日獨伊協定同志の集ひ

【二三】廿二日午後六時から丸の内會館に於て日獨防共協定強化同志の集ひを開催、安保大將、徳富蘇峰氏、有田前外相安達謙藏氏、小坂順造氏、小原直氏、岩永同盟社長、光永電通社長、緒方竹虎氏安倍晴親總監等參集して參謀本部ロシア課長川俣中佐の「ロシア談」を傾聴した後協議を行ひ伊太利を加へ今後日獨伊防共協定強化同志と改稱、日獨伊親善に國民外交の實を擧げるべく差當つて來る三月十九日入京の豫定である伊太利親善使節パウリツチ侯を迎へて熱烈な國民的歡迎を爲す事を申合せた、尙その事務所は今後電通ビル内に置くことになつた

市街地建築物法改正

▲都市計畫委員會に諮問【二三】都市計畫中央委員會は廿一日午後四時半より内相官邸に開會、會長末次内相以下羽生内



後直ちにマリーン提督及び日本總領事館を訪問會談を遂げた

務次官、厚生、逓信、農林、文部、鐵道
司法、陸軍等各省事務次官、船田法制局
長官其他委員卅四名出席、末次會長より
都市發展の情勢並に防空、保安、衛生、
産業上の必要による市街地建築物法の改
正を企圖した所以につき挨拶あつて後諮
問事項たる市街地建築物法改正法律案
要綱に就き協議の結果九名の特別委員付
託とし六時過ぎ散會した

▲委員會可決【三五】都市計畫中央委員
會總會は廿四日午前九時より内相官邸
に於て開會、市街地建築物法改正案につ
き督我特別委員長報告あり審議の結果政
府諮問の原案を可決、直ちにその旨答申
散會した、依つて内務省は條文整備の上
近く議會に提出する手續を執ることにな
つた

☆ 東京府市

東京市參事會員渡支

【三五】東京市會の革新同盟、社會大衆
黨所屬議員を除く參事會員一行十名は北
支並に中南支方面の都市施設等視察のた
め廿五日出發、約廿日間の豫定を以つて
現地に赴いた

▲革新同盟反對聲明【三五】東京市革新
同盟では市參事會員の北支、中南支方面
視察旅行に對し廿四日左記聲明書を發表
した
聲明書 今回突如として東京市參事會員
十數名が防空施設の視察に藉口し大舉
北支上海方面旅行を急せんとす(中
略)かゝる企ては時局下國民の負擔加
重を外に市費を濫費し市民を欺瞞する
の甚だしきもの所謂大名旅行は市民の

斷じて黙視する能はざる所なり、本同
盟は東京市長並に市參事會の今回の暴
舉に絕對反對を表明するものである

▲市長に決議文手交【三五】支那視察の
東京市參事會員小平次氏外九名は廿
五日午前十時卅分東京驛發列車で出發す
るといふのでこれに反對した革新同盟と
社大の連中は丸山鶴吉氏、道家齊一郎氏
會我祐邦子侍等を先頭に卅餘名がホーム
へ押よせ出發を阻止しようとしたが一行
は恐れをなして何處かへ姿を消し鑄木氏
が姿を見せただけ、長蛇を逸した阻止隊
は午前十一時市長室に殺到し道家齊一郎
氏外十數名が決議文を突付け抗議を申込
んで引きあげた



☆ 豫算・追加豫算

十二年追加豫算決定

【三五】昭和十二年一般會計、特別會計
各追加豫算は廿五日衆議院本會議散會後
院內閣議を開いて決定することになった
が追加豫算の内容左の如くである(單位
千圓)

所管別	經常部	臨時部	計
外務省	0	五、六八	五、六八
内務省	三、六八	六、六八	一〇、三六
大藏省	三、三三	一、三五	四、六八
司法部	二、七〇	一、四	四、一四
文部省	0	一〇〇	一〇〇
農林省	四〇	一、三〇	一、七〇
商工省	三	一、三〇	一、三三

逓信省	0	六、五	六、五
拓務省	0	六、九	六、九
厚生省	0	三、一	三、一
計	一〇、三六	二、五〇	一二、八六

△特別會計

對支文化事業	一五〇
關東局	三六
海軍工廠資金	二〇、一一〇
海軍火藥廠	二、〇五三
帝國大學	二八四
官立大學	二一四
帝國鐵道	六六、七四七
資本勘定	二七、一〇三
用品勘定	一〇、四六一
收益勘定	二九、一八二
朝鮮總督府	二、二八六
朝鮮鐵道用品資金	九〇〇
臺灣總督府	二、四三七
健康保險	四、六四二

▲追加豫算主要經費【三五】十二年度追
加豫算の各省別主要經費内譯左の如くで
ある(單位千圓)

△外務省	在支公館廳舎その他被害復舊費	四一〇
	北支領事館警費增加	九〇〇
	北支事件費の増加	四、〇〇〇
	通商應急對策	一八〇
△内務省	檢丁及新兵の旅費増加	一、四〇〇
	警察費運帶支辨費増加	二、〇〇〇
	防空監視補助等經費	一〇〇
	利根、渡良瀬兩川維持工事災害復舊費	一〇〇
	石油消費規正實施費	一〇〇
△大藏省		

△司法部	刑務所軍需作業施行等に關する經費の増加	二、六〇〇
	恩赦の經費	四〇
△文部省	小學校教員俸給費臨時補助	二〇〇
△農林省	馬の生産増加施設費	五〇〇
	徵發候補馬の資質向上に要する經費	三〇〇
	中國地方その他災害復舊及應急施設費	一、一〇〇
△逓信省	農山漁村應急施設費	五〇〇
△拓務省	國際航空路開設準備費の増加	二〇〇
	青年移民費	六〇〇
△厚生省	疾病應急施設費補助	五〇
	臨時軍事施設費	九〇
	傷痍軍人保護應急施設費	一〇〇
	向十二年度追加豫算の財源は刑務所收入節約額によつて賄ふことになつてゐる	

▲鐵道追加豫算【三五】十二年鐵道特

別會計追加豫算左の如し(單位千圓)	
一 收益勘定	三、四、二四六
運輸純收入	一、六五八
過誤納	三、五、九〇四
計	一、〇〇〇
雜收入	一、一、七四九
假收入等	四九、六五三
合計	四、一、七〇〇

事業費	一四、七七六
諸拂戻及立替金	一四、四〇七
合計	二九、一八三
一 資本勘定	
益金繰入	二〇、四七〇
雜收入	四、六〇〇
計	二五、〇七〇
繰越金充當	二、〇三四
合計	二七、一〇四
鐵道改良費	一七、一〇四
用品資金補足	一〇、〇〇〇
合計	二七、一〇四
三 用品勘定	
用品及工作收入	一〇、四六一
用品及工作費	一〇、四六一

臨時軍事費追加豫算内容

【三五】政府は廿八日衆議院に臨時軍事費特別會計追加豫算を提出したが之が詳細なる内譯左の如し(單位圓)	
一 歳入	四、四、五三、四八九、九三八
公債金	一、〇〇〇、〇〇〇
軍事費賦納金	九、〇二三、二八八
北支事件特別稅	一、六〇一、三三〇
特別會計より北支事件費財源受入	三、一八、三〇一、〇八一
一般會計より繰入	四、二、二四、一六四
關東局特別會計より繰入	一、六、〇〇〇、〇〇〇
通信事業特別會計より繰入	四、〇〇〇、〇〇〇
帝國鐵道特別會計より繰入	四、〇〇〇、〇〇〇
朝鮮總督府特別會計より繰入	二、六、四五一、〇〇七
臺灣總督府特別會計より繰入	

一三、八六五、二七七
 樺太廳特別會計より繰入 二、六三四、一三六
 計 四、八八六、五九一、三二一

一歳出
 陸軍臨時軍事費 三、一五七、〇〇〇、〇〇〇
 海軍臨時軍事費 一、〇四三、〇〇〇、〇〇〇

豫備費 五五〇、〇〇〇、〇〇〇
 計 四、八五〇、〇〇〇、〇〇〇
 備考 歳入超過額は北支事件費借入金金の返償財源に充當すべき租稅收入を加算したる爲めである

十三年度豫算租稅構成内容

【二六】大藏省では十三年度豫算における各税別租稅構成内容を發表したが、之によると所得稅の三割三分九厘の首位を占め、次で酒稅の一割四分一厘となり、また十二年度豫算と比較しても所得稅が四分六厘増となり、我が國の稅制體系が益々所得稅中心主義に移行しつつある事實を示してゐる

科目	昭和十三年度豫算	昭和十二年度豫算	比較増減
所得稅	三、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇	二、九〇〇、〇〇〇、〇〇〇	△一〇〇、〇〇〇、〇〇〇
地 租	〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇	〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇	〇
營業收益稅	〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇	〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇	〇
資本利子稅	〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇	〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇	〇
法人資本稅	〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇	〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇	〇
相 續 稅	〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇	〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇	〇
鑛 業 稅	〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇	〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇	〇
外貨價特別稅	〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇	〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇	〇
酒 稅	一〇〇、〇〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇、〇〇〇	〇
清涼飲料稅	〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇	〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇	〇
砂糖消費稅	〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇	〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇	〇

織物消費稅	〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇	〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇	△〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇
揮發油稅	〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇	〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇	△〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇
取引所稅	〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇	〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇	〇
有價證券轉讓稅	〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇	〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇	△〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇
關 稅	〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇	〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇	△〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇
噸 稅	〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇	〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇	〇
印紙收入	〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇	〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇	△〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇
臨時利得稅	〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇	〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇	〇
(輸出統制稅)	〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇	〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇	△〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇
利益配當稅	〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇	〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇	〇
公債及社債	〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇	〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇	〇
利子稅	〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇	〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇	〇
通行稅	〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇	〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇	〇
入 場 稅	〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇	〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇	〇
特別入場稅	〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇	〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇	〇
物品稅	〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇	〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇	〇
北支事件特別稅	〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇	〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇	△〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇
計	一、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇	△〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇

☆ 増稅案資料

通行稅、入場稅命令案

【二五】大藏省では衆議院増稅法案委員会の要求により支那事變特別稅法案新設の通行稅及入場稅に關する命令案の要綱を左の通り發表した

- ▲ 通行稅關係
 - 一 法案第廿條關係
 - 陸海軍の團體としての乗車船にして通行稅を課せざるものは左の如く定むること
 - (一) 鐵道軍事供用令に依る乗車
 - (二) 軍事上の必要に依り貸切の契約にて爲す乗船
 - 二 法案第廿一條關係
 - (イ) 往復乗車船の契約を爲したる場合の乗車船區間の料金は往復各別に

之を計算すること
 (ロ) 廻遊乗車船の契約を爲したる場合の乗車船區間の料金は各區間毎に之を計算すること
 (ハ) 運賃を均一制又は區間制に依り定めたる區間を乗車船する契約を爲したる場合に於て乗車船券に乘車船區間の特定ある場合は該乘車船區間に依り乗車船券に乘車船區間の特定なき場合は該乘車船券に依り乗車船し得べき區間中最も短き區間を乗車船するものとして乗車船料を計算すること

三 法案第廿二條關係

(イ) 等級を一等、二等及三等に分たざるものゝ等級は、等級に分たざるものに在りては三等とし、二等級に分ちたるものに在りては二等及三等とし、一等の上又は三等の下に更に等級を附したるものに在りては一等又は三等とすること

(ロ) 乗客定員数の定なき車船の乗客定員数は運賃計算の基礎と爲りたる人員數に依ること

四 法案第廿三條關係
 國有鐵道に於ては第一項の納期限を翌月廿日と定むること

▲ 入場稅關係
 五 法案第廿六條關係
 入場稅を課すべき第一種第三號の場所は左の如く定むること

- (一) 博覽會場
- (二) 展覽會場
- (三) 遊園地及遊覽所
- 六 法案第廿七條關係
 入場料は左の方法に依り計算すること

第一種

(一) 入場料は主催者又は經營者が一般的に定めたる金額に依ること
 (二) 主催者又は經營者が多人數入場者等に對し特別入場券を發行して前記金額以内の料金にて入場せしむる場合は其の金額に依ること
 (三) 前二號の入場料は觀覽料、座席料、仲鏡下足料、敷物料等其の他名義の何たるを問はず入場料の爲に支拂ふべき金額に依ること但し座席料、下足料及敷物料に於ては入場者が主催者又は經營者より一般的に徴收せらるゝ金額に限ること

第二種

第二種の場合の入場料は舞踏料、競技料會費其の他名義の何たるを問はず設備利用の爲に支拂ふ金額に依ること

七 法案第廿九條關係
 左に掲ぐる目的に充つる場合に於ては入場稅を免除すること

- (一) 傷病兵及出征軍人遺家族の慰問及其他の軍事援護
- (二) 兵器、艦船又は國防費の獻納
- (三) 陸海軍人の救恤

八 法案第卅條關係
 常時開設に非ざるものと雖も左に掲ぐる場合に於ては翌月十日迄に税金を拂込ましむること

- (一) 催物又は經營の期間が一月以上に亘るとき
- (二) 入場券を開催期日一月前より發賣するとき
- 九 法案第卅六條關係
 左に掲ぐる場合に於ては翌月十日迄に

税金を拂込ましむること但し運動競技終了の月分の税金に於ては此の限に在らざること
 (一) 運動競技の期間が一月以上に亘るとき
 (二) 入場券を開催期日一月前より發賣するとき

物品稅課稅内容

【二六】支那事變特別稅法案中國民の日常生活と密接なる關係ある物品稅に就いてはその物品の個別的内容及免稅點を同法案の命令案に於て明記する事になつてゐるが大藏省は廿八日の衆議院増稅法案委員會席上之が命令案の要綱を左の通り發表した

△ 物品稅課稅物品の内容概要
 第一種
 甲類

- 一 貴石若は半貴石又は之を用ひたる製品
- (イ) 貴石、半貴石
 ダイアモンド、ルビー、サファイヤ、アレキサンドライト、トパーズ、スピネル、エメラルド、アクアマリン、トル、マリン、シルコン、クリソライト、ガーネット、オパール、翡翠、水晶、瑪瑙、猫眼石、虎眼石、孔雀石、土耳其玉、月長石、ヘマタイト等
- (ロ) 貴石又は半貴石を用ひたる製品

- 二 眞珠又は眞珠を用ひたる製品
- (イ) 天然眞珠及養殖眞珠
- (ロ) 眞珠を用ひたる製品
- 三 貴金屬製品又は金若は白金を用ひたる製品

(イ) 貴金屬製品但し金、銀を除く

(ロ) 金剛又は白金製の時計

(ハ) 金屏風、金衝立

(ニ) 其の他金又は白金を用ひたる製品

四 鑲甲製品

五 珊瑚製品

(以上甲類の各品目に付ては従來通一個又は一組三圓未満のものには課税せざる見込なり)

乙類(括弧内は課税最低價格見込)

六 時計

懷中時計、腕時計、置時計、掛時計、電氣時計等(一個一五圓)

七 萬年筆、金ペン及シヤープペンシル(一個四圓)

八 身邊用細貨類

指環、腕環、耳飾、頸飾、櫛、笄、簪、ピン類、襟止め、帶止め、バックル、鎖、カフス釦、根付、メダル等(一個又は一組三圓)

ハンドバック、手提袋、財布等(一個五圓)

九 化粧用具

化粧用刷子、コンパクト、香水噴、白粉、其の他の化粧品容器等(一個三圓)

化粧具匣、其の他の化粧具セット(一個又は一組五圓)

十 喫煙用具

煙管、パイプ類、同ケース等(一個又は一組三圓)

煙草入、灰皿、煙草セット等(一個)

又は一組五圓)

十一 帽子、杖、鞭及傘

帽子(一個五圓)

杖、鞭(一個三圓)

傘(一個六圓)

十二 皮革製又は金屬製の靴及トランク(一個一〇圓)

十三 靴及履物

長靴(一足二〇圓)

其他の靴(一足二圓)

履物(一足四圓)

十四 書齋及骨董

十五 室内裝飾用品

置物、花器、香器、額縁及柱掛其他の壁面裝飾用品、人形、節句飾物等(一個又は一組二〇圓)

十六 照明器具

スタンド、シャンデリヤ、ペンダント、ブラケット、グロープ、シェード等(一個又は一組五圓)

十七 圍碁及將棋用具

碁盤(一個一〇圓)

碁石、將棋盤(一個又は一組五圓)

碁筒(一組三圓)

將棋駒(一組二圓)

十八 家具

箆筒、棚類、箱類、鏡類、机及卓子類、椅子及腰掛類、火鉢、臺類、屏風、衝立、几帳、衣桁、帽子掛等(一個又は一組五〇圓)

十九 漆器、陶磁器及硝子製器具にして別號に掲げざるもの(一個又は一組二〇圓)

廿 貴金屬を鍍し又は張りたる製品にして別號に掲げざるもの(一個又は一組三圓)

廿一 毛皮又は毛皮製品

毛皮、毛皮製の敷物、膝掛、手袋類、襟巻、被服類、被服用の裏、襟、袖縁等(一個又は一組五圓)

廿二 羽毛製品又は羽毛を用ひたる製品

羽毛製襟巻、羽毛を用ひたる蒲團、座蒲團、クッション等(一個五圓)

廿三 皮革製品にして別號に掲げざるもの

皮革製被服類(一個一〇圓)

皮革製の座蒲團、クッション等(一個五圓)

皮革製手袋(一對二圓)

廿四 メリヤス、レース、フェルト及同製品

外套、和服用コート、羽織、襟巻等(一個七圓)

ネクタイ、手巾、手袋等(一個又は一對二圓)

靴下等(一足一圓)

肌着、下着、スウェーター其他の被服類(一個又は一組四圓)

窓掛、卓子掛、敷物等(一個又は一組三圓)

第二種

甲類

一 寫眞機、寫眞引伸機、映寫機、同部分及附屬品

イ 寫眞機但し航空機用のもの及顯微鏡用のものを含む

ロ 寫眞引伸機

ハ 映寫機

ニ 寫眞機部分品及附屬品

レ 寫眞機部分品及附屬品

ル 暗函(蛇腹の有無を別たす)

シヤッター、フィルムバックホルダー、取枠、フアインダー、三脚臺、カラーフィルム、セルフダイマー、露出計、距離計、寫眞機用又は三脚臺用のケース等

ホ 寫眞引伸機部分品

暗函、コンデンサー、レンズ、支持臺等

ハ 映寫機部分品及附屬品

コンデンサー、レンズ、フィルムリール、ランプハウス、映寫機用ランプ、ヘッドマジン、映寫機用モーター、發聲裝置、フィルム巻取機、カラスクリン、映寫機用ケース等

ニ 寫眞用の乾板、フィルム及感光紙

イ 寫眞用乾板但し航空機用のもの及エックス線用のものを除く

ロ 寫眞用フィルム但し航空機用のもの及エックス線用のものを除く

ハ 寫眞用感光紙

三 蓄音器及同部分品

イ 蓄音器(ラヂオ聴取裝置を附したるものを含む)

ロ 蓄音器部分品

蓄音器匣、サウンドボックス、移動腕金、ピクアップ、蓄音器用モーター、回轉盤、動力用ゼンマイ、蓄音器用針等

四 蓄音器用レコード但し六吋以下の紙製のものを除く

イ 樂器

ピアノ、オルガン、アコーディオン、ハートモニカ、ヴァイオリン、ヴァイオラ、セロ、コントラバス、マンドリン、マンドラ、マンドリ

ラ、マンドセロ、マンドローネ、ギター、ギターローネ、バラライカ、ウクレレ、バンジョー、フリーエト、ピッコロ、クラリネット、オーボエ、バズーン、ホルネット、トランペット、トロンボーン、アルト、バリトン、チェンバ、サクソフォン、サザフォン、ホルン、バイラホーン、木琴、鋼琴、ハーブ、リラ、箏、三絃、琵琶、明管、尺八等

ロ 樂器部分品及附屬品

絃樂器用の絃、弓又は撥、樂器ケース等

六 雙眼鏡及雙眼鏡

七 銃及同部分品

獵銃、拳銃及空氣銃、銃身、銃床等

八 藥莖(裝藥したるものを含む)及彈丸但し獵銃、拳銃、又は空氣銃用のものに限る

九 ゴルフ用具、同部分品及附屬品

ゴルフクラブ、ゴルフボール、ゴルフクラブ用のヘッド及シャフト、ゴルフクラブ用バッグ等

十 娛樂用のモーターボート、スカール及ヨット

十一 撞球用具

撞球臺、キュー、チョーク

十二 ネオン管及同變壓器

十三 喫煙用ライター

乙類

十四 ラヂオ聴取機及同部分品

イ ラヂオ聴取機

ロ ラヂオ聴取機部分品

ラヂオ聴取機匣、トランスフォーマー、チョークコイル、コンデン

(摘要) 地方附加税は所得税法又は營業收益税法所定の税率に依り算出したる税額に對し左記税率に依り計算す

所得税 一四・五%
營業收益税 一四・二%
△法人租税負擔額調

資本金額 1,000,000圓
普通所得金額 500,000圓

税目 現行負擔税額 改正後
所得税 3,000,000圓 2,600,000圓
事件特別税 1,000,000圓 1,000,000圓

所得税附加税 1,000,000圓
營業收益税 6,000,000圓
同附加税 3,700,000圓
法人資本税 1,000,000圓
臨時利得税 2,000,000圓
事件特別税 1,000,000圓

計 4,000,000圓 3,700,000圓
所得對税額負擔割合 稅込三割八分五厘 稅込四割二分三厘
(稅引五割八分五厘)(稅引六割三分三厘)

(摘要) 一 所得税は算出税額一九〇、九〇〇圓中制限超過額二六、〇七五圓を切捨て差引一六四、八二五圓となる

二 地方附加税は所得税法又は營業收益税法所定の税率に依り算出したる税額に對し左記の税率に依り計算す

所得税 一四・五%
營業收益税 一四・二%
△法人租税負擔額調

資本金額 1,000,000圓
普通所得金額 1,000,000圓

税目 現行負擔税額 改正後
所得税 1,500,000圓 1,300,000圓
事件特別税 1,500,000圓 1,500,000圓

所得税附加税 1,000,000圓
營業收益税 6,000,000圓
同附加税 3,700,000圓
法人資本税 1,000,000圓
臨時利得税 2,000,000圓
事件特別税 1,000,000圓

計 4,000,000圓 3,700,000圓
所得對税額負擔割合 稅込三割八分五厘 稅込四割二分三厘
(稅引五割八分五厘)(稅引六割三分三厘)

(摘要) 一 所得税は算出税額二九四、四〇〇圓中制限超過額六九、五七五圓を切捨て差引二二四、八二五圓となる

二 地方附加税は所得税法又は營業收益税法所定の税率に依り算出したる税額に對し左記の税率に依り計算す

所得税附加税 21,800
營業收益税 40,000
同附加税 8,600
法人資本税 1,000
臨時利得税 1,500
事件特別税 10,000
計 60,900

所得對税額負擔割合 稅込三割八分三厘 稅込四割二分三厘
(稅引六割三分三厘)(稅引六割八分二厘)

(摘要) 一 所得税は算出税額二九四、四〇〇圓中制限超過額六九、五七五圓を切捨て差引二二四、八二五圓となる

二 地方附加税は所得税法又は營業收益税法所定の税率に依り算出したる税額に對し左記の税率に依り計算す

所得税 一四・五%
營業收益税 一四・二%

地方自治體減收内譯

【三一】支那事變特別稅法案及臨時租稅措置法案による地方自治團體の租稅收入減收額は約一千萬圓であるが、之が内譯に就て廿四日の衆議院稅務法案委員會席上松隈國稅課長より左の如く説明があつた

一 支那事變特別稅法案による減收
(一) 入場稅新設に伴ひ地方の興業稅額覽稅が廢止される結果
約三百六十萬圓減

(二) 第三種所得稅の免稅點引下に伴ひ地方の特別所得稅賦課が制限される結果
約十七萬圓減

(三) 合計
約三百八十萬圓減

一 臨時租稅措置法案による減收

地租の負擔輕減により
約二百六十二萬圓減

營業收益稅の負擔輕減により
約三百六十萬圓減

礦產稅の負擔輕減により
約廿萬圓減

(四) 合計
約六百五十萬圓減

地租及附加稅減收額

【二六】土地賃賃價格改訂に伴ふ地租の本稅及地方附加稅の減收額に就て廿八日の衆議院增稅法案委員會席上大矢大藏省主稅局長及坂内務省地方局長は左の如く説明した

一 地租本稅減收額
田租 一千萬圓減
畑租 百九十萬圓減
宅地租 二百八十萬圓增
離地租 三十萬圓減
差引合計 約一千萬圓減

一 地租附加稅減收額
府縣 一千萬圓減
市町村 一千萬圓減

(宅地租の増を差引けば七百萬圓の減)

計 約二千萬圓

☆ 其他

十一年度總決算

【二四】政府は廿四日衆議院に昭和十一年度歲入歲出總決算書を提出したがその大綱は左の通りである(單位千圓)

△歲入 一,561,000
經常部 一,561,000

△歲入 一,561,000
經常部 一,561,000

△歲入 一,561,000
經常部 一,561,000

△歲入 一,561,000
經常部 一,561,000

△歲入 一,561,000
經常部 一,561,000

△歲入 一,561,000
經常部 一,561,000

臨時部 810,000
計 2,371,000

△歲出 1,810,000
經常部 1,810,000
臨時部 560,000
計 2,370,000

△歲入歲出差引剩餘金 60,000
(右剩餘金は昭和十二年度の歲入に繰入)

十二月末現在國庫現計

【二三】大藏省發表による昨年十二月末現在昭和十二年度歲入歲出國庫現計は(單位千圓)

△歲入 2,371,000
經常部 2,371,000
臨時部 560,000
計 2,931,000

△歲出 2,370,000
經常部 2,370,000
臨時部 560,000
計 2,930,000

經常部 2,370,000
臨時部 560,000
計 2,930,000

經常部 2,370,000
臨時部 560,000
計 2,930,000

經常部 2,370,000
臨時部 560,000
計 2,930,000

經常部 2,370,000
臨時部 560,000
計 2,930,000

經常部 2,370,000
臨時部 560,000
計 2,930,000

經常部 2,370,000
臨時部 560,000
計 2,930,000

經常部 2,370,000
臨時部 560,000
計 2,930,000

經常部 2,370,000
臨時部 560,000
計 2,930,000

酒稅 110,000
清涼飲料稅 3,000
砂糖消費稅 4,000
織物消費稅 3,500
揮發油稅 10,000
取引所稅 3,000
有價證券移轉稅 1,000
關稅 1,000
營業稅 1,000
兌換銀行券發行稅 1,000
計 126,500

一 日本銀行納付金 4,000
一 臨時利得稅 1,000
一 官業及官有財產收入 4,000

米券一億四百萬圓借換發行

【二五】(大藏省發表)二月廿五日支拂期日の米穀證券(第七十二回)一億七百萬圓は内三百萬圓を現金償還し殘額一億四百萬圓は左記要項の通り之を借換發行した

△證券の名稱 米穀證券(第七十五回)
△發行額 額面一億四百萬圓△割引歩合 日歩六厘四分の三△發行日 昭和十三年二月廿五日△支拂期日 昭和十三年五月廿五日△發行方法 日本銀行引受

十一年末國、地方債等調べ

【二六】大藏省では十一年十二月末現在に於ける國債、地方債所在別額面額並利子年額等を左の如く發表した

(單位千圓)

(單位千圓)

(單位千圓)

(單位千圓)

(單位千圓)

(單位千圓)

(單位千圓)

(單位千圓)

所有者	内國債	年利子額	外國債	年利子額	額面額	年利子額
政府	二,五七〇,七〇〇	一〇,一三〇,〇〇〇	一〇,〇八五,〇〇〇	二,〇五七,〇〇〇	一三三,〇〇〇	一三三,〇〇〇
政府關係共済組合	三三,〇〇〇	八,九〇〇	一,〇〇〇	三三,〇〇〇	八,九〇〇	一,〇〇〇
地方公共團體	四,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	四,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇
特殊銀行	六,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	六,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇
(中央金庫を含む)	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇
農工銀行	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇
普通銀行	二,〇〇〇,〇〇〇	八,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	八,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇
貯蓄銀行	一,〇〇〇,〇〇〇	四,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	四,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇
保險會社	一,〇〇〇,〇〇〇	三,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	三,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇
信託會社(信託動定分を含む)	一,〇〇〇,〇〇〇	三,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	三,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇
其他	一,〇〇〇,〇〇〇	三,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	三,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇
計	九,〇〇〇,〇〇〇	三〇,〇〇〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇,〇〇〇	三〇,〇〇〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇,〇〇〇

▲地方債

所在別	金額	利子額
政府	一,〇〇〇,〇〇〇	三〇,〇〇〇
銀行	一,〇〇〇,〇〇〇	三〇,〇〇〇
信託會社	一,〇〇〇,〇〇〇	三〇,〇〇〇
保險會社	一,〇〇〇,〇〇〇	三〇,〇〇〇
産業組合	一,〇〇〇,〇〇〇	三〇,〇〇〇
道府縣罹災救助基金	一,〇〇〇,〇〇〇	三〇,〇〇〇
其他	一,〇〇〇,〇〇〇	三〇,〇〇〇
計	六,〇〇〇,〇〇〇	一八〇,〇〇〇

備考 本表の計數中政府、銀行、信託會社及合計の計數は額面額、保險會社の計數は保有價額にして「其他」の計數は合計の計數より「其他」以外の計數を差引きたるものなり



陸海兩相郷軍招待

【二五】杉山陸相、米内海相は廿五日午後六時半九段の軍人會館に郷軍會長井上幾太郎大將を始め目下會議のため全國か

陸軍

陸軍特別志願兵令公布

【二三】朝鮮人志願兵制度及内地人の補充兵、國民兵又は兵役の義務なきに至りたる者にも従軍の途を開く内地人従軍志願制度を一括せる陸軍特別志願兵令は去る十八日の閣議において決定を見上奏御裁可を経て廿三日勅令第九十五號を以て公布された、来る四月三日神武天皇祭をトして施行される

勅令第九十五號

陸軍特別志願兵令 第一條 戶籍法の適用を受けざる年齢十

七年以上の帝國臣民たる男子にして陸軍の兵役に服することを志願するものは陸軍大臣の定むる所に依り證衡の上之を現役又は第一補充兵役に編入することを得

附則

本令は昭和十三年四月三日より之を施行す

前項の規定により現役又は第一補充兵役に編入せられたる者の兵役に關しては陸軍大臣の特に定むる場合を除くの外兵役法の定むる所に依り現役又は第一補充兵役として徴集せられたる者の兵役に同じ

陸軍特別志願兵令公布

【二三】陸軍では今次事變に鑑み召集後備將校の進級の途を拓くことに決し去る廿二日の閣議に「支那事變の爲め召集せられたる後備役又は後備役の將校の進級に關する件」を附議決定したが廿五日御裁可を経て勅令を以て公布し同日午後五時左の如く發表した

陸軍省發表

從來召集考に對しては其の應召中必要に應じ進級せしめられりしも、今次事變の經驗に鑑み二月廿五日勅令第九七號を以て召集せられたる後備將校にして召集中に於ける功績顯著なるものに對しては、召集解除後と雖も進級せしむるの道を開かれたり

陸軍々人傳給臨時特例公布

【二三】陸軍では從來尉官級に於て傳給に差等があつたものを新にその範圍を擴張して中少佐にまでこれを及し、規定豫算の範圍内に於て人事の刷新と給與の均等を圖ることとなり廿五日勅令を以て陸軍々人傳給臨時特例を公布し當分左記の如く中少佐の傳給を定め来る三月一日より實施されるが右特例は後備役又は後備役に在る者で召集中のもの又は部隊の職務に就いたものには適用されない(年額單位圖)

兵役法改正公布

【二三】今議會初の成立法案たる兵役法中改正法律(本誌第二卷第二號參照)は上奏御裁可を経て廿五日公布された

陸後備將校進級の途を開く

【二三】陸軍では今次事變に鑑み召集後備將校の進級の途を拓くことに決し去る廿二日の閣議に「支那事變の爲め召集せられたる後備役又は後備役の將校の進級に關する件」を附議決定したが廿五日御裁可を経て勅令を以て公布し同日午後五時左の如く發表した

陸軍省發表

從來召集考に對しては其の應召中必要に應じ進級せしめられりしも、今次事變の經驗に鑑み二月廿五日勅令第九七號を以て召集せられたる後備將校にして召集中に於ける功績顯著なるものに對しては、召集解除後と雖も進級せしむるの道を開かれたり

陸軍々人傳給臨時特例公布

【二三】陸軍では從來尉官級に於て傳給に差等があつたものを新にその範圍を擴張して中少佐にまでこれを及し、規定豫算の範圍内に於て人事の刷新と給與の均等を圖ることとなり廿五日勅令を以て陸軍々人傳給臨時特例を公布し當分左記の如く中少佐の傳給を定め来る三月一日より實施されるが右特例は後備役又は後備役に在る者で召集中のもの又は部隊の職務に就いたものには適用されない(年額單位圖)

兵役法改正公布

【二三】今議會初の成立法案たる兵役法中改正法律(本誌第二卷第二號參照)は上奏御裁可を経て廿五日公布された

關東東北地方防空演習

【二三】二月廿三日より廿六日迄の四日間燈火管制を行はない關東及東北地方防空演習が行はれる事となり廿二日防空司令部から其の計畫が發表された、訓練の目的は防空計畫に基き陸海軍司令官の防空警報を迅速確實に傳達することを主眼としたもので内務大臣總監の下に各府縣總動員で行はれるものである

帝都の演習成績

【二三】廿六日午後七時廿分の空襲警報解除のサイレンを最後として廿三日から四日に亘つた帝都の防空演習を終了したが、東京市防衛課では今回の警報傳達訓練の結果を基礎として將來の警報傳達施設の改善を期する方針である、警報の接受系統は非常に圓滿に行はれ各區役所等に對する警報傳達も大體良好な成績を得ることが出来た、一番

警報を正確に早く傳達し得るはサイレンで將來はサイレン網の擴充が必要である結論を得た、半鐘、花火、電話、ラヂオも夫々相當の能力を發揮する事が出来たが防火群長からの警報聴取調査の報告を集めてこれを參考資料として研究を進める筈である

教育

青年學校國庫補助割當額

【一六】文部省では青年學校教育獎勵のため毎年専任教員未設置校に對して専任教員をおく場合はその俸給の半額の國庫補助を行つてゐるが本年度は専任教員設置校の増加に伴ひ卅七萬二千圓を増額、三百四十九萬一千圓を全國各青年學校に交付することとなり、廿八日附をもつて各地方長官に指令した、各府縣への割當額は左の通りである(單位圓)

北海道	140,000	栃木	25,000
青森	25,000	群馬	25,000
岩手	25,000	埼玉	25,000
宮城	25,000	千葉	25,000
秋田	25,000	東京	135,000
山形	25,000	神奈川	25,000
福島	25,000	新潟	25,000
茨城	25,000	富山	25,000
石川	25,000	岡山	25,000
福井	25,000	廣島	25,000
山梨	25,000	山口	25,000
長野	25,000	徳島	25,000
岐阜	25,000	香川	25,000
静岡	25,000	愛媛	25,000
愛知	25,000	高知	25,000
三重	25,000	福岡	25,000

▲即時休職論敗れ土方部長辭任 【二三】第二次人民戦線派検査に於て檢舉された大内東大經濟學部教授並に有澤、藤村兩助教授の處分問題に關し東大經濟學部教授會では廿三日午後一時より同學部教室に於て第二次教授會を開催、土方學部長以下十一名の全教授出席、先づ大内教授の處分問題を議題として協議した結果土方部長より「大内教授は大學教授として適格ならず」との動議を提出、賛否を同教授會價例の基石投票に問うた結果、六對五で之を否とする黒石が多数を占め遂に土方部長以下所謂革新派の主張した即時休職論は一敗地に塗れた、これが爲土方部長は同教授會に即時辭表を提出、午後六時半散會と共に直ちに麻布市兵衛町に長與東大總長を訪問、教授會の経過並に辭表提出の顛末を報告、七時頃長與郎を辭去した

▲文部當局協議 【二三】文部省伊東次官菊池教學局長官、山川専門學務局長の三氏は昨廿四日午後九時より文相官邸に於いて東大問題に關し意見の交換を行つたが事態を憂慮する木戸文相は廿五日午前十時文相官邸に右三氏を招致し重大危機をほらむ東大問題に關して情勢の報告を聴取するとともに文部當局の態度を協議した、當局は尙大學の自肅を要望して長與總長の善處を期待してゐるが、既定の強行方針は依然堅持して問題の推移を注視してゐる

▲山川専門局長長與總長と會見 【二三】廿五日午後三時過ぎ山川局長は文部當局の方針を携へて麻布區市兵衛町の自邸に病後静養中の長與東大總長を訪問、懇談一時間餘にして辭去したが、此の會見の結果總長は文部當局の意向を大體諒承し國家非常の際總長の独自の立場に立つて波瀾の東大問題解決に乘出さんと決意した模様である

行政

農林

漁業法中改正法案

【一五】廿五日議會に提出された漁業法中改正法律案要綱左の如し

▲漁業法中改正法律案要綱

- 一 漁業協同組合及漁業組合聯合會に組合員及會員の貯金受入に關する施設を行ふことを認むること、組合員の貯金と共に組合員の家族の貯金及加入豫約貯金の取扱を認むること
- 二 漁業組合聯合會は日本勸業銀行、日本興業銀行、北海道拓殖銀行、農工銀行、又は産業組合中央金庫に對し所屬の組合又は聯合會の爲に債務の保證を爲す事を得ること

したる時は漁業組合聯合會は銀行又は産業組合中央金庫の委任を受けて債權の取立を爲し得ること

三 道府縣を區域とする漁業組合聯合會は規約の定むる所に依り所屬の組合又は聯合會に對し手形の割引を爲し得る事

▲改正内容

一 第四十三條の二第一項第四號中「又は」を「若は」に改め「資金の供給」の下に「又は組合員の貯金の受入」を加へ同項に左の但書を加ふること

但し組合員に出資をなさしめざる漁業組合は組合員の貯金の受入に關する施設を爲すことを得ず

二 同條第二項中「前項」を「第一項」に改め「組合の施設は」の下に「組合員の貯金の受入に關するものを除くの外」を加へ同條第一項の次に左の一項を加ふること

組合員の貯金の受入に關する施設を爲す漁業組合は組合員外の者にして組合加入の豫約を爲したるもの、出資一口の金額及出資一口に付規約の定むる所に依り加入に關し拂込むべき金額の合計額に達する迄の貯金又は組合員と同一の家に在る者の貯金の受入を爲すことを得

三 第四十四條第五項中「第四十三條の二」を「第四十三條の二第一項第三項」に改め同項但書を左の如く改むること

但し第四十三條の二第一項各號及第三項中組合員とあるは貯金の受入に關する場合を除くの外所屬の組合、聯合會及組合員とす

四 漁業組合聯合會は日本勸業銀行、日

本興業銀行、北海道拓殖銀行、農工銀行又は産業組合中央金庫に對し所屬の組合又は聯合會の爲めに債務の保證を爲すことを得ること

五 前項の規定に依り債務の保證を爲したるときは漁業組合聯合會は銀行又は産業組合中央金庫の委任を受け其の債權の取立を爲すことを得ること

六 道府縣を區域とする漁業組合聯合會は規約の定むる所に依り所屬の組合又は聯合會に對し手形の割引を爲すことを得ること

▲過燐酸等消費費調整通牒

【一六】農林省では最近過燐酸石灰及び加里鹽の市價が暴騰し而も供給數量は輸入制限のため本年は大體昭和十一年程度に壓縮せられる事情にあるので之が對策として

一 配合肥料の配合割合變更

二 水稻に對する過燐酸の過剩施用の抑制

三 草木灰の回收其他自給肥料の増産等の實行に依つて配給の圓滑化を圖り消費調整を行ふことに方針を決定、廿三日付を以て各地方長官宛に各地方に於て右方針に基き機宜の措置を講ずべき旨次官通牒を發した

▲産業補助金

【一七】農林省では宮城、佐賀兩縣に對し沿岸漁業指導職員設置費補助金として左記の如く交付する旨廿八日官報を以て發表した(單位圓)

△宮城 二、三二七△佐賀 九六四

商工

産組中金特融法中改正法案

【二五】廿五日議會に提出された産業組
合中央金庫特別融通及損失補償法中改正
法律案要綱左の如し

産業組合中央金庫特別融通及損失補償
法中左の通告正すること
第二條中「六年」を「九年」に「十五
年」を「十八年」に改むること
本法は公布の日より之を施行すること

産組自治監査法案

【二六】廿五日議會に提出された産業組
自治監査法案要綱左の如し

△産業組合自治監査案要綱
第一 産業組合は其の堅實なる發達を圖
る爲自治監査を行ふ目的を以て産業組
合監査聯合會を設立することを得るこ
と

産業組合聯合會は本法の適用に付ては
之を産業組合と看做すこと
第二 産業組合監査聯合會は法人として
全國を通じ一箇とすること

産業組合監査聯合會の設立は主務大臣
の認可を受けべきこと
主務大臣必要ありと認むるときは産業
組合に對し産業組合監査聯合會に加入
すべきことを命ずることを得ること

第三 産業組合監査聯合會の設立ありた
るときは事務所の所在地に於て設立の
登記を爲すべきこと、登記したる事項
中に變更を生じたるるとき亦同じ
産業組合監査聯合會の設立又は登記し
たる事項の變更は其の登記を爲すに非
ざれば之を以て第三者に對抗すること
を得ざること

第四 産業組合監査聯合會は産業組合監
査員を設置すること

産業組合監査員の選任及解任は主務大
臣の認可を受けべきこと
産業組合監査員は産業組合監査聯合會
に屬する産業組合の事務所、倉庫、加
工場其の他の場所に臨み金銭、物品、
帳簿其の他の物件を調査し當該産業組
合の事業及財産の状況を監査すること
を得ること

産業組合監査員及其の行ふ監査に關し
必要な事項は命令を以て之を定むる
こと
第五 行政官廳は産業組合監査聯合會又
は産業組合監査員に對し産業組合の監
査上必要な命令を爲すことを得るこ
と

第六 産業組合監査聯合會には所得税を
課せざること
産業組合監査聯合會が本法に基きて爲
す登記に付ては登録税を課せざること
第七 本法に規定するものゝ外産業組合
監査聯合會の設立、登記、管理、監督
解散、清算其の他産業組合監査聯合會
に關し必要な事項は勅令を以て之を
定むること

第八 産業組合中央會及産業組合中央金
庫は産業組合監査聯合會に加入するこ
とを得ること
第九 産業組合の役員産業組合監査員の
行ふ監査を拒みたるときは三百圓以下
の過料に處すること
産業組合監査員第五條の規定に依る命
令に違反したるときは三百圓以下の過
料に處すること
産業組合監査聯合會の役員本法又は本
法に基きて發する命令に違反したると
きは三百圓以下の過料に處すること

産組中金法改正案

【二五】廿五日議會に提出された産業組
合中央金庫法中改正法律案要綱左の如
くである

△産業組合中央金庫法中改正
法律案要綱

産業組合中央金庫法を左の通告正するこ
と

第一 第二條第三項中「産業組合聯合會」
の下に「及漁業組合聯合會」を加ふる
こと
第二 産業組合中央金庫の資本金を五百
萬圓増加し之を五萬口に分ち一口の金
額を百圓とすること
第三 第五條第一項中「又は産業組合」
を「産業組合、漁業組合聯合會又は漁
業組合又は漁業協同組合」に改め同條
第二項中「産業組合聯合會」の下に「又
は漁業組合聯合會」を「産業組合」の
下に「又は漁業協同組合」を加ふること

第四 政府は第二の規定に依る資本金の
増加の爲二百五十萬圓を限り産業組合
中央金庫に出資すべし政府は其の出資
に對し出資すべきことゝ爲りたる當初
に於て五十萬圓を拂込み爾後四箇年間に
其の殘餘を拂込むものとする
第二の規定に依る増加資本金に付ては
政府以外の出資者は其の出資に對し出
資すべきことゝ爲りたる當初に於て出
資額の五分の一を拂込み爾後十箇年間に
其の殘餘を拂込むものとする
第五 第十二條第一項中「廿名」を「卅
名」に改め「産業組合關係者」の下に

「及漁業組合關係者」を加ふること
第六 第十三條中「又は所屬産業組合」
を「所屬産業組合、所屬漁業組合聯合
會又は所屬漁業協同組合」に改め同條
第五號中「産業組合」の下に「漁業
組合聯合會、漁業組合」を加ふること
第七 第十三條第二號但書の規定及前條
に規定する第十三條第二號但書の規定
は産業組合中央金庫が政府資金の融通
を爲す場合には之を適用せざること
前項の融通金額及之を爲す爲發行する
産業債券の額は第十三條第二號但書及
前條に規定する第十三條第二號但書の
制限の計算上之を算入せざること
第八 第十五條第一項第一號中「買入」
の下に「應募又は引受」を加へ同項
第三號中「又は産業組合」を「産業
組合、漁業組合聯合會又は漁業組合」
に改め同項に左の一號を加ふること
産業組合聯合會、産業組合、漁業組
合聯合會又は漁業組合の發達を圖る
爲必要な施設を行ふ法人に對し主
務大臣の認可を受け短期貸付を爲す
こと
第九 第廿三條を削除すること
第一〇 第卅條中「毎事業年度の初に於
て」を「事業年度に従ひ六箇月毎に」
に、「其の事業年度内」を「其の期間内」
に改むること
第一一 産業組合中央金庫は毎事業年度
に於ける出資に對し配當し得べき剩餘
金額が政府以外の出資に對し配當し得
べき剩餘金額の四の割合に達する迄政府
の出資に對し剩餘金の配當を爲すこと
を要せざること
産業組合中央金庫の毎事業年度に於け
る出資に對し配當し得べき剩餘金額が
政府以外の出資に對し配當し得べき剩
餘金額の四の割合を超過する場合に於て
政府以外の出資に對し年百分の四の割合
を超え剩餘金配當を爲さんとするとき
は其の超過する剩餘金額は剩餘金配當
額が總拂込済出資額に對し均一の割合
に達する迄政府以外の出資の拂込済出資
額及政府の拂込済出資額に對し一と三
との割合を以て之を配當すべきこと
本年度工業研究獎勵金交付

- 【二六】商工省の昭和十二年度工業研究
獎勵金十三萬五千圓は下付申請件數七十
一件の中左記の十五件に對し交付する事
に決定、此の程指令を發した、尙ほ明年
度の工業研究獎勵金豫算は十二萬圓であ
る、研究事項、交付先、金額左の如し
(單位千圓)
- △航空機用油量計(東京合資會社宮崎
製作所) 三△一酸化炭素採取裝置(新
瀧電氣化學工業株式會社) 一△△金張
板金の光澤燒鈍法(東京東京金張工業
株式會社) 七△備用金網(大阪龍城巴三
郎) 一△△周波數選昇型無線受信裝置
(宮城日電電波工業株式會社) 七△光電
式探察ローラ電氣彫刻機(福岡中西金
作) 一△△自動燃機制御裝置(茨城株式
會社日立製作所) 九△ネオンプリユー
クリスタル(東京日本染料藥品製造株
式會社) 一△△特殊藥品添加による再
生ゴムの製造(宮城三馬謨誤工業株式
會社) 一△△蛇紋岩よりニッケルの製
造(東京日本ニッケル株式會社) 一二
△インダンスレンゴールドオレンヂ
(廣島帝國染料製造株式會社) 一一△フ
タロシアニン色素(兵庫山陽色素株式

【一〇】△製鋼用湯口湯止煉瓦(神奈川崎製煉瓦株式會社) 一〇△海藻より細糊劑の製造(京都第一工業製煉瓦株式會社) 四△横式メリヤス機の自動目増及目減裝置(大阪井門定水) 一〇△計十五件一三五

簡保金制限引上案

【三三】簡易生命保險金最高額引上げに關する法律案は廿四日議會に提出されたが改正案の内容は左の如く簡易生命保險法四條の改正のみである、而して右提案の趣旨に就き厚生省は廿三日左の如く公表した

△簡易生命保險法中改正法律案
簡易生命保險法中左の通改正す
第四條中「四百五十圓」を「七百圓」に改む

附則

本法施行の期日は勅令を以て之を定む
△簡易生命保險の保險金最高
制限額引上に就て

簡易生命保險法中改正法律案の内容は一入當り保險金最高制限額が現在四百五十圓に過ぎないのを増額して七百圓に改めんとするものである、簡易保險の特色は周知の様に保險料の月掛、集金、無診査等の諸點に在るのであつて、一般庶民には極めて利用し易い仕組になつてゐるのであるが、最近の實績を觀るに昭和十一年度に於ける保險金支拂件数は六十萬件その金額は六千八百萬圓であつて、その被保險者副施設として力を注いでゐる簡易保險健康相談所は全國二百廿三箇所設置せられ利用件数は七百三十萬件の多きに達して居り更に今次の支那事變に

際して出征者に對して契約の加入、保險料の拂込保險金の支拂等に對し夫々極めて便宜な措置を講じたのであつて、昨年中本取扱による新契約は約十八萬件に達して居る、尙本年度は最も効果ある統後々援施設と認められて、最近全國各地に於て出征軍人に對し簡易保險を提供するやうなことも頻りに行はれてゐる、簡易生命保險制度を擴大強化するときは、以上の諸點に於て更にその効果を發揮することとなるのであつて、現下の時局に鑑みるときは寔にその意味は深いものがあると考えられるのである

交通通信航空

鐵道協會長に井上匡四郎子

【二三】缺員中の鐵道協會會長は廿二日午後の理事會において元鐵相井上匡四郎子を推すことに決定した

日滿ケーブル電話開通

【二三】大阪奉天間を結ぶ蜿蜒二千二百キロ世界一の日滿國際直通ケーブル電話は廿一日華々しく開通した、この電話線は滿信省が經費一千餘萬圓を投じて三ヶ年計畫で工事を進めてゐたもので日鮮滿を縱斷するわが國最初の直通國際電話だけに時節柄日滿兩國の國防並に經濟上での活用を期待されてゐる

香港小包郵便約定修正公布

【二三】昨年十一月八日東京において署名調印した日本香港間小包郵便約定修正追加條款は樞密院の諮詢を経て廿六日公布された、この結果三月一日より香港宛小包は重量十キログラム(從來の二倍)

迄、香港經由諸外國宛小包は重量約九キログラム(從來の約二倍)迄取扱はれる
樞密院試験飛行成績良好
【二三】日本空輸會社の札幌、青森間樞密院付フオッカー旅客機の第一回試験飛行は廿六日午前十時札幌飛行場を出發同十一時五十分青森飛行場に無事着陸、復路は廿七日午前九時四十分青森飛行場離陸、同十一時四十分札幌に安着かくて雪國の惱みであつた冬季間の飛行聯絡は樞密院の兼用で出来る事が充分立證された

殖拓

東拓法改正案

【二三】廿八日政府より衆議院に提出された東洋拓殖株式會社法中改正法律案並に改正要旨左の如し

▲改正の要旨

- 一 東洋拓殖株式會社の業務の進展に伴ひ同會社法中左記要領に依り改正を爲さんとす
- 二 副總裁(一名)を設置すること
- 三 參與理事の制度を設けること
- 四 東洋拓殖債券の發行限度を拂込資本額の十倍より十五倍に擴張すること
- 五 營業地域に關する規定を改正すること

五 前各號の改正に伴ふ關係條文の改正並に條文の整理を行ふこと

▲東洋拓殖株式會社法中改正法律案

第一條中「朝鮮及外國」を「内地以外の地域」に改む
第七條中「總裁一人」を「總裁副總裁各

一人」に改む
第八條第二項中「理事中一人」を「副總裁」に改む同條第三項を左の如く改む
副總裁及理事は總裁を輔佐し定款の定むる所に從ひ東洋拓殖株式會社の業務を分掌し又は之に參與す
第九條第一項中「總裁」を「總裁及副總裁」に改む
第十條中「總裁及理事」を「總裁、副總裁及東洋拓殖株式會社の業務を分掌する理事」に改む
第十一條第二項中「外國」を「朝鮮以外の地域」に改む
第十三條第一項中「十倍」を「十五倍」に同條第二項中「第九十九條」を「第九十九條及第二百條の二」に改む
第四十條の二を削る
第四十一條中「總裁若は總裁の職務を行ひ又は代理する理事」を「總裁若は總裁の職務を行ひ若は代理する副總裁」に改む
副總裁又は理事の分掌業務に係るときは副總裁又は理事に、第四十條又は第四十二條の二を「又は第四十條」に改む
第四十二條中「總裁」の下に、副總裁を加ふ

衆議院

南條代議士失格

【二三】北海道第四區選出政友會代議士南條德男氏にかゝる選舉違反事件上告審は大審院遠藤裁判長係りで審理中のところ廿一日上告棄却され罰金二千圓、未決通算五十日(百八圓)の前審刑が確定し代議士を失格した、此の結果深澤吉平氏(民政元)が繰上當選する筈

政友會

☆政友會

【二三】政友會では廿一日正午より本部に緊急秘密代議士會を開催松野幹事長より廿日の總務會並に幹事會の決定に基き東氏の緊急質問の内容に就き總務會に於て精査した結果その論旨に就いては黨員多數の意見と背馳するものではないことが判明した、依て再質問の要はないから別途の方法で内務當局の責任を明かにすることとし、この方針の下に機宜の處置を幹部に任せたいと要請した、これに對し河野一郎、小串清一、西川貞一、稻田直道、濱田國松の諸氏より夫々意見の開陳あり結局幹事長の發言通り當局問責の方針の下に處置一切を幹部に一任して午後一時散會した、

貴族院

松平議長御機嫌伺

【二三】松平議長は貴族院を代表し廿六日本會議散會後朝香宮邸に伺候、中將宮殿下御凱旋につき御機嫌伺の記帳を爲

衆議院

し次いで宮中並に山階宮邸、朝香宮に伺候、山階宮大妃殿下薨去につき御機嫌伺の記帳を爲した

なほ同席上小串氏は

黨の外患頻りに起りつゝある際又黨内に解黨論、合同論が横行し内憂の後を絶たぬのは天下の公黨として國民の負託に副ふ道ではない、この際断乎肅黨を行ふと共に速かに代行委員制を解消して總裁を決定し舉黨足並みを揃へて時報に當り得るやう處置されたいとて總裁決定問題の口火を切り注目を惹いた

☆ 其 他

大日本運動の旗あげ

【二三】「國體明徴、皇道翼讚」を旗印としてまき起された大日本運動の宣誓式は廿一日午前十一時明治神宮拜殿に於て嚴かに行はれた、参列の岡部長景子、建川美次中將、堀内文次郎中將、頼母木桂吉、俵孫一、道家齊一郎諸氏外四十數氏は何れも紋付又はモーニングに威儀を正して同十時半明治神宮社務所前に集合、神苑の玉砂利を踏んで参拜、同十一時明治大帝の尊靈に敬々しく大日本の眞姿を顯現すべきことを宣誓して退出、正午よりは外苑日本青年館に二百餘の名士が参集結成式を行ひ午後一時より同所に簡素な祝宴を開いて初志貫徹を誓つた、尙同六時から日比谷公會堂に記念講演會を開催、荒木大將、寛克彦氏等が獅子吼した

防共護國團事件

▲元警視總監等治安維持協賛【二三】元警視總監にして勲選議員たる伊澤多喜男太田政弘、長岡隆一郎、岡喜七郎、丸山鶴吉、宮田光雄の諸氏は伊澤氏の發起により廿一日正午極秘裡に星ヶ岡茶寮に参

集(藤沼、赤池兩氏缺席)帝都治安維持問題を中心に種々意見の交換を行つたがその席上「政黨本部占據事件は全く計畫的事件でこれに對し内務當局が未然に防止の方法を講じなかつた事は遺憾極まるものにして斯る當局では到底帝都治安の維持を期待する事が出来ぬからこの際帝都治安に關する政府輾轉の決議案を提出すべし」との強硬意見もあつたが結局暫く政府の措置を靜觀する事に意見の一致を見た

▲政友會からも正式告發狀【二三】政友會は去る十七日の防共護國團の本部占據事件につきさきに名川代議士の名で上申書を提出してあつたが更に廿一日午前當時の指揮者横田某外二百餘名に對する告發狀を松野幹事長の名によつて東京検事局に提出した

▲民政黨の告發者から事情聴取【二三】検事局では廿一日午前九時民政黨を代表して告發した同黨代議士最上政三、川崎末五郎、田村秀吉、小林三郎(以上黨常任幹事)の四氏並びに當時現場にあつて事件を目撃した民政黨本部事務員村山久藏、藤澤欽也兩氏を相前後して東京地方検事局に出現を求めそれぞれ當時の事情を聴取した

▲右翼八團體勸告書提出【二三】日本革新黨以下右翼八團體は去る十七日の政民兩黨本部占據事件に關し廿二日その責は既成政黨が負ふべき旨の勸告書を政民兩黨に、又要請書を内相、警視總監に夫々手交した

▲三統制委員を留置【二三】防共護國團員の政黨本部占據事件に就いて警視廳で

は検事局の指揮を仰ぎ取調べを進めてゐるが、廿五日夕刻南多摩郡多摩村關戸五三七、土木請負業小川次郎(五一)、八王子市大橋一十九人力車夫秋山辰之助(四七)、同市寺町四八機物商岡部倉吉(四四)の三名の同團統制委員を引致取調べの上留置した、これに檢舉者は總計廿名にのぼつてゐる

▲政民兩黨の院外團大會【二三】政友會民政黨の院外團では廿六日午後六時より本所公會堂に於いて兩院外團主催で「國内暫徵演說會」を開催、防共護國團事件に對する警視廳の取締緩慢、官僚獨善を叫んで、政友會深澤澤太郎、民政黨眞鍋儀十兩代議士等が交々熱辯をふるひ同九時半散會した



内務辭令

- ▲廿一日 警視廳警務部長 藤岡 長敏
- 任香川縣知事 埼玉縣總務部長 岩上夫美雄
- 任警視廳警務部長 任埼玉縣總務部長 高知縣經濟部長 渡邊 廣
- ▲廿五日 任埼玉縣總務部長 元神奈川縣事務官(休職)都市計畫地方委員會事務官兼地方事務官 里見 富次

大藏辭令

- ▲廿六日 任高知縣經濟部長 齊藤馨之助
- 安東 友哉

株式會社日本勸業銀行理事を命ず 從三位勳二等 戸田 保忠 株式會社日本勸業銀行參事理事を命ず

商工辭令

- ▲廿六日 工業試驗所技師 篠崎英之助
- 大阪工業試驗所技師を命ず

選信辭令

- ▲廿八日 海軍大佐 千田 貞敏
- 任航空局航空官 依願免本官
- ▲廿八日 神戸商業大學長兼教授 田崎 慎治
- 依願免本官

文部辭令

- ▲廿四日 依願免本官
- ▲廿八日 依願免本官

叙 勳

元填國總領事に勳章贈與 【二三】畏き邊りでは元東京駐在填國名譽總領事エルンスト・ステリー氏が永年本邦にあつて日填兩國親善に盡瘁したる所からざるを思召され、廿一日左の如く勳章御贈與の御沙汰があつた

次があり午後一時十分賞勳局より傳違の手續をとつた 佛國翰林院學士 フレデリック・シャルル・バルゴヌ 贈與勳二等瑞寶章 慶光院氏の餘榮 【二三】畏き邊りでは神宮小宮司慶光院利敬氏去る十九日逝去したる趣聞し召され多年神宮に奉仕せる功を嘉せられ廿二日左の如く彼勳叙位の御沙汰があつた

正四位勳四等 慶光院利敬 故正四位勳三等 慶光院利敬 故四位勳三等 慶光院利敬 篤志家に育難き御沙汰 【二三】畏き邊りでは過ぐる滿洲、上海兩事變に關し多額の私財を獻納した篤志家二千七百四十六名に對しこれを表彰せられる思召に依り廿五日木村又は褒狀下賜の御沙汰があつた

經

濟

旬間大觀

最近日銀兌換券の膨脹著しく月末廿億圓前後に上る實情と今後毎月四、五億圓の公債を發行すべき立場に鑑み、大藏省は廿四日保證準備限度の擴張を決定、近く議會に提出することとなつた。擴張額は七億乃至十億位だらうといふ。しかし公債の發行は比較的良好で二月中に一億二千六百萬圓、年初來の累計二億九千九百萬圓に達し、而も月末金融は平穩、短資翌日物七厘一本位で越月した。

綿業部門の統制混亂調整には官民必死の努力を續け、先づ紡聯の總工聯加入が決定して兩カルテルの多年對立解消を見綿糸割當超過量の強制解合示達、晒木綿の最高價格引下、三月より綿糸配給切符制度實施等が行はれ、羊毛輸入と羊毛製品義務輸出のリンク決定があり、これにならつて棉花輸入と綿布義務輸出のリンクが協辦されてゐる。又吉野商相の物價委員會設置方針言明が注目をひいた。

割引手形
 前月比
 △六、二五
 △三、五九
 △一、八三

前年同月比
 △三、九六
 △四、九八
 △一、六二

前月比
 △三、五九
 △一、八三
 △一、六二

前年同月比
 △三、九六
 △四、九八
 △一、六二

前月比
 △三、五九
 △一、八三
 △一、六二

前年同月比
 △三、九六
 △四、九八
 △一、六二

前月比
 △三、五九
 △一、八三
 △一、六二

前年同月比
 △三、九六
 △四、九八
 △一、六二

前月比
 △三、五九
 △一、八三
 △一、六二

前年同月比
 △三、九六
 △四、九八
 △一、六二

前月比
 △三、五九
 △一、八三
 △一、六二

前年同月比
 △三、九六
 △四、九八
 △一、六二

前月比
 △三、五九
 △一、八三
 △一、六二

前年同月比
 △三、九六
 △四、九八
 △一、六二

前月比
 △三、五九
 △一、八三
 △一、六二

前年同月比
 △三、九六
 △四、九八
 △一、六二

前月比
 △三、五九
 △一、八三
 △一、六二

前年同月比
 △三、九六
 △四、九八
 △一、六二

前月比
 △三、五九
 △一、八三
 △一、六二

前年同月比
 △三、九六
 △四、九八
 △一、六二

前月比
 △三、五九
 △一、八三
 △一、六二

前年同月比
 △三、九六
 △四、九八
 △一、六二

前月比
 △三、五九
 △一、八三
 △一、六二

前年同月比
 △三、九六
 △四、九八
 △一、六二

前月比
 △三、五九
 △一、八三
 △一、六二

海及樺太以外に於ける店舗の各勘定を含まず、二、特録中には日銀分を除く三、貯蓄諸貸付金は便宜一括して證書貸付の欄に、又滿洲國有價證券は外國證券の欄に掲記す

(註) 昨年末勘定は二卷二號五五頁参照

東京社員銀行勘定(一月)

【三三】(東京手形交換所調)一月末現在同所社員銀行勘定調は左の如くにして前月に比し預金減、貸出増を示してゐる(單位千圓、△印減)

一月末 前月比 前年同月比

△預金 一月末 前月比 前年同月比

當座 前月比 前年同月比

特種 前月比 前年同月比

通知 前月比 前年同月比

定期 前月比 前年同月比

諸預 前月比 前年同月比

合計 前月比 前年同月比

貸出 前月比 前年同月比

手形 前月比 前年同月比

證券 前月比 前年同月比

合計 前月比 前年同月比

有價證券 前月比 前年同月比

△有價證券 前月比 前年同月比

△有價證券 前月比 前年同月比

△有價證券 前月比 前年同月比

△有價證券 前月比 前年同月比

△有價證券 前月比 前年同月比

△有價證券 前月比 前年同月比

△有價證券 前月比 前年同月比

△有價證券 前月比 前年同月比

【三三】(邊信省發表)郵貯は益々著増を續け去る一月十四日卅七億圓を突破したが今亦僅々一ヶ月餘の間に一億圓を加へて卅八億百廿萬五千二百八十八圓の新記録を作つた

郵貯卅八億圓突破

【三三】(邊信省發表)郵貯は益々著増を續け去る一月十四日卅七億圓を突破したが今亦僅々一ヶ月餘の間に一億圓を加へて卅八億百廿萬五千二百八十八圓の新記録を作つた

【三三】(東京手形交換所調)二月中手形交換高調左の如し(單位枚數枚、金額圓)

一月 前月比増

枚數 三月三、三三三 二月、九〇六

金額 三月六、三三〇、〇〇〇 二月、六、二〇〇、〇〇〇

(註) 一月中交換高は二卷四號五五頁参照

短資旬報(二月下旬)

廿一日は糧秣社債一千萬圓の拂込などがあつて出金繁忙、餘剰資金減少となつたがレート迄には尋かず前月末に保合、廿二日は地方流出資金の繁忙配呆けで引込み翌日物安値は四分の一厘安の六厘四分一、最高、中心不變、廿三日は安値六厘五毛と小縮りを示したのみで協定資金は依然餘剰氣味、廿五日には米券一億六百萬圓償還の大口緩和材料に小弛み、廿六日は月末接近に資金移動が急増し安値は五毛方引縮つて六厘四分の三、高値中心七厘不變、月末廿八日は資金移動活潑化したが一方向銀行筋の緩和と政府支拂の進捗とで需給は手一杯に行はれ翌日物レートは六厘臺の安値は消滅し協定率七厘一本の異例的な平穩越月振りを示し無條件は高値八厘となつた

【三三】(大藏省發表)一月末現在全國銀行主要勘定調左の如し(單位千圓、△印減)

定期預金 一月末 前月比 前年同月比

普通預置貯金 一月末 前月比 前年同月比

其他預金 一月末 前月比 前年同月比

合計 一月末 前月比 前年同月比

前月比 前年同月比

前月比 前年同月比

前月比 前年同月比

前月比 前年同月比

前月比 前年同月比

前月比 前年同月比

前月比 前年同月比

前月比 前年同月比

前月比 前年同月比

前月比 前年同月比

金

融

普通預置貯金

一月末 前月比 前年同月比

定期預金 一月末 前月比 前年同月比

合計 一月末 前月比 前年同月比

前月比 前年同月比

前月比 前年同月比

前月比 前年同月比

前月比 前年同月比

前月比 前年同月比

前月比 前年同月比

前月比 前年同月比

前月比 前年同月比

前月比 前年同月比

割引手形
 前月比
 △六、二五
 △三、五九
 △一、八三

前年同月比
 △三、九六
 △四、九八
 △一、六二

前月比
 △三、五九
 △一、八三
 △一、六二

前年同月比
 △三、九六
 △四、九八
 △一、六二

前月比
 △三、五九
 △一、八三
 △一、六二

前年同月比
 △三、九六
 △四、九八
 △一、六二

前月比
 △三、五九
 △一、八三
 △一、六二

前年同月比
 △三、九六
 △四、九八
 △一、六二

前月比
 △三、五九
 △一、八三
 △一、六二

前年同月比
 △三、九六
 △四、九八
 △一、六二

前月比
 △三、五九
 △一、八三
 △一、六二

前年同月比
 △三、九六
 △四、九八
 △一、六二

前月比
 △三、五九
 △一、八三
 △一、六二

前年同月比
 △三、九六
 △四、九八
 △一、六二

前月比
 △三、五九
 △一、八三
 △一、六二

前年同月比
 △三、九六
 △四、九八
 △一、六二

前月比
 △三、五九
 △一、八三
 △一、六二

前年同月比
 △三、九六
 △四、九八
 △一、六二

前月比
 △三、五九
 △一、八三
 △一、六二

前年同月比
 △三、九六
 △四、九八
 △一、六二

前月比
 △三、五九
 △一、八三
 △一、六二

前年同月比
 △三、九六
 △四、九八
 △一、六二

前月比
 △三、五九
 △一、八三
 △一、六二

前年同月比
 △三、九六
 △四、九八
 △一、六二

前月比
 △三、五九
 △一、八三
 △一、六二

海及樺太以外に於ける店舗の各勘定を含まず、二、特録中には日銀分を除く三、貯蓄諸貸付金は便宜一括して證書貸付の欄に、又滿洲國有價證券は外國證券の欄に掲記す

(註) 昨年末勘定は二卷二號五五頁参照

東京社員銀行勘定(一月)

【三三】(東京手形交換所調)一月末現在同所社員銀行勘定調は左の如くにして前月に比し預金減、貸出増を示してゐる(單位千圓、△印減)

一月末 前月比 前年同月比

△預金 一月末 前月比 前年同月比

當座 前月比 前年同月比

特種 前月比 前年同月比

通知 前月比 前年同月比

定期 前月比 前年同月比

諸預 前月比 前年同月比

合計 前月比 前年同月比

貸出 前月比 前年同月比

手形 前月比 前年同月比

證券 前月比 前年同月比

合計 前月比 前年同月比

有價證券 前月比 前年同月比

△有價證券 前月比 前年同月比

△有價證券 前月比 前年同月比

△有價證券 前月比 前年同月比

△有價證券 前月比 前年同月比

△有價證券 前月比 前年同月比

△有價證券 前月比 前年同月比

△有價證券 前月比 前年同月比

△有價證券 前月比 前年同月比

【三三】(邊信省發表)郵貯は益々著増を續け去る一月十四日卅七億圓を突破したが今亦僅々一ヶ月餘の間に一億圓を加へて卅八億百廿萬五千二百八十八圓の新記録を作つた

郵貯卅八億圓突破

【三三】(邊信省發表)郵貯は益々著増を續け去る一月十四日卅七億圓を突破したが今亦僅々一ヶ月餘の間に一億圓を加へて卅八億百廿萬五千二百八十八圓の新記録を作つた

【三三】(東京手形交換所調)二月中手形交換高調左の如し(單位枚數枚、金額圓)

一月 前月比増

枚數 三月三、三三三 二月、九〇六

金額 三月六、三三〇、〇〇〇 二月、六、二〇〇、〇〇〇

(註) 一月中交換高は二卷四號五五頁参照

短資旬報(二月下旬)

廿一日は糧秣社債一千萬圓の拂込などがあつて出金繁忙、餘剰資金減少となつたがレート迄には尋かず前月末に保合、廿二日は地方流出資金の繁忙配呆けで引込み翌日物安値は四分の一厘安の六厘四分一、最高、中心不變、廿三日は安値六厘五毛と小縮りを示したのみで協定資金は依然餘剰氣味、廿五日には米券一億六百萬圓償還の大口緩和材料に小弛み、廿六日は月末接近に資金移動が急増し安値は五毛方引縮つて六厘四分の三、高値中心七厘不變、月末廿八日は資金移動活潑化したが一方向銀行筋の緩和と政府支拂の進捗とで需給は手一杯に行はれ翌日物レートは六厘臺の安値は消滅し協定率七厘一本の異例的な平穩越月振りを示し無條件は高値八厘となつた

【三三】(大藏省發表)一月末現在全國銀行主要勘定調左の如し(單位千圓、△印減)

定期預金 一月末 前月比 前年同月比

普通預置貯金 一月末 前月比 前年同月比

其他預金 一月末 前月比 前年同月比

合計 一月末 前月比 前年同月比

前月比 前年同月比

前月比 前年同月比

前月比 前年同月比

前月比 前年同月比

前月比 前年同月比

前月比 前年同月比

前月比 前年同月比

前月比 前年同月比

前月比 前年同月比

前月比 前年同月比

☆ 日 銀

日銀保證準備度擴張に決定

【二六】大藏省では最近の經濟機構の擴大に對照して資金の圓滑なる進行を期しかつて日銀保證準備の擴張に關し慎重考慮を重ねて来たが、(二卷一號四〇頁三段參照)最近の日銀兌換券發行高は年初來相當期間に亘つて限外發行を示現する状態にあり、今後の狀態も巨額の公債發行を控へて通貨膨脹不可避の状態に在るので、愈々現行の日銀保證準備十億圓の限度擴張を斷行することに方針決定、三月十日前後を期しこれに關する法律案を今議會に提出することとなつた、而して擴張限度の最後の斷案は尙今月末を中心とする金融情勢の動向を詳細検討の上決定する筈であるが、目下のところ最低五億圓から六億圓乃至十億圓の三案を中心に審議を進めてゐる

日銀の滿洲國債優遇方針決る

【二六】滿洲國產五ヶ年計畫は客觀的諸情勢の緊迫化につれ急速な具體化が要望されそれに伴ふ資金計畫から今後滿洲國公債の増發は必至と見られるが市場に求める分も本年度内に二億圓餘を豫定されてゐる、而して我が當局では日滿一體の見地から従來外國債として取扱はれてゐる同公債に對し積極的優遇の道を講ずる根本方針を決し、その第一着手として同公債を擔保とする日銀貸出利率を従來の一流社債並の一錢一厘より一厘方引下げ一錢となす模様である、即ち同公債は明かに外國債なるに拘らず既に貯銀の投資物件として許可されてゐるが更に優遇の歩を一步進めて信託會社の固有財産と

日本銀行營業週報

【二三】十九日現在日銀營業週報主要動向は左の如し(單位千圓)
△負債動向
一 政府當預は前週比増となつたが之は三分半公債と號三億圓中日銀引受二億五千圓に上れる一方政府支拂が約七千圓のため差引右の増加となつた
一 一般預金は公債の賣行等で前週比減となつた
△資産動向
一 割手は前週に比し微減、外爲貸金は珍しくも前週比増減無し
一 公債は前週比増となつたが日銀引受三分半と號公債一億五千圓、内五千圓が郵便局を通じて一般に賣出され其他米券約一千萬圓(市中八百萬圓簡保二百萬圓)、三分半公債約四千圓等の賣却のためである
一 代理店勘定は前週比増となつたが之は政府支拂が代理店に移入されたためである
△負債の部
十九日 前週
資本金 20,000 20,000
積立及損益 1,000 1,000
兌換銀行券 1,000 1,000
政府預金 1,000 1,000
政府當預 1,000 1,000
其他 1,000 1,000
小額紙幣 1,000 1,000
一級紙幣 1,000 1,000
備寄託金 1,000 1,000
其他 1,000 1,000
合 計 27,000 27,000
△資産の部
未拂込資本 15,000 15,000
現金及地金 8,000 8,000

日銀社債一千五百萬圓發行

【二三】日本窒素肥料社債一千五百萬圓は廿一日日銀より内認可を與へられたので與銀では直ちに下受業者を招致し左記條件をもつて發行する旨發表した
發行金額 一千五百萬圓(總額一億三千萬圓の中第二回發行分) △利率 年四分三厘 △發行價格 額面百圓に付百圓△期限 十年但二ヶ年据置後毎年卅萬圓以上を償還又は買入銷却△擔保 イ號社債と同一の工場財團(同順位) △受託會社 興銀△請負募集銀行 興銀(代表) 鮮銀△申込期間 三月中旬 △拂込期限 四月五日

宇部窒素社債七百萬圓發行

【二三】宇部窒素工業第二回號擔保付社債七百萬圓は資金審査會の内同意を得たので一日第一銀行より下受業者に正式發表することとなつたが同社債引受は前回第一銀行及び證券業者の引受となつてゐるが最近の起債統制の順調な發展を圖る意味から特に興銀が參加することとなつた發行條件左の如し
總額 七百萬圓 △利率 四分三厘 △發行價格 額面百圓に付百圓△期限 十年但二ヶ年据置後毎年卅萬圓以上償還△擔保 工場財團△引受 第一、興銀

兌換券十九億、公債賣却三億

【二六】月末廿八日の短資市場は東西共協定率七厘の稀有の平穩越月振を示したが當日の日銀貸出高は東西兩市場計二千四百萬圓を増し、兌換券發行高は十九億四千萬圓に達せる模様である、而して月初來當日迄の日銀公債賣却高は一億二千六百萬圓、年初來の累計は二億九千九百萬圓(一月は一億七千三百萬圓)に達した

☆ 社 債

朝鮮殖産債三百萬圓發行
京城【二三】朝鮮殖産銀行は今同回の子銀行たる朝鮮貯蓄銀行全額引受で殖産債券三百萬圓を發行に決定したが、殖産債券の鮮内引受は最初のことである、發行條件次の如し
發行金額 三百萬圓 △發行價格 額面

百圓に付九十八圓七十錢△利率 年四分一厘△期限 昭和十四年十二月廿日迄据置、昭和十四年十二月廿日迄に償還

社債所有者別調(十一年末)

【三六】(大藏省發表)昭和十一年末現在社債所在推定額調左の如し(單位千圓)

政 府 九一九、〇九〇
 銀行 一、六九四、五一九
 信託會社 四五一、九七三
 保險會社 六六〇、四二一
 其 他 一、七四四、二〇八
 合 計 五、四七〇、二一一

(註) 國債所有者別調(十一年末)については二卷三號五七頁一段參照

滿鐵への前貸一億圓割當決定

【三三】滿洲國政府が滿洲重工業會社(一卷一三號九〇頁參照)に對する拂込に充當する滿鐵の諸屬設備買収代金は廿四日の評價委員會で正式決定を見るが、其額は六億一億四、五百萬圓程度と見られ、この買収代金は滿洲國債引受シンジャー銀行が國債發行迄前貸の形で融資(前號六六頁三段參照)することとなり、右前貸金の割當は興銀引受が三千五百萬圓残り六千五百萬圓は十行四信託が均分、名古屋、愛知兩銀行は他メンバーの半額を引受けることとなつた、而して右前貸の實行は三月上旬であるが、一方滿鐵は同讀渡代金を以て前貸金三千五百萬圓、五分五厘債六千五百萬圓を夫々償還するので一億圓餘の前貸の實行はわが金融界にさしたる影響を與へずと見られてゐる

滿炭シ團、一千萬圓前貸決定

【三五】滿洲炭礦シ團は廿五日興銀に參集、滿炭の河本理事長から昨年九月以來の同社營業の實情を聴取、新たに一千萬圓の社債前貸を承認し、來月早々實行に決定した、即ち滿炭シ團は昨年九月滿炭の増産五ヶ年計畫遂行の一部資金として同社に對し五千五百萬圓の社債引受を承認内一千萬圓を當時の起債市場の情勢から社債前貸として實行してゐるが、今回更に前に諒解済みの社債引受承諾額殘餘分中一千萬圓を本年三月から六月迄の事業資金額として社債前貸の形によつて融資することとなつたもので近く滿洲國に於ける擔保附社債信託法、鐵業抵當法の實施と共に擔保附で社債化される豫定となつてゐる、なほ今次前貸金は十一行四信託の均分負擔で、貸附日歩は前回同様一錢二毛五毛である

東拓上半期所要資金三三萬圓

【三三】東拓シンジャー團は廿一日興銀に集會、安川總裁より本年度事業計畫を詳細説明、本年上期に於ける事業資金約三千萬圓の調達方についてシ團の援助を懇請したが當日はシ團側より具體的態度の表明を避け、たゞ何分の考慮を約して散會した、同社の資金計畫については昨年シ團が約半額を削減した事實もあり成行は注目されてゐる

會社

資金検査會五十五件認可

【三三】資金検査委員會は先週中新設、擴張、拂込、合併等廿件認可、内主なるもの左の如し

新設 昭和ペアリング(千五百萬圓)興國汽船(五百五十萬圓)信州炭礦(二百五十萬圓)△拂込 神戸製鋼(六百廿五萬圓)日本車輛(二百五十萬圓)東海電機(百五十萬圓)△擴張 三菱重工(七百十九萬圓)大阪機械工作所(三百萬圓)△合併 さいかや百貨店の第一(さいかや合併)新資本金百萬圓

尙右の外改組された滿洲油化工業に對する五大生命の株式引受に認可を與へた

【三六】日銀資金審査委員會は廿八日新設、増資、拂込、擴張、社債三件を認可するもの左の如し

新設 理研工作機八百萬圓、アルコール輸送百萬圓△増資 日東梳膏百七十萬圓△拂込 昭和鐵業七百五十萬圓、日本デイズル工業五百萬圓、帝國高壓工業二百五十萬圓、荏原製作所百七十五萬圓、明電舎百廿五萬圓、岡本工業百五十萬圓、日印通商六十二萬五千圓、富國工業五十萬圓、大同電氣製鋼所百三萬五千圓△擴張 日本化成工業(確安第二期擴張、自己資金)一千七百五十七萬圓、日本デイズル工業(工場擴張、自己資金)七百卅萬圓、東洋高壓工業(工場擴張、自己資金)百四十萬圓、日産汽船(貨物船購入自己資金)百四十萬圓、松尾鐵業(鑛山探掘、自己資金)百七十五萬四千圓、九州賣達(日)ノ出セメント買収、自己資金)百廿萬圓△社債 宇部塗業七百萬圓

臺灣に工業鹽新會社設立

【三三】最近工業鹽の需要は益々急増し

て來るので臺灣總督府でもその一翼を擔ひ十三年度より四ヶ年繼續事業として臺南、高雄兩州に新鹽田四千五百甲歩を開墾、十六年度迄に工業鹽四十五萬噸生産の劃期的大増産計畫を樹立した、而してこれが遂行のため臺灣、臺灣鹽業、大日本鹽業の三社を中心に近く資本金三千萬圓の新會社設立を見る模様である(尙ほ十三年度工業鹽割當大綱については一卷一三號八二頁五段參照)

北千島水産創立計畫進む

【三三】北洋漁業國策の線に沿つて北千島流網鮭鱒漁業を統制すべく設立準備中の北千島水産會社(資本金九百五十萬圓全額拂込済、明年度漁期より参加の林兼及び同系北千島漁業運送兩社を除く)の創立に關して即時合同派の日營系幌廷水産外八社代表は廿三日協議の結果、目途に迫れる本年度漁期出漁準備に萬遺漏なきを期するため取敢えず暫定的に新會社創立事務所を函館日營營業所内に設置すると共に新會社の設立を急ぎ、來る三月十日函館に於て創立總會を開催することとなつた、尙ほ新統制會社々長には長瀬元農林次官が最も有力視されてゐる(一卷一九號六八頁、前號七〇頁參照)

朝鮮化學工業創立

【三六】有機性窒素として將來主要なる高度肥料たる尿素石膏を朝鮮に於て製造すべく計畫中の朝鮮化學工業會社の創立總會は廿六日開催、定款可決、役員選任を行つたが同社の計畫内容左の如し

資本金 一千萬圓(第一回四分一拂込)△製品 尿素石膏年産能力三萬噸△工場 順川(平壤北方に敷地十萬坪買

收済)△完成期 近く着工して明年六月完成△火力發電所 出力一萬キロ△製造方法 カーバイドを直接原料とするもので、日、英、米、獨等の特許權獲得済△役員 社長山下太郎(康德興業社長)、專務右近文雄(前滿洲化學常務)、常務山本源太郎(大連取引所監査役)、水島勝正(前昭和肥料取締役)

アルコール輸送會社創立

【三六】日本糖業聯合會及び石油聯合會社の共同出資にかゝるアルコール輸送會社の創立總會は廿八日開催、諸股の設立手續を完了した、役員左の如し、取締役會長橋本圭三郎、專務小橋鐵介

日本産金會社十月設立の豫定

【三六】廿八日衆議院に於て小金商工省鑛山局長より日本産金振興會社は本年十月創立の豫定にして資金の融通は直ちに開始し、貧鐵處理事業は昭和十四年より開始する旨答辯するところあつた(前號五六頁五段參照)

大日本紡、岸和田人絹を合併

【三五】大日本紡績(資本金一億一千萬圓内拂込六千六百五十萬圓)では廿五日岸和田人絹(資本金八百萬圓内現在拂込四百萬圓)合併條件を左の如く發表した

一 岸和田人絹は合併に先立ち廿五圓拂込み株一株に對し更に金十二圓五十錢の拂込を徴收し一株卅七圓五十錢の拂込とし同社拂込資本金を六百萬圓とす

一 大日本紡は五十圓拂込株式六萬株並に現金八萬圓を岸和田人絹に交付す、これがため大日本紡は三百萬圓だけ増資する(この結果資本金一億一千三百萬圓となる)

一岸和田人絹株主に對する合併實行期
日までの利益金配當年六分を大日本
紡績で保證す、右は二月十九日兩社の
社長間に假契約締結し覺書を交換し廿
五日の臨時重役會に於て承認を得た
尙ほ右合併の結果今後大日本紡績の人
絹、ス・ファイバー日産能力は日紡側廿
二ト半、岸和田側十三ト半合計卅五
トとなり更に目下朝鮮清津に工場建設
中の人絹廿トを加へれば五十五トと
なる

東洋高壓硫磺安の生産開始

【一三】東洋高壓では現在の硫安生産廿
七萬噸の製造に加へて今回新に硫磺安の
製造に進出することに決定、近く福岡縣
大牟田工場内に年産能力五萬噸の生産設
備を整へることとなつた、尙ほ硫磺安製
造に伴ふ副産物石膏より更に硫安の製造
を行ふ等何れも明秋完成の豫定である
因に從來硫磺安を製造してゐるものは朝
鮮窒素と住友化學の二社のみであつた
日本製鐵廠々増資決定

【一四】日鐵では戰時鐵鋼國策遂行上、
竊に第四次、第五次増産計畫の繰上促進
に着手するに至つたが、之がため熔鑄爐
建設に莫大なる資金を必要とし既に同社
は約一億圓の積立金を建設費に充當せる
ほか、シンデケート團及預金部より約五
千萬圓の借入を行ふも尙ほ金繰りに困難
を感じる有様である、よつて日鐵首腦部
はかねて總會に於て諒解済みの總額一億
圓を限度とする社債發行を計畫(一卷四
號五六頁参照)する一方増資問題につい
ても考慮を廻らすに至つたが、同社の資
本金三億五千九百八十二萬一千圓中政府

出資は約八割、民間二割で、株數にして
政府五百六十八萬三千九百株、民間百五
十一萬二千五百廿株となつて居り、増資
は政府財政の逼迫せる今日之が實現は民
間株のみに期待せざるを得ない實情にあ
る、而して民間株のみによる増資は日鐵
會社法によつて許容されてゐるので愈々
近く民間手持株(七千五百六百萬圓)に
對し二倍乃至三倍程度の増資を斷行する
方針を決定既に賀屋藏相、平生日鐵會長
の會談において大藏當局の内諾を得た模
様である

東洋汽船も増資決定

【一五】東洋汽船では廿八日定時總會を
開催、諸件を附議可決の後増資の件につ
き左の如く決定した
現在資本金七百萬圓を一千五百萬圓と
する、増資新株十六萬株中十四萬株は
三月末日現在株主に對し一對一割當
て残りの二萬株は取締役會にその處分
を一任、増資新株第一回拂込は十二圓
五十錢とする

昭和鑛業拂込徴收

【一六】森系の昭和鑛業(資本金三千萬
圓)では四月一日期限で新一株に付き廿
五圓總額七百五十萬圓の未拂込株金を徴
收に決定、之に依り金額拂込済となる、拂
込徴收に依る新資金は借入金返済並に電
氣鉦鉛製鍊事業進出に充當すべく目下東
北又は中國に工場敷地を物色中である
(尙ほ同社株式公開については二卷四號
五七頁一段参照)

利派金並配當率

二月下旬中發表の分左の如し(△印減、
×印十二年度中)

Table with columns: 社名, 利益金, 當期配當率, 前配當率. Includes entries for 帝國生命, 東洋拓殖, 仁壽生命, 大北火災, 會社人事, 帝國生命, 善兵衛, 大平火災, 西野村生命, 千代田生命, 滿洲重工, 小北火災, 仁壽生命.

場面は俄に活氣付き新東も一氣に七十圓
臺乘せを示したが忽ち上岡へ廿三日主力
株の活況を見たが臺灣空襲に萎縮、廿四
日は總動員法の上提と議會の波瀾から氣
迷人氣一段と加はつたが一面日銀の保證
限度擴張等て手堅く保合後半材料乏しく
開散商内にくれた

買進みと共に一氣に二圓八十錢高の百七
十二圓四十錢と大上放れを演じその他の
諸株も之れにつれ一齊好調を示した、長
期諸株は尙玉整理續行で存外上伸力鈍か
つたのと最近増資拂込及び賣出株等て投
資資金は多少詰つてゐる關係あり、殊に
議會の見透しが未だ判然としないので兎
角高値警戒氣分去らず後半次第に賣物勝
となつて新東は七十圓飛臺に小反落を告
げた、軍需株及び増資拂込の材料を含ん
で居る株は部分的に、二圓高を告げた
がその他の諸株は餘り振はなかつた

朝鮮取引所に初上場

【一七】初の上場取引所上場は取引所の
振興策として營業者よりかねて要望され
てゐたところであるが初の上場検査確立
によつて検査初の数増加並に品質の純
一も出来、取引所上場物件としての資格
を備へるに至つたので朝鮮取引所ではい
よいよ今秋新設期より初の上場を行ひた
い意向で、業務規定の改正認可を總督府
に提出したその内容左の如くである

商況

市場旬報(二月下旬)
△株式 廿一日ドイツの滿洲國承認や英
國外交陣の内紛を傳へ最近玉整理中心の

△生米 外電得人氣のところ廿四日ニエ
ーヨークの好報を入れ各限急反撥を示し
たが一面實彈筋の新規賣物旁々環境の軟
化から騰勢崩れ一服商狀に推移した
株式好調
【一八】電力管理案、總動員法案の推移
等議會の狀勢眺めに兎角低迷不振を免れ
なかつた株式市場は形大豫算や四十八億
圓といふ巨額な軍事費要求等に前途イン
フレ必至と見られ拭目買氣侮り難いもの
あり此の間玉整理を急がれてゐるが廿一
日ドイツの滿洲國承認が動機となつて果
然買氣勃發し主力短期新東は強氣一派の

實物市場の才取人制一應廢止
【一九】東株取引所では市場補正の爲め
竊に長短期の付替商内及び代理人の思惑
賣買を嚴禁したが更に實物市場に於ても
之に呼應して取引改善に付協議の結果廿
三日取引員組合から左の如く發表した
實物市場に於ては從來才取人を通じて

商内が行はれて居るが幾多の弊害を伴ふので今後此の才取人制度の改革を圖ることとなつたもので取敢へず最近貨物市場に於て商内の比較的活潑である水産新、日賣新、満葉新、第二鋼管、日立新の特殊五銘柄を設け之が商内は才取人を介在せしめざることを

而して現在の才取人制度は二月末を以て廢止し三月一日より新に才取人に關する制度を設けることとした

製粉暴落

【二三】内地製粉市況は大連市況の五圓暴落せに追隨し廿日東京市場では廿二キロ入一袋五圓八錢の新高値を示現したが濰洲麥粉五萬袋の天津進出を傳へ最近追加傾向にあつた北支方面への輸出が一頓挫を來すのではないかと懸念し一部買方の狼狽の賣物あつて廿四日は前日より七錢方下押し大臺割を演じ四圓九十五錢となつた、併し底意は手堅く取組高も少ないので目先更に急落はあるまいとされてゐる

豐橋乾藪取引所賣物上場

【二五】豐橋乾藪取引所では先般來賣物取引所開設につき協議中であつたが愈々最後の全員臨時總會を開催、實行方法其他につき打合せを行った結果來る三月十五日より開設に決定した上場細目左の如し

上場乾藪一封印檢定書附精藪(但し相對賣買の場合には封印並に檢定を省略することを得) △賣買數量一荷口五十貫以上 △取引時間一午後二時より三時半迄 △賣買方法一躰、入札、相對の三方法を併用 △取引單位一十貫建 △相

場單位一十錢 △受渡期間一賣人の指定なき限り取引の行はれたる翌々日の正午迄、但その期間内に休日ある時は順次繰下げ △委託證據金一受渡代金の一割以上 △委任手数料一賣方受渡代分の千分の十三並に封印料、檢定料、指定袋損料及び受渡、荷掛費用、買方、代金の千分の二並に受渡荷掛費用

白金暴騰

【二三】市中白金相場は輸入手當の困難から益々品拂底を告げる一方工業用方面の實需は引續き多いため廿五日にはノミナル乍らも賣値は廿四圓丁度と一圓方、買値(舶來)廿二圓五十錢、同(普通)廿一圓丁度と一圓五十錢方向も暴騰し昨年七月以來の高値を示した(前號六八頁二段參照)

東株二月限受渡高

【二六】東株取引所に於ける二月限長期清算受渡高は銘柄百六十八種、株數八十三萬三千六百九十株、代金六千二百七十萬八千五百圓でこれを前月に比すれば銘柄は二種、株數廿九萬七千卅株、代金二千二百四十七萬五千圓を夫々増加したが一株平均は七十八圓三錢で一圓四十六錢の低落を示した

東京人絹立會增加

【二六】東京米商取引所人絹部では前後場各三節の立會を四節に増加すべく豫て主務當局に申請中の處廿八日認可の指令に接したので三月一日より實施することになった

物價監視委員會を設置

【二三】輸入制限に伴ふ物資不足及び巨額なる戦費の撤消等のため物價は今後益々騰貴するものと見られ、既に晒木綿の如きは暴騰を來したため小賣公定價格の設定(前號七頁參照)を見るに至つたが、商工省では生活必需品の暴騰を抑制せんがため地方及び中央の物價監視委員會とも稱すべきものを設置せしめ、右委員會をして地方別に生活必需品の標準價段を決定せしめ標準價段を無視せる取引をなす者に對しては同委員會の審査に基いて暴利取締令を發動する方針であるが委員會の決定にかゝる標準價格は法的のものとのせぬ意向なので違反取締には暴利取締令一本鋒の外なく果して充分の成果を上げ得るや否やその點疑問視される

都市卸賣物價(一月)

【二六】(商工省調査)本年一月東京以下十三都市卸賣物價指數(昭和四年十二月基準、單純算術平均算出)左の如くにして依然騰勢を續けてゐる(△印低落)

分類	本月	前月比	前年
食料品	一二・八	△〇・四	△〇・三
纖維品	二〇・〇	△六・二	△六・二
金屬品	三三・五	△三・四	△三・八
建築材料	二一・一	△二・八	△六・四
工業藥品	二九・七	△一・三	△五・〇
肥料	二六・三	△〇・五	△二・二
燃料	三二・一	△三・九	△四・〇
雜品	一四・四	△一・一	△四・四
平均	二三・三	△一・九	△九・四
總平均	二三・三	△一・九	△九・四
△商	二〇・〇	△一・〇	△一・〇
△品	二〇・〇	△一・〇	△一・〇
△別	二〇・〇	△一・〇	△一・〇
△內	二〇・〇	△一・〇	△一・〇
△支	二〇・〇	△一・〇	△一・〇
△米	二〇・〇	△一・〇	△一・〇
△中	二〇・〇	△一・〇	△一・〇
△三	二〇・〇	△一・〇	△一・〇
△精	二〇・〇	△一・〇	△一・〇
△製	二〇・〇	△一・〇	△一・〇
△糖	二〇・〇	△一・〇	△一・〇
△元	二〇・〇	△一・〇	△一・〇

爲替

爲替旬報(二月下旬)

休日中の入電は米日廿九弗十六仙と保合乍らクロスは五弗一仙八分の七と八分の三仙方續落を報じてゐるので廿一日の市中氣配は弱含み保合、廿二日は前日より更に幾分弱含み乍らレートは不變、廿三日不變、廿四日はクロスの反騰を報じたが米日不變で市中氣配伸張み旬末迄引續き略々保合、即ち廿八日對米レートは廿九弗の賣は外銀筋に僅かに見られた程度で、一般には廿八弗十六分の十五賣、廿九弗十六分の一買を唱へ、對英は依然一志二片賣、同卅二分の一買の協定レートに對付

邦人生産ゴム無爲替輸入許可
【二六】原料ゴム輸入制限は内地に於ける原料入手難と同時にジャヤ、マレー等の海外邦人農園にも可成の影響を與へて

るが政府當局ではこれが保護のため邦人生産ゴムに對してのみ無爲替輸入を許可することに方針を決定し輸入商側にその旨通達した、而して無爲替で本年中に輸入される數量は約五千噸の見込みでその中取敢へず四月六月分として約一千餘トンが許可される筈である

貿易

日濠通商協定昨年度實績
▲濠毛買付【二六】第一次日濠通商協定(十二年一月一日實施、本年六月期間満了)に基く昨年度濠毛輸入量の實績は卅二萬五千俵にして紛争を見た前十一年度の五十一萬五千俵に比し十九萬俵の激減を示し、而して本年六月末迄の買入協定量は八十萬俵であるから尚ほ四十七萬五千俵を残してゐる、右の激減は爲替管理の影響もあるが主として濠毛の高値に買付を見送つたこと、羊毛分散買付の結果と見られる

▲對濠綿布、人絹布輸出【二六】昭和十二年から十三年上期末迄の一ヶ年半に於ける綿布、人絹布の輸出協定量は各七千六百八十七萬五千平方碼合計一億五千三百七十五萬平方碼にして之を一ヶ年に換算すれば十二年度分は各五千五百廿五萬平方碼、合計一億二百五十萬平方碼となる然るに昨年度の實績は綿布は協定量を百廿七萬八千方碼方超過し、人絹布は逆に八百九十萬六千方碼を不足し、兩者合計では結局七百六十二萬八千方碼の不足を見せてゐる、而して右の如く協定量に達しなかつた原因は濠洲當該關稅の

高率にもよるが我方の原價高によるものゝ如くにして前年度に比し數量が何れも激減してゐるのに金額がその割合に減少してゐないのは這般の事情を裏書するものである、詳細左の通り(單位數量千円、金額千圓)

Table with 2 columns: 品名 (Category) and 金額 (Amount). Rows include 綿布, 昭和人絹布, 昭和人絹布, 昭和人絹布, 昭和人絹布.

第二次日濠通商會商近く開始

【二二】一昨年末約半歳に亘る紛争の結果成立を見た日濠通商取極めは昨年一月より實施され来る六月末を以て期間満了となるので七月以降の第二次日濠通商取極に關し豫て我方はこれが具體的對策を考究中の處今年度我國羊毛需要數量も既に略ぼ決定を見、これによつて濠毛輸入に關し一應の見透しが得られたのでこの程若松シドロー總領事に對し交渉開始方を訓電し目下濠洲政府と折衝せしめてゐるがワシントンに於て目下進行中の英米互惠協定締結に關聯して英濠間の通商問題を決する必要上来る三月中に我が交渉相手たる濠洲政府首腦部が渡英する事になつてゐるので差當つては豫備的交渉に止め濠洲代表の歸任を俟つて愈々本格的交渉を開始する段取となつてゐる、而して第二次取極に關しては我國の國際收支調整上羊毛輸入數量は全面的に制限を見てゐる以上濠毛の輸入量は第一次取極め數量に比し減少は免れないものと見

られ且つ羊毛技術の進歩により今迄程には濠毛輸入を必要としないものゝ如くである

綿製品輸出組合協議會生る

【二三】綿製品輸出組合協議會生る。局の諮問機關ならしむべく日本メリヤス輪組、日本綿布綿製品輪組、日本タオメリヤス輪組、日本大阪布毛布輪組、日本本島メリヤス輪組の五組合を統合して綿製品輸出組合協議會設立を計畫中とのところ廿一日各組代表參集の上右組織の件を決定

羊毛品の義務輸出制限決定

【二四】羊毛輸入制限に伴ふ羊毛製品の値上り及び原毛手當の見透難による業者の輸出手控のため羊毛製品の輸出は最近甚だ不振となつたので廿二日商工省では官民協議會を開催、協議の結果羊毛製品輸出振興策として左の如く羊毛製品の義務輸出を採用することとなつた

羊毛製品の義務輸出制限決定

一 羊毛製品が輸出せられたときは當該製品に含まる羊毛糸の生産者に對し右含有羊毛の輸入を認むること

紡績業者は右方法に依つて輸入した數量の羊毛は一定期間内に羊毛製品として必ず輸出するものとする

右の義務輸出制限は業者をして自治的に行はしむる方針にして具體的方法としては羊毛製品の輸出契約が成立した場合はその契約書を基礎として製造會社は毛糸の配給を受け、毛糸會社は製品輸出の船荷證券を基礎として羊毛の輸入を許可されることとなる模様である

ス・フ類輸出激減(一月)

【二五】(ス・フ同業會調査)一月中人織類輸出高は左の如く昨年十二月に比し激減を示してゐる(單位數量千封度、織物千方碼、金額千圓、括弧前月比減)

Table with 3 columns: 品名 (Category), 數量 (Quantity), 金額 (Amount). Rows include 人織, 人織糸, 人織織物.

雜貨輸出統制手数料徴收

【二六】日本雜貨近東アフリカ輸出組合聯合會の輸出統制手数料徴收制度に依ひ南洋雜貨輸出組合聯合會に於ても同様の制度を設置することとなり來月早々理事會を開き細目を協議することとなつたが右統制手数料は相手國の通商貿易並に爲替及決済資金に使用すると共に統制の實を擧げ一石二鳥の妙案と見られてゐる、尙商工當局では來る四月より實施の意同で諸般の準備を進めてゐるが前記二地方のみならず各方面に同様の制度が實現すればわが雜貨輸出に「エポック」を劃するものとして期待されてゐる

沃度及同化合物重要輸出品指定

【二七】沃度及び沃度化合物の輸出に關しては昨年六月智利經濟使節來朝の際智利の硝石沃度販賣組合及び本邦の沃度輸出關係業者間に沃度輸出協定が締結せられ、右協定に基いて本邦側では本年七月一日以降沃度化合物の輸出數量及び輸出價格の統制を實施することとなつてゐるが商工省では右輸出統制の機關として輸出組合を設立せしむることとなり右輸出組合設立準備として廿六日付商工大臣告示を以て沃度及び沃度化合物を貿易組合法第九條第二項の規定に依る重要輸出品に指定した、なほ本邦の沃度及沃度加里の輸出狀況は左の如くである(單位數量千圓、價額千圓)

Table with 3 columns: 年次 (Year), 數量 (Quantity), 價額 (Amount). Rows include 昭和四年, 昭和五年, 昭和六年, 昭和七年, 昭和八年, 昭和九年, 昭和十年, 昭和十一年.

Table with 3 columns: 年次 (Year), 數量 (Quantity), 價額 (Amount). Rows include 昭和四年, 昭和五年, 昭和六年, 昭和七年, 昭和八年, 昭和九年, 昭和十年, 昭和十一年.

施したが、十二年末現在の實施五ヶ年間の成績は次の如くであるが、農林省の整理方針としては元金を大體四分の一乃至五分の一に切下げて償還させてゐるから右資金の融通によつて約二億圓見當の負債が整理された計算となる

Table with 3 columns: 年次 (Year), 數量 (Quantity), 價額 (Amount). Rows include 昭和四年, 昭和五年, 昭和六年, 昭和七年, 昭和八年, 昭和九年, 昭和十年, 昭和十一年.

☆ 漁業

漁業振興策大綱明示

【三】廿一日衆議院委員會に於て農林省三宅水産局長は左の如く今後の漁業振興方針を明示した

△漁業金融—産業組合中央金庫に漁業組合を参加させると共に、今議會提出豫定の漁業組合法改正により漁業組合をして金融事業を行はしめる

△漁獲防止取締—沿岸近海漁業の適たる監視防止取締は現在各府縣に於て區々別々に行はれて居るので全国的に統一する、尙ほ沿岸漁業取締法の制定等も目下當局に於て考究中である

△漁村施設擴充—差し當つて指導職員を増加と共同施設の普及強化に努める方針で右に伴ふ種算等も將來増加する

△水産行政機構擴充—水産省の設置、水産局の外局化等の説もあるが差し當つては現在の農林省水産局の機構を充實し水産地方で水産課のない處は至急之を設け水産指導の萬全を期する方針である、尙ほ地方漁政局設置案等も考究の餘地があると思ふ

△水産物の輸出振興—輸出獎勵策を強化する外に水産貿易官の設置、輸出水産物の國營検査施行等の具體案について慎重考究を進めてある

△水産物の利用増進—貯蔵、保管の技術改善に努力する方針で關係試験機關を強化擴充する方針である

日魯紅鮭罐詰輸出對英商談

【三】北洋紅鮭罐詰商談のため一月末英國へ向つた日魯漁業副社長平塚常次郎氏は三菱商會寺田水産部長、三井物産平

田食料品部主任を帶同クイン・メリー號にて廿七日倫敦着直ちにベリング・ヌタノレーはじめ所謂ビッグ・スリーとの間に折衝を開始する筈であるが彼地に於ける日貨ポイコットが傳へられて居る折柄之が成行は頗る注目される、即ち紅鮭罐詰は從來ビッグ・スリーとの間に先賣契約を締結し來つたものであるが、昨年折衝の結果は値段の點で折合はず、従つて日魯は先賣契約方針を一擲、現物賣の方針を以て臨むこととなり今回平塚副社長の倫敦行となつたものであるが、昨年の紅鮭生産高は豐漁の結果、日魯、太平洋漁業及び北千島の三者を併せ約百萬噸に上る増産を示し、之に對し英國市場に於ける紅鮭消化高は約六十萬噸見當であるため多額のストックを餘儀なくされ一方英國側はこの増産を見て殊更安値を提示するに至り、殊に今次事變に依る對日感情の悪化もあるため今次の商談の成行は頗る注目されて居る、斯かる情勢に之が根本的對策として北洋漁業に於ける生産販賣統制強化の重要性は業者間に一層痛感されるに至り最近日魯、同系太平洋漁業及び近く設立の北千島水産の三者間に紅鮭罐詰生産協定締結の機運が醸成されるに至つた、右生産協定は六十五萬噸を目標に日魯三十萬噸、太平洋廿萬噸、北千島十五萬噸見當の比率を以て生産割當をなさんとするので、之が實現は北洋鮭漁業一元的統制の觀點より大いに期待されてゐる(前號七〇頁四段参照)

支那沿岸の出漁統制一元化

【三】廿六日の衆議院本會議に於て大谷首相等は支那海への出漁許可方針に關し關係官廳の連絡を缺いてゐた感みがある

るので、最近農林、拓務、外務、陸海軍が連絡會議を開き之が監督許可方針に關する統制の一元化を企圖してゐる旨答辯し、近來やうやく問題視されて來た支那沿岸漁業に對する政府の方針を明示し注目を感じた

☆ 石炭

十三年度送炭高三千四百萬噸

【三】石炭鑛業聯合會では廿四日理事會を開催、石炭増産五ヶ年計畫遂行上必要なる送炭規定改正の件を附議左の如く原案の一部修正を行ひ、次いで昭和石炭調査に基く十三年度(來る四月以降來年三月迄)内地石炭需要推定高に對する石炭聯合會の送炭供給高につき協議の結果、十三年度送炭責任高を三千六百萬噸(但朝鮮への移出並に外國船の燃料分二百萬噸を控除した純内地供給高は三千四百萬噸)と決定、廿五日總會を開き送炭規定改正案を正式承認するほか、右石炭數字に基く加盟各社割當高を決定することになつた、而して十三年度需要推定高を前年の四千四百六十萬噸に比すれば約六百萬噸の著増に當り、一方石炭聯合會の十三年度供給責任高(移出、外國船燃料分を除く)を前年の二千七百七十萬噸に比すれば亦約六百萬噸の増加となり、之がため石炭聯合會は全力を擧げて生産に邁進すべき必要に迫られてゐる

- △十三年度内地需給推定高(單位千噸)
- 一、需要高 五、〇〇〇
- 一、供給高 三、四、〇〇〇
- 石炭聯合會 一、一〇〇〇
- 互助會並に盟外社 六、〇〇〇
- 差引不足高

移入(臺灣炭十萬噸の外二、〇〇〇大部分南樺太炭) 輸入(撫順並に開平炭) 四、〇〇〇 (註) 商工省石炭増産五ヶ年計畫については一卷九號五八頁、同一二號六五頁参照

△送炭規定改正案の修正點

一、新坑は送炭開始後二年間は別途計算(送炭不足分については賦課金を徴収せず)により三年目より完成年度に至るまで増産推定高を増産委員會に提出審査の上送炭割當高を決定する

一、廢坑を復活する者又は之に準ずる者は申出により増産委員會に於て審査の上新坑としての取扱を行ふ

▲大阪工業會非難【三】右石炭鑛業聯合會の發表に對し大阪工業會では算定過少にして極めて杜撰なる旨指摘し三月早々委員會を開き詳細検討の上當局に善處方を陳情することとなつた、その主なる理由左の如し

一、聯合會の需要推定高では石炭液化の實施並に重油燐の石炭燃焼燐への轉換による需要増加を如何に見積つてゐるか疑問とされる

一、臺灣炭、南樺太炭、撫順炭、開平炭の供給能力の現状より見れば輸入炭六百萬噸は過大評價に過ぎる

▲石炭聯合會【三】大阪工業會石炭委員會が現下の需要増大傾向に鑑み石炭聯合會發表の需給調節案を過少評價なりと非難せるに對し聯合會側では昭和石炭調査の數字の正確なる所以につき左の如く辨明した、即ち大阪工業會の調査方法は各産業の年間石炭消費高を前年度に比較して得た増加率を基礎とし之に新年度の

各種事情を參照して全國需要推定高を算出してゐるが、昭和調査の數字は昭和の全國的販賣網を動員して各種工場その他消費者側の凡ゆる新規計畫を含めた年間石炭需要高を詳細に調査集計したもので過去の實績に徴するも殆ど誤りがない

石炭需給調整協議會設置

【三】廿六日重要鑛物増産法案委員會に於て吉野商相は左の如く石炭の配給統制及び増産に關する具體案を明にした現在の石炭不足の原因としては滿洲よりの移入炭の減少、炭坑労働者の應召等の原因もあるが根本的には各方面に於ける需要増大のためであるから應急的需給調整策を講ずると共に根本的増産計畫を樹てねばならない、石炭關係では配給の合理化や價格對策が他の部門に比して甚だ遅れてゐるので輸出入臨時措置法改正案の通過をまつて「石炭需給調整協議會を設置せしめ、石炭の配給及び價格について國家的統制を加へる方針である(一卷一二號六五頁参照)

☆ 鐵鋼

鋼塊組合結成さる

【三】日本鋼材販賣聯合會では廿八日常務委員會を開催、かねて商工省より勸奨のあつた鋼塊統制機關の設置問題に關し協議の結果鋼塊聯合會十七社によつて鋼塊組合を結成することに決定、來る三月八日總會を開き正式承認を求めるとなつた、而して新設の鋼塊組合は鋼販の傘下に置かされるため鋼販規約中に「鋼塊聯合會は鋼塊に關する生産數量協定を行ふ」旨の字句を挿入することとし、

又新組合のメンバーは差當つて十七社となつてゐるが漸次電氣爐等による鋼塊生産者をも加入せしめ鋼塊に關する全國的統制を期する方針である

棒鋼、線材建値据置

【二三】日本鋼販協では廿二日棒鋼四、五月積建値をベース物百八十五圓、線材四、五月積ベース物百九十圓と何れも据置に決定した

中小型丸角平鋼建値据置

【二三】棒鋼共販組合では廿三日三、四ヶ月渡し中小型丸角平鋼の賣渡し建値は小型丸角平鋼各一庇に付二百圓中製丸角平鋼各一庇に付二百十圓と何れも据置に決定した

☆ 生 糸

生絲一萬俵買上方法決定

【二三】農林省では手持生糸賣却に伴ふ之が補充買のため去月廿日の第二回生糸價安定委員會(二卷二號五九頁三三參照)に於て二月以除五ヶ月間に毎月二千俵、計一萬俵の生糸買上を決定したが、其具體的買上方法については廿一日漸く左の如き發表を見、來る廿五日買入實施の筈一、買入豫定量(橫濱(俵) 神戸(俵))

三、買入方法—政府は横濱及神戸に於ける輸出生糸問屋をして組合を組織せしめ之と買入契約を締結する、組合は政府に對し毎日平均的に生糸引渡の義務を負ひ横濱一日六〇俵乃至一〇〇俵、神戸二〇俵乃至三〇俵を納入せしむる豫定
四、價格決定方法—横濱及神戸輸出生絲登錄所の輸出生絲登錄原簿に登録せられたる賣渡申込當日に於ける平均取引價格に蠶絲證券償還の日迄の金利に相當する金額を加算したものを賣買單價とする、但賣渡申込當日に於ける取引價格の登錄なき場合は別に定む
▲横濱生糸組合設立【二三】政府の生糸買上に應じ横濱生糸問屋業組合は廿二日「横濱生糸共同組合」を設立した
▲神戸も設立【二三】神戸市場の納入組合では横濱と歩調を一にして廿二日「神戸生糸共同組合」を設立した

☆ 綿 糸

綿絲割當超過量は翌月へ繰越

【二三】混紡糸の配給統制は三月一日より實施されるが既に各關係聯合會對する綿糸の割當數量も決定(前號七二頁一段參照)實績により各組合員に割當せられる事になつてゐるが右割當を見越して先約定を大量に爲した向もあり、之が處置につき注目されてゐたところ商工省では今回綿糸商其他各關係團體に對し割當以上の超過量は翌月に繰越すべしと示達した、從つて割當量以上の先約定は順次繰越さるゝ事となる結果、結果的には強制解合と云ふ事になる譯である

綿絲既契約品の取扱方法決定

【二三】綿糸消費統制協議會では過般三ヶ月分の綿糸割當數量を決定(前號七二頁一段參照)したが綿糸の三月物は殆んど賣約済みとなつてゐるのでその處置に關し商工省では紡聯及び綿糸問屋代表と協議を進めてゐたところこのほど左の如き既契約品の具體的取扱方法を決定直ちに業者をして實施せしむることとなつた
一 各工業組合聯合會は先般綿糸消費統制協議會に於て割當を受けた三ヶ月分の消費割當數量を至急に各工業者に割當てること
二 工業者に於て前項に依り割當を受けた數量以上に三月渡綿糸の賣買契約をなし居るものは其の超過する數量に於ては各工業者に割當てること
三 前項の三月渡綿糸の受渡の繰延は四月限りとする、從て或る工業者の三月渡綿糸の賣買契約數量が三ヶ月分及四月分として割當てられたる消費數量を超過する場合には其の超過の數量に於ては解合をなすこと
四 綿糸消費數量の割當は三ヶ月先即ち最高價格の決定し居れる月の分迄之をなすこと
五 三月渡のものについて見る如き混亂を避けるため四月渡及び五月渡の未契約の分に於ては當該月の消費數量が決定する迄之が賣買契約はなるべく見合せること

を除く、單位相) 紡聯一五、二六四△補工聯四三、六五四△タオル工聯五、三五八△莫大小工聯一〇、四五六△輸出工聯三△内地編工聯三三七△輸出人編工聯九三五△内地人編工聯二六五△内地編工聯一五△天鷲絨工聯九〇△毛工聯一、四九三△麻工聯二七△撚糸工聯五、六八五△網網工聯三、〇四一△電線工聯一、〇五二△糸架工聯三、八〇八△綿雜品工聯一、九〇七△金聯一、一八一(註) 三月分は前號七二頁一段參照

(七)四月分は次回協議會に於て決定すること
【二三】三月分は前號七二頁四段參照
【二三】廿六日綿工聯は綿縮三、四、五ヶ月分、綿三綾四月分の生産割當數量を左の如く決定した
△綿縮(三、四、五ヶ月分)輸出向八萬反、内地向一萬反、人絹交織一萬五千反
△綿三綾(四月分)廿五萬反
【二三】知多晒其他の小巾白木綿の最高價格(前號七二頁二段參照)は漸次之を適當價格に復歸せしめることとなつてゐたが、商工省では關係業者と協議の結果本月廿六日以降三月十日迄の晒本綿の最高價格を前回より五錢引下げることと決定し業者をして實施せしめることとなつた而して泉州晒については最高價格は決定されなかつたが賣買停止前に於ける價格(文印生地一圓三錢、平印生地十錢下)を越えざる様嚴重に取締ることとしその小賣口錢も知多晒(東三)の口錢率によることとした

綿絲四月分生産數量決定

【二三】綿業調整協議會第三回會議は廿五日商工省に於て開催、四月分輸出向用及び國內向用別綿糸の數量割當並に紡聯より一般市場に賣出すべき三、四月分數量につき協議の結果左の如く決定した
△四月分輸出向用及國內向用別(國內向用)に於ては國內綿糸及純綿糸別)並に番手別綿糸生産數量決定の件
輸出向用綿糸 一七五、〇〇〇相
國內向用綿糸 二一九、一〇八相
(純綿糸五〇、三五八相
混紡糸七八、七五〇相)

▲引下事情【二三】綿製品輸出不振の打開策の一つとして商工當局では豫てより綿糸最高標準價格の引下げにつき考慮中であつたが、果然廿六日發表された來週中最高標準價格において之が實現を見たことは注目される、即ち六月渡價格は五月渡價格よりも一齊に五、六圓方引下げられて居り、之は從來利潤の他に五分程度の手數料が見込まれてゐたものを二分程度に迄縮小を斷行した爲である(五月渡が四月渡よりも低下してゐるのは輸出統

國內向用綿絲四月分消費割當量
【二三】綿糸消費統制協議會第三回會議は廿四日商工省に於て開催、四月分國內向用綿糸の各聯合會對する割當につき協議の結果左の如く決定した(軍需の分

計 三〇、四、一〇八相
とし番手別は大、二〇、中、細の大別に依る從來の生産割合を以て紡績すること
△三月分及四月分の輸出向用綿絲の大口本紡績聯合會々員より一般市場に賣出すべき數量決定の件
(一)三月分は左の如くすること
紡績聯合會保留分 五三、九四〇相
一般市販分 一一一、〇六〇相
計 一七五、〇〇〇相

計 一七五、〇〇〇相

制手数料の半減による)而して右決定に際しては綿業委員と商工當局との間に右の紛糾を來したが結局當局において強行したもので當局と綿業委員との間には溝が生ずるに至り今後兩者の關係が如何に發展するか多大の注目を惹いてゐる

棉花、綿絲並綿布標準價格

【二六】廿六日紡績聯合會は來週中の棉花(一擔)、綿糸(輸出向一捆)、撚糸(一捆)及國用綿糸(一捆)の最高標準價格を左の如く決定した(單位圓)

二月 三月 四月 五月 六月

△棉花

五五五 五五五 五五五 五五五 五五五

△綿糸

10番手 三三三 三三三 三三三 三三三 三三三
16〃 〇〇〇 〇〇〇 〇〇〇 〇〇〇 〇〇〇
20〃 〇〇〇 〇〇〇 〇〇〇 〇〇〇 〇〇〇
30〃 〇〇〇 〇〇〇 〇〇〇 〇〇〇 〇〇〇
40〃 〇〇〇 〇〇〇 〇〇〇 〇〇〇 〇〇〇

△撚糸(双手)

30番手 三三三 三三三 三三三 三三三 三三三
32〃 〇〇〇 〇〇〇 〇〇〇 〇〇〇 〇〇〇
24〃 〇〇〇 〇〇〇 〇〇〇 〇〇〇 〇〇〇

△國用綿糸(二卷三號六二頁參照)

10番手 三三三 三三三 三三三 三三三 三三三
16〃 〇〇〇 〇〇〇 〇〇〇 〇〇〇 〇〇〇
20〃 〇〇〇 〇〇〇 〇〇〇 〇〇〇 〇〇〇
30〃 〇〇〇 〇〇〇 〇〇〇 〇〇〇 〇〇〇
40〃 〇〇〇 〇〇〇 〇〇〇 〇〇〇 〇〇〇

△追記

一、六月渡綿糸及び綿布最高標準價格算出の方法は從來のものに付多少の變更を加へたり右の最高標準價格は昭和十三年三月一日より實施のこと

二、純綿糸番手銘柄兵既に格付表に明記あるもの外原則として新製品の格付追加を認めず

△綿布【二六】廿六日綿工聯は來週中綿織物(一反)最高標準價格を左の如く決定

△ジーンズ 一、二、三、四月 四・五・五
五 月 四・四・五
六 月 四・三・五

△縞三綾 一、二、三月 四・三・五
四 月 四・三・五
五 月 四・二・五
六 月 四・一・五

(註)右各最高價格制は昨年十月設定を見たもの(本誌一卷一三號八〇頁參照)

紡績の綿工聯加入問題

商工省織布一元統制方針示達

【二三】綿糸の配給統制、最高標準價格設定、ス・フ強制混用等各種の綿業統制政策の圓滑なる運用を期せんがためには先づ綿業界の一貫的統制機構を確立することが急務であるが、織布部門に於ては從來綿工聯と紡績との二團體が對立し統制政策の遂行上支障を來すことが多かつたので商工省では愈々織布部門統一のため紡績加盟の織布兼管會社に對して綿工聯加入方を發源することとなり廿一日紡績側より庄司、官島、關、白石、綿工聯側より舞田、玉置、市居、久保の各理事を招致して官民協議會を開催、村瀬次官より

紡績織布會社の綿工聯加入は多年の懸案であるが、加入の條件や人間問題等に關して意見が一致せず今日に至つた然るに綿業統制機構の整備は急務の急

であるから紡績側に於ても從來の行懸りを捨て、大乗的見地から綿工聯へ加入された

と述べ加入の條件に關する商工省案を内示した、同内容左の如し

一、紡績所屬の各織布會社は原則として全部綿工聯に單獨加入すること

二、現在工場單位に綿工聯傘下の地方工業組合に加入してゐるものは一應そのまゝとすること

三、綿工聯の役員は一應全部一新すること、また役員の外に諮問機關として評議員會を設置すること

四、綿業界を紡績、織布、染色加工の三部門に統制整備するため綿工聯の染色加工部門は獨立の一部門となすこと

▲從來不調の原因【二三】前項の如く綿業織布部門の一元統制を期して今回商工當局が紡績の綿工聯加入を勸奨するに至つたが、この一元化問題はこゝ兩三年來業界の憤みとなつてゐたところであつて今日迄兩者が何故に自治的に纏らなかつたか其の主なる理由は左の如くである

一、紡績と綿工聯との感情上の阻隔
一、兩者において各々飽く迄支配權を獲得せんとの意向を堅持してゐたこと
一、織布兼管會社は假令單獨加入はして居らなくとも工場單位で地方組合に加盟して居り實際的に大きな支障がなく却つて或る場合においては利得してゐたこと

一、其他一元化問題を繞つて紡績内部における大資本と中小資本、綿工聯内部における聯合會と地方組合との間に必ずしも利害の一致を見なかつたこと

▲兩者の實勢比較【二三】尚ほ昨年六月末現在に於ける綿工聯及紡績兩者設備比較左の如し

工場數 五、〇五五
紡績加盟社 二〇、〇〇〇
織機臺數 二五、〇〇〇
使用人員 一〇〇、〇〇〇

而して綿工聯に重複加盟してゐる兼管會社の工場數は五七、織機臺數は四五、五九〇臺であり、綿工聯所屬の現在工場數は新加盟の激増により約八千三百、織機臺數四十萬臺を數へ實勢から言つて紡績加盟の兼管會社を壓倒してゐる

▲小委員會設置【二三】廿二日工業俱樂部に於て紡績並綿工聯の共同協議會を開催の結果、原則的には意見の一致を見たが、具體的實行方法については問題の複雑性から一致せず結局小委員會を設けて今後の研究に俟つこととなつた

四月以降の羊毛消費量決定

【二三】羊毛輸入統制協會及羊毛工業會では廿四日理事會並に總會を開き四月以降の梳毛糸トップ消費量その他に關しての如く決定した

一、四月六月梳毛糸トップ消費量は現在原毛輸入量が輸出向六萬俵の許可を得たのみで今後内地向原毛に對してはその荷動き自由ならざるため現行一三〇月トップ消費量五〇七萬封度(當初五〇四萬封度と決定されたがその後栗原毛織、第一毛糸、日東毛糸の三社梳毛糸生産開始により改訂)を繼續實行すること

一、七月以降の消費量は五月末までに決定すること

日本海經濟聯盟設立

【二三】日滿一體の見地に立脚せる日本海中心の産業貿易、交通等の綜合的經濟關係の調整伸長を圖り併せて移民國策の圓滑なる遂行を期する目的の下に官民協力の審議機關として新たに「日本海經濟聯盟」の設立計畫が進められてゐたこと、廿三日設立發起人會を開催し正式誕生をみるに至つた而し當日決定せる役員左の通り

理事長門野重九郎、理事中野金次郎、安宅彌吉、片岡安、中川正宏、賀田直治、大藏公認、佐藤貞次郎、河瀬龍雄、築島信司

一、羊毛に棉花を混用する場合の比率は各社棉花申告量と現行羊毛割當率を各五十パーセントづゝとすること

一、混紡糸の表示方法は人織「R」絹「S」棉花「C」ス・フ「S・F」とし其他は任意とし混紡割合をアラビヤ數字で明示すること

一、混紡糸、純毛糸との値開き及び染色の表示は任意とす

(註)一月以降三分については一卷一八號七七頁五段參照

輸出人絹織物四月分生産數量

【二三】廿一日人絹工聯は四月分輸出人絹織物生産割當總數量を三月同様百八十五萬反と決定した

澗糖付面積十四萬八千甲

【二三】(綿糖支部調查)昭和十三、十四年期新式製糖九社の甘蔗作付豫定面積は合計十四萬八千甲にして前年に比し一萬七千九百五十一甲の増加である

社 會 文 化

旬間大観

オリンピック東京大會、冬季札幌大會開催への關門とも云ふべき國際スキー聯盟總會及び國際陸聯總會が相次いで開催された。

國際スキー聯盟總會では、次回大會を奪取せんとする國々の暗躍により日本に有利な獨逸案は葬り去られ、一九四〇年大會開催地また理事會一任となつて、我が代表は文字通り悲戰苦闘を續けたが、一方陸聯總會は蓋を開けて見ればカラリとした晴天で豫想された反東京大會の片雲すらなく、靄々たる和氣の裡に會議は進行した、天氣豫報些か外れた感がある。これは政治的感情に左右されてゐる一部を除き、大部分が我が代表の説明により東京大會準備が眞剣に進捗しつゝある事實を漸く理解すると共に、「スポーツはスポーツ精神で」との正論に耳を傾け始めた結果と見てよからう。兎も角これが大會開催の大道は豁然と開けた譯だ。

文 化

國際手工業博に我國も參加

【二三】獨逸政府主催の第一回國際手工業博覽會は參加國卅餘ヶ國、來る五月廿八日から六月廿六日までベルリン、カイゼルダムに於て華々しく開催される事になつたが豫て勸誘を受けてゐた我が國では外務省、商工省、國際文化振興會の主腦部が會合協議の結果參加と決定、廿四日正式回答が國際文化振興會から發せられた。

親善學生武道團を獨伊に派遣

【二三】我國固有の武道たる柔剣道を通じて日本精神を海外に紹介、併せて日獨

- 伊親善を圖る爲外務省情報部の肝入りで親善學生武道團を派遣する事となり、講道館、日本學生劍道聯盟と協力人選中のところ廿七日左の如く劍道、柔道各六名づゝの代表を決定、講道館の田口利吉、學生劍道聯盟の多尾尾光道兩氏引率の下に陽春三月十八日出發、約三ヶ月に亘り歐洲各國、主としてドイツ、イタリーを訪問する事になつた、代表學生氏名は左の如くである
- △柔道
 - 四段 志戸本慶三(四) 京都帝國大學
 - 四段 羽島 輝久(二) 慶應義塾大學
 - 四段 生島 三男(三) 東京高等師範
 - 四段 松本 薫芳(三) 早稻田大學
 - 四段 岩島 富雄(三) 武道專門學校
 - 四段 小宮 良平(三) 明治大學

△劍道

- 三段 金子 公(三) 東京帝國大學
- 三段 太田 茂(三) 慶應義塾大學
- 三段 湯野 正憲(四) 東京高等師範
- 三段 墨名 孝平(三) 早稻田大學
- 三段 石原 忠美(三) 武道專門學校
- 四段 西山 大典(三) 大阪商科大學

伯、智、亞の三國に映畫贈呈

【二三】廿八日午後二時大谷拓務大臣は官邸にブラジル駐日大使ペトロロ・ウエロゾ、チリ公使フイゲロア、アルゼンチン代理公使エドゥアルドの三氏の來邸を求め記録映畫「南十字星は招く」のフィルムを贈呈したが之と同時にブラジル、チリ、アルゼンチンの風景人文を撮影して來た横濱シネマ會社の映畫をも各國別に纏めて親善の意を込めて贈つた

檢 察

不良者の統計成る

【二三】管下盛場を中心として不良少年少女、遊蕩學生の一齊檢舉を去る十五日より三日間警視廳刑事部で行つたが此の統計が出来上つた、之に依つて見ると三日期に於ける總檢舉数は

- 七千三百七十三名(内男七千卅二名、女三百四十一名)で刑事部に於て取調べた結果説諭で間もなく釋放した者三千六百四十七名(男三千五百七名、女四百四十名)検束留置した者三千卅六名(男二千八百八十三名、女五百五十三名)
- (男二千八百八十三名、女五百五十三名)拘留處分に附した者は四百卅八名(男四百十二名、女廿六名)科料處分に附せられたのは五十名(男卅名、女廿名)

送致見込者二百二名(男二百名、女二名)之を職業別にみると學生では大學

専門學校生徒が斷然多く二千六百十七名、中等學校以下は八百六十九名、一定の職業を有してゐる者が二千九百九十九名、無職者が八百八十八名で年齢別では廿歳以上が四千六百三名、廿歳以下十八歳迄は二千七百五十七名、年齢も行かぬ十四歳以下が十三名も當局の手に擧げられた、尙偽學生を裝ふてゐる者は五百八十八名に上り、不良少年は兇器所持者が四十五名、喧嘩口論を常習としてゐるのが六十七名、恐喝は百廿二名、竊盜、賭博常習者は百六十五名、尙今度の檢舉に依つて一番多く檢舉者を出した盛場は新宿七百名を筆頭に淺草五百名、神田四百五十名、澁谷二百廿名等の順となつてゐる

裁 判

日活破産事件に財團保全命令

【二三】元日活事務堀久作氏等の刑事事件惹起に加へ内部抗争を重ねてゐる日活會社に對し一昨年九月以來昨年二月までの間に赤松秀雄氏外四名から五件の破産申請が東京區裁判所に提起されたがこれに對し會社側では昨年十二月東京區裁判所に和議申立をなした(債務總額九百卅萬圓)ので第二破産掛安倍判事係りで審理を續けてゐたが會社内部は資本系統、大口債權者、松竹系經營者の介在等で兎角業務執行に圓滑を缺き一方現重役に對する不信謬の聲もあつて此處では會社の復活は期待し得られないので安倍判事は

開かぬバランシート事件公判

【二三】昭和十一年十一月廿一日東京市洲崎飛行場で野中式落下傘による最低空降下の世界記録樹立の試験が行はれた際不幸落下傘はつひに開かず、少年パランユーター鹿兒島縣大島郡龜津村大字龜津一〇〇五肥後清三君(當時一八)が無残の墜死を遂げるにいたつた事件は當時一開かなかつたパランユート事件として航空界に多大の衝動を與へたがこの野中式落下傘の發明製造者大阪府南河内郡柏原町六一七番地野中宵人(五七)氏に關する過失致死罪被告事件は廿二日午前十一時東京區裁判所一號法廷で三宅裁判長係り大場檢事立會で開廷、豫備陸軍航空兵大佐佐村上第六氏が特別辯護人として法廷に立ち主として落下傘、並に落下傘降下の技術的質疑を述べた後、全般的に過失

致死罪構成の根柢、理由について検事の明確な答辯を求め「公訴取消勧告状」を検事に提出、検事の答辯は次回に保留、十二時十五分閉廷した

スワロフ號事件判決

【三三】去る昭和八年夏、一擱千金を夢みたる例の露艦スワロフ號引揚げ資、金募集にからむ茨城縣多賀郡河原町西野哲二(四〇)西野哲太郎(四三)竹内博(四七)の三名にかゝる詐欺事件控訴審は東京控訴院垂水裁判長係りで審理中、竹内は控訴取下げ他は廿二日左の如く一審通りの判決を言渡された

△懲役二年(四年間執行猶豫)
西野 哲二(四〇)
△同一一年六月(同)
西野 哲太郎(四三)
△同一二年(同)
竹内 博(四三)

社會・雜

自動車メーター制具體案成る

【三二】ガソリン節約の爲め警視廳交通課では豫ねてタクシ一の料金メーターに就て實施方法を研究中であつたが、略具體案も出来上つたので廿一日その要旨を發表した、メーター制實施の範圍は所謂流し圓タクと標榜内タクシ一に限られ運賃額は最初の二キロまで卅錢、以上一キロ又は端數を増す毎に十錢を加へ待時間六分間十錢の割合である、實施の期日は當局でも開始を急いでゐるがメーター機械の製作検査等のため相當の準備を要するのでは今秋十月以後になる模様である

警視廳情死統計

【三二】情死統計が廿六日警視廳鑑識課から發表された、それによると昨年十二年度は總計八十八件で前年の百四十五件に比して激減してゐる、年齢は男女とも廿歳から廿五歳迄が首位で、職業別では男が職工九、店員雇人七の順、女は依然私娼が首位で十一、女工十、喫茶店給仕六となつてゐるが藝妓は一人もなく私娼と比べて興味ある現象である、以前の双物給死、饑死の方法は最近殆んど杜絶えて美化し香酸加里等劇薬が約四割を占め睡眠薬が之に次いでゐるが前者は殆んど既遂、後者は未遂に終つてゐる、原因は戀愛の行詰りが七割を占めて廿九件、時刻は午後七時頃が最も多く、一方夜では夜中三時頃が多い、尙同情的心中十一の中性性は九名の大半で感受性の強い女性の心理をよく現はしてゐる

東交百八十度の轉向

【三五】過般の人民戦線檢舉で多くの被檢舉者を出した東京交通労働組合では廿五日築地ビルの本部で岡本委員長以下十八名の委員が出席して中央委員會を開き協議の結果従来の闘争方針を一擱して新しい社會情勢を認識して産業協力の實績を擧げる旨の新たな方針を一致可決更に従來の闘争基金を活動資金と改稱すること及び毎月一人五十錢宛の愛國貯金をすること等を決議、百八十度の轉換を示した後過般解消意見を提出した篠田八十八氏(新宿)を始め永井泰三郎(東郷)中村龍男(大塚)の三氏を統制を案するものとして除名處分に附し九時半散會した

人事往來

フアールル翁歸國

【三二】滿洲北支の視察を終えた佛文豪クロード・フアールル翁は廿三日再び來朝、廿六日神戸出帆のアラミス號で歸國の途についた

大野徳風氏【三三】神岡水電株式會社會長大野徳風氏は急性肺炎に罹り牛込區市ヶ谷甲良町一の一の自宅に於いて療養中の虞廿二日午前八時逝去した、享年五十八

相田武治氏【三三】日本織網株式會社々長八坂商事株式會社重役相田武治氏は舊臘來感冒に罹り療養中のところ廿二日午前零時二分澁谷區大山町二三の自宅に於て逝去した、享年七十二

濱名寛祐退陸軍少將【三三】退役陸軍主計少將功四級勳三等濱名寛祐氏は腎臟病のため慶應病院で療養中であつたが廿三日午前一時卅七分逝去した、行年七十五、氏は徳川直參の土族、鴨綠江軍經理部長、第十二師團、近衛師團經理部長、主計監、千住製絨所長、關東軍經理部長を歴任、大正三年日獨戰役に従軍、翌四年二月待命となつた

小崎弘道翁【三三】同志社大學名譽教授、麻布靈南坂基督教會名譽牧師小崎弘道氏は昨年夏以來老衰のため茅ヶ崎の別荘で靜養中のところ廿六日午前十一時永眠した、享年八十三、氏は熊本縣出身、日本基督教聯盟代表者、南洋傳道團長、海外基督教傳道協會會長となり日本基督教界の長老であつた

小林健兒博士【三三】北里研究所内科部長兼同附屬病院院長醫學博士小林健兒氏は廿五日午前六時世田ヶ谷區若林二三の自宅に於て腦溢血の爲め逝去した享年四十六、博士は細菌學の泰斗として知られてゐた

高瀬信郎氏【三三】前東京大學野球聯盟評議員駿野球俱樂部の大先輩たる高瀬信郎氏は急性肺炎で病臥中であつたが廿七日午前二時世田ヶ谷區世田ヶ谷町二ノ一二八の自宅に逝去した、享年四十七

永野修身大將嚴父【三三】前海相軍事參議官永野修身大將嚴父從五位勳五等永野正路氏は豫て腎臟病のため京都府立に入院療養中のところ、廿七日午前二時逝去した、享年七十九

工藤名古屋新聞理事【三三】名古屋新聞理事大阪支社長工藤悞夫氏は豫て腎臟病のため阪大病院で加療中であつたが廿八日午前十一時廿七分遂に死去した、享年四十一

訃

オリンピック

嘉納代表出發

【三三】東京大會の重任を擔つてカイロ會議に出席する日本代表嘉納治五郎氏は關門の大時化に二日間下關市外川棚温泉に滞在してゐたが廿一日正午郵船歐洲航路管崎丸で渡歐の途についた

木下代表動靜

△木下代表ア卿と會見 ロンドン【三三】去る廿日ロンドンに到着した我が陸聯代表木下東作博士は廿二日午前カイロ總會英國委員アバーディア卿と會見、國際陸聯總會並びに東京大會に關する諸問題に就き種々意見の交換を行つた

△木下代表ホルト氏と會見 ロンドン【三三】廿二日午前アバーディア卿と會見した我が陸聯代表木下東作博士は午後一時には英國陸上體協協會副會長兼名譽會計の E. J. ホルト氏並びに協會ベンネット委員と會見、東京から持参した報告書材料によつて日本の準備進捗振りを説明、兩氏は共に日本の誠意を承認した

國際レスリング總會代表決定

【三三】國際レスリング聯盟總會は來る四月十二、三日の兩日ローマに於て開催されるが大日本アマチュアレスリング協會ではオリンピック東京大會に萬全を期すため去る五日丸ビ内協會事務所に於いて緊急理事會を開催代表派遣につき人選協議の結果現協會理事田鶴濱弘氏を推薦代表と決定した、なほ同氏は來る九日横濱出帆の大津丸で鹿島立つこととなつた

競技場建設の市側分擔金決る

【三三】東京市理事者オリンピック東京大會關係委員會は廿三日午前十時から東京市廳市長室に開催オリンピック村を初め東京大會諸競技場の東京市が建設すべき部門に就て市側作製の原案審議を行つた結果市の負擔總額五百萬圓の振り當てを左の通り決定、來週全體會議を開き正式決定をなした昭和十三年度追加豫算として三月の市會に上程する事になつた

△オリンピック村(場所)未定(豫算)百廿萬圓―百五十萬圓
△室内競技場(場所)お茶の水岸體育記念

館隣接(豫算)二百萬圓

△自轉車競技場兼陸上代用競技場(場所)

芝浦(豫算)五十萬圓—六十萬圓

△球技場(場所)現在の芝公園陸上競技場

改造(豫算)六十萬圓

△水上代用プール(場所)現在の隅田公園

プール改造(豫算)十五萬圓—廿圓

又キー聯盟決意を述ぶ

【二三】全日本スキー聯盟小島會長及び小川常務理事は廿四日正午厚生省に兒玉體力局長村田體力課長を訪問F.I.Sの態度如何に不拘飽くまでも冬季札幌大會開催に邁進する旨を述べた

馬術候補選手第二回審査會

【二三】本格的準備に入つた第十二回オリンピック東京大會馬術候補選手第二回審査會は廿七日午前十時半から習志野騎兵學校馬場に於て純馬術、障蹄(單走一回大障蹄二回繰返し)兩競技を舉行

審査員は遊佐少將、山本大佐、伊東少佐等で各選手の使用馬は廿六日抽籤によつて決定した騎兵學校優秀馬を用ひた、審査結果は近く前回の出場選手と共に各審査委員の考査を経て及落が決定される、出場者名及使用馬左の如し

出場者名

岡 幸昌(高知乗馬會)

岩坪貞次郎(京都銀鞍會)

川俣 明(東京馬研)

齋藤 一郎(縣校鞍騎官)

齋藤 金吾(陸軍馬俱)

西 一郎(桐生高工)

武田 正(千葉醫大)

遠藤 高義(愛媛會)

三好 櫻(愛媛會)

純馬 障蹄

術用 松榮

明常 雷夏

精允 沼東

廣定 論王

里櫻 公仁

滋玉 高中

天古 公優

雪越 晴歌

大高 至誠

關東地方選手合宿練習

三月廿五日より四月三日迄十日間

(府立第六高女プール)

藤野 泰吉(愛媛會) 盛劍、方義

水上選手強化計畫決定

【二三】日本水上競技聯盟では廿七日正午から丸の内中央亭に於て臨時代議員會を開催

普及事業計畫、本年度競技日程等を決定發表したが選手強化計畫中では第一線選手を指導員として中等選手の強化に努力を傾注せんとしてゐるのが注目される、尚今夏八月甲子園に於て舉行される全日本選手權大會を以て東京大會第一次豫選會を兼ねることとし、この大會に於ける各種目三位まで及び有望と認める選手若干名をこれに加へて第一次候補選手團を編成することとなつた

▲選手強化事業計畫

A 男子競泳

(イ) 中等選手合宿練習

三月廿五日より四月七日まで二週間

(甲子園室内プール)

△監督 川合喜助(指導者 高石、齋藤、河石、石田(幹事)牧野、新井、(自由形)兒島(背泳)小池、葉室、野田(務)(平泳)

(ロ) Cクラス以上の合同練習

四月五日より廿日まで二週間(帝大プール)

(ハ) 中等選抜選手合宿練習

八月九日より十八日まで十日間(甲子園プール)

(ニ) 第一次候補選手冬季合宿練習

(冬季及春季休暇中)(東京又は大阪)

B 女子競泳

關東地方選手合宿練習

三月廿五日より四月三日迄十日間

(府立第六高女プール)

△監督—菅谷初穂(舊姓松澤) 飛込

(イ) 男子合同練習

四月五日より廿日まで二週間(帝大プール)

(ロ) 關東地方女子選手合同練習

三月廿五日より四月三日まで十日間

(府立第六高女プール)

(ハ) オリニック第一次候補(男女)

合同練習(九月下旬一週間)

D 水球

五月中旬より八月末、獨乙より水球ロイチ招聘、コーチの選定を獨乙側に一任して交渉中

厚生評議會を結成

【二六】厚生評議會有志懇談會は廿八日午後六時から丸の内中央亭に於て開催、日本に於ける厚生運動を支配すべき日本厚生協會(假稱)の組織に就て協議した結果暫定的ながら厚生評議會を結成し幹事長に吉阪俊藏氏、幹事に東京市文書課長磯村英一、組委會競技部囑託白山源三郎氏 Y.M.C.A 名譽主事ダーギン氏、更に厚生省より一名を推薦する事に決定した

競技場建設特別委員決定

【二三】東京大會組委會では廿八日午前十一時から満鐵ビル内事務總長室で常務委員會並に總務部第一委員會合同會議を開催した、決定事項左の通り

一 冬季大會スキー競技に關してスキー聯盟の方針を支持する事

一 競技場建設特別委員會委員を次の如く決定

△組委會側 下村副會長(事務總長代理)三邊、兒玉(厚生次官代理)平沼

(常務委員會)磯村、村田、高島(總務委員會)郷、宮木(宮木氏カイロ出席のため白山氏代行)(事務局)△體協側 末弘事務理事△厚生省側 兒玉體力局長、村田體育、永井施設各課長△東京市側 林(都市計畫)小野(建築)井下(公園)堀(道路建設)山口(體育)森田(公安)安井(財務)谷川(企業)各課長△明治神宮側 未定△競技場施設委員會及科學施設研究會側 山本施設委員長、丹羽科學研究委員△建築専門家 小林正一、岸田日出刀

田鶴濱日本レスリング協會理事の渡歐に對し五千圓の補助費を支給する

東京小兒兒童の大量申込

【二三】この程開かれた東京市小學校長會議で東京市を中心とする小兒兒童全部に一人一回づゝ東京大會を見せる事に衆議一決廿二日淺草第二瑞光小學校長田中篤五郎氏は代表として組委會を訪問申込をなしたが、人員約百萬と聞いて組委會當局も面喰つてゐる

支那體協不参加表明

ローマ【二三】目下ローマに在るオリンピック委員會委員長バリエーラツール伯に對して支那體協會は書簡を寄せて支那は第十二回國際オリンピック大會に参加せず養權の方針である、然し乍ら若し第十二回大會が東京以外の地で開催されるならば喜んでこれに参加し度し

佛委員ア問題調停

パリ【二三】カイロ總會に對するフランス側準備も漸く進捗し總會出席委員はフランスオリンピック委員たるフランソアビエトリ、ポリアック侯、アルバートグラダの三氏が擧つて出る事に決定し

治的意味を含んで居り、オリンピック精神と全く背馳するものである」と問題なくこれを一蹴した

國際水泳は東京大會支持

【二三】國際スキー聯盟總會の悪化から来るべき札幌大會のスキー競技に暗曇たれこめた折柄皮肉にもスケート競技には又となし喜ばしい報道が我がスキー代表大野精七博士から齎らされた、それは大野博士が去る一月ドイツのガルミッシュパルテンキルヘンで國際水泳會長パルレーヤー氏(オランダ)に面會した際同地で開催された國際水泳の理事會に高橋氏と共に招待され、同席上パルレーヤー會長は「来るべき札幌大會には各國萬難を盡し出場しようではないか」と言ふ意味の挨拶を述べ各理事も我が代表を激勵する等札幌大會に對する世界スケート界の空氣は極めて明朗力強い熱意を持つてゐる

パツシユ再び煽る

ロンドン【二三】第十二回オリンピックの奪取を目指して逸早く東京大會不参加の聲を擧げた英國陸上競技協會終身副會長パツシユ氏は其後なほ反東京大會の意志を捨てず廿五日再びロンドンプレス・アツシエーション記者に對して反東京大會を聲明英國陸協が行つた東京大會不参加決議は堂々となされた旨を明言した

た、三代表とも現在の所東京大会に對しては未だ何等の態度を表明して居ないが最近オリンピック運動の隆盛に伴つて各競技團體に於いて新種目を増加せんとする傾向ある事を遺憾とし此の點總會席上これが制限は勿論種目制限等の積極的態度に出る模様である、その他アマチュア資格の限定に關してF.I.S.とI.O.C.の間に紛糾が繰り返されて居る點に鑑み之等缺陷是正を企圖して居る、即ち同氏等の意向はI.O.C. 権限を縮少アマチュア資格或ひは種目制限等競技に直接關係ある事項の決定權は何れもこれを國際競技團體に與へ以て統制系統を一貫せしめんとするものである、若し同氏等の奔走によつて之が承認されれば目下紛糾中のF.I.S. との關係も忽ち解消す可く冬季大会に關し種々困難を負はされて居る我が國にとつては正に救ひの神とも言ふ可きである

國際スキー聯盟總會

第一日

▲開會式(ヘルシンキ)【二三】國際スキー聯盟總會開會式は廿一日午前十一時かち舊議事堂二階で我が大野、高橋兩代表を含む十六ヶ國州三名の全委員出席して行はれた、先づフィンランドスキー聯盟代表フォンヘンケル氏起つて各國委員に對して歓迎の辭を述べ次いで會長オステガード氏のF.I.S. 精神を強調せる開會の辭あつて正午式を終了、午後零時半愈々總會第一日の日程に入った

▲分科會を設置(ヘルシンキ)【二三】廿一日午後零時半から當地舊議事堂で開會された國際スキー聯盟總會第一日は議事

十を審議した後各議題に基き三分科會を決定、夫々審議を行つて廿二日午後開會の總會に提出する事に決定、各分科會委員委員長並びに議題を決定して午後二時半散會、尙各分科會は引續き午後三時から開會した、決定した三分科會並びに委員長議題等次の如し

- 【第一委員會】 △委員長(ハムルトン) スキス △議題 (一)F.I.S. 會則の改正(フィンランド、チエッコ提案)
- (二)國一スキー聯盟主義(同)
- 【第二委員會】 △委員長(マルチン) (オーストリア) △議題 F.I.S. 大會隔年主義(フィンランド提案)
- 【第三委員會】 △委員長(レーデル) (ドイツ) △議題 スキー飛行の問題

尙我が大野代表は第二委員會委員に任命された

▲代表部最後の態度決定(ヘルシンキ)【二三】英國ノルウェーの暗躍で形勢は日に悪化するので、脱退か、他に適當な方策を得るかの難局に直面した我が代表部は總會第二日を迎へるに當つて愈々最後の態度を決定する事となり、百方情報蒐集の結果脱退は日本の單獨脱退では効果的で無いので隔年大會案實施を一九四〇年度以降の大會に適用する事更に同年の大會獲得が必ずしも困難ならむとの見透しを得たので、一先づこれに向つて邁進第二段工作として大會獲得の上で再びF.I.S.とI.O.C.の妥協工作を行ふ方針に決定この旨全日本スキー聯盟に對して訓諭を仰いだ

▲全日本スキー聯盟回訓【二三】日本の最後の態度決定必要の訓諭に接した全日本スキー聯盟は廿二日午前十時滿鐵ビル

内組織委員會に於て稻田嶺間、小川理事等首腦部會合小島會長と打合せの結果、F.I.S.に對しては一九四〇年度大會獲得に邁進すべき事、札幌大會に關してはI.O.C.の決定をあく迄も尊重し大會プログラムにスキーを編入、カイロ總會に於て正式決定を見た上はF.I.S.の決議如何に拘はらず各國に對しオリンピック競技としてスキー競技参加を勧誘してこれに應じた國々のみを以て競技を行ふといふ事に最後の肚を決定、この旨直ちにヘルシンキに訓諭を待つ大野代表宛打電しその奮闘を激勵した

第二日

▲隔年開催は保留(ヘルシンキ)【二三】總會第一日の決定に基き各分科委員會は夫々その分擔議題の審議を行つたが第一委員會の議題一國一スキー聯盟主義並に第三委員會のスキー飛行の問題は何れも總會に持越第二委員會の大會隔年開催問題は四十年年度大會迄從前通り繼續同年度大會は中止と各決定總會協賛を得る事となつた

▲大野代表獨逸案支持(ヘルシンキ)【二三】ドイツ提案の大會隔年開催案を審議す可き第二委員會に出席した大野代表の活躍は目覚ましいものがあつた、即ち大野博士は起つてF.I.S.の融通性なき規約を指摘してドイツ案を支持奇數の年におのみF.I.S. 規則による大會を開催オリンピック大會と同年の場合はF.I.S.は宜しくその冬季競技を援助せよと隔年開催の原則論を二回に亘つて強調、暗に此の日本會議に提案される獨逸案の主旨

を敷衍説明し成功を納めた、これに對する反對論また二、三あつたが、提案國ドイツ代表の奮闘と相俟つて結局一九四〇年度迄は従來通り大會を開催するが一九四一年度大會はこれを中止する事以後の大會に就ては四〇年總會に於て改めて審議する事に決定するに至つた

▲獨逸案否決(ヘルシンキ)【二三】總會第二日は廿二日午後三時から舊議事堂で開會、重要案件の上程に議場白熱の氣漲るものがあつたI.O.C.とF.I.S.の握手を期待しドイツが提案したF.I.S.競技規則第四條アマチュア規定の補足案上程されドイツ委員シュミット氏起つて提案理由説明討論に入つたがスキス、フランス、ノルウェイ、ポーランド、英國等は一樣にいきり立つてガルミツシュ總會に於けるF.I.S. 決議の尊重を叫び、I.O.C.は寧ろF.I.S.の決議に従ふ可きであると強硬に反對僅にスウェーデンが賛成論を述べたのみで提案者のドイツ黙して熱辯を振つたが結局票決に入り賛成派は日、獨、伊の三國にスウェーデン、フィンランド、ハンガリーの三國が加はり九對六で惜敗に終つた、此の結果I.O.C.とF.I.S.の溝は再び深まり札幌大會開催にまた困難が加はるに至つた

▲開催地はカイロ會議後に(ヘルシンキ)【二三】日本が獲得を目指す一九四〇年度大會開催地決定問題はドイツ提案に續いて提案、かねてこの大會を狙つて居たノルウェイは猛然起つて連二無二押切らんとして狂奔この態度に反感を生じてこれ迄日本開催反對の國が突然日本開催論に急變する等議場混亂して收拾つかず遂にこれを理事會に一任しカイロ總會に於てこれを決定する事となつた、これに於いて役員改選は俄然重視されるに至り我が國また大會獲得達成の爲には理事會が痛感されるに至つた

▲役員改選は第三日に(ヘルシンキ)【二三】波瀾を極めた重要二案の決定を行つた總會第二日は引續き日程に入つたがスキー飛行問題は一九四〇年度總會に持越す事に決定、大會隔年開催問題は委員會通り四一年は中止に決定したが四二年度大會は開催する事に決定し隔年開催制採用の如何は同僚四〇年總會に持越す事となつた四〇年度大會開催地理事會一任から俄然重大視されるに至つた役員改選は都合により此の日に遂に上程を見ず總會第三日の廿三日に上程を延期する事となつた、尙四〇年度總會開催地に對してハンガリーより開催希望があり總會の申出で承認日本また總會開催權利の保留を申出た

▲役員一部變更で再選(ヘルシンキ)【二三】總會最終日を迎へた廿三日は午前十時から開會勞務役員改選を附議し引續き競技に關する重要事項を審議午後一時半波瀾を極めた本年度總會議事の審議を終了した、問題視されて居たオーストリア問題は最も注視を集めたがオーストリア代表から全部再選の動議が出て賛成多ク遂に從來第二副會長であつたポナコツカ伯の辭任に際り同伯の推薦に基きチエッコのモゼル氏が就任その他理事國代表者大山鳴動式の感があつた、然し再選の結

第三日

▲役員一部變更で再選(ヘルシンキ)【二三】總會最終日を迎へた廿三日は午前十時から開會勞務役員改選を附議し引續き競技に關する重要事項を審議午後一時半波瀾を極めた本年度總會議事の審議を終了した、問題視されて居たオーストリア問題は最も注視を集めたがオーストリア代表から全部再選の動議が出て賛成多ク遂に從來第二副會長であつたポナコツカ伯の辭任に際り同伯の推薦に基きチエッコのモゼル氏が就任その他理事國代表者大山鳴動式の感があつた、然し再選の結

果は依然として日本に不利ノルウェーに有利と言ふ點は動かす可からざる事實である、決定した役員額爾次次の如し

- △會長 オステガード少佐(諸威)△第一副會長 C.G.D.ハミルトン(瑞典)
- △第二副會長 J.モゼル(チエツコ)△常務理事 ガイ・シユミット(獨逸)△理事 アーノルド・ラン(英國)マルチノ(埃太利)アール(芬蘭)パルモール(佛蘭西)ボナコツサ伯(伊太利)ボプロスキー(波蘭)シユレル(瑞西)△書記 キーランド(諸威)

國際陸聯總會

第一日

▲記録規約委員會 パリ【二三】本年度國際陸上競技聯盟記録規約委員會第一日は總會に先立ち廿五日からフランス陸聯事務所で開催、委員長ブランドジ氏以下ドイツ、イタリー、スウェーデン、ハンガリー、オランダ、フランス、フィンランド等各國委員並に我が代表木下東作博士も委員山本忠興博士の代理として出席各國議案に就き審議を進め正午一先づ休憩、午後三時再開して六時第一日を終了したがかねて提案中の吉岡隆徳選手の百米十秒三が三年越しで公認される等我代表は頗る幸先好いスタートを切つた、尙スターティング・ブロック使用の可否並びに風速問題に就いては小委員會を設け研究する事に決定、特に風速問題に對しては日本側に資料提出を要請した

第二日

▲精密計器使用決定 パリ【二三】國際陸上競技聯盟規約記録委員會第二日は豫

定通り廿六日午前十時からフランス陸聯事務所で開催、前日に引續き各國提案残りの審議を續行正午に至つて漸く一段落を告げた、この結果スタートの厳正化を始め提案諸事項の決定を見たが日本提案の距離或ひは高さ測定に精密計器使用の件は承認可決された

▲影だに見えぬ不参加問題 パリ【二三】國際陸聯規約記録委員會第二日午後の審議は廿六日引續き午後四時からフランス陸聯事務所で開催、問題の東京大會に關する諸事項が上程、各國委員より準備進捗状態、施設等に關する質問が出て木下代表、技術顧問クリンゲベルク氏等より説明があつて和氣藪々裡に懇談を重ね結局東京大會の陸上競技に關する限りはクリンゲベルク、木下東作博士、三藤正及び

に在パリの滿鐵社員秋吉勝廣、渡邊耐三兩氏これにスウェーデン代表エクルンド氏を加へた以上六名を委員とした小委員會を設置これに一任する事に決定した、なほ東京大會参加不参加等の問題等は全然影だに見えず陸聯總會に對する空氣も極めて冷靜で當地スポーツ紙「ロート」の如きは一行だに掲載して居ない程である

▲永井代表パリへ パリ【二三】カイロ總會出席の我が代表永井松三氏は廿六日夜パリに到着した

第三日

▲小委員會決定事項 パリ【二三】東京大會陸上競技に關する諸事項審議を委託された小委員會は規約記録委員會第二日の決定に基づき廿七日の理事會を午後後に控へて午前中開催された、木下東作博士以下三藤正、技術顧問クリンゲベルク、秋

吉勝廣、渡邊耐三、瑞典のエクルンドの各委員出席審議を行つたが東京大會に對する準備状態は満足すべきものと決定、日本側主張の大部分も承認され特に一時重大視されて居た審判員問題も首席審判員が日本人に決定、主な種目に外國審判員各三名、その他は全部日本人と言ふ具合に有利な解決を見た、各決定事項は直ちに午後から行はれる理事會並びに廿八日から開催される總會に上程協賛を得る豫定であるが大體に於いて無修正で承認されるものと見られて居る、尚注目されるのは國際陸聯が大會開催日取を九月末から十月中旬とする意向を示すに至つた事である、決定事項左の如し

- 一 東京大會スタディアムの準備状態に就いては満足するものあり
- 一 日本案はスタートラインをホームストレッヂの終端、カーブの入口に置いて居るが、これを中央に移動する様研究の事
- 一 ライン、カメラ問題も更に研究する事
- 一 スタンド、國際陸聯委員室はこれを改造する事
- 一 マラソコースは東京・三鷹間コースを推薦決定
- 一 陸上競技プログラムの詳細日割決定
- 一 競技審判は國際審判團を設け日本審判團に協力せしむ(イ)投擲、飛躍、競走、競歩の決勝審判計時員の國際審判員は各三名づゝ追加その他の審判員は日本人から選出し國際陸聯が任命の形式を採る(ロ)各審判員の選定は日本陸上競技聯盟が責任を以てこれを決定す(ハ)各部門首席審判員は日本人とし次

席審判には國際審判員を任命する事

- 一 電氣時計は一九三九年七月迄に見本作製すべき事
- 一 マラソコース測定方法は日本案を承認す
- 一 オリピック大會開催日取は國際オリンピック委員會と協議の上九月末又は十月中旬を選ぶ事

▲杉村大使各國代表招待 パリ【二三】我が陸佛大使杉村陽太郎氏は二十七日午後五時大使館に國際陸聯總會出席の各國代表を招待お茶の會を開催した、席上東京大會問題に關する種々な話題が提供され出席者一同日本の空氣を充分知つて大會に對する認識を深め餘興に打興じ和氣藪々裡に散會したが大成功を納める事が出来た

▲エ氏永井氏正副議長に パリ【二三】國際陸上競技聯盟は廿七日を以て規約記録委員會及び理事會を終了、愈々廿八日から總會に入る事となつて廿七日總會の議長並びに副議長の詮衡を行つたがこの結果、我が代表永井松三氏は副議長に決定、議長には聯盟會長エドストローム氏が就任する事となつた

▲國際陸聯總會第一日 パリ【二三】國際陸聯總會は廿八日午前十一時からフランス陸聯の古い本部ルウ・ド・クリンシで第一日を開催、會長エドストローム並に我が永井松三兩氏夫々正副議長席に着き先づ會長エドストロームの各委員歓迎の挨拶、次いで英國代表フアラハム氏より總會開催地變更に關する陳謝、米國代表ブランドジ氏の開催地フランス陸聯

に對する謝辭等あつて議事に入り會議は過ぐるロンドン總會に於て決定された日程に基き圓滿な進行振りを示したが理事會或ひは規約記録委員會に於て提出された個々の問題に就いては相當に議論が行はれ一部議題は次回總會保留又は委員附託のまゝ第一日を終了した、東京大會關係審議事項次の如し

- 一 東京大會の問題に關しては一九三六年ベルリン大會に對し米國に起きた不参加運動を通して間接的な質問があつた程度で止む
- 一 滿洲國陸聯の加盟は次回總會までに同聯盟より正式文書による申込を受理した上、次回總會で決定
- 一 一國の聯盟がオリンピック大會参加を禁止した場合、所屬選手は國際陸聯理事會に提訴し得との規定採用に關してはフランス委員メリカン氏は各國の陸聯は何れもそれ自體完全なる獨立性を持つものであり、國際聯盟は各國聯盟内の事柄に容喙すべきでないとの理由を以て、強硬な反對意見を表明遂に最後の決定を見ず「國際陸聯は加盟各國間の友好眞摯なる協同動作の確立を期し以て世界の和親提携に資せんとす」との條款を採用するに決定した

第四日

▲國際陸聯總會第一日 パリ【二三】國際陸聯總會は廿八日午前十一時からフランス陸聯の古い本部ルウ・ド・クリンシで第一日を開催、會長エドストローム並に我が永井松三兩氏夫々正副議長席に着き先づ會長エドストロームの各委員歓迎の挨拶、次いで英國代表フアラハム氏より總會開催地變更に關する陳謝、米國代表ブランドジ氏の開催地フランス陸聯

滿

洲

國

旬間大觀

滿洲國では、その審議手續が簡單な爲もあり、國家總動員法が勅令を以て公布された。法令の内容は我國の總動員法案と殆ど同様である。

陸軍省の發表によれば、滿洲國內の匪賊は現在一萬に足らずそれも殆ど三江省に追ひ詰められてゐるといふ。この機に於て討伐部隊の辛苦に對し感謝の念を新にせねばならぬが、それに比較してソ聯の不法事件が昨年一年間で百七十件とは憤激に堪えぬ。

滿業に讓渡される滿鐵子會社株が一億七百餘萬圓に評價され滿鐵側も滿洲國側も納得した。滿業にとつても滿鐵にとつても、これですらさらりとスタートを切れるきつかけが出来たわけだ。

山邊侍從武官聖旨傳達式

新東京【二三】畏き邊りより御差遣の侍從武官山邊貞次郎海軍大佐は駐滿海軍部に對する聖旨並に令旨傳達のため廿三日午前九時廿分宿舎ヤマトホテルより谷本司令官以下將兵の出迎へ裡に駐滿海軍部に到着、司令官室に於て谷本司令官以下將校伺候挨拶に對し聖旨並に令旨を傳達した後谷本司令官より讀みて軍狀報告を行ひ次で司令部將校室に於て將兵一同に對する聖旨傳達式が舉行された、式後侍從武官は部内巡視の後十時半駐滿海軍部出發、宮内府に至り皇帝陛下に謁見し同十一時四十分宮内府退出、ヤマトホテルに歸還した

皇弟溥儀上尉夫人の慶事

新東京【二六】滿洲國皇帝御弟溥儀上尉夫人は新東京市立病院に於て廿六日午前五時廿三分玉の如き女子を安産された

駐伊徐公使皇帝陛下に謁見

新東京【二六】新任伊太利公使徐紹卿氏は廿八日午前十一時宮中に參内陛下に拜謁仰付けられ赴任の暇乞を言上し陛下よりも優渥なる激勵の御言葉を賜つた

獨の對滿貿易懇談會

ハンブルグ【二三】獨滿兩國間の貿易親善關係促進の目的を以て設立された對滿貿易懇談會は廿三日午後一時ホテル・ストライトに於て懇談會を開催したがヒトラー總統の滿洲國承認聲明の後を承けて極めて盛會であつた、當日はハンザ・ミ

ユール會社社長イディ氏司會者となりドイツ側からはドイツ海外貿易會議所會頭且つハバク汽船重役ヘルフエリツヒ氏、北獨ロイド重役且つメルヘル商會主リンデマン氏他有力極東貿易商五十名出席、滿洲國側からは在獨通商代表加藤日吉氏並に在ハンブルグ石坂善五郎氏は賓客としハンブルグ駐在帝國總領事江戶千太郎氏以下邦人會社代表が多數出席した、席上リンデマン氏は獨滿兩國の協力を力説して次ぎの如き演説をなした

ヒトラー總統は滿洲國承認によりドイツの極東外交の基調を明確にし我々當業者は喜悅してゐる、從來色々氣まづい思ひもした、今後はヒトラー總統明示の如く邁進するつもりである、自分は最近英米兩國滞在中ベルリン・東京樞軸の意義を自ら體驗した、今後政治上及び國民間の提携が貿易にも實現するのを期待し、又日獨海運業提携も希望する

☆ 政治・外交

國家總動員法勅令公布さる

新東京【二六】近代戦の特質上戦時若くは事變に際し國家はその人的物的一切の資源を擧げて國防上最も有効に發揮し國防の目的を達成するため之が國家統制下に運用を完了すべく政府では日本と呼應して國家總動員法を制定公布することとなり先般國務院會議に於て右法案の可決を見たので廿五日參議院會議の御諮問を経廿六日勅令を以て同法案を公布した(法令内容は日本の國家總動員法と大略等し一前號「政治・外交」欄参照)

國債一億圓發行

【二六】滿洲國政府は滿洲重工業開發會社に現物出資するため滿鐵より昭和製鋼所外四社の株式一億七百餘圓を譲り受けることになつて居るが、之に要する資金として滿洲國債一億圓を發行するに決定し過般來大藏省其他關係方面と折衝中のところ廿八日興銀並に滿洲國債引受シンジケート團引受を以て正式調印を了した

獨、滿洲國承認(前號参照)

滿洲國外務局長官談

新東京【二三】ドイツの滿洲國承認内通知に接した滿洲國政府では廿一日午後一時卅分次の如き外務局長官談を發表した

一昨年四月我國はドイツ國との間に貿易協定を締結し昨年五月更にこれを三年間延長するの協定を締結した結果兩國間の通商關係は益々順調に増進せられた、あるが他方政治的にも防共に関する政策の一致其他に基き兩國間の國交は日に増し親密を加へつゝある状態である、而して今般駐獨滿洲國通商代表よりの公電によればヒトラー總統は昨日議會に於て滿洲國正式承認を聲明せられた趣きであるが近くドイツ政府から正式に右趣き通告に接することを得て居る次第である、この事は從來の兩國親善關係に一層拍車をかけるものであつて寔に感謝且慶賀に堪えない次第である、是に盟邦日本國及ドイツ、イタリア兩國に防共協定の締結あり更に客年十一月にはイタリア國の我國正式承認あり今又ドイツ國の正式承認行はるればこゝに東に日滿、西

に獨伊の各友邦より成る防共陣營は益々鞏固を加ふるに至り眞の世界平和に貢獻するところ従つて又大なるものであるべき事は言を俟たざるところである又從來ドイツ國は油脂原料として我國の大豆を多量に輸入し又我國は産業五ヶ年計畫遂行上優秀なるドイツ工業製品を續々購入してゐるのであるが同國の我が國正式承認決行により兩國間政治外交關係は益々密接となつて行くものと期待される

日本外務當局談

【二三】外務省ではドイツ國の滿洲國承認につき廿一日午後左の如き當局談を發表した

昨二月廿日獨逸國議會に於て「ヒトラー」宰相が獨逸は滿洲國を承認する旨宣言したる事に付ては在獨東郷大使より公報があつた、抑々獨逸と滿洲國とは昭和十一年滿獨通商協定の成立を見て事實上密接なる關係に在つたので正式承認は時期の問題と見られて居たのであるが種々の事情より今日に及んだのである、今回「ヒトラー」宰相が英蘭を以て承認を大層を明察したるものとして世界の大局を明察したるものとして敬服に堪へぬ所であると共に現實に即せぬ國際聯盟や没落の蔭政權の受くる打撃は想像に餘りある、又是に伊太利、西班牙兩國に依り承認せられたる滿洲國が今回更に獨逸の承認を得て其の國際的地位を益々鞏固にしたる事は衷心慶賀に堪へない

今回の獨逸の舉に依り防共の大精神を以て結ばるゝ日獨伊滿の關係が益々緊密化せらるることゝを喜ぶと共に獨逸の

滿洲國承認が物質的利益を超越したる友誼的精神の表現なることを認識して充分感謝の意を表すべきであると思ふ

在支獨大使館聲明書發表

上海【二三】獨逸の滿洲國承認は中國朝野に多大の反響を齎したが漢口の獨逸大使館は廿二日D.N.B通信社を通じて左の聲明書を發表した

去る二月廿日ヒトラー總統が國會に於てなしたる滿洲國承認に關する演説に關し獨逸官邊では右は中國に反對する行爲なりとは解釋出來ないとしてゐる

右は何卒日支事變とは關係なきものであつて獨逸の外交政策の一部として解釋されねばならない即ち獨逸では國際聯盟の政策より脱却せんと欲し、且つその外交政策を事實と現實の基礎の上に置かん事を希望するものである、獨逸はこれこそ抽象的な決議を以て徒らに誤れる希望を抱かしむるが如き國際聯盟の手段よりも優れたる政策である

と思考する、ヒトラー總統の演説に於ては現在の日支事變は世界赤化の危険と云ふ觀點から考察されて居り之に關して日獨防共協定に言葉及ぼしてゐる、然し乍らこれと同時にヒトラー總統は獨逸が戰爭の一方に加擔する必要はなく又斯る希望を有せざる事を明確ならしめたのである、獨逸は現在も從來と同じく中立を守り中國及び中國民衆と傳統的友好を維持すべく決定されたのである

▲ソ聯紙報道せず、モスクワ【二三】ソヴエト各紙は廿一日の紙上イデーデン英國外相の辭職を大きく報道して居るがヒト

ラー總統の滿洲國承認記事は一行も掲載して居ない

▲承認効力發生期 【二三】ドイツ國の滿洲國承認は廿日のヒトラー總統の國會演説により直ちに効力を發するものなりや否やについては國際法上議論あるところであるが、我外務當局では一國の元首たるヒトラーの公開演説中に於ける「滿洲國を承認する」との宣言を以て充分なりとし、殘るは事務的の手續問題のみなりとの見解を持してゐる

新京【二三】駐滿ドイツ通商代表クノール博士は廿五日午後國務院に張總理を訪問非公式申出としてドイツ政府はヒトラー總統が公開演説を行ひたる二月廿日を以て滿洲國承認をなしたる旨を述べ更に近く正式通告をなすべき旨本國政府より通告に接したることを併せ附言して辭去した

初代公使クノール博士か ベルリン【二三】ドイツ政府は廿日ヒトラー總統の國會演説により滿洲國を正式承認したが廿六日アヴァス通信社ベルリ支局が權威ある筋から確報するに初代駐滿ドイツ公使には現駐滿ドイツ通商代表クノール博士が任命されることに内定した模様である

☆國防

滿洲國治安現況

▲【二六】陸軍省では三月一日の滿洲帝國建國記念日を控えて廿八日同國の治安狀況に關し左の如く發表した

(陸軍省發表) 盟邦滿洲國は日に日に堅實なる發達を遂げあるが其治安の現況左の如し

一 滿洲國の治安は日滿軍警不斷の討伐及之に伴ふ治安工作の進捗により益々良境に進みありて目下活動しある主要匪團の總數は約一萬以内と推算せらる

二 此等匪團は殆ど思想匪にして其の大半は東北地區たる三江省に壓縮せられ又一部は東邊道方面山地帶内に潜行し討伐隊の鋭鋒を避けつゝあり

三 然れども此等匪團中には衣食銃器の獲得の爲時々警備が薄弱なる村落を襲撃することなしとせず、仍て軍警協力之が防遏の萬全を期すると共に昨冬以來匪團殲滅のため積極的討伐を實行せり

四 昭和十二年度に於ける匪賊討伐の成果は第一、第二表の如く又滿洲事變動發以來匪賊増減狀況は第三表の如し

▲第一表 昭和十二年自一月至十二月 日滿軍匪賊討伐成果一覽表

區分	日軍	滿軍	計
戰死	二九	二九	五八
戰傷	四一	五九	一〇〇
匪賊			九七
遺棄死體	六、五二	五、五〇	一一、〇二
捕虜	一、三九	六八	七〇
小銃	二、八五	二、三三	五、一八
彈藥	一〇、六四	五、七三	一六、三七
拳銃	一、四三	六八	六九
同 彈藥	三、九五	二、七五	六、七〇
人質奪還	五八	三六	九四

▲第二表 (同) 潜伏匪賊檢査調査表

區分	逮捕數	斃匪數	計
匪首	一、九元	三三	三三
非匪首	一、九五	七、一六三	八、一五八
通匪者	三、九元	三、六三	七、六二
合計	六、九三	一三、二二	一九、一五五

▲第三表 昭和七年以降在滿匪賊數一覽表

昭和七年一月	六二、〇〇〇	昭九、一	五六、〇〇〇
二月	七五、三〇〇	二	三五、〇〇〇
三月	一〇〇、〇〇〇	三	二四、〇〇〇
四月	一一五、〇〇〇	四	一八、四〇〇
五月	一五六、〇〇〇	五	二二、五〇〇
六月	一七八、〇〇〇	六	二六、五〇〇
七月	一八三、〇〇〇	七	二八、三〇〇
八月	一三七、〇〇〇	八	二八、六〇〇
九月	一一〇、〇〇〇	九	三三、〇〇〇
十月	一三五、〇〇〇		四五、〇〇〇
十一月	一一一、〇〇〇		四〇、〇〇〇
十二月	八六、〇〇〇		三二、〇〇〇

(熱河省內義勇軍軍政治的策動開始) 昭八、一 八四、〇〇〇

(冬季討伐) 昭二〇、一 一一、〇〇〇

(同右續) 二 一一、〇〇〇

(吉林省大討伐) 一 三三、〇〇〇

二 二五、〇〇〇

三 一一、〇〇〇

四 二二、〇〇〇

五 一一、〇〇〇

六 一一、〇〇〇

七 一一、〇〇〇

八 一一、〇〇〇

九 一一、〇〇〇

(東邊道討伐) 昭九、一 五六、〇〇〇

二 三五、〇〇〇

三 二四、〇〇〇

四 一八、四〇〇

五 二二、五〇〇

六 二六、五〇〇

七 二八、三〇〇

八 二八、六〇〇

九 三三、〇〇〇

四〇、〇〇〇

(吉林省大討伐) 一 三三、〇〇〇

二 二五、〇〇〇

三 一一、〇〇〇

四 二二、〇〇〇

五 一一、〇〇〇

六 一一、〇〇〇

七 一一、〇〇〇

八 一一、〇〇〇

九 一一、〇〇〇

(東邊道三角地帶奉吉省地討伐) 昭九、一 九四、〇〇〇

二 二八、〇〇〇

三 一九、〇〇〇

四 二八、〇〇〇

五 二七、〇〇〇

六 二七、〇〇〇

七 二八、〇〇〇

八 一九、〇〇〇

九 二八、〇〇〇

(同右續) 一〇 一一、七〇〇

(秋季討伐)

二〇、〇〇〇

(中旬まで秋季討伐)

一九、〇〇〇

一三、五〇〇

(冬季討伐)

一五、〇〇〇

(同右續)

一七、〇〇〇

二〇、〇〇〇

一八、九三〇

一六、〇〇〇

一六、〇〇〇

一九、〇〇〇

一八、〇〇〇

一三、〇〇〇

(秋季討伐)

一一、〇〇〇

(同右續)

一一、八〇〇

一一、五〇〇

一一、四〇〇

一一、四〇〇

一一、九〇〇

一〇、五〇〇

一〇、四〇〇

一一、三〇〇

一一、六〇〇

一〇、三〇〇

一〇、一〇〇

九、〇〇〇

△備考 (一)四月五月における増加は冬眠終了後において新地盤を獲得せんが爲め活動を開始するによる(二)夏より初秋にかけての増加は夏季高梁茂し活動容易なる爲めと變て来る收穫期において搾取を行ふ準備の爲めに狂奔するによる

對ソ關係

昨年中のソ聯不法事件數

新京【三三】滿ソ、滿蒙兩國境に於けるソ聯側の挑動的な不法行為は支那事變勃發を契機として稍々消極的態度に變じ從來の對外反擊工作中を中止して對内強化策を採る一方新に對外反擊工作の重點を蒙疆側面地區の外蒙國境に集中し赤化南進勢力の據點確保に出でつゝあるが昭和十二年度に於けるソ聯側の滿ソ、滿蒙兩國境に於ける不法越境、領空侵犯、不法拉致射擊事件は昨年六月末全世界の視聽を集めた乾笥子島事件を初めとして百七十件の多きに達して居る、之を東、西、北、滿蒙の四國境別に見ると東部國境に於ける不法越境卅四件、不法領空侵犯飛行十六件、不法拉致廿六件、不法射擊廿八件、その他八件の百廿件、北部國境方面に於ては不法越境二件、不法拉致事件十件、不法射擊十件其他五件の廿七件、西部國境方面では不法越境二件、不法拉致二件、不法射擊五件の九件であつて滿蒙國境方面に於いては不法越境十四件、不法領空侵犯飛行二件、不法拉致四件、不法射擊二件の廿二件である、尙本年一月以來の國境方面に於けるソ聯側の不法行為は極めて悪質に變化し偽裝軍用飛行機による領空侵犯及び共產匪團を使賊して滿洲國內の日滿蒙の状況を偵察し又はワラジオ赤化工作により滿洲國境内に潜入せしめ地區の無住地帯の設定を急ぎ國境防備を固めつゝあることは注目に値する

ノルミ山越境事件

京城【三二】咸北慶興對岸蘇滿國境ノルミ山(滿領)へ不法侵入せるソ聯軍の行動に付朝鮮軍では廿八日左の如く發表した(朝鮮軍報道部發表) 廿五、六兩日に互リノルミ山(五家子東南方高地)附近に進出せるソ兵(歩隊)百數十名は大部分後方に後退せるも廿七日ノルミ山には依然若干名停止しあり尙廿六日土門子方面に於てソ機二回越境せるも直ちにバラバシ方面に遁走せり、我が部隊は所要地點に於て嚴重警戒中なり

滿洲國抗議

▲滿洲國抗議 新京【三二】滿ソ國境滿領ノルミ山に於るソ聯兵の不法越境事件に關し滿洲國外交部當局は廿八日午後駐哈外交特派員に對し駐哈ソ聯總領事代理クズネツォフ氏を経てソ聯政府に嚴重抗議せしめた

☆經濟産業

滿洲油化工業役員決定

新京【三三】滿洲油化工業株式會社では今回増資改組を施行することとなり新會社の創立總會を廿二日午前十時から開催定款人事株式割當等を決定した、新會社は資本金二千萬元(四分ノ一拂込)の滿洲國特殊會社で資本金のうち滿洲國政府より一千萬元、滿洲興銀より五百萬元が出資される、同社は四平街に工場を持ち低溫乾溜法に依るガソリン一萬噸の生産設備を建設中だが増資に依り新たに同所に水素添加法に依る設備を行ふ等五ヶ年後の生産總定は五萬噸である、尙本日の總會で左の如く役員を決定した

理事長 田昌△常務理事 濱順△理事 平田重兵衛、米山辰夫、黒井千代吉、王宇清△幹事、並木彌十郎、河本大作 橋本圭三郎

滿洲興銀株主總會

新京【三三】滿洲興銀では廿二日午前十時半同本店に於て第二回通常株主總會を開催し康徳四年度下半期營業報告書、貸借對照表、財産目録、損益計算書並に同期利益金處分案を附議承認し、同十一時半閉會した

第二期利益金分配

一 國幣 一千七十四萬八千十四圓九角九分
一 國幣 九百七十四萬四千二百二十六圓二角五分六釐
当期總損益金 九分
当期純益金 九分
当期總損益金 九分

國幣 一百萬三千七百八十八圓七角三分四釐
國幣 二十二萬七千七百九十九圓四角六分
合計國幣 一百二十三萬一千五百八十八圓一角九分四釐

內
國幣 四十五萬圓 缺損補填積立金
國幣 七萬五千圓 配當平均積立金
國幣 五萬圓 行員退職慰勞積立金
國幣 三十七萬五千圓(年五分の割)
株主配當金
國幣 五萬圓 役員賞與金
國幣 二十三萬一千五百八十八圓一角四分四釐 後期繰越金

滿洲鑛山創立總會

新京【三三】滿蒙の子會社として設立される滿洲鑛山株式會社では廿五日創立總會を開催、定款人事その他を決定愈々來る廿八日頃設立登記を行ふ、新設鑛山會社は資本金五千萬元四分の一拂込みで全額滿蒙引受け事業範圍は主として金銀銅アルミニウム亜鉛等の採掘をそのため奉天通化及び熱河の三個所に出張所を設けるの三地點を根據として事業遂行に當る方針である、尙は同社役員左の如し

會長 鮎川義介△社長 島田利吉△常務理事(總務部長) 木村兼孝、同(鑛業部長) 加藤徳夫、同(調査部長) 大岩銀家△理事 山田敬亮、奥村慎次、田中恭△監事 齋藤晴彦(外一名缺員)

滿洲中央銀行

新京【三三】滿洲中央銀行は廿六日午後二時より本店會議室に於て第十一回通常株主總會を開催し康徳四年度下半期營業報告及び決算報告を附議これを承認、同期配當金年六分拂置を決定し同三時散會した、利益金處分案左の如し

國幣 一千十五萬四千九百廿八圓九角一分
國幣 九百十六萬九千二百九十三圓五角五分
國幣 九十八萬五千六百卅五圓三角六分
前期繰越金 七十三萬七千五百八十圓一角五分
当期利益金合計 百七十二萬三千二百十五圓五角一分
此の處分左の如し

缺損補填準備積立 十萬圓
配當平均準備積立 五萬圓
特別積立 卅萬圓
役員賞與 五萬六千圓
株主配當金(年六分) 四十五萬圓
後期繰越金 七十六萬七千二百十五圓五角一分

滿洲紡績一割六分三厘操短

新京【二五】滿洲國の本年度原綿輸入制限額は二千萬圓であるが、既に四月までは割當済みにつき五月以降の殘額一千四百萬圓に對し滿洲綿業聯合會委員會では協議の結果この際政府の主義を尊重して自發的に繰業を短縮する事に決定來る三月より一割六分三厘の操短を各社適宜の休日制により實行する事となつた

全滿鐵道運費統一

大連【二六】滿鐵では滿洲國の産業五ヶ年計畫に即應し滿洲産業開發促進の見地から全滿鐵道運費の大改正を企圖し廿五日の奉天に於ける重役會議に於て決定を見たが右改正案の骨子は次の如くである
一 従来の社(滿鐵線)國(滿洲國鐵道)線の二元的運賃制を改正社國線一本立システムを採用し遠距離遞減率を採用
一 原礦は等級制を改正、車扱ひ三等級小口扱ひ二等級程度に簡易化し特産物木材、石灰、原礦を特殊品目として別個の運賃制を採用し新年度より石灰に適用の豫定で右新運賃實施により滿鐵は總額一千萬圓の收入減となる

連絡運輸運賃率改正

奉天【二七】鐵道總局では他の運輸機關との連絡運輸に適用すべき運賃換算率を左の如く改正三月一日より實施すること

なつた

- 一 歐亞連絡貨物運送、日滿連絡旅客及び手小荷物運輸に適用すべき換算率(百米弗に付三百四十一圓八十八錢)
- 一 シベリヤ經由歐亞旅客及び手小荷物運輸に適用すべき換算率(運賃單位に付五圓七十八錢八厘)

滿鐵子會社株評價完了

▲評價委員會議了 新京【二八】滿洲重工業開發會社に讓渡される滿鐵所有子會社株の評價委員會に廿四日午前十時より關東局分館三階會議室に開かれ吉田委員長を初め大河内理研所長、田中央銀行總裁、富田興銀總裁、武部關東局長、田中同監理部長、西村經濟部次長、岸産業部次長、中井日鐵社長(代理)夏來日本興銀總裁(代理)等各委員出席の下に評價議題を討議し正午過終了した、會議終了後吉田委員長は委員會經過に就き左の如く發表した
東京に於て審議された案の内容に就き自分から詳細に説明審議の結果全會一致を以て原案通り可決した

讓渡株受渡三月中旬迄に終了

▲讓渡株受渡三月中旬迄に終了 新京【二九】滿鐵讓渡株評價が決定し滿洲國政府は近く滿鐵との間に此の株式受渡しに就いて協議を行ふが受渡しは大體三月中旬迄には之を終了せしめる方針である然して滿洲國政府の滿業に對する拂込金一億九千八百卅七萬五千圓は三月一日現金出資を以て行はれる筈のところ、當日は休日爲翌日の三月二日に行はれるのが財源は既に交渉済みの日本に於て融通を受ける滿洲國債一億圓及び中銀引受の一億圓の國債を以て賄ひ此の現金出資を受けた滿業は更めて滿洲國政府より

り昭和製鋼は四社の株式の買収を爲す等である、かくて滿業の重工業支配の第一段階を終ることになるが滿洲國が日本シンチケート團より借入れる國債金一億圓は順次日本起債市場の情勢に應じ國債發行の手續きをとる筈である

滿鐵、評價を承認【二六】

▲滿鐵、評價を承認【二六】昭和製鋼所他四社の讓渡評價額につき滿鐵では評價委員會査定通りこれを承認することに決定したので廿八日關東局を通じて對滿事務局に讓渡認可方を申請した、而して滿鐵ではこれが認可を俟つて一兩日中に新京に於て滿洲國政府に株式の讓渡をなし讓渡代金一億七百餘萬圓は同時に東京に於て受取り三月分所要資金約二千萬圓を控除し殘額を既定方針通り直にシ團よりの前借金七千四百萬圓並に本年度中に償還期限の到來する五分五厘高利債二口計六千五百萬圓の一部償還に振向けることになつたがこれが振當て額の決定は改めてシ團と協議し決定する筈である

價額一億七百四十七萬圓【二六】

▲價額一億七百四十七萬圓【二六】(對滿事務局發表) 滿洲重工業開發會社の設立に伴つて滿鐵より滿洲國政府に讓渡せられ更に滿洲國政府より重工業會社に現物出資せらるべき昭和製鋼所外四社の株式に關しては疊に日滿兩國政府より陸軍大將吉田豊彦氏外十一名の委員に之が評價を委嘱中であつたが該委員會は十回の會合を重ねて研究審議の結果全會一致を以て評價を決定し去る廿六日兩國政府に對し答申を提出した、評價額は左の如くである

讓渡株式評價

一株當拂	同上評	讓渡株	讓渡價
込金額	價格	數千株	額千圓

- 一 昭和製鋼所 七圓 一、一〇〇、七、〇〇〇
- 二 滿洲炭礦會社 七圓 一、〇〇〇、〇〇〇
- 三 滿洲探金會社 五圓 五〇〇、〇〇〇
- 四 同和自動車會社 五圓 五〇〇、〇〇〇
- 五 滿洲輕金屬會社 五圓 五〇〇、〇〇〇
- 合計 一五圓 一、五〇〇、〇〇〇

政府は直ちに右評價額を滿鐵に示し滿鐵は重役會に於て決議の上廿八日東京で開かれた監事會の諒解をも得て右評價額を以て讓渡を行ふ事に決定した、買主たる滿洲國政府も右評價額を受諾することに決定し居り日本政府も勿論これを承認する意向である、右讓受資金調達爲にする滿洲國債の發行も既に内定せる模様であるから讓渡は所定の手續を経て近日中實行せらるる筈である

滿洲石油増配

大連【二六】滿洲石油會社は廿八日定時株主總會を開催、今期配當年七分(一分増配)を附議決定した

滿鐵現業員二千名招聘

大連【二七】滿鐵では事變發生以來北支方面に移しく多數の社員を派遣し現在滿鐵各ヶ所の定員は非常な缺員を生じ殊に鐵道方面に於ては極度の現業員不足を來してゐるので鐵道省及び朝鮮鐵道局に交渉の結果約二千名を招聘するに決定既にその證衡を見たので之等新入社員は近く來滿全滿各地に配屬第一線に活躍することとなつた

ドイツ青年教育の精神

(ベルリン發郵便) ナチス黨は「第三帝國」を建設して以來、一切のユダヤ的な文化を排し、ゲルマン的な新文化の創造に邁進して居るが、ナチス哲學の創造者で黨の理論的指導者として知られるアルフレッド・ローゼンベルグ博士は最近ベルリンで開かれた黨地方大會の席上、ドイツに於ける絕對者は「祖國」なりとし、ナチスの教育精神を闡明して次の様に述べて居る。

悠久なる國家ドイツは一切の教會宗派、信條の上に立つものである、従つて最も神聖なる國家的價値を侵犯し乃至はこれが導入を妨害するすべての制度は最早ドイツの青年を教育することは出来ない、ドイツの青年はドイツを救つた者によつてのみ教育され得べくドイツを棄てた者によつて教育されるべきではない

放送寫眞新聞

(ニューヨーク發郵便) 寫眞新聞を無線放送で各家庭へ送る新裝置が今回來國でデビューすることとなつたその方法は大量電送寫眞と類似で違ふ點はこちらはラヂオで放送され寫眞の映像がカーボン紙を敷いた紙の上を動き走る様に動作することである、この放送寫眞新聞發行の爲既に大放送局が實驗を認可され四放送局が出願中である、實驗用受信裝置の製作費用は現在一箇百弗だが多量生産の方法によれば卅弗弗乃至卅五弗まで引下けることが出来るこの試みが實驗から實用へと移つた場合には新聞の強い競争者と豫想されてゐる。

世界情勢

旬間大觀

先月末、日と同じうして行はれたヒトラー總統の國會演説とイーデン外相の辭職とは、國際政局の上に大きな渦を巻き起こした。ヨーロッパに於ける各國の錯綜した利害關係は、この二大渦を繞つて更に幾つかの微妙な中小の渦を巻き出し出する。これらの渦が何處に歸趨するか、その底流を爲す諸勢力の動きこそ觀物である。廿四日に行はれたオーストリア國會に於けるシュニニク首相の演説は、豫想された防共協定、滿洲國承認問題には觸れず、オーストリアの獨立を強調するに止まつた。この演説の背後には、英伊の策動があつたとも傳へられてゐるが、愈々再開される英伊會談の進行およびフランス外交の進路は、今後の國際政局を卜する鍵として、全世界のひとしく注目するところである。

この時、ソ聯邦に於ては、赤軍廿周年を祝ふと共にルイコフ、プーハリン兩巨頭以下の反革命陰謀事件を公判に附することゝなつた。

國際艦艇競爭

エスカレーター會談再開

ロンドン【二三】ロンドン海軍條約のエスカレーター條項援用に關する英米佛三國交渉はイーデン外相辭職を繞る英國の政變のため一時中止の形となつてゐたが、愈々近日中に再開することになつた模様である。エスカレーター條項援用により英米兩國政府は三萬五千トン以上の超弩級主力艦建造に着手するのは既定の事實と見られるがフランス政府のみは獨伊兩國政府が同様大型主力艦建造の方針を決定しない限り三萬五千トン以上の主力艦建造を行ふ意思はないと傳へられる。

三國海軍會談英は消極的

ロンドン【二六】英米佛三國政府は一日よりロンドンに於て海軍専門家會議を開催し帝國政府の建艦通報拒否回答に對處する今後の方針を決定することゝなつたが廿八日ロイテル通信社の報道によれば明日の會議は單に意見交換の範圍を出でず確定的な對策は決定に至るまいと見られる。これは英國政府が善し當り建艦競争を誘致するが如きエスカレーター條項の援用を見極めた上その方針を確定せんとする消極的方针をとつてゐるためである。一方アヴァス通信社ロンドン支局は消息通の情報として三國専門家會議の成行につき左の如き觀測を下してゐる。英國政府當局はエスカレーター條項の即時

援用の方針を極力避け主として米國政府の態度を見極めた上最後の方針を決定する意向である。蓋し日米兩國が條約の制限以上に建艦を行ふことに決定すれば英國としてもこれに後れをとることが出来ないからである。尤も英國海軍當局は今直ちにエスカレーター條項を援用するのは時宜を得ないと言明してゐる。英國政府が斯く消極的になつたのは最近の東京來電によると日本政府が建艦通報要求に對し拒否回答を行つたのは英米佛三國の對日覺書が最後通牒的な色彩があつた爲であり且つ日本政府としては當局者が再三強調してゐる如く條約制限以上の大建艦を行ふ意圖がないことが明かになつたことゝ又他面英國が卒先建艦に乗り出せば佛獨伊各國にもその影響を及ぼし今後の英獨、英伊會談も難かしくなるかと考へたからである。即ち英國が従来の建艦計畫を變更せぬ限り獨伊兩國もその建艦計畫變更の理由なく又獨伊兩國の建艦計畫に變化なき限りフランスも又建艦計畫變更を加ふる必要がなくなるので建艦噸數の大を競ふのは得策でないかと考へてゐるからである。かくて結局米國政府の態度如何が事態を決定することゝなるわけである。而して米國政府はエスカレーター條項を即時援用し條約制限以上の大主力艦大巡洋艦の建艦開始の方針を決定してゐると傳へられるが英國政府は米國政府を説得してその決定を數週間延期せしめることゝならう。従つて今後の世界海軍の建艦量は果して英國が米國を納得させ得るか否かにかゝつてゐるわけだ。

海軍鐵口令を通過

ワシントン【二三】最近スワンソン海軍長官、リー作戰部長以下米海軍首腦は米國內に於ける平和主義者連が新海軍擴張案を誇大に宣傳し反戰熱を煽り立てゝゐるのに憤慨してゐると傳へられるが廿一日UPワシントン支局の報道によれば海軍當局では今後平和主義者連の宣傳に利用されぬ様部内で充分慎重に行動する様左の如く海軍各機關に通達したといはれる。

- 一、反軍擴宣傳に利用され得るラヂオ放送を中止する
- 一、不用意な言明を全面的に慎む
- 一、軍事普及に關する内規を嚴重に遵守する

下院海軍委員會續開

ワシントン【二三】下院海軍委員會は前週討論の後を承け廿一日も續開、海軍建艦局長デューボース少將は造船所の改造を力説し左の如く述べた

ヴァインソン案中に包含されてゐる建艦計畫の完成は今後少くとも八年乃至十年を必要としやう、海軍は同時に造船所の改造を行はなければならぬ、海軍造船所の改造が行はなければ現在進行中の建艦計畫も遅延の已むなきに立ち到るであらう、若し建艦設備が擴充されるなら本年から一九四五年七月一日迄の期間に主力艦十二隻を起工することが出来る、更に艦型に就いては五萬噸級主力艦の大きさは全長約九百八十呎、噸約百八呎であるからバナマ運河の通過は極めて容易であらう

民主黨議員バイロン・スコット氏の太平洋岸に於ける日本漁船に關する質問に應

へて曰く

漁船のみならず其他の商船は容易に水雷艇頭設艦に改造し得、更に水雷發射管をも備へることが出来やう

軍艦の脆弱性を暴露

ワシントン【二三】米海軍當局は軍艦に對する空襲効果に關する實驗成績を嚴秘に附してゐると言はれてゐるが民主黨下院議員メイヴアリック・モレイ氏は廿三日米海軍の秘密主義を攻撃して次の如く語つた

空襲試驗の結果、軍艦は飛行機の攻撃に對しては極めて脆いことが實證されたと言はれるが海軍當局は斯る事實を發表して海軍擴張案に支障を來すことを懼れこれを嚴秘に附してゐる、最近太平洋で行はれた實驗の結果、飛行隊は艦隊の所在を發見する能力を發揮したのみではなく、軍艦を撃沈するには必ずしも爆彈の直接命中を必要とせず二千噸度の爆彈は只軍艦の附近に落下しただけでも優にその爆破反動で大巡洋艦を無能力化することが實證された由である、この際右問題を研究する爲上、下院議員各三名、一般市民九名よりなる委員會を組織して軍事顧問と協力、一九三九年一月迄に議會に報告書を出し得るやうにしたいと思ふ

メイヴアリック議員は既に陸海兩省に對し右の要望を提示したがこれに對し兩省首腦部はメイヴアリック議員の所論を全般的に否定し現在迄飛行機によつて撃沈されたのは揚子江上に於ける「バネー」號の例があるに過ぎずこれと決して軍艦の飛行機に對する無能力振を示した好例とは見做し得ずとなし却つて日英伊各國

米國

の大建艦計畫に注意を向けるべきだと云つてゐる

大西洋艦隊の所要兵力

ワシントン【三三】米國下院海軍委員會は廿三日もウインソン海軍擴張案に關する審議を續け、再び海軍造船局長ウイリアム・デニボース少將の出席を求めて専門的意見を聴取したがデニボース少將は米海軍が獨立の大西洋艦隊を維持せんとする場合は所要兵力量につき左の如き證言を行つた

若し米國が太平洋とは全然別個に大西洋に獨立艦隊を維持しやうとするならば百六十六隻の新艦を建造しなければならぬ、その内譯は主力艦十二隻、航空母艦六隻、甲級巡洋艦十二隻、乙級巡洋艦十八隻、驅逐艦七十七隻、潜水艦三十六隻となるがその他には補助艦艇五十三隻が必要である、この所要經費は卅二億弗以上の巨額に達するが造船所の設備に充分の擴張、改良を加へても本建艦計畫の完成には十年の歳月を要する、なほこの數字はスワンドン海軍長官、リー海軍作戦部長と協議の上作成したものである

次で英米兩國軍艦の航續力の優劣に關し質問が提起されたが、これに對しデニボース少將は左の如き説明を行つた
米國の軍艦は大西洋に於ても遠く基地を離れて作戦しなければならぬのに反し英國の軍艦は適當な基地の附近で作戦出来るのであるから米國軍艦の行動半徑は英國軍艦よりも遙かに大きくなければならぬ

なほデニボース少將の説明後ウインソン委員長は記者團と會見し米國は現在のところ大西洋獨立艦隊の建造を考慮してゐない旨を明にし左の如く言明した
米國政府も海軍省も現在のところ大西洋獨立艦隊の建造についてはまだ何も考へてゐない、米國がワシントン條約所定の五、五、三の比率を維持してゐる限り米國の海軍兵力は大西洋、太平洋の同時防衛に充分堪へ得ると思ふ

建艦案反對論

ワシントン【三三】米國下院海軍委員會は廿四日も新ウインソン案を中心に審議を續行したがこの日は民主黨の各議員連が夫々獨自の見地から海軍の大擴張計畫に反對の意向を表明し注目惹いた、委員會に於て開陳された各議員の反對論の要旨左の通り
△ヘルマン・コッブルマン議員(コネチカット州選出)ウインソン海軍擴張案は國費の浪費である、今造る軍艦は將來萬一外國が無暴にも戦争をしかけて來る時分には恐らく舊式になつて役に立つまい、英國が又もや米國を裏切り獨裁國に接近したのは怪しからぬ、米國は宜しく他處の國民の問題から手を引くべきである

△トーマス・オマーレー議員(ウイスコニン州選出) 大海軍の建造が必要であると言ふ宣傳の九割までは不正確である英國筋から出るので、米國は大建艦を行ふよりもガス・マスクや防空避難設備を充實し民衆訓練を行ふことが必要だ、米國陸海軍首脳部がこうした方面の準備を怠つてゐるとは一體どうしたことだらうか
△ハリ・サウスオフ議員(ウイスコニン州選出) 米國が國防計畫を決定す

る方法は全く時代がいつてゐる、ルーズヴェルト大統領の侵略隔離政策は矛盾撞着の甚だしいものだ
△ジョン・マツグラーズ議員(カリフォルニア州選出) 米國が外國の問題に對し不干與政策を持續してゐる限り現在の海軍力を以て國防には事缺かぬ
△モリー・ターヴェリック議員(テキサス州) 軍艦は航空機に對しては極めて防禦力の弱いものである、主力艦對飛行機の攻防能力に關する陸軍航空隊の研究結果を政府が發表しないのは怪しからぬ、米國は主力艦を建造するよりも空軍を増強すべきである、最近米國々民は頻りに戦争のことを口にしてゐるがこれは實際の戦争を回避しようと言ふ精神的逃避である、我々は國民が途方に暮れてゐるのを見ては困惑せざるを得ない

艦隊は飽迄根幹

ロンドン【三五】米國下院海軍委員會は連日公聽會を開きウインソン新建艦案に付き各方面の専門家の意見を聴取してゐるが廿五日海軍省航空局長クック提督は委員會の席上航空機と軍艦の性能比較論に及び航空機の重要性に拘らず實戰に於ては軍艦が依然重きをなすべき旨左の如く證言した
飛行機は武器をして結局軍艦にとつて代ることは出来ない、主力艦一隻が一時間に加へ得る砲撃に匹敵する攻撃力を發揮する爲には飛行機四百五十機を必要とする、従つて十五隻の主力艦の砲撃に對抗するには六百七十機の飛行機を必要とする譯だ、又主力艦十五隻を建造するには十億ドルの經費と

廿六年の日子を必要とするに反し飛行機六千七百五十機の經費は七十六億七千八百萬弗で八年毎に新規建造せねばならぬ、ウインソン案が艦隊擴張と同時に航空機擴充を要求して居るのは充分理由があることである、ウインソン案には航空機九百五十機の整備を規定してゐるがこれには見限りよりも一億六百萬弗の追加支出を必要としよう、而して海軍航空局の意見としては最初の二年間には年額二千四百萬ドル乃至三千萬ドルを以て偵察機及び給油艦の重大不足を補ふ様にしたと考へる

ル大統領の國防問答

ワシントン【三五】新建艦案の審議を繞り主力艦と航空機との性能論が上下兩院海軍委員會に於て盛んに論議されてゐる折柄、ルーズヴェルト大統領は廿五日新聞記者團との會見に於てこの問題に付き依然主力艦の優越性を認むべきである旨左の如く述べた
主力艦と航空機との優越論が盛んに論議されてゐる模様だが從來の戦史を顧みる時何か新式の武器が發明されるとこれが攻防兩方面に於て變革的影響を與へるものと盛んに賞讃されるのが當である、然し如何に精巧な新式武器でも長く優越を誇つてゐることは出来ないこれは必ず同時にこれに對抗すべき新武器が發明されるから此の事實は潜水艦に對抗して精銳な水雷艇が出現した點から見ても明かであらう

次いで記者團から「陸海兩軍は目下秘密裡に主力艦に對する航空機の攻撃能力に付きテストを行つてゐることだがこのテストに付き何等か報告を聞いてゐるか」との質問が出たのに對し大統領は左の如く答へた
この様なテストは既に一九一三年以來ずつと見て來たが主力艦と航空機との優越問題に付ては疊に議會に提出した教書が最もよくこれに答へてゐると思ふ
次いでルーズヴェルト大統領は一般國防方針に付き左の如く述べた
陸海空三軍を統一して國防省を創設せよとの主張が一部に行はれてゐるが現在の制度は大戦中充分その効果を發揮してをりこの事實は將來も變らないものと思はれるから國防省設置案に付ては餘り關心を持つてゐない

海軍問答續行

ワシントン【三五】米國下院海軍委員會は廿六日も新ウインソン案を題上に公聽會を續行したがこの日は世界大戦中軍需品製造の指導に當り同方面の専門家として知られる海軍次官チャールズ・エヂンソン氏の出席を求め各委員から國防上の諸問題に關しその専門的意見を徴した、エヂンソン次官は國際情勢より見て新ウインソン案による建艦の必要を力説し大要次の如く述べた
委員 米國の所要海軍兵力量如何エヂンソン次官 將來米國が平和を維持し得るか否かは一つに米國が強力にして且充分訓練の行き届いた防禦力を維持し他國をして米國と干戈を交ふるやうな危険を企圖させぬか否かにかまつてゐる、現下の國際情勢に於ては米國海軍が他の海軍國と均等な海軍兵力を維持する必要があることは疑問の餘地がない

なほデニボース少將の説明後ウインソン委員長は記者團と會見し米國は現在のところ大西洋獨立艦隊の建造を考慮してゐない旨を明にし左の如く言明した
米國政府も海軍省も現在のところ大西洋獨立艦隊の建造についてはまだ何も考へてゐない、米國がワシントン條約所定の五、五、三の比率を維持してゐる限り米國の海軍兵力は大西洋、太平洋の同時防衛に充分堪へ得ると思ふ

委員 日本との均等海軍力を維持するだ
けで米の國防力は充分といへるか
エヂソン次官 充分でないと思ふ、米國
は日本より更に大きな仕事がある、そ
れは米國國防を適切妥當な水準に高め
ることである、新ウインソン案は日本
政府が巨艦の建造を開始したとのイタ
リア新聞の報道だけを材料として作ら
れたとの風説が一部に行はれてゐるが
斯る事實は全然無い、日本が現に幾隻
かの巨艦を建造してゐるとの話は聞い
てゐるがその噸數は判つてゐない

委員 大西、太平洋に各々獨立海軍を
維持する必要があるか
エヂソン次官 國防の萬全を期する爲め
には大西洋に獨立艦隊を維持すること
が望ましいが目下の所米國にはその能
力がないと思ふ

委員 航空母艦としての航空船の性能如
何
エヂソン次官 航空船が空の航空母艦と
して使用に堪へることが證明されれば
航空船十隻で航空母艦一隻に相當する
効果を擧げ得やう、尤も航空船が航空
母艦として有効なことが異つても航空
母艦とは自らその用途は異なるであらう
ラルフ・ブルスター委員(共和黨) 目下
噂に上つてゐる英、佛、伊、獨四國條
約が締結されれば平和維持に如何なる
影響を及ぼすか
エヂソン次官 余は條約の神聖を信じな
い蓋し過去の事例に徴すれば條約に信
頼出来ぬことが明白だからである

空中魚雷問題強調

ワシントン【二六】米國下院海軍委員會
は廿八日もウインソン海軍擴張案を組上

に公職會を續行、此日はマーティン重爆
機の製造者として軍需工業界に重きを爲
すマーティン飛行會社社長グレン・マー
ティン氏の意見を聴取した、マーティン
氏は空中魚雷の問題、爆撃機の機力等に
つき左の如く述べた
政府は發明者レスター・パロウ氏が
「此の發明は將來の空中戦に革命を齎
すだらう」と聲明した空中魚雷の問題
をもつと眞劍に考慮し試験を重ねる必
要がある、余の會社では目下重量廿五
萬封度、爆彈搭載量四千封度、航續距
離一萬一千哩、時速三百八十哩の性能
を有する超大爆撃機の建造を研究中で
ある、かゝる巨人機の戰闘力に關して
は専門家に懷疑的な聲も聞かぬが然し
余は未だ軍用機の大きさに關して限度
を見る事が出来ない、海空兩軍の關係
については戰闘艦の機能を發揮させる
爲には優勢な空軍を保持せねばならぬ
而して型、數共に優勢な空軍を有さね
ば安全とは言ひ難い
次いで海空軍の優越論に關する共和黨議
員マース氏の質問に答へて曰く
現在の所政府は國防の主力を戰闘艦か
ら爆撃機へ移すべきではないと考へる
然しながら空軍に性能の融通性を賦與
することは絕對必要である、特に米國
は他の如何なる國にも増して海軍力に
對し高率の空軍力を有さねばならぬ
マーティン氏の證明に續きウインソン海
軍委員長は空中魚雷を他の新發明兵器
を調査研究する爲千萬ドル乃至千五百萬
ドルの豫算計上を要求した

海軍大演習發表

ワシントン【二三】一九三八年度米國海

軍大演習は愈々来る三、四の兩月に亘り
太平洋を舞臺に舉行されるが海軍省は廿
一日右大演習に關し次の如く發表した
本年度海軍大演習は未曾有の大規模を
以て来る三、四の兩月に亘り太平洋上
で實施されることとなつた、演習區域
は北はアラスカアリユシヤン群島より
南はハワイ、ミッドウエイ、サモア群
島に及び参加艦艇五百五十隻、飛行機五
百隻、士官三千六百名、水兵五萬五千
名に達する見込である
尙演習想定は發表されないが海軍方面か
ら聞く所によれば防禦軍は南太平洋サモ
ア群島附近に於て北上する攻撃軍の側面
攻撃を邀撃し華々しい攻防戦が展開され
る豫定である

海軍大演習秘密勵行

ワシントン
【二三】米國海軍今年度の大演習には機
密漏洩を防ぐため前例を破り新聞記者の
軍艦便乗參觀を一切許可せぬこととなつ
た、右は廿三日スワンソン海軍長官、リ
ー作戦部長及びブロック聯合艦隊司令長
官の三首腦協議の結果決定を見たもので
大演習に關する公表は大演習前後のプロ
ツク司令長官のインタヴューのみに限ら
れることになる模様である

演習區域を領海に限り

ワシントン
【三六】下院海軍委員會は連日各方面の
専門家を招致して新ウインソン案に對す
る賛否兩様の意見を聴取して居るが民主
黨議員フランク・ニツフィン氏は廿八日
委員會の席上米國海軍の演習區域を米國
領海内に限定すべしとの議論を提出し次
の如く述べた

余は明日下院(ウインソン案)の修正を
提議し米國が現實に攻撃をうけた場合

の他海軍演習は米國領海内に局限すべ
き事を提案するつもりである、修正案
の趣旨は米國が何等特別關係を有しな
い水域の警察事務を引受ける事を避け
とするにある



海軍擴充に乘出す

ワシントン【二三】ソヴェト海軍人民委員
部は廿三日ソヴェト赤軍創立廿周年記念
日に際しコミニケを發表、ソヴェト政
府は今後海軍擴充に邁進する旨聲明した
同コミニケで海軍人民委員部はソヴェ
ト造船所が世界最優秀の艦艇を建造する
であらうと述べてゐる



英米通商協定交渉

ニューヨーク【二三】英米通商協定交渉
の爲派遣された英國専門家代表九名は廿
一日ニューヨークに到着した、何れも多
く語らず同日直ちにワシントンに向つた
獨の植民地要求に米の注意喚起
ロサンゼルス【二三】英國政府經濟諮
問評議會員ジョーシア・スタンプ氏は澳
洲から歸國の途次廿一日ロサンゼルス
に立ち寄つたが往訪の記者に對しドイ
ツの植民地返還要求につき次の如く語つた
米國はヒトラー總統の植民地返還要求
によつて醸成される事態に早晚まきこ
まれずにはないだらう、ヴェルサイ
ユ條約調印各國は領土の主權を變更す
る前に協議を行はねばならず問題の植
民地に隣接する國家も同様である、若

しもドイツ側の要求に對し英國が舊ド
イツ領の代りに英領西印度諸島を讓渡
しようといひ出したならば米國は果し
て何といふだらうか
アスター子日本の脅威を説く
フエニックス(アリゾナ州)【二三】英國
保守黨上院議員アスター子爵は目下米國
を巡遊中であるが廿三日フエニックスに
於て英國の外交政策を次の如く論じた
世界に對する眞の脅威は日本から來
る、英國は歐州平和に對する備へを薄
くしても東洋に艦隊を集中する用意が
ある、然し英獨伊三國關係は是正され
なければ英國は極東にその全艦隊を集
めることは出来ない
空軍機行方不明
ロンドン【三五】英國空軍のグイツカー
ス・ウェルズレー長距離機は近く決行豫
定の英濠間編隊長距離記録飛行の豫行と
して廿五日英本國周回飛行中行方不明と
なつた、空軍當局は直ちに七ヶ所の空軍
根據地を動員極力捜査を開始したが同機
には乗員三名が搭乗して居り機は八千哩
の航續力を持つ優秀機である
行衛不明機捜査打ち切り
ロンドン
【三三】英國空軍當局は去る廿五日突如
消息を絶つたグイツカス・ウェルズレ
ー型超爆撃機の行衛を極力捜査中であつ
たが廿七日に至ると同機を發見し得ず途
に捜索を打ち切つた、空軍當局では同機
は海中に墜落したものと認定して居る
イーデン外相の復讐を要求
ロンドン【三三】労働團體並に平和團體
は一般に今回のイーデン外相の辭職を快
しとせず獨裁國家との提携により英國が
戰爭に引込まれることを危惧してゐるが

全國勞働評議會では廿二日緊急會議を開
催、國際情勢並に外交政策に對する勞働
組合側の態度を決定することとなつた、
一方「平和再建行動委員會」なる平和團
體は廿一日英國國民衆に訴ふと題する横文
を發表し、イデーデン外相の復職並にその
外交政策の續行を要求した

ハリファツクス卿外相代理に

ロンドン【二三】英國政府は樞相ハリ
ファツクス卿をして當分外相の事務を代行
せしむる旨廿一日正式發表した

▲外相代理任命の事情

ロンドン【二三】英國政府はイデーデン外相辭職に伴ひ樞相ハリファツクス卿をして當分外相の事務を代行せしめることとなつたがチェンバレン首相がハリファツクス卿を專任外相に任命しない理由についてロンドンの政界消息通は次の如く觀測してゐる

ハリファツクス卿は昨秋ドイッを訪問して以來親獨論者として評判あり従つて卿を外相に任命すれば英國は専ら親獨外交に乗出すものとの印象を各國に與へる惧れがあるためと思はれる、正式の外相は二、三ヶ月中に任命されると見られるが右は政府今後の平和外交工作の歸趨如何に依存し議會方面では以上平和工作が失敗に歸するならば内閣は總辭職の外なく若し成功すればハリア内相が外相に任命されるものと見てゐる

英首相皇帝に謁見

ロンドン【二三】チェンバレン首相は廿一日午後一時十五分バッキンガム宮殿に伺候、ジョージ六世陛下に謁見、午餐を賜つて退下した、席上チェンバレン首相

は皇帝陛下に對し外交問題を中心とする最近の政情とイデーデン外相の辭職に至る迄の經緯を詳細御説明申上げたものと解される

英政府苦況に立たん

ロンドン【二三】イデーデン外相の辭職を契機として舞臺は再轉、政府は外交政策に付き總選舉を行ふだらうとの説さへ流布されるに至つた、イデーデン外交は特に聯盟尊重、既存條約堅持を主義とし閣内でもモリソン農相、エリオット・スコットラッド事務相熱心に之を支持し労働黨は勿論自由黨、國民勞働黨の大半もイデーデン外交を支持し保守黨内でも相當支持がありこれらの事實が總選舉説の根據を爲してゐると見られる、政府筋では總選舉説を絶対に否定して居るが下院に於ける討論の形勢如何で全く可能性がないとは言へない、廿一日午後下院ではイデーデン氏が先づ辭職理由を説明次いでチェンバレン首相が辯明を試みるが廿日夜歐洲旅行から歸つた政界の長老ロイド・ジョージ翁、ウインストン・チャーチル氏が今回の措置につき政府に論戰の矢を向けると思はれる更に労働黨は政府の外交政策彈劾案を上げると傳へられ議會の討論は三日間に亘り波瀾を呼ぶ形勢である

下院開く

ロンドン【二三】英國下院はイデーデン外相辭職の後を受け緊張した雰圍氣の裡に廿一日午後一時過ぎ閉會したが閉會劈頭から反對黨庶務には興奮の渦が巻き折柄バッキンガム宮殿に伺候中のチェンバレン首相に代つてサイモン蔵相が外交問題に關する質問を答へんとするや頗りに強

次を飛ばして早くも波瀾を呼ぶ形勢を示した、サイモン蔵相はイデーデン外相辭職に相當深い因果關係を持つて居ると見られる最近の獨塊問題につき説明を行つて曰く

ベルヒテスガールデンに於けるヒトラーストリア内閣の治安促進のため相當思ひ切つた協調方策をとる、旨約したのに對しヒトラーストリア内閣は一九三六年七月の獨塊協定を再確認すると共にオーストリア内政不干涉を再度保障した模様である、シユニニツク首相は一切の政治犯人に對し釋放後國內在居を條件として大赦を行つたが彼等は一九四一年迄行動を慎む義務を負つて居る、インカート新内相は他の一名の關係を除き改造されたオーストリア内閣中唯一人のナチスの代表者である、オーストリアナチスはオーストリアに對する忠誠を條件としてシユニニツク首相の率ゐる愛國戰線機構内で政治的活動に従事する事にならう、一九三四年のオーストリア新憲法は何等變更を受けてゐない、オーストリア政府のコミュニケによれば右の各種の方策は何れもベルヒテスガールデン會談で諒解済みのものでありドイッはナチス黨員がオーストリア内政に干渉する事を禁止する手段をとる事になつてゐる

イデーデン前外相演説

ロンドン【二三】廿一日の下院はイデーデン前外相の辭職理由の演説及びチェンバレン首相の辯明があり更に政府の外交方針について白熱的の討論が期待されるので外交團席には各國の大公使が續々とつめかけて居るのが注目される、問題のイデーデン前外相がクランボーン前次官と前後して議場に姿を現はすや野黨側からは期せずして拍手が起り保守黨側からも各所に歡聲があがる、獨塊問題に關するサイモン蔵相の演説が終るやイデーデン前外相は故オースチン・チェンバレン氏の嘗ての議席から身を起し議場を賑する急聲の如き拍手のうちに辭職の經緯を左の如く説明した

強い政治的確信が他の凡ゆる考慮を凌駕せねばならぬ場合がある、かゝる場合には只個人自身が判斷者たり得る、何人と雖も他人の良心を左右し得ない、我々の究極の目的は平和の維持にあつたし又將來もかくあらねばならぬ、しかし恒久的な平和は率直な互恵と相互尊敬の基礎の上に打ち建てられねばならぬ、余の辭職の原因となつたものは英伊會談を今直ちにローマで開催すべきか否かの問題であつた、余の確信によれば國際問題就中對英問題に對するイタリア政府の態度は今直ちに古の交渉開始を正當化する程には未だ至つてゐなかつた、イタリア政府の反英宣傳は世界中にバラ撒かれてゐる、この敵

意ある宣傳が停止されぬ限り對伊交渉を開始せぬとは余自身會に誓約した所である、ローマで會談を開始する前に先ずスペイン問題の處理を進める事が必要である、英國は豫め何の用意もなく而も成功を阻害する主なる障壁が何であるかを充分知り乍ら單に相手方がこの機會を逸しては絶対にチャンスがないと指摘しただけでイタリアと無成算に交渉を開始してはならぬ、近來國際義務尊重の觀念は愈々稀薄となりつゝあり今こそ英國が毅然として起つて聲高く反對の立場を闡明すべき秋である、余がチェンバレン首相と袂を別つに至つたのはイタリア問題だけのためではない、過去數週間にイタリアとは全然關係のない問題で外交政策に關する最も重大なる問題を決定するに際し余とチェンバレン首相との間に根本的意見の相違があつた、一般的意見の相違のみならず具體的實行方法に關して意見の相違があつたのである、政府間の統一は出来る限り速に再建せねばならぬ、最後に近頃政府内には他國が我々と和解せんと欲する以上に我々の方から進んで他國と手を握らんとする熱心が強過ぎる様である、我々は絶えず働きかけて來る他國の戦力に對し絶対に屈すべきではない

イデーデン前外相の演説は廿七分で終り續いてクランボーン前外相次官が起つて辭職の理由を次の如く述べた

余はイデーデン前外相と全く意見を同じうしてゐたので辭表を提出した次第である、イタリア政府は平和の保障として充分實行出來たことを何一つ實行し

なかつた、イタリアと正式會談を開始することは何等國際平和に對する貢獻とは考へられず寧ろ「強請に對する屈服」と認むべきである

チエンバルン首相演説

ロンドン【二三】チエンバルン首相はイデン前外相及びクランボーン前次官の演説に續き午後四時廿八分自席から起つて所信を下院に披瀝し自己の立場を次の如く闡明した

イデン前外相の辭職は他の關係にとつて全く意外で誰も數日前迄は全然豫期しなかつた所である、國際平和を維持するには一般的原则を定めただけでは不十分である、若し我々が眞に平和を望むならばこの平和を脅威し過去何ヶ月かに亘つて歐洲政局を緊張させてきた各種の原因を確め出れば之を除くため絶えざる努力を續けることが必要である、グランヂ大使は過日イタリア政府は二月十日以降何時でも英國政府と交渉を開始する用意ある旨を通過して來た、而してイタリア側の希望としては會談の範圍は出来るだけ廣汎なものとしてイタリアのエチオピア征服に對する正式承認の問題を含み、且つスペイン問題も亦除外しないで交渉したいとのことであつた、余は平素からエチオピアに於けるイタリアの地位はそれが一般的空氣緩和の上に基本的な要素をなす事が明瞭になつた場合のみ始めて是認されるものであるとの見解を持して來た、イデン前外相はイタリア政府が英國政府に對して即時交渉開始を要求し若し拒絶すれば今後交渉に應ぜぬ旨を通過したといは

れたが、余の主張を是認すべきものはイタリア政府の通過中には何處にも見當らない、イデン氏と余との意見の相違は二月十八日以来始めて顯著となつたのであるが余の意見ではイタリア政府の提言を一蹴することは徒らにイタリアの反英感情を募らせる結果となり延いては英伊兩國間に戰爭勃發が避け難くなるやうな事態に立至る懼れがある、余は本日グランヂ大使に對し英國政府は即時イタリア政府と交渉を開始する用意がある旨を通告し併せて英國政府には同意し難い旨を通過した、政府としては如何なる協定を求めざるも必ず聯盟に提示してその賛成を求めざる方針である、イタリア政府は既に義勇軍のスペイン撤退並に交戦權賦與に關する方式を受諾した、余は茲にイタリアの過去の行動が余にとつて満足なものであると云はんとするものではない、余の關心は過去の問題ではなく専ら將來に集中されてゐる、若し英伊交渉が相互信頼の精神を以て開始されるならば成功の希望は多分であると信じて疑はない余の目指す所は全歐洲の緊張した空氣を緩和するにあり永續的平和の基礎を確立するに在る

相辭職に伴ふ歐洲政局今後の見透しに付きA・P・ロンドン支局は廿一日消息通の觀測として左の如く報じてゐる

- 一 一般的な戰爭論と激甚な再軍備競争に拘らず第二の歐洲大戰は近い將來に起るまい
- 一 英國は恐らくイタリアのエチオピア併合を承認しよう
- 一 英國は右の代償として地中海に於ける確固たる主導的地位を回復しイタリアはアラビヤ人煽動工作を中止しよう
- 一 英國は中歐政局に重大利害を有せず従つてドイツが「西方への進出」を企圖せぬ限り中歐に政治的、經濟的勢力を伸長することに反對せぬ
- 一 フランスは財政難と労働問題に鑑み英國の赴く所に追従しよう
- 一 ドイツは獨逸接近によつて一應の満足は得たが「國內消費」の見地から植民地問題の解決を依然要求して行くなら就中チエンバルン支持派はチエンバルン首相の現實に即した外交によつて歐洲の一般平和が漸次確立され結局英佛獨伊を打つて一丸とする四國條約が實現すると觀測、一方に於てベルリン・ローマ・東京防共樞軸及び英米關係に對する影響も各方面で論議の對象となつて居る

に同意を與へることゝなれば從來國際條約の神聖維持を根本基調として來た米國外交策は茲に一大打撃を受けることゝなるらうと憂慮し何れにせよ米國の孤立化傾向はこれによつて一層強まるものと觀測してゐる、U・P・ワシントン支局の報道によれば米政界の對英提攜論者はチエンバルン外交の登場により滿洲事變當時サイモン英外相がスチムソン國務長官の對日共同動作案を拒否したの同一の事態が再現されるのではないかと豫測し米國の孤立化を憂慮してゐる、これに反して平和主義者、中立論者は何れもイデン外相が長く歐洲平和の確立を妨害してゐたの見地から今回の失脚により假令一時的にせよ英獨伊三國の協調が確保され戰爭の危機は暫時回避されるのではない

かとの樂觀的見解を表明してゐる、米國政界には以上各種の觀測が行はれてゐるが官邊は何れも米國政府が獨自の政策を堅持して歐洲の混亂にまぎ込まれないことが米國政府としては賢明の策で太平、大西兩洋を同時に防衛すべき新艦隊計畫の必要が愈々明白にされたと思つてゐる

伊防共樞軸の燃然たる勝利と言へよう、英國政府がイデン外相を國外に放逐して此の歴史的打撃を決意するに至つた事情に對してはベルリン・ローマ樞軸の他幾多の複雑な事情が伏在してゐるが主たる動機は日獨伊三國の堅固な防共樞軸の結成であつて之に依りベルリン・ローマ樞軸の強化が行はれ其の結果英國政府の極東政策及び歐洲政策が甚しい修正を受けたことは否定出来ない、日獨伊防共協定は茲に其の團結のみが持つ偉大な効果を發揮して聯盟の覆滅、集團保障制の粉碎、現状打破に依る現實承認主義への世界の大勢を導く大きな要因となつたのである

▲英首相の演説に獨逸界好感 ベルリン【二三】廿一日の英國下院に於てチエンバルン英首相が英伊會談の開始を示唆したことはベルリン政界にも多大の反響を捲き起してゐるがチエンバルン首相の積極方針は歐洲平和の再建に寄與するところ少からぬものとして歡迎の意を表してゐる、ドイツ政界の觀測は大要左の通りチエンバルン首相の積極方針により英伊關係調整の障礙が除去され英伊會談の開始が促進されることゝなるらう、これは單に英伊關係に止まらず過去數ヶ年に亘り歐洲に政治的不安を齎した各國の對立關係の緩和に資するところが少くないであらう

向ほドイツ政界では今後の英國外交の動向を大體左の如く觀測してゐる

一 イデン英外相の辭職は結局外相の持論たる集團保障制が行き詰つたことを示すものである、チエンバルン首相

が積極的に歐洲平和の再建に乗出すこと
とは歡迎すべきだがこれが爲に英國の
外交方針が急轉することは期待出来な
い

一 英佛獨伊の四國協定の締結が又復
傳へられてゐるが、獨伊樞軸はこれに
より何等影響を受けるものではない、
他方英佛提携の傳統も古いものである
から、四國協定など到底現實の見込は
ない

一 今後英國政府は集團保障制を修正す
るものと見られるから獨伊兩國政府と
の個別的折衝に乗出すことゝならう

▲ソ聯恐慌 モスクワ 【二三】ソヴェト
政府はイーデン外相の辭職により英國が
獨伊と接近することに恐慌を感じてゐる
模様だが、アヴァス通信社モスクワ支局は
廿一日ソヴェト官邊の意向として左の如
く報道してゐる

ソヴェトはイーデン外相の外交が侵略
者に讓歩を與へるものだとして從來屢
々これを非難したが、然し同外相の辭
職はソヴェトとしては遺憾に堪へない
英國はその結果獨、伊に無條件で降服
する破目に陥るであらう

▲聯盟愈々崩壞の危機 ローマ 【二三】
國際聯盟は日獨伊三國の脱退により事實
上その機能を喪失し過般の第百回理事會
では規約第十六條制裁條項の廢棄が論議
される程だったが廿一日の英下院に於け
るチェンバレン英首相の演説により英國
政府は聯盟の政治的機能に對して最後の
引導を渡した形となり聯盟主義、集團保
障主義は崩壞の危機に直面するに至つた
ローマ消息筋では聯盟は今後は重要な國
際的政治事項への容喙をやめ單に理論的

乃至技術的事項の討議に新活路を求め
他はあるまいと見てゐる

勞働黨政府不信任案提出
ロンドン 【二三】英國下院は廿二日午後
三時四十五分開會、前日に引續ぎイーデ
ン外相の辭職に伴ふ外交討論を續行した
が、勞働黨議員アサー・クリンウ
ッド氏は勞働黨を代表して

イーデン外相辭職の経緯に付き遺憾の
點あり政府の外交政策に信任すること
を得ず
との政府不信任の動議を行つた

全國勞働評議會反政府決議
ロンドン 【二三】イーデン外相の辭職に
付き勞働團體並に平和團體方面は何れも
チェンバレン首相の處置に不満を表明し
てゐるが全國勞働評議會は廿二日緊急會
議を開催

最近の國際情勢並にイーデン外相辭職
の理由に付ては重大關心を禁じ得ない
旨の決議案を作成、議會に於ける政府不
信任案提出に先立つてチェンバレン外交
糾弾の氣勢を擧げた

大波瀾の英下院外交討論
ロンドン 【二三】廿一、二兩日に亘る英
國下院の外交論戰、イーデン外交の備倚を
是正し英國の歐洲外交に新しい指導原則
を導入せんとするチェンバレン首相の思
ひ切つた措置に對する各派の不滿から數
年來嘗てなかつた緊張した場面を展開し
た、廿一日勞働黨首アトリー少佐がチェ
ンバレン首相糾弾のトツプを切つて「首
相の對伊態度は大國民の矜持を捨て、イ
タリアの協調を懇願した屈辱的行爲であ
る」と痛烈な非難を浴せたのを始めとし

て勞働黨自由黨は總動員で政府を攻撃し
更に政府の有力な支持者を以て自他共に
許した保守黨元老ウィンストン・チャー
チル氏まで首相の對伊政策を難詰して、
「チェンバレン首相はムツソリーニ首相
の爲めイーデン外相を犠牲にしたのだ」
と詰るなどイーデン前外相の投じた一
石は岐路に立つ英國外交の苦惱を如實に
反映して英國議會は珍しい大波瀾を演じ
た、チェンバレン首相は敢然として自己
の所信に邁進せんとする決意を披瀝し特
にその熱情的演説の後半に於て聯盟に對
する不信を表明、これが改組の必要を力
説して議場に多大の感銘を與へた、廿二
日の下院は先づ勞働黨議員クリンウッド
氏の政府不信任動議の提出を以て始めつ
たクリンウッド議員は曰く

昨日の首相の演説が聯盟の集團安全保
障の體制に關し一言も言及してゐない
のは遺憾である、イタリアに接近せん
とする首相の態度が國際的に重大な影
響を及ぼすことは明かである、よつてイ
タリア及びドイツのファツシヨ的對外
政策を鼓舞したことは多大なものがあ
る、政府は宜しく總選舉を斷行して信
を國民の總意に問ふべきである、我々
は敢へて政府に挑戰する、之を受諾す
るのは政府の義務だ
之に對しチェンバレン首相は保守黨議席
からの盛んな拍手に迎へられつゝ起つて
左の如く答辯した
余とイーデン外相との確執の眞因は對
伊交渉の時機の問題であつて根本原則
の問題ではない、一部では余が節を屈
してイタリアに和議を乞ふたに非難さ
れるが斷じてかゝる事實はない、英國

は強國であり大英帝國の頭腦であり中
心である英國は弱小國家が何時も爲し
得るとは限らぬ所を斷行することが出
来る、寛容の精神を示すことが即ち之
だ、他を率いてゆかんとするものは一
部の惡罵を無視する用意を有たねばな
らぬ、政府がイタリア政府と交渉を開
始せんと企圖したことはフランス政府
にも通告してあつた、そのみならず
交渉の議題に關しても充分意見の交換
を行ひその點について英佛兩國政府間
では完全な意見の一致を見てゐたもの
である、その際フランス政府はスベイ
ン問題を議題とすることを要請した余
は英國が友邦の知らぬ所で内密な交渉
を行つたといふやうな見方を頭から否
定した
續いてチェンバレン首相は國際聯盟に對
する政府の態度を闡明して英國は聯盟に
對する信頼を失つた旨宣言次の如く述べ
た

▲聯盟論

聯盟今日の體制を以てしてその標榜す
る集團的安全保障の目的を達成し得る
と信するものがあるだらうか、聯盟の
現状を以て今日何れの國家にも集團的
安全保障を提供し得るとする余の所見
が正しいものであるとすれば我々は敢
て自己を欺いて迄もこの現實に眼を蔽
はねばならぬ理由は何處にもない、ま
して英國が先頭に立つて弱小國家を欺
き聯盟が他國の侵略行爲から我々を庇
護して呉れるのだと考へさせようとし
てはならぬ筈である、聯盟は列強の大
多數をその機構内に包含し得ざる限り
國際政局に處して有効な措置を講ずる
ことは不可能である、余は現在尙ほ聯
盟には重要且つ貴重な仕事が残つてゐ
ることを確信するものであるが聯盟の
指導原則が依然として侵略行爲に對す
る制裁規定の適用乃至は武力行使とい
ふ名目的な原則に固執してゐる限り完
全にその使命を達成し得るかどうかを
秘かに疑問とするものである、余は聯
盟規約の中の一ヶ條と雖も敢て之に變更
を加へんと提言するものではない、只聯
盟がその規約適用を強行するに充分な
強さを有つに至つた時之行使すること
として暫し規約をその儘をそつとして
置かうといふに過ぎない、之を要する
に聯盟は斷然その實質に副はぬ表面の
掩飾を一擲すべきである、そして眞に
實行し得る範圍を勇敢に宣言して更生
の第一歩を踏み出すべきである
△チャーチルの論難
チェンバレン首相の熱辯の後を承けて保
守黨の長老ウィンストン・チャーチル氏
はイーデン外相を支持し英伊交渉は全く
その時機に非ずと眞向からチェンバレン
首相を論難して左の如く述べた
イーデン外相の辭職は英帝國にとつて
眞に價ひ難き損失である、彼こそ時代
の求めた第一流の新人であつた、イー
デン外交の成果は毫に枚擧げに遑ない程
でニョンの不干渉協定といひ英米協調
の強化といひその一、二をとつてもそ
の功績は没し難い、余は今日英伊兩國
間に國交調整交渉を開始するのは特に
その時機を失したものと斷言せざるを得
ない、英國は必ずやイタリアから多
大の讓歩を要求されるだらう、然もそ
の代償として英國の受取るものはイタ

リアが永い間の非友誼的行爲を停止する以外に果してどれだけのものを期待し得るか、イタリアの直面する内外の情勢は英國が積極的に働きかけるまでもなく早晩英國政府の援助を求めざるを得ぬ事態に立至ることは必至である。イーデン外相の引退で事態は一變した而もその結果は英國及び議會がこの前の總選舉で重大使命を託した人物の完全な敗退と他方内政上の理由から必死となつて成功の機會を窺つてゐたイタリアの獨裁官の完全な勝利に終つた、チェンバレン首相がさき程の演説中に特にフランスに對する友誼を表明した點は余も全く同感である、英國の安全はフランスの安全と不可分の結びつけられてゐる、歐洲の平和は今日歐洲で最も優秀なフランスの陸軍に依存してゐる、併し乍ら月ひと月とフランス陸軍の實力は極めて優秀な素質をもつ國民を擁する新興ドイツの間斷なき發展と新しい組織によつて挑戦され凌駕されつゝある、最後に余はこの國際難局に處して英國が非常時に唯一人取殘される如きことのない様切望するものである。

△ロイド・ジョージ首相糾弾

ウインストン・チャーチル氏の演説に續いて自由黨の元老ロイド・ジョージ氏も英國外交の危機に七十五歳の老軀を携けてチェンバレン首相糾弾の陣頭に立ちフアツシズムへの屈服を論難して左の如く述べた

余は英國民主主義の現状に失望を禁じ得ない、イーデン外相の辭職は全く遺憾に堪へぬ、イーデン外相は外交政策

に關する意見の相違から内閣を去つたのであるから余は最早デモクラシーに對する信頼を失つた、世界の獨裁官達はイーデン外相の引退に慥す所なく歡喜してゐる、余が最も諒解に苦しむのはイタリア政府からの回答電報が廿日朝ロンドンに到着し乍ら午後の閣議に通過されなかつた事實である

この時チェンバレン首相は突然起上つてロイド・ジョージ氏の演説を遮り辯明して曰く

余は非公式に次のことを下院に説明したい、廿日早朝グランヂ大使より電報の内容を余の許に通過して來たので余は直ちに夫を閣議に通過した次第である

この時イーデン前外相が起立して左の如くチェンバレン首相の言明を反駁するに至つて議場の緊張は頂點に達した

お話の途中口を出したくないのだが余が辭表を提出した瞬間まで余は唯今首相がお話しになつた様な意味に於けるイタリア政府の正式通告は全然知らなかつた、なるほど首相より余にかゝる趣旨の通告に接した旨のお話があつたのは事實であるがどこから來たものであるかその電報の性質については全然お話がなかつた、唯假りにイタリア政府の正式通告が外務省に届いてゐたとしても余の立場には何等の影響をも及ぼさなかつたらうといふことはいへよう

茲に於てロイド・ジョージ氏は再び起上

余は過去十七年間に亘り幾多の内閣に顔を列ねたが未だ嘗てこのやうな遺口

を耳にしたことは一度もない、若し余自身自分の關係に對しこの様な取扱をしたとするならば余は慚愧に堪へぬであらう、嘗に余一人にとゞまらず内閣の首班に列する程のものは何人も余と同じ氣持だとして斷言して憚らない、英國が遂に獨裁主義に膝を屈したことはかへすがへすも遺憾に堪へぬ、我々は「白旗」の下に一刻も暮す譯にはゆかぬ我々は絶対に英國旗をひつこめてはならぬ、英國民をして最後迄英國旗を防護せねばならぬ

次にモリソン農相は政府の立場を辯護して左の如く強調した

若し誤解乃至疑念を一掃するために出来ることがあれば適當な機會に必要な處置をとることは政府の義務である、政府の考へてはこの機會は一度逸すれば再び同じ機會はそう早くは來ないと考へる、他の關係が擧つてイーデン前外相の退出を策したなどいふことは全く根據のない虚構である、我々關係は彼の困難な仕事を絶えず支援し彼が政府及び英國國民に多大の貢獻をなすよう援助を惜しまなかつたのである

下院不信任案否決

ロンドン【二三】英國下院は廿二日夜農相演説の後に労働黨議員グリーンウッド氏提出の政府不信任動議を表決の結果三三〇票對一六八票の壓倒的多數で否決した、表決に當り棄權票數數百票を越えたことは注目される右表決を終つて下院は午後十一時十五分散會した

外相は結局首相の兼任か

ロンドン【二三】チェンバレン首相はイーデン外相辭職の後を受けハリファアツク

ス樞相をして暫定的に外相の事務を代行させることに決定したが廿二日アウアス通信社ロンドン支局の報道によればチェンバレン首相はハリファアツクス樞相の事務代行解任後は自ら外相を兼任し外交政策の處理に當る意向と言はれる、なほ辭任した外務次官クランボーン卿の後任にはハドソン海外貿易省次官、パトラー労働省次官の呼聲が高い

國際聯盟協會イーデン支持

ロンドン【二三】英國國際聯盟協會は廿二日緊急幹部會を開催イーデン外相の辭職に付き協會の採るべき態度に付き協議した結果次の如き決議を採擇した

國際聯盟協會は何人にも増して聯盟の擁護者及び英國民衆の信頼と敬愛を集めてゐたイーデン外相が辭職したとの報を頗る意外とするものである、又一イーデン外相及びクランボーン次官が一部國家の犠牲となつたとの印象が醸されたことは遺憾に堪へぬ

閣議開く

ロンドン【二三】イーデン外相辭職後最初の英國閣議は廿三日午前首相官邸で開催、チェンバレン首相、ハリファアツクス外相代理等出席の下に約二時間に亘り内外の諸問題を協議した

▲ハ卿近く正式外相任命

ロンドン【二三】英國政府は廿三日午前イーデン外相辭職後最初の閣議を開催し内外の重要問題を審議したがハリファアツクス卿を近く正式に外相に任命することに決定したといはれる、消息筋ではハリファアツクス卿は外相として長く踏止まることは好まな

で漸くチェレンバ首相の懇請を容れ外相に就任することを納得したと見てをり従つて英伊會談が終ればハリファアツクス卿は當然辭任し下院議員中から適當な外交通が外相に拔擢されることゝならう、廿三日の閣議では更に英伊交渉開始につき種々打合せを遂げ下院の討論對策も協議された模様である、外相問題についてはチェンバレン首相は廿三日午後の下院に於て「新外相については未だ言明することが出来ないが近い中に發表出來よう」と言明した

英商標法改正案提出

ロンドン【二三】自由黨下院議員フランシス・アクランド氏は廿三日下院に對し現行商標法を改正し今後一定國から英國に輸入される商品に對しては必ずその輸出國名を明記する

この改正案は勿論極東の事態に關聯して提出されるもので商標法改正が實現すれば日本商品の消費者達は日本商品を消費すべきか否かに付き自ら決定することが出来ることゝならう、現に日本は支那に對し宣戰布告を伴はぬ戰爭を遂行してゐるがこの行爲は何等挑發を受けずして戰爭に訴へたものとして全世界から一致して糾弾されてゐるではないか、日本商品の對英輸出はこの戰爭を賄ふことになるのだ、然し余はこの改正案によつて進んで日貨ボイコットを勧奨しやうといふ意思は無いこれに對し保守黨下院議員ハーバート・ウィリアム氏は商標法改正に反對左の如

く述べた
アクランド議員の修正案は日本商品に差別待遇しやうとするものだがこれは日英通商航海條約の趣旨に反する、アクランド氏が飽迄修正案の通過を望むなら先づその前に日英通商航海條約を廢棄せねばならぬ譯だ

因みに現行商標法は英國に輸出される商品に付きその輸出國を明記しても乃至は單に「外國製」と書いてもよいことになつてゐる

上院議員の外相就任に反對

ロンドン【三三】イーデン外相の辭職に伴ひ樞相ハリファアックス卿が外相代理に任命されたがチェンバレン首相は廿五日午前下院に於て「後任外相については今日中に人選取極めを了し今週末迄に發表を見ることゝならう」と言明した、右に對し労働黨々首アトリー少佐は上院議員を外相に任命することに反對を表明左の如く述べた

後任外相が上院議員中から任命されるとの噂を聞くが議長は外相の如き重要公職は依然下院議員中から任命される條取計らつて頂きたい

これに對しフィッツロイ下院議長は「この問題に付ては余は意見を述べざる譯には行かない」と答へたがアトリー黨首は重ねて「兎に角新外相が下院議員以外の者から選出されることゝなれば更めて討議することゝしよう」と不服を表明した

英外相決定

ロンドン【三三】英國政府はイーデン前外相の後任として廿五日外相代理ハリファアックス卿を新外相に、克蘭ボーン

前次官の後任として労働次官リチャード・パーラー氏を新外務次官に任命することに決定した

イーデン前外相の辭

イーデン前外相は廿五日選舉區たるウオーウィックシャーのリーミントンに於ける演說會に臨み下院に於て述べた同一趣旨の辭職理由を説明した後左の如く所信を述べた辭職以來一週間を経過したが余は今日に於ても尙余の決意は正當であつたと確信して居る、このことは何人に對しても公言して憚らない、先週政府は某外國政府から或る通告に接したが余はこの通告の意味が「今日かくかくせざれば將來は斷じてかくかくせず」との意味であると解した、余は余の見解を同僚達に開陳したが余の見解は今以て愈つてゐない、余の見解は是非については余は歴史の判決に服さんとするものである、英國が當然親和せねばならぬ國は歐米の大民主主義國である、我々は恒久平和のため絶対必要な我々の國際秩序概念を固守せねばならぬ

下院の外交討議續行

ロンドン【三三】廿八日の英國下院は再び當面の外交政策に關する討論に集中されチェンバレン首相は自ら下院の質問の矢面に立つて國際聯盟に對する英國政府の態度を重ねて闡明すると共にオーストリア及びスペインの現状にも言及し、之に對處する政府の方針を表明した、劈頭労働黨々首アトリー少佐は後任外相銜銜に對する首相の處置を攻撃して「ハリファアックス卿を外相に据へたことは英國外相

は下院議員より銜銜するといふ從來の議會の慣例を破るものである」と喚つてかつたがチェンバレン首相は之を否定して「英國議會にさういふ慣例は確立されてゐない、従つて余がハリファアックス卿を選任したことは何等議會の慣行を無視したものと考へぬ、ハリファアックス卿以外の人物をもつて來た方が好都合な事情もあつたが余の意見では之等の事情は凡てハリファアックス卿の外相としての素晴らしい素質を考へるとき第二次的な要素に過ぎぬ」と述べた

答へ國聯に對する英國政府の態度に關し過般の下院に於ける首相の演說を補足して左の如く述べた

英國政府が國聯の現状に倦らぬ點は多し多あるが同時に英國政府は國聯機構の再建にあらゆる努力を惜しまぬ決意を有つてゐることを茲に重ねて表明したい、英國は國聯がその創立當初の意圖を達成する爲その機能を行使し得る様に改組され我々が再び國聯に信頼を置くことが出来る様に再建されることを期待して已まぬ、余が再建といふ言葉を使つた意味は國聯が現在より更に一層廣範圍の加盟國を以て構成されねばならぬことを特に強調したい爲である

更に獨逸關係に關する労働黨(ヘンダーソン議員の質問に答へて曰く
ベルヒテスガーデンに於ける獨逸協定の眞の効果を評價することは現在の所不可能であるが英國政府の見解によればオーストリア政府のつた措置はサゼンセルマン條約及び一九二二年ジュネーヴ議定書によるオーストリアの義務

を無視するものではないと考へられる従つて目下の所この問題のために英國政府が積極的措置を講ずる必要はないと信する

最後にフランコ軍の英國商船擊沈事件に關する交渉の顛末を總述して左の如く述べた
アルシラ號擊沈事件に關する英國政府の抗議に對しサラマンカ政權は商船の國籍を確めることが不可能だつたことアルシラ號がニヨン協定で定められたコースをとつてゐなかつたこと並に擊沈の場所がスペイン領海内になかつた事を理由に英國政府の抗議を一蹴したが英國政府は右回答に満足し得ずサラマンカ駐在の英國政府代表を通じ同政權に重ねて次の如く通告した「アルシラ號が領海内にあつたかどうかに關係なく英國政府はかくの如き攻撃を全く是認し難きものと思考する、又英國商船がニヨン協定に勸告されたコースをとらねばならぬ義務は全然ない、英國政府はアルシラ號擊沈の損害は全部サラマンカ政權の負ふべきものと主張せざるを得ず依つて商船擊沈の損害賠償と乗組員の死傷に對する要求を留保するものである」

下院伊回答問題を繰返す

ロンドン【三三】廿八日午後英國下院に於て又もイーデン前外相の辭職を繞る當時の事情が問題となりチェンバレン首相と労働黨議員との間に突込んだ質疑應答が行はれたがその結果過般の下院で攻撃の中心となつたイタリア政府の通告が實は正式の通告ではなく消息通の新聞記者によつて首相の許に漏らされたこと

が明かとなつた
△アイサー・ヘンダーソン議員 スペイン義勇軍撤収に關する英國案受諾の回答がイーデン外相辭職の前日イタリア政府から首相の許に通達された経緯については明瞭を缺く點が多々ある、イーデン氏は先週の議會でイタリア政府の回答はイタリア政府を代表せぬ人物によつて首相の許に漏らされた」と聲明してゐるが、政府は今後責任當局を介して接受せぬ限り非公式な通告を基礎として外交政策に影響する決定を行はぬ旨の保障を與へられた

△チェンバレン首相 イタリア政府の受諾回答に關する非公式通告が余の所にどいたのは日曜日で余はこの通告を閣議に移譲すると共に余及びイーデン前外相はイタリア側に月曜日に正式通告を爲すやうに要請した、問題の非公式通告は閣議の決定と全然關係はない若し右の通告に基いて閣議の決定を行ふ必要があれば余はイタリア大使に對しその前に通告を爲すやうに要請してゐたであらう、イーデン氏も通告を受けた経路については何等異議を申立てられなかつた、通告を發した人物の名は申上げ兼ねる

△デグウィットソン議員 首相に右の通告を發した人物の身元は關係全部、少く共外相には判つてゐたのか

△チェンバレン首相 否、余自身もはつきり承知してゐるなかつた、唯大體の所を推量してゐるに過ぎぬ
△ジョン・パーカー議員 オーガーのペンネームで有名な新聞記者ウラヂミール・ボリアコフの正確な身元をホア内

相にお訊ねしたい。
 △ホア内相 内務省の記録によればポリ
 マコフは一九一八年以來英國に住んで
 居り一九二九年英國に歸化してゐる

新聞論調

英 紙
 ロンドン【二三】英國各紙は廿
 一日の紙上イーデン外相の辭職
 に關し一齊に社説を掲げ左の如
 く論じて居る

△タイムズ紙 廿一日夕議會に於いてな
 ざるべきイーデン外相演説を聽かずに
 論評することは尙早であるがチエンバ
 レン首相、イーデン外相の交換した書
 翰に暗示されてゐる様に今回の政變後
 も英國の外交政策は従來と不變である
 ことは明かである、兩者意見の相違は
 單に今日の國際情勢に對する認識の相
 違に過ぎず根本的差異は何等なかつた
 のであるから民主主義國家と獨裁主義
 國家との接近工作は今後着々進行す
 るだらう

△デイリー・テレグラフ紙 現下の國際
 情勢は政府當局間に意見の相違の存在
 を許さぬ程惡化し遂に政變を見るに至
 つたのである、スペイン内亂を中心と
 して歐洲各國は二分野に對立し今や之
 を接近融合せしめるの必要は萬人の認
 むるところであるがその實現方法は人
 に依り異つてゐた、然しその實行着手
 は一刻も猶豫出來ぬことが閣内一般に
 於いて認められこれに反對する外相の
 辭表提出となつたのである
 △デイリー・メール紙 外相の辭職は國
 民を安堵せしめた、ジュネーヴに臨

り潰されたイーデン氏の政策が二年續
 いた結果、國內には種々の不安が漲り
 國外に於てはフランスを除く他の全部
 の友好國を失ひ又英國が聯盟の對伊制
 裁に最後まで執着したのは大なる失敗
 であつた、次の外相の印授を帶ぶべき
 樞相ハリファックス卿に對し吾人は心
 からの成功を祈り穩健着實な政策を持
 するチエンバレン首相を有することを
 欣幸とする次第である

△デイリー・ヘラルド紙(労働黨機關紙
 主筆フランシス・ウイリアム氏署名論
 文) 外相の辭職と共に國民の要望す
 る國際正義も又現政府から去つてしま
 つた、此の政變の背後に潜む事實とし
 て現首相が反聯盟主義者でありイタリ
 アのエチオピア併合を承認しその権取
 に參與し又スペインでフランコ政權を
 支持し之に資本を注入せんとする英國
 金融資本家の走狗であることを銘記せ
 ねばならぬ、今後英國外交が首相の掌
 中に收められ首相は國民の信頼が次第
 に喪はれ行く事實に鑑み、外交に於い
 て名譽を回復せんと一芝居を打つたら
 う、今後聯盟は英國の頼みざるところ
 となり、世界は侵略者の征討するところ
 とならう、チエンバレン首相の政策
 はより有效なる聯盟を通じ、資源植民
 地貿易の問題を解決せんとする労働黨
 の要望から隔る事遠いものである

△ニュース・クロニクル紙(自由黨系)
 閣内統一の偽裝を維持せんとする同僚
 と自己の地位を保全せんとする私欲に
 抗しイーデン外相は敢然その職を擲つ
 た、然しイーデン外相は理想主義的た
 めでなく現實の國際情勢を考ふるの餘

り辭職したのである、外相が英伊關係
 調整のためには先づムツソリーニ首相
 に誠意を披瀝せんことを求めたのはイ
 タリア最近の行狀より見て當然のこと
 である、ましてオーストリア政變によ
 り獨伊反目の古傷が現はれた今日は英
 國として求めてイタリアに接近するの
 時機ではない、外相は今後多くの支持
 者を得今回の事件は彼の大きな將來へ
 の第一歩となるであらう

△ヨークシャー・ポスト紙(イーデン氏
 出身地紙) 我々は英伊關係の安定を
 望んでゐたのであるがチエンバレン首
 相は無條件で外交調整工作を開始せん
 としイーデン外相は前提としてスペイ
 ンに於けるイタリア義勇軍の撤退を求
 めたイタリアのエチオピア併合承認は
 英國國民の到底甘受せざるものと信じ
 てゐた點に於ても首相と見解を異にし
 その讓歩は國威の失墜なりと考へたか
 その間獨伊兩國新聞の攻撃は外相に集
 中され遂に辭職の已むなきに至つたの
 である、これは一九〇五年フランス外
 相テルカツズの辭職と軌を一にするこ
 と云ひ得るであらう、併し英國が反民主
 主義國と結ぶ以上來國は對英協調を踏
 躓するだらうから今後の對米關係には
 多大の不安を感じる次第である

△タイムズ紙 イーデン外相の辭職の背
 後にはチエンバレン首相との性格上の
 衝突が潜んでゐる、尤もこの衝突が何
 故かゝる行き方と時期を選んだかは下

院に於ける兩者の説明では充分明かに
 されなかつた、然し今回の對立を主義
 上の争ひと言ふことは出来まい、チエ
 ンバレン首相はこの機會を失しては地
 中海問題の解決はこれを望むことは出
 來ないとの確信を抱いてゐる、武器行
 使を建前とする諸國政府との交渉する
 ことをもつて「力に對する降服」である
 と考へ、これを拒否して了つては屈服
 か決戦かの仕を定める他はないからこ
 の間に處して中間の合理的な行き方を
 講ぜねばならぬ、チエンバレン首相が
 この中道を歩まうとするのは決して怯
 懦のためではない、世界大戰以後武力
 行使によつて目的を達成せんとした諸
 國は平和主義國が積極的に問題の解決
 を計る上に充分の努力を怠つてゐるこ
 とを理由に自己の行動を辯護して來た
 今や英國政府は外交の最善を盡して世
 界をして武力對武力の情勢に逆轉せし
 めぬ様努力せねばならぬ、最後にチエ
 ンバレン首相とイーデン外相との間に
 は反對黨一派が宣傳する様な正邪、怯
 懦の相違は絶對にないことを附言しよ
 う

△マンチェスター・ガーディアン紙 チ
 エンバレン首相は衝突の原因を枝葉の
 問題に過ぎないと片付けてゐるがイタ
 リア政府の數々の背信行為に徴し今更
 口約束だけでは足らないと云ふイーデ
 ン外相の反對主張は立派な主義上の衝
 突ではないか、チエンバレン首相の感
 度には現實主義者とは思へぬ程の弱さ
 がある、斯くて今後獨裁國家に對する
 英國政府の讓歩は次ぎ〜に實現され
 るだらう

△デイリー・テレグラフ紙 チエンバ
 レン首相イーデン外相の演説は國の内外
 に於ける誤解を一掃したものでチエン
 バレン首相の考慮してゐる英伊交渉は
 獨裁者に媚びるものではなく一方イー
 デン外相は白紙で對伊交渉を開始する
 事に同意しなかつた事實が明らかにさ
 れた、今回の英伊交渉はたまたまい
 デン外相に對し辭職の機會を與へた誤
 だがこれだけが眞の原因でなかつたこ
 とは言ふ迄もない、然しこの點に付き
 外國に於て種々の誤解を招いたことは
 遺憾であつた、イーデン外相としては
 英伊交渉に關し自己の主張をまけても
 首相に讓歩した方が突つ張つて辭職す
 るよりも國家のためだつたのではある
 まいか

△デイリー・ヘラルド紙 チエンバ
 レン首相がイーデン外相に關し誤れる批評
 を下したことは獨伊兩國をこの上なく
 喜ばせたに相違ない、チエンバレン首
 相はイーデン外相を歐洲平和工作上の
 邪魔者だときめつけたがこの様な暴言
 はムツソリーニ首相、ヒトラー總統と
 いへども吐かないだらう、チエンバ
 レン、イーデン兩相の意見の根本的相違
 はチエンバレン首相が「力は正義なり」
 との主義を信奉しこの建前からイタリ
 ア政府と協定を結ばうとしてゐるのに
 反しイーデン外相が過去四ヶ年に亘り
 英國外交に道義的内容を盛りうとして
 努力して來た點にあり兩者衝突の結果
 遂にイーデン外相の辭職を見るに至つ
 たのである
 △デイリー・メール紙 チエンバレン首
 相並びにイーデン外相の聲明によつて

兩者共に誠心誠意國家の利益を圖つてゐた事が明らかになつたが兩者の根本的相違は理想主義と現實主義との對立にあつた過去數年間理想主義が優勢を占めてゐた英國外交政策は今や一轉機に直面してゐる、英伊兩國間の交渉はやがて開始されようが巷間に傳へられる如くイタリア政府が英國を脅迫してゐるなどは全くの虚構である吾人は英伊全國の地中海に於ける利害が相一致することを銘記してチェンバレン首相を擁護し一致團結の確保に努めねばならぬ

△ニュース・クロニクル紙 イーデン首相はチェンバレン首相の政策は英國國策の遂行を困難ならしめると批評したが眞に然り、吾人は永續的協調を求むべきものだ、昨年來のイタリア政府との交渉経緯に觀してもこの虚無條件で何等イタリア側から誠意の證據を受けずして直ちに交渉を開始するのは常識外れと云はねばならぬ、況んやイーデン外相、クランボン外務次官の言によればイタリア政府は脅迫的言辭を弄してゐることだから英國政府も亦強硬態度を示し一步も譲歩すべきではない、今や吾人は派閥を超越して大多數國民が正しいと信ずるイーデン前外相の意見を凡ゆる方法で支持しなければならぬ

△英下院に於ける不信任決議案 ニュース・クロニクル紙 不信任決議案

ロンドン【二三】廿三日のロンドン各紙は前日に引續きイーデン外相の辭職に伴ふ諸問題に付き論評を加へてゐるがその意見は左の如く區々に分れてゐる

△英下院に於ける不信任決議案 ニュース・クロニクル紙 不信任決議案

はい何等國內意見を反映したものでない、デイリー・テレグラフ紙 政府側の歴例的勝利は國內及び外國の誤解を一掃するに役立たう

タイムズ紙 若しチェンバレン首相が英國の利益を犠牲にしたとすれば如何に大政黨の威力を以てしても斯かる厭倒的な結果を得ることは出来なかつたらう、又議會に於て充分に討論された結果問題の経緯が充分明瞭となり、議會制度の効果を發揮し得たことは慶賀すべきである、現政府は國際間に齟齬の意の根本を積極外交によつて除去する爲め今後一層努力するだらう

△英伊交渉問題 タイムズ紙 イタリア政府との交渉開始に反對するイーデン前外相の態度は橋を架けずして橋を渡らうとするものだ、英伊會談に成功すれば英國がこれによつて利益を得ることは確實だが假令會談が成功しなかつたとしても初めからイタリア政府の要求を拒否して誠意の片鱗をも示さなかつたといふ非難はこれを免れることが出来得やう

マンチネスター・ガーディアン紙 英伊會談を開始すれば必ず何等かの約束が成立するだらうが、ムソリーニ首相の要求はこれに力を得て益々大きくなるだらう、従來英國政府はイタリアを過信して失敗したことがあつたがチェンバレン首相の正直さは廿世紀の外交には不適當だ、ムソリーニ首相とヒトラー總統とが改心するまではイーデン外相の政策の方が賢明なのではあるまい

マンチネスター・ガーディアン紙、ニュース・クロニクル紙、デイリー・テレグラフ紙、タイムズ紙、ガーディアン紙、イーデン外相の辭職に關するチェンバレン首相の言葉は事實を卒直に認めたまでである

△聯盟問題 タイムズ紙 聯盟に關するチェンバレン首相の言葉は事實を卒直に認めたまでである

マンチネスター・ガーディアン紙、ニュース・クロニクル紙、デイリー・テレグラフ紙、イーデン外相の辭職に關するチェンバレン首相の言葉は事實を卒直に認めたまでである

ボストン【二三】クリスチヤンサイエンス・モニター紙は廿一日の紙上に「ドイツと英國」と題する社説を掲げイーデン外相の辭職に伴ふ英、獨、佛關係に付き次の如く論じてゐる

英國内閣の分裂はイーデン外相が英伊交渉に反對した結果らしいがベルリンからの報道によればヒトラー總統の國會議説の結果だとも言はれてゐる、現在讓歩的方針が有力となつてゐる際だから英國國民は植民地問題に付いてドイツ政府と交渉することには賛成するだらうが讓歩的方針の名において國際法並びにデモクラシーを擁護しやうとする理想が放棄されることには賛成しない、ヒトラー總統がオーストリアをその勢力下に置いたことはムソリーニ首相でさえ喜ばぬところだが英國政府の對獨不干渉政策、ヒトラー總統の好戰的演説及びイーデン外相の辭職等によりフランス政府は英國に取殘されたと云ふ感を與へられたらしい、然し英國がフランスの支持を必要としてゐる以上フランスは未だ多少安心をしてもよいだらう

マンチネスター・ガーディアン紙、ニュース・クロニクル紙、デイリー・テレグラフ紙、イーデン外相の辭職に關するチェンバレン首相の言葉は事實を卒直に認めたまでである

ニューヨーク【二三】ニューヨーク・タイムズ紙は廿三日の紙上に「英國とイタリア」と題する社説を掲げ左の如く論じてゐる

本心ではお互ひに疑ひ合つてゐる獨伊間の同盟關係は不自然且つ不安定なものだが兩國が表面的にでも固く結び合つて居り又歐洲の諸國が兩國軍隊の聯合する日のある事を恐れてゐる限り獨伊兩國の同盟關係は歐洲政局に重大な役割を持つてゐる、而して此の獨伊兩國に對する方針の相違からイーデン外相派を壓倒して英國の外交方針を決定するに至つたチェンバレン首相は一方獨佛兩國に色目を使ひながら他方イタリアと交渉を開始すると聲明したが其の案に依れば英國は平和的解決の爲め必要ならばイタリアのエチオピア併合も正式に承認するかも知れないこの事だ、斯くしてイーデン外相の代表する理想主義的政治が退去した事は明かだが此の退去は軍略的なもので之に依り從來歐洲平和の脅威となつてゐた獨伊兩國の同盟關係が破られるに至るかも知れない

ニューヨーク【二三】廿二日のニューヨーク・ヘラルド・トリビューン紙は「イーデン外相の没落」と題する社説を掲げ次の如く論じてゐる

イーデン外相の辭職と同時にチェンバレン首相は集團的安全保障及び國際法擁護等の方針をかなぐり棄て一直線に勢力均衡政治に進み歐洲の外交界に於て出来るだけ英國の利益となる様な驅引をしようとしてゐる、歐洲の外交界に斯くの如き新情勢が展開した以上之

マンチネスター・ガーディアン紙、ニュース・クロニクル紙、デイリー・テレグラフ紙、イーデン外相の辭職に關するチェンバレン首相の言葉は事實を卒直に認めたまでである

まで國際上の無法者の監視及び團體行動等の主義の上に外交方針を立て、來た米國政治家達は今までの主義を再検討すべきである

ブリュッセル【二三】イーデン英外相辭職に關して廿二日のブリュッセル各紙は一樣に論説を掲げてゐるが何れもイーデン外相の辭職を以て對伊交渉に關し現實主義の主張が理想主義に一勝したものである、その主なるもの左の通り

△ヴァンティエム・シエクル紙(カトリック黨系) ベルギーもこれを手本として現實主義に目覺め對伊關係に注意するを要する

△ソワール紙(中立) イーデン外相の辭職と共に彼が個人的勢力を有する保守黨内に内訌を生じたが英國の國內政策は勿論外交政策にも影響を及ぼすであらう

ベルン【二三】當地の最有力「ブンド」紙は廿一日の紙上に「英國の方向轉換」と題する社説を掲げイーデン外相の辭職が歐洲政界に投じた波紋とスイスの執るべき態度につき左の如く論じてゐる

イーデン外相の辭職はヒトラー總統が廿日國會でなした演説よりも大きなセンセーションを巻き起した、イーデン外相の辭職は對外政策を繞つてであり全世界は勿論スイスも多大の關心をもつて事の成行を熱視すべきである、イーデン外相の辭職は聯盟のイデオロギ一組と現實政策組との決裂の結果である、而して獨裁國に對抗するために

フランス内部の葛藤、紊亂を調節する

ことが極東並に地中海問題又はドイツのオーストリア侵入問題よりも重要である、西方グループが緩んで来てムソリーニ首相の理想が實現しつつあるから小國の公民権擧げの日もあり遠くはあるまい、これを拱手傍觀するは恰も獨伊兩國の股間にあるスイスの中立を破壊するものである、ドイツの支配を受けぬ西方諸國、殊にフランスを絶對支持することは英國の生命を左右し大陸の安定を維持するものである、フランスを孤立に陥らしめてはならぬ、ソヴェト聯邦の孤立こそ必要である、兎に角持たざる國と持つ國との葛藤は永久に現實主義政策の難問題として絶えまい、

◆ 瀛洲國防豫算増加

メルボルン【二三】瀛洲聯邦政府國防委員會は廿四日會議を開催、新國防計畫案に就き審議を遂げたが同委員會は一九三八年一九年度國防豫算を増額し一千四百萬乃至一千五百萬磅に引上げることとしたといはれる、尤も國防計畫の内容に就ては英國政府と打合せを遂げる必要があるので瀛洲政府は近く關係閣僚をロンドンに派遣する豫定であるが瀛洲政府はこれに先立ち来る三月十八日國防委員會を再開し右關係の携行すべき國防具體案の起草を行ふ豫定である、同案の内容は乙級巡洋艦一隻の建造を始めドーウィン航空基地の建設及び國內彈藥製造量の増加等の諸計畫を含むものと見られるが、瀛洲政府はこの計畫の外に更に英國海軍省に對し主力艦一隻の派遣を要請するだ

らうと言はれてゐる

☆ インド

聯合州政府辭表撤回
ラクノウ【二三】アグラ・オウド聯合州政府は去る十五日州知事に對し政治犯人の釋放不干渉を要求して總辭職を執行全印度に亘る憲法上の危機を誘致するに至つたが廿五日に至り辭職を撤回したため印度統治上の不安は一先づ回避された模様である

全印國民會議閉會

ハリブラ【二三】全印國民會議派は去る十二日以来ハリブラに大會を開催議長サブハス・ボース氏司會の下にガンヂー、ネール以下會議派の巨頭全部出席して政治犯解放問題に關する英國政府の非を喝らし氣勢を掲げてゐたが廿一日左の決議を採擇して閉會した
一、一九三五年の印度統治法(印度憲法)を排斥する

一、現在の危機がビハール聯合州以外に擴大せぬことを希望し各州知事(英國人)をして立憲的に行動せしめ得る様印度總督の再考を促す
一、支那に對する帝國主義的侵略は全世界の將來及びアジアの平和に至大の影響を及ぼすものと認め日貨ボイコットを印度民衆に勧奨する

英愛會議

英愛會議再開

ロンドン【二三】英國とアイルランドの關係調整を目的とする英愛會議は廿二日

午後四時から再び開始されることとなつたが右に先立ちアイルランド首相デ・ザアレラ氏は廿一日午後マクドナルド自治領相と約二時間に亘り會談した

通商條約成立

ロンドン【二三】英愛會議は去る廿一日再開以來通商問題、國防問題、北部アルスター併合問題等を議題に協議を續行、廿三日はドモンスのチェンバレン首相の私邸でチェンバレン英首相デ・ヴァレラ愛首相以下英愛兩國代表參列の下にアイルランド國と北部アルスターの併合問題につき討議を行つたが英愛兩代表の意見完全對立を示し英愛會議は再開三日にして再び難關に逢着するに至つた、過嚴の英愛會議に於て北部アルスター併合の法律上の承認を求めて譲らなかつたアイルランド代表デ・ヴァレラ首相は今回は多少の譲歩を爲し、小くも原則上の問題として併合の承認を求めたいと主張したがチェンバレン首相以下英國代表部は

二月月上旬行はれた北部アルスターの總選舉の結果に徴しても北部アルスターの人民がアイルランドとの併合を希望せぬことは明白である、英國政府としては人民の同意がない以上併合問題に對しては如何とも爲し難い
と突つたので北部アルスター併合問題を纏り英愛會議は又々行ひ難い状態に立至つたわけであるが英國政府は近く閣議を開催しその對策を審議する豫定である尤も通商條約の締結については既に意見の一致を見てゐるので同條約の成立に就ては近く正式發表が行はれる筈である

英伊交涉

英伊交涉開始せん

ローマ【二三】イーデン英外相辭職の報道にイタリヤ政府は明朗な喜色を示して居るがローマ外交界は今後の見透しを廿一日次の如く觀測して居る
イーデン外相の辭職は一般的に云へば英國外交の完全な敗北を意味する、換言すればベルリン・ローマ樞軸に對する英國の敗北であり大讓歩だ、今後英國の對獨政策はイーデン外相の退却を轉機として大轉換を來すものと見てよい、チェンバレン首相とイーデン外相の二重外交が清算され、外交一元化が齎された結果懸案たる英伊交涉も再開さるべくイーデン外相により作られた英伊兩國間の對立も今後妥協點を發見する方向に向ふだらう、たゞ後任外相にハリファックス樞相が出て來る場合に彼はイタリヤよりも寧ろ對ドイツ接近主義者である故英伊兩國關係に大した影響なくイタリヤは彼のベルリン・ローマ樞軸接近策を歓迎するものだ

英首相伊大使會談

ロンドン【二三】チェンバレン首相は廿一日午前十一時首相官邸に駐英イタリヤ大使グランヂ伯爵の來訪を求めハリファックス新外相、カドガン外務次官補を交へて會談を遂げた、席上グランヂ大使はスペインに於けるイタリヤ軍撤收問題に對する本國政府の回答をチェンバレン首相に手交、英伊關係調整案に付き種々意見の交換を遂げ同十一時四十五分辭去した

▲會見の意義
ロンドン【二三】チェンバレン首相とグランヂ伊大使との會見はイーデン外相辭職の経緯から見て各方面の注目を惹いたが議會左翼方面の觀測は之を以てチェンバレン首相が議會に於ける猛烈な反響に備えて政府の外交政策が全面的再檢討の俎上にのぼるに先立ち英伊關係の改善について明確な保障を得てをかうとしたものと見てゐる、即ち政府の外交政策に對する議會の反對空氣は可成り濃厚で労働黨及び自由黨議員は眞向から政府を攻撃し就中労働黨は政府不信任案をも提出しかねまじき勢を見せ保守黨の一部にも之を支持せんとする形勢が看取されるので、チェンバレン首相はこの議會の動きを察知、機先を制して英伊親善關係復活の基礎を確立して政府の立場を有利に導かうと必死の努力を續けてゐると見て首相のこの努力は日獨伊三國の防共樞軸にも重大影響を及ぼすものと見てゐる、政府筋でも十八日のチェンバレン首相、グランヂ伊大使、イーデン外相の會見は先づ地中海問題を圓滿解決して植民地問題に關する英獨會談に於て有利な立場に立たんとする英國政府の意圖を反映してゐる點を指摘してゐる

互英放送停止か

ロンドン【二三】イタリヤ政府は今回イーデン外相の辭職により英國外交が親伊政策に方向轉換する形勢に好感を示してゐるが廿一日ローマからロンドンに達した情報によればイタリヤ政府は問題のبار放送局からの反英宣傳放送を停止するに決定したといはれる
英伊交涉主要議題
ローマ【二三】ローマの消息通によれば

廿日のチエンパレン首相グランデ駐英大使の會談の結果兩國間に意見一致、愈々近日中にロンドン並にローマで英伊關係調整を目的とする第二次英伊交渉が開始されることとなつた、英伊交渉の議題は昨年十一月既に兩國間に決定された模様で消息筋は次の六項目をあげてゐる

- 一 英帝國並にローマ帝國の「道義的均等」の承認
- 一 エチオピアと英領スーダン並に英領ケニア間の國境紛争の解決
- 一 紅海に於ける英伊兩國の地位檢討
- 一 回教諸國に對する宣傳問題
- 一 地中海に關する軍事的情報交換
- 一 スペイン不干渉問題

英國對伊クレヂット供與か

ロンドン【二三】英國政府は新訓令接受のため近くロンドンに歸還する駐伊英國大使パース卿の到着を俟つて正式に交渉を開始することとなつた模様である、既に商務省は爲替信用保障局を通じてイタリア政府に對しクレヂットを供與するに決定し目下その準備を進めてゐると傳へられるが先づ手始めに五百萬磅のクレヂットを供與すると言はれる、一方從來英伊國交調整の障害となつてゐた南伊バリア放送局の反英宣傳放送は廿一日來急に中止されその後は専らアラビヤ人歌手の音楽放送を行ふなど英伊關係は明朗化の一途を辿つてゐるが更にムソリーニ首相は英國政府に對しスペイン・フランコ軍に對する交戦關係の承認を條件にイタリア義勇軍のスペイン撤収に應ずる旨通達したとも傳へられ英伊會談の前途は頗る好望視されるに至つた

清算協定更新交渉開始

ロンドン【二三】國際聯盟の對伊制裁實施後萎縮状態にあつた英伊貿易關係はチエンパレン首相の對伊接近政策により著しく促進されるものと期待されてゐるが信すべき筋の情報によれば英國海外貿易省は廿二日駐英イタリア大使デーノグランデ氏との間に一九三六年十一月六日締結の英伊爲替清算協定の更新交渉を開始したと言はれる

伊太利側の條件

ローマ【二三】駐伊英國大使パース卿は英伊會談再開に付き本國政府の訓令を仰ぐ爲ロンドンに向け歸國することとなつたが出發に先立ち廿二日キヂ宮にチアノ外相を訪問前後二時間に亘り交渉再開について隔意なき意見の交換を遂げた、イタリア政府は英伊交渉に際しイタリアが地中海に圍まれその東西兩端を英國によつて抑へられてゐる地理的條件を強調先づこの事實に對する認識を基礎に英伊兩國關係を調整する標主張する意向と見られるがロイテル通信ローマ支局は廿二日イタリア側の條件として左記を擧げてゐる

- 一 英國政府はイタリアのエチオピア併合を承認する
- 一 スエズ運河の防備に付きイタリアも亦その地位に相應する負擔を負ふ
- 一 地中海に於ける英伊海軍のバリテイを確立する
- 一 英國政府はイタリアに對し母くも二千五百萬磅のクレヂットを供與する
- 一 尤も以上イタリア側の條件に付ては未だ確報無く殊にスエズ運河の共同防衛案に付てはイタリア政府當局自から之を否定してゐる、更に問題のバリ放送局の反英

宣佈放送はイデン外相の失脚以來急激にその反英調子を弱めてゐるがイタリア政府としては英伊交渉の歸趨を見極める迄未だ完全に之を中止する意向は無い模様である

宣佈放送はイデン外相の失脚以來急激にその反英調子を弱めてゐるがイタリア政府としては英伊交渉の歸趨を見極める迄未だ完全に之を中止する意向は無い模様である

會談の難點

ロンドン【二三】英伊會談は駐伊英大使パース卿の歸任を待つて愈々來週末ローマに於て開始されることに略決定したが右會談に於て英伊兩國が持ち出すと豫想される問題次の通り

- △イタリアの提案
- 一 エチオピア開發資金として對伊クレヂット設定
- 一 地中海に於けるイタリアの覇權容認
- 一 スエズ運河に對する英國の商業的法律的勢力の讓歩
- △英國提案
- 一 リビア派遣部隊の一部撤収
- 一 スペインに於けるイタリア義勇兵の撤収
- 一 南伊バリア放送局からの反英宣傳の中止
- 一 オーストリアに對する英伊兩國の提携
- 一 シチリア島及びチニニス間のパンテレリア島の防備撤去

右各項目に對する英國政界の見解を綜合するに

- 一 ローマ、ベルリン樞軸が依然存続する以上オーストリアに對する英伊の提携がどの程度進具體化するか
- 一 イタリアが果してパレテレリア島の要塞撤去に同意するか

交渉開始時期

ローマ【二三】駐伊英大使パース卿は豫定を變更し廿三日午前十一時ローマ發ロンドンに向つた、ロンドンではチエンパレン首相、ハリファックス外相代理等と會見廿二日のチアノ外相との會見の結果を報告し英伊會談開始に關する訓令を受ける筈である、今週末又は來週早々ローマに歸還し來週半ば頃から英伊兩國の交渉開始の模様である、會談は先づエチオピア合併承認問題、スペイン問題から討論の模様でこれに次いでスエズ運河問題、地中海問題に入る豫定と見られる

防共樞軸の威力

ローマ【二三】歴案の英伊會談は愈々來週からローマで開始されることとなつたがイタリア人に言はせると今次の會談開始の端緒は英國側が日獨伊防共樞軸の新らしい力の壓迫に堪へかねて局面打開のためイデン外相を引込めたものだと見てゐる、右につきイタリア政府の意向を代表すると見られる某有力評論家は廿三日記者に對し左の如く語つた

歐洲の事態を今日の狀態にもつて來たのは全く日獨伊防共樞軸の力によるものである、而して歐亞を貫くこの樞軸が偉力を發揮するのはこれからで今は僅かに其の端緒を開いたといふに過ぎぬ、日獨伊三國は一層結合を固めて歐洲と極東の平和招來に邁進せねばならぬ、日獨伊三國が今實現せんとしてゐるところこれが達成によつてのみ世界の

の平和は確保されるのだ、イタリアは日本が一日も早く極東の禍根たる支那の共産勢力を打破して平和の使者としての使命の達成することを期待し飽迄日本に協力する、集團保障制の一角は既に崩壊した、これからは一致協力して我等の途を進むるのみだ

英獨交渉も促進されん

ロンドン【二三】英國政府は愈々來週英伊交渉を再開することとなつたがドイツ政府に對しても亦近く交渉を開始し久しく行惱んでゐた英獨兩國の國交調整に乗出す意向と言はれる、ドイツ新外相リツベントロツプ氏は近くロンドンに赴き前大使としてジョージ六世にお別れの挨拶を言上することになつてゐるが英國政府はなるべく早くリツベントロツプ外相の來訪を希望し出來れば來週中にロンドン訪問が實現する際駐獨大使ネヴィル・ヘンダーソン氏に訓令を發した模様である

何れにせよイデン外相の失脚に伴ひ英獨接近の氣運が急速に開けて來たことは疑ふ餘地が無く英國政府は對伊交渉が先づ成功の見透しが付くと共に直ちに對獨交渉に乗り出し出來れば英佛獨伊の四國協定の締結に漕渡り付度い意向と傳へられる、従つて一部に傳へられる如く英國政府が對伊接近により反つてドイツ政府を孤立させベルリン、ローマ樞軸を弱体化せんとする態度に出るとは考へられず英獨會談に當つては右四國協定の締結以外舊ドイツ領植民地の返還要求が討論の中心とならうと期待されてゐる

英伊交渉の諸問題

ロンドン【二三】英伊兩國政府は夫々バリス駐伊、グランデ駐英兩大使の歸國報

告を俟つて愈々英伊交渉に關する最後の準備を完了來週末からローマに於て正式會談を開始することとなつたが交渉開始の前に會談内容についてロンドンでは各種の観測が行はれてゐる、A.P. ロンドン支局が廿三日權威ある筋から得た情報として傳へる英伊交渉の主要題目は次の通りである

△英國側要求

- 一 バレアリック諸島を含み全スペインからのイタリア義勇軍の撤收
- 一 リビア派遣部隊の一部撤收
- 一 近東地方に對する反英宣傳中止
- 一 地中海に於ける海軍協定
- 一 スペインに於ける英國の通商權益の承認
- 一 ハイレ・セラシエを少なくともエチオピア領一部の傀儡君主として承認する
- 一 オーストリアの獨立保障
- 一 歐洲の領土不可侵に關する四國條約案の支持
- 一 イタリア側提案
 - △エチオピア併合承認
- 一 イタリア艦隊が地中海に閉鎖せられるのを防ぐ爲スエズ並にデブラタルルをある程度中立化する
- 一 地中海に於けるフランス出來れば英國との海軍パリティ承認
- 一 スエズ運河會社の持株若干をイタリア側に譲渡しイタリア船舶に運河通行税を免除す
- 一 ヴァン・ゼーランド博士の提案に依り對伊借款乃至クレデット設定による財政的援助賦與
- 一 英領エチプト・スーダン經由エチオ

ピア叛徒に對する武器供與禁止

以上要求に對しイタリア側はリビアの撤兵並にハイレ・セラシエの復讐に難色を示し一方英國はスエズ、デブラタルルの中立化、地中海に於ける英伊海軍パリティ並にスエズ運河の特權譲渡に應ずる色なく對伊クレデット設定もこれがイタリアの軍備擴充計畫に使用されないことを條件とする模様である、但しこれらは互譲によつて何とか協定出來るとしても問題はイタリアのオーストリア獨立保障で今迄イタリアは外國との交渉に當り獨伊樞軸を振かざして効果を上げて來ただけにオーストリアの獨立を保障することに

よりこの際ドイツ牽制のデヌチエアを示すことはイタリアとしてかけ換へない切札を失ふを意味し恐らくイタリア側は之を受諾すまいと消息通は見えてゐる、英國政界でもチェンバレン首相の和協的努力にも拘らず交渉が短日月の裡に纏まることは仲々難かしいとの観測が有力で交渉失敗の噂はチェンバレン内閣は重大危機に達するものと豫想される

英國の對伊讓歩原則

ロンドン【二三】駐英英國大使パリス卿は本國政府の訓令に基き廿四日夜ローマからロンドンに歸還したが廿五日午前外務省に登壇して外相代理ハリファックス卿と會見、英伊關係調整案に付き餘人を遠ざけて種々協議を遂げた、パリス大使は來週ローマに歸任の上イタリア政府と交渉を開始する豫定だが、P. ロンドン支局の探知する所によれば右會談の席上ハリファックス卿はパリス大使に對し英國側の對伊讓歩原則として左の三項を授けたと傳へられる

一 英國政府は聯盟がイタリアのエチオ

ピア併合を承認する様取計ふ

一 英國政府は地中海艦隊の一部を撤收する

一 英國政府は地中海に於けるイタリアの「權利」を承認する

一 英國政府は地中海に於けるイタリアの「權利」を承認する

埃及も英伊會談に参加要求

カイロ【二三】英伊會談は愈々來週中にローマに於て再開されることとなつたがエチプト政府は右會談に於ては當然エチプトに直接關聯する問題が討議されると豫想し英埃同盟條約第六條に基き英國政府に對しエチプト政府も亦英伊會談に参加したい意向なる旨通告するに決定した

佛大使英國の意向打診

ロンドン【二三】駐英フランス大使アンドレ・コルバン氏は廿五日午後英國外務省を訪問しヴアンシタット外交顧問ブルムス外務次官と重要會談を遂げた、コルバン大使は近く行はるべき英國の對獨伊交渉に對する英國政府の意向を打診した、右はチェンバレン首相が過殿下院に於て英佛提携の繼續を強調し交渉内容について從來も詳細通報し且つ今後も通報すべき意向を表明したので早速出かけて英國政府の眞意を訊いたもので更にコルバン大使は更にフランス政府が英國政府に對しオーストリア問題に關する消極的態度を是正すべき旨の申入れを行つたのに對し英國の回答を要求したとも傳へられる

がチェンバレン首相は廿八日午後の下院質問時間に於て右に關し次の如く言明した

イタリア政府がスエズ運河の共同防衛に参加を要求したるが如き事實を政府は全然關知してゐない、一九二二年前の記録は未だ調べてないが一九二二年以後にはかかる要求は見當らない、近く開かれる英伊會談でこの問題を討議しないのか」との御質問であるが未だこれ迄に問題になつたことがないのだから討議の題目にはならないとお答へしたい

伊紙佛の態度を反擊

ローマ【二三】廿五日のメサツジエロ紙は英伊交渉に關して次の如き論説を掲げてゐる

フランス新聞の大部分は理想を去つて實際に就かうとするチェンバレン英首相の決斷を喜ばないものゝ様だが内政の役に立つ外交のみを喜ぶフランス新聞の態度としては此の不満も當然であらう、併し人の好き不好きは論外であつて自己の信念に従つて行動する事は自由である、英伊交渉の直前にあたり險惡且つ懷疑的な零國氣を醸して現實を歪曲しようとするフランス新聞の排他的態度は許容し難い、フランスの急進社會黨機關ワグナル紙が英伊交渉の内容として地中海の海軍問題、スエズ運河の監督問題並びにバレアリック領有問題、對伊卅萬磅貸付問題等を擧げ之等は英國の威信と兩立し難いものであるとし又右翼系ニコ・ド・パリ紙がイタリアは地中海に二つの入口の監視權を得んと欲するものであるとし右は

英國政府のイリニュージョンを消散させたと論じてゐるが斯かる虚報は不和發生の源泉となるものであるから絶対に斯かる虚報を許し得ない



フランス外交の進路

パリ【二三】フランス政界はイーデン外相辭職後の英國外交の動向に異常な關心を拂つて居りフランスも英國に對應してその外交政策を修正すべきだとの意見が漸く一部に昇つて來た、英獨兩國の外交方針判明に伴ひフランス議會は近日中に外交問題に關する重要討議を行ふ筈だが今後フランス外交の探るべき進路については次の各種の観測が行はれてゐる

- 一 スペイン不干渉政策を再検討しフランス孤立の危險を防止する爲佛ソ相互援助條約を強化し以て中歐の勢力均衡を圖る、この場合、當然内閣を改造し共產黨員を入閣せしめることゝならう
- 一 一切の犠牲を冒しても英佛協調の原則を維持する、その爲に英國に倣ひある程度の親伊、親獨政策を採用することも已むを得ない
- 一 一九三五年當時のラヴアル外交に復歸し英國と並行佛伊接近に乗出す

何れにせよフランスが聯盟中心、集團的安全保障の從來の外交方針に最早畏れ得ず何等かの活路を求めて眞剣に動き出した事は注目される、但し今回のイーデン外相辭職の因となつた英伊交渉問題についてもフランス政界は、英國は讓歩を爲してもイタリアから確たる代償を得られまい、とする見解(社會黨、急進社

會黨一部)とイタリアがドイツのオーストリア支配に恐怖を感じてゐる現在チエレンボレン首相がイーデン外相を犠牲とする擧に出たことは正に時宜に適したものとす見解(急進社黨一部、中央派右翼)に分れてゐる有様で果してフランス外交が何處に落付くかは即断を許さない、フランス外務省も駐英大使館からの公報を基礎に目下英國の動向を鋭意検討中での際際卒に行動することを極力避けてゐる模様である

佛伊交渉の用意あり

パリ【二三】イーデン外相の失脚による英國外交の轉換を繞つてフランス外交政策の動向が注目されてゐる折柄デルボス外相は廿二日下院外交委員會に於て「英佛兩國政府は従來通り依然緊密な關係を維持しよう」と言明した、續いて共和民主社會黨首ニール・フランダン氏から「英伊交渉は愈々再開される模様だがこれに對するフランス政府の對策如何」と質問されたに對しデルボス外相はフランス政府も亦英國に倣つてイタリア政府と交渉を開始する用意ある旨左の如く述べた

英伊國交調整に關する會談が成功を收めればフランス政府も亦自らイタリア政府との間に交渉を開始することゝなる

但し下院外交委員會の討論は英國外交の轉換に對處するフランス政府當局の意向を打診した程度に過ぎず来る廿五日下院の外交討議に於て愈々本格的論議が聞かれる模様である

國務會議開く

パリ【二三】フランス政府は廿二日午前

ルブラン大統領司會の下に國務會議を開催先づデルボス外相よりヒトラー總統の國會議演並にイーデン外相の辭職を中心とした最近の國際情勢に付き説明を行つた後國防充實に關する左の二件を審議可決した

一 來る三月一日を期して國防獨立會計制度を設定、追加國防公債募集に關する法案發布の件

一 空軍參謀本部を改組し參謀總長にグイルマン將軍を任命する件

佛汽船又々襲撃さる

マルセーユ【二三】當地に達した無電報告によればフランス汽船ブロードー號は廿二日ヴアレンシア沖合十五哩の海上を航行中突如國籍不明の飛行機に襲撃され機關銃の掃射を受けた、幸ひ負傷者一名を出したに過ぎなかつたがフランス驅逐艦エペルヴィエ號は直ちに現場へ急行した更にフランス汽船マレシャル・リオーテ1號からの無電によればフランス汽船レナ・パシス號(九九七噸)が廿二日ヴアレンシア沖合十二哩の海上を航行中突如國籍不明の飛行機から爆撃を受けたといはれる

國防追加豫算卅二億フラン

パリ【二三】フランス政府は廿二日ルブラン大統領司會の下に國務會議を開催、國際不安に對處するフランス國防の充實策に付き協議を遂げた結果、總額卅二億フランに上る追加國防豫算案を作成近く議會の承認を求めることゝなつた、追加國防豫算中半ば以上は空軍充實に充當される豫定で内譯左の通り

陸軍 八億フラン

(主として防空設備費に充當)

海軍 六億フラン
空軍 十八億フラン
總額 卅二億フラン

右追加國防豫算案は全部公債をもつて之を賄ふ方針だが各閣僚とも國防充實の見地から一刻も躊躇することなく追加豫算を通過せしめる様主張してゐるから豫算案は近日中に議會に提出され案外容易に通過を見るものと期待される、一方上院の陸、海、空軍三委員會は廿三日何れも秘密總會を開催、ヴアレイエ國防相、ペルトラン海相、ラ・シャンブル空相の出席を求めて國務會議の決定を基礎にフランス國防の全貌に付き詳細検討を遂げる筈である

上院の國防協議

パリ【二三】フランス政府は廿二日國務會議の決定に基き總額卅二億フランに上る追加豫算を計上、可急の速かに議會の承認を求めることゝなつたが上院の陸、海、空三委員會はこれと呼應して廿三日秘密合同總會を開催、カイヨ議長司會の下にヴアレイエ國防相、ペルトラン海相、シャンブル空相の出席を求めて重要協議に入つた、協議の内容は嚴秘に附されてゐるため外部から窺知出来ないが委員會は政府側の國防方針を詳細聽取すると共に空軍充實を始め國防計畫の全般に亘り即時実行案につき具體策を決定した模様である

下院外交討議開始

パリ【二三】フランス下院は廿五日午前外交討議を開始、獨逸會談並に英國外交の轉換に基く新事態に對處するフランス政府の對英、獨、伊外交の新方針に關する徹底的検討に着手した、中央派、右

翼派諸黨は何れもドイツ政府の對外進出を默認して植民地返還要求に讓歩することに斷乎反對する旨の強硬意向を抱いてをり共和社會民主黨首ニール・フランダン氏並に中央共和黨領袖ポール・レイノト氏を陣頭に立て、英國追隨外交に批判を集中する模様である、これに對しシヨータ首相が如何なる答辯を行ふかは極めて注目されてゐるがシヨータ首相は廿四日左翼諸黨代表に對しフランス政府は従來通り聯盟の集團關係原則を堅持し對英協調を基調としてその外交政策を處理して行く意向でいやくも平和の促進を行ふ用意がある旨言明した事實がありシヨータ首相は右方針を更に敷衍強調して右翼、中間派の攻撃を防備することゝなつた

舉國一致の支持要望

パリ【二三】フランス下院の外交討議に於て急進社會黨領袖下院外交委員長ジャン・ミストレル氏はフランス外交の新方針に對する舉國一致の支持を要望して左の如く述べた

現下内外の危機に直面しフランス各政黨は相互に小異を棄て「休戦」を宣言せねばならぬ、フランス國民は従來危急の際には必ず一致團結して事に當つて來たが現在に於ても亦進んでこの團結に同意するであらう、フランス國民は人類の威嚴と自由を擁護する爲めには凡ゆるものを犠牲にして顧みない國民である、現下歐洲の情勢は戦前の勢力均衡政策に復歸する趨勢にある、聯盟の集團的安全保障が既に陳腐となつたことは事實であり戦後條約の大部分

がその實質を喪失したことは否定すべくもない、フランス政府はこの情勢に對處するためオーストリア、チエコスロヴァキア、ハンガリー諸國政府に對する外交活動を一層積極化しドナウ諸國を打つて一丸とする國交の基礎を確立してこれに基いて新條約を締結する條努力せねばならない

次いでミストレル委員長はフランス外交も亦英國外交に倣つて現實主義的方針に轉換すべき旨を示唆し左の如く述べた

英國政府はイタリア政府との間に會談を再開するに決定したが英伊會談の結果が判明し次第フランス政府も亦現實主義的外交方針を探る必要があらう、我々はフランスが戦時に對する物的準備を既に完了したものと確信するが更めて全國國民に對し國防強化の爲め一層の努力を致す様呼びかけるものである

外相外交方針闡明

パリ【二三】フランス下院は廿六日朝日に引續きフランス外交方針に關する重要討議を續行、劈頭デルボス外相は各派領袖の質問に答へ現下の國際危機に對處するフランス政府の新外交政策につき熱辯を揮つた、デルボス外相は特に佛ソ相互援助條約の遵守、オーストリアの獨立を飽くまで維持する旨強硬決意を表明し又英國に倣ひ對伊接近に乗出す用意ある旨闡明し注意を惹くに、外相の演説内容左の通り

現下の國際情勢に對處するフランス政府第一の義務は國家の物心諸力を最大限に増強することである、フランスが現在より一層團結を強め國力を強化するならばそれだけフランスの發言權も

増大することは疑ひを容れない、我々はフランス國民が擧國一致軍備擴充を支持される様要望する、フランス國民にして一度危機に瀕せんか國民は直ちに一致團結してこれが防衛に起ち上るであらう、聯盟は死滅しフランスは孤立したとの説をなす者があるがこれは事實ではない、フランスは孤立して居らず又聯盟は完全に死滅を宣告された譯ではない、暴力による方法が世界を征服した事實はなく戦争は必ずしも不可避ではない、フランス政府が積極的にしる消極的にしる孤立主義に立選らねばならぬと主張する者があるが政府は斯かる説に與することは出来ない、我々は總ての平和愛好勢力を統一し組織せねばならぬ

次いで對英政策に言及して曰く

英佛兩國政府の提携は凡ゆる政治上の變化に超越して存續すべきものである最近の英國政府の危機に付き此處で批評を加へることは差控へるが、イーデン前外相の採られた態度は立派なものであつた、但しフランス政府は常にチエンバレン首相との間に完全な諒解を遂げて来たことをこゝに強調したい、次に對伊接近の可能性を論じて曰く
イタリア政府がスペインに對する武器の輸送、義勇兵の派遣を中止し斯くて地中海に於ける誠實な協力が確保されるならば我々はエチオピア問題を始め諸懸案の一般的解決を圖ることが出来る、而してこれは必ず聯盟の容れる所と確信する、然し乍ら斯かる解決案を忠實に實行する爲には實質的保障が必要であることは言を俟たない

續いて小協商との同盟、佛ソ相互援助の遵守、聯盟への忠誠を誓ひスペイン獨立擁護を高唱して曰く

フランス政府は小協商並びにポーランドとの提携を促進する決意を有し更に佛ソ相互援助條約を堅持する意向である、フランス政府はあく迄忠實に佛ソ相互援助條約を實行すべく、同盟條約は凡ゆる政治的宣傳に超越した存在とならねばならぬ、聯盟に對してはあくまで忠誠を誓ひ更に軍備縮小の達成に努力する方針である、政府はスペインの獨立と領土保全がスペイン國民の權利に基いて擁護される様事態の發展を注視してをり殊にフランス國境の安全がスペインの獨立と不可分關係にあることを認識してゐるがあくまで不干渉政策を堅持するであらう

最後にデルボス外相はオーストリア獨立擁護の決意を示して左の如く述べた

オーストリアに關してもフランス政府は砲臺その獨立維持の必要を強調するものでオーストリアの獨立こそは國際的安全と名譽に關する問題といへやうこの問題については現在關係國政府との間に會談を進めてゐるがその内容に關しては此處で言明することを避けた、然しこの會談に對するフランス政府の態度は下院に於て諸君が表明された希望を裏切るものではないことを茲に確言することが出来る、ドナウ流域諸國に於て政治的にしる經濟的にしる一國の制覇が確立することは許され難い、フランス政府はチエコスロヴァキアに對しては從來の確約を飽迄實行する決意である、要するにフランス政府は現

下の緊迫した情勢を緩和する爲一層の努力を拂ふであらうがその權益を放棄することに断じて應じないであらう
デルボス外相の演説は人民戰線各派初め中央派右翼多數の熱狂的喝采を博したが共産黨が比較的冷淡な態度を示したのは注目された

中央派兩巨頭立つ

英國外交政策の轉換に伴ひフランス外交を再検討すべきフランス下院外交討論は廿六日午前デルボス外相の演説に引續き夜は共和左派黨首、元首相ビエール・フランダン氏、同黨領袖元蔵相ポール・レーノー氏等反對派巨頭の登壇となり緊張した雰圍氣を醸した、先づフランダン氏は「フランスは聯盟主義外交を清算せよ」と叫んで左の如く述べた
ヴェルサイユ平和體制は死滅に瀕しつつある、我々は現實を直視し聯盟規約第十六條制裁規定の如きは削除しイタリアのエチオピア併合を承認すべきである、聯盟規約にして無價値であるならば之を基礎とする條約關係は果して價値ありや、かゝる條約關係に約束されてフランス獨り「歐洲の憲兵たるを得ない、佛ソ相互援助條約の如きその効果を疑はざるを得ない、又フランスは歐洲大陸の事態につき英國の介入と支持を期待し得ない、英國はフランスと同盟を結ばぬ限り歐洲政局に武力を以て乗出しては來ず又聯盟を頼みない、オーストリア問題以下現下の諸困難はかの對伊制裁の齟らした結果である、余は一九三六年三月外相當時イタリアと交渉を開くに決し右に關する書翰をイタリア政府に送致するに先立ちブル

ーム社會黨首の意見を徴したことがあつたがブルーム黨首は對伊交渉案に反對した、今日にして思へばブルーム氏の反對は無責任であつた
この時ブルーム氏は突然發言を求め自席からフランダン氏の言説を反駁
當時余はフランダン氏の書翰は英佛關係に支障を來す危険があり決して佛伊の接近を來す所以でない」と答へたに過ぎぬ、この問題につき貴下が余と意見を異にされるならば何故余の首相時代これを質問されなかつたか、貴下の政策の失敗はブルーム政府の責任ではない

と逆襲、講場は一瞬殺氣立つたがフランダン氏は更に語を續け左の如く述べた
戦争を回避すべきであるならばフランスは獨伊兩國との接近を圖る必要がある
フランダン氏降壇の後を受けポール・レーノー氏が登壇フランダン氏の所説に反對して曰く
フランスは孤立主義を排し現在の盟邦關係を遵守すべきだ、イーデン外相辭職により英國はハリファックス卿の親獨外交を採用したと見る向きがあるがそれは當らぬ、イーデン氏の辭職は英國外交政策の轉換を意味するものではない、從つて英佛の關係は今後も不變と考へる、一方フランスは擧國一致實力の涵養に努めねばならぬ、フランスにして實力を充實すればドイツの諒解は自づと容易であらう

外交討論危機に達す

下院は外交政策に關する政府の聲明を承認し政府が國家的尊嚴と平和の維持

ドイツ國會放火事件五周年を迎へ反ナチ示威を舉行する計畫中の所禁止された爲俄然ショータン内閣攻撃の火の手を擧げ廿六日デルボス外相の外交演説後政府が
一 政治集會の自由
一 フランス國內に於ける政治的亡命者の活動取締

につき保障を與へない限り外交方針に關する政府信任投票に参加しない旨聲明した、ショータン首相は共産黨の反對氣勢に狼狽し外交討論の休憩時間を利用して廿六日午後人民戰線各派代表の來集を求め反ナチ示威禁止の理由を左の如く説明、極力諒解に努めた
政府が共産黨の反ナチ示威を禁止したのは議會に於て外交討論を行つてゐる時これと並んで外國攻撃の大衆集會を開催することは不當と認められたからである、從つて今回の措置は全く例外的なもので政府は民主政體の基本原則たる集會の自由はあく迄これを尊重する決意である

内閣下院で信任さる

共産黨議員代表も右ショータン首相の説明を諒とし政府信任の決議案に賛成する旨言明した結果人民戰線分裂の危機は一先づ回避された、尙共産黨組織委員會は來る三月一日を期して更めてドイツ國會放火事件記念デモを敢行することとなつた
後議會控室に集合
下院は外交政策に關する政府の聲明を承認し政府が國家的尊嚴と平和の維持



を確保し集約的安全保障並びに聯盟の機構内における條約の尊重を防衛するため政府を信任する

との政府信任決議案を作成し本會議に提出したかくて下院は廿六日深夜討論を終了直ちに同信任決議案を表決に附した結果四百卅九票對二票の壓倒的多数を以て同案を可決シヨータン内閣はこゝに議會の信任を得て今後新外交方針の達成に邁進することゝなつた

新神聖ローマ帝國

ワシントン【二三】ヒトラー總統の國會演説並びにイーデン英外相の辭職は米國一般に多大の關心を喚んでゐるがこの時前駐獨ドット大使が下院外交委員會の秘密會に出席して「獨伊兩國の新神聖ローマ帝國案」なるものを發表したことが判明しセンセーションを起してゐる、即ちJ.P.ワシントン支局が廿一日某下院外交委員から開知する所によればドイツ前大使は委員會の席上左の如く言明したといはれる

獨伊兩國間にはダニユブ、地中海に亘る歐洲諸國並びに北アフリカ一帯の地域に新神聖ローマ帝國を建設せんと計畫してゐる即ちドイツがその分前として要求してゐる所はオランダ、スイス、チエコスロヴァキア、ポーランド、獨逸でありこれに加ふるにオーストリア並びにバルカン諸國のナチス化である、これに對しイタリアの分前はスペイン、エチオピア、パレスチナに及び就中英國の地中海制覇を妨げせんため

スペインの領有を望んでゐる、尙今後戰爭勃發の場合には日本は直ちに獨伊兩國に加擔して參戰するであらう、但し獨伊兩國の關係も決して永久に緊密を保障されたものではなく兩國は相互に一方が廣大なる領土を獲得するに對して極度に敏感であるからその結果獨伊開戦も豫想され得る

ゲーリング空相訪波

ワルシャワ【二三】ドイツ空相ヘルマン・ゲーリング元帥はケルナー内閣書記官長を帶同駐獨ポーランド大使ヨゼフ・リプスキイ氏と同道で廿三日午前九時十分ベルリンからワルシャワに到着した、ゲーリング空相は直ちにスクラドコフスキイ首相並びにベック外相を訪問、訪波の挨拶を述べた後正午ドイツ大使館に於ける歓迎午餐會に出席した、午後は教育總監スミグリー・リズ元帥を訪問夜はベック外相主催の歓迎晩餐會に出席する筈である、次で午後十時ワルシャワ發列車でピアロヴィチヤに向ひ同地に於てモンツキー大統領と交馳、二日間に亘り行はれる狩獵會に参加する豫定である

駐伊ドイツ大使歸國

ローマ【二三】駐伊ドイツ大使フォン・ハツセル氏は獨伊樞軸強化に幾多の功績を残して今回愈々歸國することとなり廿三日午前チアノ外相の案内でヴェネチア宮にムソリーニ首相を訪問歸國の挨拶を爲した

貿易業者の對日態度好轉

ハンブルグ【二三】對支貿易に重大な關係を持つハンブルグの貿易業者は支那事變の發生により對支輸出が極度に減少し

たので日本に對しても然らぬものがありその一部は曾てゲーリング空相に使者を派遣して窮狀を訴へゲーリング空相から「日本は必ず勝つのであるから今不平を言ふのは意味がない」と宥められてやつと納得した程であつたがヒトラー總統の國會聲明以來その兩股の態度を一掃し日獨樞軸を通じ極東貿易に進出する方針を一決、日滿貿易擴大は勿論、北支、中支貿易に就いても日本貿易業者との提携を圖る事となり目下着々その具體策を考究中である、特にヒトラー總統が滿洲國承認を聲明して以來國民政府はドイツの態度に反感を持つドイツ商品を懸念せんとする態度に出るなど支那の對獨態度は愈々悪化の傾向があるのでドイツ貿易業者の對日滿接近方針は一層拍車をかけられる模様であるが右に關するハンブルグ當業者の意向は大體次の如きものと解されてゐる

- 一 對日滿貿易擴大 ドイツは日本に對し軍需重工業商品の輸出を増加することに對しドイツは日本より生糸、生糸屑、綿細工原料、フィッシュ・ミール、薄荷油等、滿洲國より大豆、マンガン、錳、錫、皮革、獸毛、蘇子油、胡麻油等を増額輸入する
- 一 通商取扱 傳へられた日滿獨三國通商乃至清算協定は今實現不可能であるが事變後のドイツの對日輸出激増の狀態は次の方法で調整する

- イ、日獨、滿獨間現存取扱めは大體一九三六年の額で存續する
- ロ、日本が右の所定額以上購入する場合はドイツも之に應じ日本よりの輸入額を増加する、但し滿洲國より大豆其他で補充し得る超過額の限度を大體一億圓内外とする

- ハ、將來貿易が増加し此の限度を越える場合ありとすればドイツは商品クレジットを供與するがその一部は出來れば外貨で支拂を希望する
- 一 北支上海方面に對する貿易も漸次的に振興を圖りたいが之は尙今後の動きを見る必要がある、又資本投資の希望もあるが企業種類及びその規模に關する日本の方針を知ることが先決條件である、又ドイツとしては愈々投資に乗出す場合には個別的に進出するか或は集團的に進出するか充分検討を加へる必要がある

シュンブランガー博士講演

ベルリン【二三】日獨交換教授として先に日本に來朝したシュンブランガー博士は廿三日ベルリンの日獨協會で「日本文化の力は何處から來るか」と題する講演を行ひ日本文化の特質につき種々説明を行った

伯林の日獨講演會

ベルリン【二三】在獨日本科學者の研究團體文研會では日獨文化協會と共同で明廿五日講演會を開催することゝなつた、演題及び講演者は次の通り

- 一 日獨刑事政策 クレー博士
- 一 極東とドイツ哲學 オットー・クル博士

獨植民協會長リビノへ

ミュンヘン【二三】ドイツ植民協會長ランツ・フォン・エツプ將軍は伊領リビア植民地總督イタロ・バルボ元帥の招待を受け廿四日ミュンヘン出發ローマに向つ

リツベントロツプ近く訪英

ロンドン【二三】英國政府は英伊實談の再開に續いてドイツ政府とも亦國交調整に關する交渉を開始するに決した模様だがリツベントロツプ獨外相は近くロンドンを訪問ジョージ六世に對し駐英大使としての離任の挨拶を言上した後直ちにチエンパレン首相、ハリファックス外相代理と會見、英獨交渉の口火を切ることゝなつた、リツベントロツプ外相は同會談開始に當り先づ舊ドイツ植民地の返還要求を議題に入れることを要求するものと見られる

ヒ總統訪伊正式發表

ベルリン【二三】ヒトラー總統は昨年九月ムソリーニ首相のドイツ訪問の答禮として來る五月翌邦イタリアを公式訪問するに決定、廿八日ドイツ政府から左のコミニケを發表した

ヒトラー總統は今春五月初め約二週間の豫定でイタリアを訪問、ローマ、フィレンツェ、ナポリ等を歴訪することゝなつた、ローマではキリナーレ王宮に滞在の豫定であるがイタリア訪問中ヒトラー總統はイタリア海軍觀艦式、各軍合同大演習並に三回に亘るファシスト黨の大示威等を觀閲することゝなる

ヒトラー總統のイタリア訪問は一九三四年五月ナチ政權樹立後のヒトラー總統がヴェネチアでムソリーニ首相と交馳して以來今回で二回目である、尙廿八日イタリア政府からも同様の發表があつた

▲元首として公式訪問 ベルリン【二三】

ヒトラー總統イタリヤ訪問の正式發表につきベルリン外人筋では去る廿日の國會演説で同訪問については何等言及されなかつた爲外國間に種々の説を爲すものがあるのか、疑念を一掃する意味で今回の發表があつたのを見てゐる、尙ホ一マ滞在中ヒトラー總統が國賓として特にキリナーレ王室に滞在するのは總統が政府の首班としてではなく一國の元首として公式訪問することを意味するものと解される。

總統演説反響

米政界の觀測

ワシントン【二三】ヒトラー總統の國會演説、イーデン英外相の辭職等歐洲政局の目まぐるしい變化に對し米國上院有力議員の多くは問題が餘りにデリケートなので慎重な態度をとつて批評を避けてゐるが何れもドイツの勢力が一層強化されたことを認める點では一致し各々の立場から海軍擴張支持論或は米國の孤立政策を強調してゐる、主なるもの次の通り

△アレン・ユレンダー氏(民主黨議員) 歐洲の情勢は漸次英國に不利な方向を辿らんとしてゐるが余は英國の立場に同情しない、英國が一九三二年滿洲事變に共同干渉を拒絶したのが獨伊兩國をつけ上らせる結果を招いたのであつて云はゞ英國の自業自得である

△トーマス氏(民主黨議員) 余の全生涯を擲じて余は今回始めて所謂杞憂家となつた、ドイツの滿洲國承認は對日道義壓迫の崩壊を意味するものであり斯くて全世界は割據主義時代を再現して延いて大海軍時代再軍備時代を招來する

ことゝならう、海軍擴張案に對する反對論は漸次消滅し米國は嫌でも軍擴競争の渦中に捲き込まれることゝならう

△アルヴァ・アダムス氏(民主黨議員) ヒトラー總統演説の結果米議會は今迄よりも海軍擴張法案を可決し易い状態となつた、大西、太平洋兩岸を防御し得る大海軍を擁することは或は必要でないかも知れないがその方がよさうに見えるやうになつて來た、歐洲は今や懷疑派の塊まりである、斯る状態ではハル國務長官もその持論たる通商協定締結による世界平和再建案を放棄しなければならぬ、それは平和と繁榮を促進する所か却つて紛争を招來するやうなものだ

△ウイリアム・キング氏(民主黨議員) ドイツは愈々歐洲に於ける最強國となつた従つてドイツのラテン・アメリカ諸國に對する侵略政策は一層強化されるだらう、ブラジル、アルゼンチン等には現在既に多數のドイツ人が住んでゐるがこれは結局ドイツがラテン・アメリカ諸國に於ける米國の勢力を覆しモンロー主義を一掃せんとしてゐることを暗示するものである

△デューラド・ナイ氏(共和黨議員) 米國は歐洲問題に引き込まれぬやうに一層確固たる方針をとらなければならぬ

ロンドン【二三】廿一日のロン

紙 英 ドン各紙は二、三の例外を除き何れもヒトラー總統の演説に關する社説を掲げたがデイリー・

なく過般のドイツの政變、オーストリア問題等に就いても充分の説明を與へてないことを遺憾とし將來のドイツの出方に非常な憂慮を表明してゐる

△タイムズ紙 ヒトラー總統の英國議會及び英國新聞に對する非難は全く暴言である、過般の英國新聞の報道がドイツを中傷したといふならドイツ政府は何故に國內の不安動搖を一掃し掃蕩應測の根源を絶つ措置を講じなかつたのか、ドイツがオーストリアに對し執つた遣口を以て今後行動するとすれば大陸の情勢は何時急變するかも知れず、その際は英國としても自國の安全を犠牲にして迄傍觀的態度はとれぬ譯合である、軍備の擴充は一刹も忽せにすることは出来ぬ

△デイリー・テレグラフ紙 滿洲國承認を演説中に敢行し聯盟との絶縁を宣言し太平洋に於ける日獨伊三國の協力を強調した點はフランスに對する領土的野心なるは勿論英國とも植民地問題を除き不和の原因絶無であるといつた點と餘りにかけ離れてゐる、ドイツ側の要求を無條件に受諾すべからずとの建前をとる者にとつては右演説には何等新味なしと思へるが英獨親善を圖るに急で英國の利益は愚かその威信の毀損をも許せぬ少數乍ら頑強な連中は右演説が如何に響くか觀物である

△ニューズ・クロニクル紙 最近對獨方針には

一 ドイツの要求に無條件に應じようとするもの
二 絶対に應じまいとするもの
三 軍縮と集團的安全保障に關する護

歩を代價に應ぜんとするもの
の三派があるが恒久平和を確立するには第三派を推さざるを得ない、ヒトラー總統の國會演説がその云はんとする全部であるならば妥協の扉は完全に閉されたといふべきである

△デイリー・メール紙 ドイツの不安は幸にして根柢なきものと判明した、ドイツが強力政策に成功したのは再軍備の結果であるから軍備擴充は英國としても充分に認識せねばならぬ、英國民はヒトラー總統の對英親善増進の希望を認めるに吝かでない、植民地問題は早速解決せねばならぬことは云ふ迄もないが東洋友好關係の樹立が英獨關係改善への媒介であらう

ローマ【二三】イタリヤ紙はヒトラー總統の國會演説に對しては賛成の社説を掲げてゐるがデオルナーレ・デイタリヤ最終版はガイダ氏の左の如き社説を掲げてゐる

著となり昨廿日のヒトラー總統の演説を一契機として歐洲諸國は新ドイツの出現と勢力とを認識せざるを得ぬ状態に立至つた、ドイツは今や精神的、政治的、經濟的及び軍事的に復興され強大にして恐るべき一國家となつた、ヒトラー總統演説の實質及び調子は全歐洲をしてドイツが今日迄に到達し得たる大なる姿を認識せしめるに至りイタリヤとしては今日のドイツの建設に協力せること及びドイツが歐洲の勢力均衡及び平和への貢獻に努めるを欣快とするものである

モスクワ【二三】ヒトラー總統の國會演説はソヴェト聯邦に多大の刺激を與へたが共產黨機關ブラウダ紙は廿二日の紙上に於て次の如く批評してゐる

ヒトラー總統の演説はナチスの政策が植民地獲得を目指す新たな攻勢に向ひ斯くて世界戦争を挑發し更に弱小國を併合壓迫せんとしてゐる事實を物語るものだ、ヒトラー總統のボルシェヴィズムに對する憎悪は應て何等かの形で返報を受けるであらう

モスクワ【二三】ソヴェト聯邦各紙はヒトラー總統の國會演説に對しては廿二日初めて廿一日ベルリン發のタス電「ヒトラー總統は昨日國會で演説した」と原文儘か六語の記事を掲げただけで演説全文を掲載せず英米佛等諸國の反響を掲載したに過ぎなかつた、政府機關イゾヴェスチヤ紙及び共產黨機關ブラウダ紙は其の社説で演説の内容を紹介しつゝ之を全面的に反撃してゐるが兩紙共ヒトラー總統が日支紛争に付き日本の勝利を希望したのは支那の敗北と奴隸化とを意味するものだと非難しドイツが政治經濟上多大の困難に遭遇してゐる事實を強調してドイツ今後の外交は益々中歐、東歐に對し侵略的にならうと指摘してゐる、特にブラウダ紙はヒトラー總統が對ソ關係に付きこれ以上親密關係には入らないと述べたのに應酬しこれはソヴェト聯邦ともお互様だと強氣に出でゐる

紙 伊 トラー總統の國會演説に對しては賛成の社説を掲げてゐるがデオルナーレ・デイタリヤ最終版はガイダ氏の左の如き社説を掲げてゐる

著となり昨廿日のヒトラー總統の演説を一契機として歐洲諸國は新ドイツの出現と勢力とを認識せざるを得ぬ状態に立至つた、ドイツは今や精神的、政治的、經濟的及び軍事的に復興され強大にして恐るべき一國家となつた、ヒトラー總統演説の實質及び調子は全歐洲をしてドイツが今日迄に到達し得たる大なる姿を認識せしめるに至りイタリヤとしては今日のドイツの建設に協力せること及びドイツが歐洲の勢力均衡及び平和への貢獻に努めるを欣快とするものである

白紙

ブリュッセル【二三】去る廿日ドイツ國會に於けるヒトラー總統の演説に關しブリュッセルの新聞は何れも社説を掲げてゐるが様に右演説は大して新味なく獨逸會談の内容に言及しなかつたことを意外となしてゐる、主要紙論調左の通り

滿洲國承認か

ローマ【二三】獨逸兩國の滿洲國承認に伴ひ防共派中歐諸國の動向が注目されてゐるが廿二日夜ローマ外交界に入つた情報によればオーストリア首相シュニツク博士は来る廿四日の國會演説に於て滿洲國正式承認の意思を表明する意向といはれる、若しオーストリアが滿洲國承認の擧に出ればやがてハンガリー、ユーゴスラヴィアもこれに追隨すべく以上各國は同時に防共協定にも相次いで参加を申出るものと期待される

5

バーベン大使談

ブラーグ【二三】獨逸協定具體化に成功したナチス・ドイツの今後の動向が注目されてゐる折柄チエコスロヴァキアのデル・モンターク紙は廿三日の紙上に駐獨ドイツ大使フォン・バーベン氏の會見談なるものを掲げセンセイションを起してゐる、同大使は米人記者に對し左の如く語つたと傳へられる

首相の國會演説

ウィーン【二三】オーストリア首相シュニツク氏は廿四日午後七時から國會に於て前後約二時間に亘り獨逸會談後のオーストリアの進路を劃すべき重要演説を行つた、シュニツク首相は先づマリア・テレサ皇后以來のオーストリア

オーストリア

政治的集會一時禁止

ウィーン【二三】オーストリア政府は廿一日閣議を開催、國內治安維持策につき協議した結果、今後四週間、愛國戦線の

集會デモを除き一切の政治的集會デモを禁止するに決定、直ちにその旨發令した同措置は新獨逸協定の趣旨に基き特に廿日夜ウィーンに於けるナチス派青年の示威騒擾に鑑み實施されたものである

歴史的傳統より説き起して曰く過去の歴史に徴するもオーストリアの社會的機構、その精神生活に現はれた特質が宗教、民族問題に對する寛容であり自由の愛であり愛國的精神であつたことは疑ひない、オーストリアには赤とか黒とか褐色とか緑とかの區別はない、唯あるのはオーストリア戦線のみ、大戦前オーストリア國內の各種民族間に紛争はあつたがこれ等紛争にも拘はらず彼等は何れもオーストリア人であり大戦の流血のうちにもその對立は跡方なく解消したのであつた、オーストリアはゲルマン國民であるとの認識を嘗て改めたことはない

社會黨員並にナチス黨員に對し愛國戦線への協力を從應したがオーストリア獨立憲法の範圍内に於て彼等の協力は確保されよう、オーストリア憲法の承認こそは獨逸會談に於てオーストリア側の持出した正式の條件であるが之に對しドイツ政府もオーストリア政府が其内政に對しドイツ・ナチス黨員の容喙を到底黙認し得ないことを承知してゐる、さればこそ獨逸協定は余がヒトラー總統に爲した「我々はこゝ迄費下と行動を共にすることに同意したがこれ以上は行かぬ」との聲明に基いて成立したのである、この際特にナチス黨員に對し云ひたいことは我々が國家主義者でも社會主義者でもないといふことだ、我々のスローガンは愛國主義であり全世界に向つて我等の祖國の自由獨立擁護の爲飽く迄邁進する決意を誓ふものである、中歐に國家社會主義的の大帝國を建設せんとするが如き思想はこれを排撃しなければならぬ、この問題に對し我々は既にドルフス首相といふ貴い犠牲を拂つたことを銘記する必要があらう、オーストリア國民は祖國の國境を死守する爲斷乎たる決意を持たなければならぬ、現在のオーストリア國境は我々の意志によつて決定されたものではないが然し我々は現在所有する國土を保持せんと欲するものであり我々は必ずこの國土を保持するのであらう、オーストリアは基督教自由國であり我國の國民はすべて法律の前に平等の立場を享有してゐるのだ

次いで獨逸關係に言及して曰く外國新聞のうちにはベルヒテスガデー

ン會談は獨逸關係を弱めるものであると報ずるものもあるが斯ることはない、ムツワリニ首相はオーストリアに對する内政干渉の誤解を生ずる惧れある問題は何事であれこれを避けると言ふ慎重な態度を採つてゐる、現在の獨逸兩國關係は今後も變化せざるべく余はこの機會に重ねて我がオーストリアは現在の儘のオーストリアとして存續して行くであらうことを確言しやう

最後にオーストリアの經濟問題を論じて曰く

オーストリアの經濟が漸次發展向上しつゝあることは多くの事實がこれを證明してゐるが更に我々は國內の失業者を減少せしめる必要あり、これが爲には廣汎なる公共事業計畫を留意してゐる、斯く活動を續けてゐる我國が果して滅亡に瀕しつゝある國家といへやうか、オーストリアは總ての隣邦諸國と通商協定を締結してゐるが其他現在オーストリアの友邦のうちには英、佛、米、スイス等を數へることが出来やう、労働者諸君、其他諸團體は余に對し自由保持の決議を提出、余を鞭撻された余がは此機會に之等の人人々に對し厚く感謝する、更に社會平和を確保する事の必要は言ふ迄もなく余は如何なる團體であれ政權獲得を目指して蠢動するものは斷乎としてこれを粉砕するであらう、最後に余は國民全部がオーストリアといふ共同の理想に向つて邁進せんことを要望する、オーストリア萬歳

右演説は直ちに議場へ備えつけられたマイクロフォンを通じてオーストリア國內は勿論獨逸、伊、ハンガリア、チエコスロヴ

アキア、北歐諸國並に米國の各地に向け
中機放送された

ドイツ官邊不快の感

ベルリン【三三】シユシユニツク換首相
の國會演説はラチオによりドイツへ中機
放送されたがドイツ市民が國外で行はれ
る演説を自由に聴き得たのはこれが最初
のことでもあり相當の反響を呼んだ、ベ
ルリン市内ではラチオ屋の店頭に人だか
りがする有様で何れも熱心にシユシユ
ニツク首相の演説に聴き入つたが演説中屢
々故ドルフ首相の名が擧げられ又「オ
ーストリアの憲法並びに獨協協定はオ
ーストリアの獨立を保護するものである」
と述べた點が注意を惹いた、ヒトラー總
統は目下ミュンヘンにあるがドイツ官邊
では現在の所右演説に對する批評は一切
避けてゐるが、ドイツ官邊ではシユシユ
ニツク首相が意外に強硬な口調でオース
トリアの獨立保全を強調したことによつて
らず不快の感を抱いてゐる模様でナチス
黨某幹部は廿五日 A.P. 記者に對し左
の如く不滿の意を述べた

オーストリアは當然ドイツ政府と相提
携して進まねばならぬ事情に置かれて
ゐるに拘らずシユシユニツク首相は今
回の國會演説により自から求めて獨塊
提携の機會を取逃がしてしまつた、シ
ユシユニツク首相は恐らく今後二、三
ヶ月間に失脚するに違ひない、假令シ
ユシユニツク首相が退場しても獨塊兩
國はその歴史的必然の道を辿ることに
變りはないのだ

イタリヤは好意

ローマ【三三】シユシユニツク換首相が

廿四の國會演説に於てベルヒテスガーデ
ン會談の成果は「オーストリアの獨立保
全と獨塊の平和關係」であると述べたこ
とにつきイタリヤ官邊は左の如き解釋を
下し之を歓迎して居る

獨塊會談に於てオーストリアに對する
ドイツ・ナチス黨の勢力擴大が決定さ
れて以來イタリヤ政府はオーストリア
援助に付き新な確約を與へてゐないが
これは何等ベルリン・ローマ輻軸の精
神と背馳せずシユシユニツク首相の演
説も亦之と矛盾するものではない

演説の背後に英伊策動説

ウィーン【三三】シユシユニツク換首相
がドイツ側の期待に反してオーストリア
の獨立確保を強調した背後には歐洲外交
の微妙な動きを反映して英伊澳三國間に
事前の默契が成立してゐたとの風説が旺
んに傳へられてゐるが A.P. ウィーン支
局は廿五日右に關して次の如く報道して
ゐる

シユシユニツク首相は國會演説を行ふ
に先立ちムツリニ首相から右顧左
眄する所なく率直に所信を披瀝する様
勸告された模様で更にムツリニ首相
は英國政府から暗にイタリヤ政府がオ
ーストリアに對し友誼的態度を持続す
るならば来るべき英伊交渉は一層圓滑
に進捗するだらうとの意向を仄めかさ
れたと傳へられる、但し如上の経緯か
ら直ちに獨塊接近が中断されると豫想
するのとは尙早でオーストリアの直面す
る内外情勢は極めて錯綜した状態にあ
り今日何れの國とも事を構える立場に
はないといふのが消息通の一致した観
測である

換ナチス黨員不穩

ウィーン(オーストリア)【三三】過般の
獨塊會談の結果オーストリア國內に於け
るナチス勢力の急激なる擡頭が豫想され
る折柄オーストリア東南部、ステイリア
地方のナチス黨員が大擧首領ウィーンに
向け大行進を起す計畫ありとの報道が傳
はり政府當局は目下これが鎮壓策に躍起
となつてゐる、廿七日 A.P. ウィーン支
局の報道によればステイリア地方の中心
グラース市は廿七日朝突如市中警戒の
政府軍隊で物々しい光景を呈しウィーン
街道を固めた機關銃隊は空中監視の爆撃
機、偵察機數臺と相應して萬一に備へて
ゐる、一方ウィーンからも軍隊三ヶ中隊
がグラースに向け急行、又野砲隊も萬一
に備へてグラース近郊ゲーステンゲに待
機して居ると傳へられる

換ナチス示威彈壓

ウィーン【三三】オーストリア東南部ス
テイリア地方のナチス黨員がウィーンに
向け示威大行進を起すとの噂はウィーン
市内に非常なセンセーション惹起して居
るが廿七日 D.N.B. ウィーン支局がス
テイリア首邑グラース來電として傳へる
所によればグラース市は政府軍隊の手で
閉鎖され、市内に入つて來る通行者は全
部軍隊の手に嚴重な身體検査を受けて居
るといはれる、他方軍隊は市の内外各所
に機關銃を据え付けると共に戰闘機を間
断なく市の上空に飛ばせて萬一を警戒し
て居る、但し現在迄の所何等示威も事故
も起らず市内は不氣味な静寂を保つて居
ると傳へられる

諸地方半戒嚴狀態

ウィーン【三三】オーストリア・ナチス
の示威行進計畫を纏つてオーストリア國
内は異常な不安に包まれてゐるがシユシ
ユニツク首相はナチス黨員の非法活動
を斷乎禁断する方針でウィーンの東南部
グラースその他ナチの優勢な各地では嚴
に備へ非常警戒に入り事實上の戒嚴状態
を現出してゐると傳へられる、又ウィ
ーン市内では軍隊、警官隊が塔やその他要
所々に配置され潜かに待機してゐると
の噂が頻りに行はれてゐる

祖國戰線首腦更迭

ウィーン【三三】オーストリア首相ア
ン・シユシユニツク博士は獨塊關係の變化
に伴つて自ら首領たる政治結社「祖國戰

線」首腦部の更迭を斷行するに決し廿七
日左の如く發表した

副首領 外相ギド・シユミツト
ウィーン支部長 ゴルバツハ(スチア
リ地方支部長)
スチリア地方支部長 無任所相ギド・
ツェルナツト(東部書記長)
本部書記長 ドウォルシャーク
本部政府部長 内相ザイス・インカー
ト

洪政府軍備均等權回復聲明か
ウィーン【三三】獨塊接近に伴ふ中歐諸
國の動向は極めて注目されるが廿一日ウ
ィーン支局の報道によればハンガリ
政府は近くヴェルサイユ體制の一環た
るトリアノン條約を廢棄軍備の均等權回
復を宣言する模様といはれる

波外相ローマ訪問に決定

ローマ【三三】ポランド外相ジョセフ
ベツク大佐は來る三月初旬イタリヤ政府
の招聘によりローマを公式訪問すること
となつた旨廿二日イタリヤ政府から發表
された
チエコ少数民族協定を修正か
ベルリン【三三】ヒトラー總統の國會演
説を契機としてドイツのチエコスロヴァ
キア進出が懸念されてゐる折柄廿三日の
ドイツ労働報機關アングラツフ紙はチ
エコがドイツ少数民族の取扱ひにつき再
考慮を加へてゐると報じ注目を惹いてゐ
る同紙の報道要旨左の通り
チエコスロヴァキア政府はボヘミア地
方在住ドイツ少数民族の不滿に鑑み目



下向少数民族との協定修正を考慮中である、チエコ政府も理想主義の世界的凋落に鑑み漸次現実主義へ方向轉換しつつある

白國王、伊訪問の噂

ブリュッセル【二三】英伊接近の折柄ベルギー國王レオポルド三世がイタリアを訪問されるとの噂が傳へられセンセーションを起してゐるがベルギー政府では廿三日かゝる事實はない旨之を否定した

☆ ルーマニア

ルーマニア新憲法案發表

ブカレスト【二三】ルーマニアの國內政治に劃期的轉換を齎さんとする新憲法案は廿一日クリステア内閣全閣僚の署名を得て一般に發表され愈々來る廿四日一般投票に附されることとなつた

新憲法壓倒的支持

ブカレスト【二三】新憲法案の採否を決定する人民投票は廿三日全國一齊に舉行されたが廿四日その開票第一日の結果は政府支持派の壓倒的勝利を示してゐるこの投票は強制的に執行されたため投票數は有権者の八十八パーセントに達し首都ブカレストの如きは衆權者僅かに九千投票數十萬六千の中反對投票は僅かに百四十五に過ぎなかつた、反對者は元鐵兜團及び極左翼派と目されるが強制投票のため彼等も正當な理由なき限り投票場に赴き督官立會の下に夫々投票登錄簿に記入したのは人目を惹いた
ブカレスト【二三】新憲法案は國民投票の結果左の如く國民の壓倒的支持を確保した

- 一 總投票數 四、二八八、八一一票
- 一 贊成投票數 四、二八三、三九八票
- 一 反對投票數 五、四一三票

新憲法公布

ブカレスト【二三】ルーマニア政府は國王の獨裁を強化する新憲法案を一般投票に附した結果國民の壓倒的支持を確保したので廿七日正午を期しブカレストの王城に新憲法公布式を舉行、之を全國に公布した、公布式には國王カロール二世、クリステア首相以下全閣僚、各國外交團等出席クリステア首相は全體國民の九十九パーセント以上が新憲法を支持してゐる旨一般投票の結果を報告した、式後カロール二世は外交團の祝辭を受けルーマニア全國は慶祝の氣分がみなぎつてゐる、尙新憲法は百ヶ條より成りその要點は次の通り

- 一 國王の權限を擴大する
- 一 議會制度を改革し二院制度を維持する一方下院を職能代表會議に改造する
- 一 上下兩院議員定數を減少する
- 一 下院議員任期を四年から六年に延長する
- 一 死刑を復活する
- 一 婦人に参政權を與へる
- 一 選挙人の資格年齢を廿一歳から卅歳に引上げる



赤軍囚人に特赦

モスクワ【二三】ソヴェト最高會議幹部會は廿三日の赤軍創立廿周年記念日を前に赤軍關係者囚人の特赦を行ふに決定し

廿一日左の如く發令した
一 軍籍者で三ヶ年以内の徵役に服役中の者は全部釋放す、但し累犯者、國事犯を除く

一 軍籍にある執行猶豫者に對しては裁判所の書類を棄却す
一 一日下審理中なるもこれに對する懲役刑三年を越えずと推定される軍籍者を無罪放免す

赤軍廿周年記念祭

モスクワ【二三】赤軍創立廿周年記念祭は廿二日夜モスクワのボルジョイ劇場で開催、スターリン黨書記長を始めモロトフ人民委員會議長、ミコヤン、チュバリー副議長ワラシロフ國防人民委員、カリニン幹部會議長、アンドレエフ聯邦會議議長、エジョフ内務人民委員、エイ、農業人民委員、スミルノフ海軍人民委員、ブルガニン聯邦會議外交委員長等黨國の首腦全部出席しソヴェト赤軍の無敵を謳歌した、席上ワラシロフ元帥は赤軍の現状並にその使命につき演説を行つた、ワラシロフ元帥はソヴェトが帝國主義諸國家から圍繞されてゐる事情並に最近の世界軍械趨勢に鑑み赤軍を強化する必要を力説した後、スペイン内亂、支那事變等の實例を擧げ歩兵、砲兵、騎兵、機械化兵團、空軍等の意義を強調し

一 赤軍は一切の軍隊を機械化し何れの資本主義國の軍隊にも劣らぬ自信を有する、赤軍は歩兵部隊を依然として戰鬥の基本部隊とする方針を持続する
一 タンク、航空機等新兵器の出現あるも赤軍は砲兵隊を軍の重要部門とする
一 資本主義國軍隊は騎兵部隊の役割を過少評價してゐるが赤軍に於ける騎兵部隊は近代戰の必要に應ずべく根本的裝備改善を行ひ之が凡ゆる戰線に於ける活動を期待し得るに至つた
一 タンク部隊の活動も支那、スペインに於ける例より見て將來戰に重要役割を演ずるものと認める
更に化學兵團についてはフアシスト諸國は戰時の毒ガス、細菌使用禁止を規定した一九二五年のジュネーブ議定書を侵犯してゐる從つてソヴェト國土を防衛する爲に我々は化學兵團を強化しなければならぬ、毒瓦斯、細菌等の化學武器も敵が使へば之に報ゆる充分な用意がある
一 航空隊はスペインのフランコ軍、支那の日本軍の例から見て補助的性質から獨立的役割を演ずるに至つたことを認め今後益々之が充實に努力する
一 海軍を可急的に短期間に建設し一切の重工業と國防工業を軍用に動員する肅清工作
一 フアシスト・スパイは赤軍内に潜入し賣國行爲を續けたが今や彼等は悉く摘發されトハチエフスキー、ガマルニコロフ等はその行爲に値する罰を受けた

一 「人材が凡てを決す」とのスターリンの言に従ひ一層赤軍幹部の養成訓練を行ふ

赤軍首腦部昇任

モスクワ【二三】ソヴェト政府は廿二日タス通信社を通じ赤軍創立廿周年記念祭に際し左の如き記念授賞並びに昇任を行つた旨發表した
一 ソヴェト最高會議幹部會は陸海赤軍の政治部長二萬五千二百五十九名に對し

一 赤軍創立廿周年記念勳章を授與した
一 人民委員會議はロクチオノフ赤軍空軍總司令に對し二等軍大將の稱號を海軍人民委員スミルノフ一等海軍大將に對し二等艦隊大將の稱號を、海軍人民委員代理イサコフ二等海軍大將に對し一等海軍大將の稱號を夫々授與した

▲將星の叙勳モスクワ【二三】ソヴェト最高會議幹部會は廿三日タス通信社を通じ赤軍廿周年記念祭に際し左の陸海諸將星にレーニン勳章を授與した旨發表した
國防人民委員、ワラシロフ元帥
同第一次長、フエジヨ一等軍大將
海軍人民委員部長、メヒリス二等政治部大將

一 航空隊はスペインのフランコ軍、支那の日本軍の例から見て補助的性質から獨立的役割を演ずるに至つたことを認め今後益々之が充實に努力する
一 海軍を可急的に短期間に建設し一切の重工業と國防工業を軍用に動員する肅清工作
一 フアシスト・スパイは赤軍内に潜入し賣國行爲を續けたが今や彼等は悉く摘發されトハチエフスキー、ガマルニコロフ等はその行爲に値する罰を受けた

一 「人材が凡てを決す」とのスターリンの言に従ひ一層赤軍幹部の養成訓練を行ふ

赤軍首腦部昇任

モスクワ【二三】ソヴェト政府は廿二日タス通信社を通じ赤軍創立廿周年記念祭に際し左の如き記念授賞並びに昇任を行つた旨發表した
一 ソヴェト最高會議幹部會は陸海赤軍の政治部長二萬五千二百五十九名に對し

一 赤軍創立廿周年記念勳章を授與した
一 人民委員會議はロクチオノフ赤軍空軍總司令に對し二等軍大將の稱號を海軍人民委員スミルノフ一等海軍大將に對し二等艦隊大將の稱號を、海軍人民委員代理イサコフ二等海軍大將に對し一等海軍大將の稱號を夫々授與した

▲將星の叙勳モスクワ【二三】ソヴェト最高會議幹部會は廿三日タス通信社を通じ赤軍廿周年記念祭に際し左の陸海諸將星にレーニン勳章を授與した旨發表した
國防人民委員、ワラシロフ元帥
同第一次長、フエジヨ一等軍大將
海軍人民委員部長、メヒリス二等政治部大將

一 赤軍創立廿周年記念勳章を授與した
一 人民委員會議はロクチオノフ赤軍空軍總司令に對し二等軍大將の稱號を海軍人民委員スミルノフ一等海軍大將に對し二等艦隊大將の稱號を、海軍人民委員代理イサコフ二等海軍大將に對し一等海軍大將の稱號を夫々授與した

▲將星の叙勳モスクワ【二三】ソヴェト最高會議幹部會は廿三日タス通信社を通じ赤軍廿周年記念祭に際し左の陸海諸將星にレーニン勳章を授與した旨發表した
國防人民委員、ワラシロフ元帥
同第一次長、フエジヨ一等軍大將
海軍人民委員部長、メヒリス二等政治部大將

一 航空隊はスペインのフランコ軍、支那の日本軍の例から見て補助的性質から獨立的役割を演ずるに至つたことを認め今後益々之が充實に努力する
一 海軍を可急的に短期間に建設し一切の重工業と國防工業を軍用に動員する肅清工作
一 フアシスト・スパイは赤軍内に潜入し賣國行爲を續けたが今や彼等は悉く摘發されトハチエフスキー、ガマルニコロフ等はその行爲に値する罰を受けた

一 「人材が凡てを決す」とのスターリンの言に従ひ一層赤軍幹部の養成訓練を行ふ

赤軍首腦部昇任

モスクワ【二三】ソヴェト政府は廿二日タス通信社を通じ赤軍創立廿周年記念祭に際し左の如き記念授賞並びに昇任を行つた旨發表した
一 ソヴェト最高會議幹部會は陸海赤軍の政治部長二萬五千二百五十九名に對し

一 赤軍創立廿周年記念勳章を授與した
一 人民委員會議はロクチオノフ赤軍空軍總司令に對し二等軍大將の稱號を海軍人民委員スミルノフ一等海軍大將に對し二等艦隊大將の稱號を、海軍人民委員代理イサコフ二等海軍大將に對し一等海軍大將の稱號を夫々授與した

▲將星の叙勳モスクワ【二三】ソヴェト最高會議幹部會は廿三日タス通信社を通じ赤軍廿周年記念祭に際し左の陸海諸將星にレーニン勳章を授與した旨發表した
國防人民委員、ワラシロフ元帥
同第一次長、フエジヨ一等軍大將
海軍人民委員部長、メヒリス二等政治部大將

モスクワ【二三】ソヴエト政府の肅清工

作は過般の共産黨執行委員の指令にも拘はらず依然續行されてゐる模様だが廿一日アヴラス通信モスクワ支局の報道に依ればコーカサス・オルジョニキーゼ市の最高裁判所は廿一日チブス菌を注射して軍用家畜九萬頭を殺した廉で十一名の獸醫に對し死刑を宣告した

エゴロフ元帥罷免

モスクワ【二三】最近ソヴエト國防人民委員部長エゴロフ元帥の罷免説がモスクワ政界で頻りに流布されてゐたが廿三日の共産黨機關ブラウダ紙上に前キエフ軍管區司令官フエーゾ將軍が國防人民委員部長の肩書で一論文を掲載した事からエゴロフ元帥罷免説が愈々確實視されるに至つた、エゴロフ元帥はソヴエト切つての戰略家でトハチエフスキー元帥統殺のあとを受けて國防人民委員部長として活躍してゐた、これでトハチエフスキー事件以來國防人民委員部長で肅清の犧牲者はトハチエフスキー元帥、ガマルニク大將、オルロフ提督アルクスニス將軍及びエゴロフ元帥の五名となつた

赤軍首腦肅清續

ベルリン【二三】廿四日モスクワから達した報道によれば最近行方不明を傳へられたエゴロフ元帥の後任としてキエフ軍管區司令官フエーゾ將軍が國防人民委員部長に任命されフエーゾ將軍の後任にはハリコフ軍管區司令官テイモシエンコ將軍がキエフ軍管區司令官に任命

された、更にレニングラードのクラスナウガゼタ紙はレニングラード軍管區司令官に某軍團長が任命された旨を報じてゐるがこれにより同軍管區司令官タイベンコ將軍も罷免されたことが判明した、タイベンコ將軍は現スエーデン駐劄公使コロンタイ女史の前夫である、一方既に統殺されたウヴオレヴィッチ將軍の後任として數ヶ月前白ロシア軍管區司令官に任命されたペロー將軍も最近行方不明になつたと傳へられる

ゲ・ペ・ウと赤軍の関係

モスクワ【二三】ソヴエト政府は赤軍創立廿周年記念に際し赤軍功勞者に記念賞を授與したがそのうちには多數のゲ・ペ・ウの名前が列擧されてをりこれによつてゲ・ペ・ウは同時に赤軍部内に於いても重要な地位を占めてゐることが判明した

索シベリア鐵道を強化

モスクワ【二三】共産黨機關ブラウダ紙廿三日の紙上イルクーツク特電として次の如く報道してゐる
東シベリア鐵道は現在ソヴエト聯邦の最有力の貨物牽引機關車フエリツクス・テルジンスキー型を運轉する爲準備を開始した、機關庫及び沿線各驛を擴張しイルクーツク第二機械局は重要分岐點の轉轍器を電化し信號所を増設しスルヂヤンク、バイカル湖間に自動信號機を設備する筈である

シベリア陰謀事件公判開始

モスクワ【二三】ソヴエト政府は来る三月二日元人民委員會議議長アレクセイ・ルイコフ並に元イゾヴエスチヤ紙主筆ニコライ・ブハリンの兩氏にかゝる反革命

陰謀事件の公判を開始する旨廿七日發表しセンセイションを起してゐる、ルイコフ・ブハリン反革命陰謀事件は昨年二月六日暴露、ジノヴィエフ、カメネフ合同本部事件、ピヤタコフ、ラデツク併行本部事件と並んで「西部シベリア事件」と稱される西シベリア獨立の大反革命陰謀事件である、ソヴエト政府は陰謀發覺と共に折柄ロストフ市に集合中のルイコフ、ブハリン兩巨頭外十數名を疾風迅雷的に檢査直ちに嚴重な取り調べを開始したがその後之と關聯する西部シベリア、ザバイカル、極東のシベリア諸鐵道從業員陰謀事件類發のため一年餘を經過した今日漸く審理を終了、愈々公判開始の運びに至つたものである、被告の中には元人民委員會議議長ルイコフ、元イゾヴエスチヤ紙主筆ブハリン等西部シベリア陰謀事件關係者の他に外國間諜及び右翼偏同等の嫌疑で最近數ヶ月間に逮捕された巨頭連を殆んど全部網羅してゐる、その主なる顔觸れ左の通り

- △クレステンスキー (前外務人民委員部長)
- △ラコウスキー (前駐英大使)
- △ローゼンゴルツ (前外國貿易人民委員)
- △イワノワ (前林業人民委員)
- △チエリノフ (前農業人民委員)
- △グリニコ (前財務人民委員)
- △ゼレンスキー (前中央講究組合理事長)
- △ベツソフ (前駐獨大使館參事官)
- △イクラモフ (ウズベック共産黨書記長)
- △オズザエフ (タダック共産黨書記長)
- △シヤラソゴヴィツチ (白ロシア共産中央委員)
- △タリウチコフ (故マキシム・ゴルキ一の秘書)
- △ズバレフ (考古學者)
- △プレツネフ (醫師、ソヴエト科學の英

雄) △カザコフ (醫師) プラノフ、マキシモス)

公訴狀の概要

モスクワ【二三】「右翼偏向及びトロツキスト・ブロック」と一括して呼ばれる一群の反革命陰謀事件に關し聯邦内務人民委員部は廿八日タス通信社を通じ公訴狀の概要を左の如く發表した
右翼偏向並にトロツキスト・ブロックはソヴエト聯邦に敵意を有する機報機關の手先となりその指令に基いて結成され情報の國外提供、經濟建設の妨害、熱意分散、テロリズムの行使、赤軍兵力の毀損、對ソ侵略の挑發及びソヴエト聯邦の解體、即ちウクライナ、白ロシアの各共和國、デョルヂヤ、アルメニア、アゼルバイヂヤン等の中央アジア共和國及び沿海州の分離獨立策動を任務として社會主義社會並に國家組織の顛覆、それに代る資本主義並にブルジョア國家の再建を企圖せるものである、彼等はソヴエト政府顛覆並びにブルジョア權力再建の陰謀を遂行するに當り凡ゆる希望を外國侵略者の武力援助の上に置いてゐたがこれ等の諸外國は又ソ聯の解體と上述の各共和國の分離を條件に陰謀團への支援を約束してゐたものである、同陰謀團の首領並びに結盟者は多年に亘つて其國際報機關の手先として間諜行爲を働いてゐたが今回事件の審理に依つて先づ國民の敵トロッキーが實に一九二一年以來其々外國情報部の手先を勤めてゐたのみならず、更に一九二六年以來他の其々外國情報部のスパイをも勤めてゐた事及び被告の中數名は帝制復活秘密警

察の手先を勤めたことが確認された、又彼等はトロッキー、ブハリン及びルイコフの直接指導の下に其々外國陰謀本部の計畫したプランに基いて陰謀を進めたものであることが判明するに至つた、今回の取調べの結果、被告はスターリン片腕元共産黨中央統制委員クイアイシエフ、元ゲ・ペ・ウ長官メンジンスキー、文豪マキシム・ゴーリキの諸氏を幫助者レヴィン、カザコフ、グイノグラドフの三醫師及びプレツネフ教授の參助の下に暗殺したことが確認された、更にキエフ暗殺事件も「右翼偏向及びトロツキスト・ブロック」の決定に基きトロッキー、ジノヴィエフの合同本部によつて遂行されたことが判明した、これ等の驚くべき犯罪はトロッキー派にとつてもはた又「右翼偏向」派にとつても決して偶發的なものではなくブハリン及びその率ゆる所謂左翼共産主義者並びにトロッキー派及び「左翼」社會革命黨員等は十月革命直後既に一九一八年のプレス・リトヴィイスク條約交渉中ソヴエト政府の首班レーニン暗殺陰謀を畫策してゐた、當時ブハリン、トロッキー一派の陰謀者等はアレスト・リトヴィイスク條約をブチ壊してソヴエト政府を顛覆しレーニン、スターリン、スヴェルドロフを暗殺してブハリン一派を以て新政權を樹立せんと策動を續けた、この目的をカムフラージュする爲め彼等は殊更に自派を「左翼」と稱したのである、一九一八年のレーニン並びにソヴエト政府に對する犯罪が明るみに出されてからトロッキー、ブハ

リン一派のソヴェト國民に對する犯
罪行為の全部が續々と判明するに至つ
た

和工兩國領事館閉鎖

モスクワ【二三】ソヴェト政府を領事館
同數保有の原則を楯に過般來レニングラ
ードの外國領事館閉鎖につき諸外國政府
と交渉を續けて來たがエストニア、オラ
ンダ兩國政府とは交渉成立、エストニア
は來る三月十日オランダは來る四月一日
夫々レニングラード領事館を閉鎖するに
同意した旨廿八日ソヴェト外務人民委員
部から發表された

國境線に異民族を強制移住

京城【二三】確實な筋へ達した情報によ
ればソ聯當局は國民を外國から完全に隔
離する事と國境軍備の強化陰蔽其の他防
謀上の見地から歐亞に亘る國境線に一大
人垣を築く方針を採用してゐる、即ち東
部に於いては過般の朝鮮人大量移住を皮
切りとして滿ソ國境のソ聯人、ブリヤ
ト族などを國境より卅キロ内外に驅逐し
中央方面ではアフガニスタン、ベルシヤ
等の接壤地帯異民族を、歐歐ではポーラ
ンド、リトヴィヤ、ラトヴィヤ、フィン
ランド國境居住のもの主としてポーラン
ド人フィンランド人等を國境地帯より北
氷洋沿岸及びウラル地方に強制移住せし
めてゐるが、その數は三百萬人に上る
と云はれ、何れも多年築いた地盤と財産
を奪ひ環境も氣象も全然異なる異境不毛の
地域に統制の下に追ひやるソ聯當局の非
人道的行為に憤慨し隨所に暴動事件が惹
起してゐる、これら異民族及反ソ分子の
立退後には軍隊及び除隊兵共產黨員等を

居住せしめ、國境軍の警備充實に努力す
る一方外國の連絡を遮斷し防護に躍起と
なつてゐる

スヘイン

人民戦線軍テルエル放棄

バルセロナ【二三】スペイン東部の要
衝テルエルの争奪戦は舊臘來フランコ軍
人民戦線軍双方の間に激烈に繰返されて
ゐたがバルセロナ人民戦線政廳は廿二
日遂に人民戦線軍のテルエル敗退を確認
發表した、フランコ軍は去る一月二日人
民戦線軍のテルエル包圍を撃破して多大
の戦果を収めたが續いて七日人民戦線軍
はフランコ軍一部の投降に力を得てテ
ルエル奪還に成功爾來フランコ軍との間に
激烈な戦闘を繰返してゐたもので廿二
日に至りフランコ軍の空陸呼應しての果敢
な攻撃に支へきれず遂にテルエルを放棄
して逃走を開始しフランコ軍は茲に要衝
テルエルを完全に確保するに至つたもの
である

バルセロナに叛亂説

パリ【二三】西佛國境ベルビニアンから
の報道によればバルセロナの人民戦線軍
は人民戦線政府の北方テルエル市奪回計
畫は「無用の犠牲」だと強硬に反對、廿五
日突如叛亂を起したと言はれる、更にザ
ン・ジアンド・リニスからの報道によれ
ば右叛亂はカタロニア全州に波及し領
に赴いた官憲と衝突して卅名の死者を出
したと傳へられる

獨逸も義勇軍撤收に同意

ロンドン【二三】駐英ドイツ代理大使ウ

エルマン氏は廿四日正午不干渉委員會議
長プリマス卿を訪問、外國義勇軍のス
ペイン撤收問題に關する英國政府の解決
方式を受諾する旨ドイツ政府の正式回答
を手交した、之より先きイタリア大使グ
ランデ伯及びフランス大使コルバン氏も
廿三日プリマス卿と會見、英國案を中心
に懇談した結果何れも英國政府の提案に
原則的賛意を表するに至つたのでプリマ
ス卿は愈々近くロンドンに不干渉委員會
を開催義勇軍撤收の具體案を協議最終的
決定を圖ることとなつた、かくて採みに
採んだ撤收問題も漸く難局打開の曙光を
見るに自つたが問題はソヴェト政府が果
して之に同意するか否かで一般の觀測で
は義勇軍の一部撤收は人民戦線軍にとつ
て一層不利な結果を齎すのみならずフラ
ンコ政權が交戦權を賦與され地中海岸の
封鎖を斷行すれば人民戦線軍は致命的打
撃を受けるに至るとの理由でソ聯は恐ら
く強硬に反對するものと豫想されて居る



中南米への關心増大

ワシントン【二三】歐洲政局の新展開は
直接米國には影響しないが英國の對獨伊
關係の複雑性は今更ながら米國をして歐
洲の混入つた關係にうつかり深入りし
てはならぬとの警戒心を強めると共に結
周米國の捲るべき外交政策は「モンロー主
義を前提とした孤立主義、中立主義だと
いふ新たな認識に目覺めつゝある様に思
はれる、歐洲、極東の情勢の動き並びに
ヴァインソン氏の海軍擴張案を繞り米國の

外交政策の基調を何處に見出すべきかに
ついては議會その他各方面で喧しくなつ
てゐる問題だが少くとも世界の警察的勢
力とか民主主義國家間の協調を説いて來
た協調主義者が英國の對獨伊關係の轉
化により幻滅を味ふに至つた事は争ひ難
く米國は歐洲極東の問題に對してより現
實的な見解を持つ結果となるのではない
かと見られる、然し一方ドイツの中南米
進出の危機を一層増すことも明らかでモ
ンロー主義擁護の聲が叫ばれ米大陸諸國
の同盟に迄行く可能性はないにしてもカ
ナダを含めた北米、中米、南米三米大陸
諸國の友誼關係と連結に向つて積極の方
向を探るのではないかと見られる、一九
一七年當時の國務長官ランシング氏が、
「三銃土のモットーである、オール・フォ
ア・ワン・ワン・フォア・オール」(みんな
は一人の爲に、一人はみんなの爲に)を
その儘使用し三米大陸の不可分性を説い
た時代が出現、汎アメリカニズムの時代
を現出するのではないかと意見が有力
である、この主張は平和主義、孤立主義
中立主義とは多少内容を異にするが極東
問題に對し不干渉主義を更に強める結果
となり、所謂協調主義者の主張は現在の
歐洲情勢が續く限り影響を潜めるに至るだ
らうと見られる、大海軍擴張案がこの情
勢と關係なく若しくは反對に刺戟されて
問題なく可決されることは明白で他方米
國の中南米に對する關心が増すと共に日
本の中南米諸國との關係が不必要に疑惑
を以て見られることは警戒の必要があら
う

歐洲政局慎重檢討

ハイドパーク【二三】目下ハイドパーク
の自邸で休養中のルーゾヴェルト大統領
は廿二日英國へ赴任する新大使ジョセ
フ・ケネディ氏の來訪を求め午餐を共に
し乍ら歐洲情勢の變化に對處する米國政
府の方針につき種々協議を遂げた、右會
談終了後新聞記者團はルーゾヴェルト大
統領と會見し一齊に歐洲政局に對するル
ーゾヴェルト大統領の所見を質したが大
統領は「ハル國務長官の談話以上何も言
ふべきことはない」と歐洲政局に歸して
は一切批評を避け「新聞に掲載しないか
ら」との記者團の要求に對しても一切言
明を控へると言ふ慎重振りを示した、ル
ーゾヴェルト大統領はハル國務長官が談
話を發表したように言つてゐるがまだそ
の事實がなく米國政府最高當局は歐洲政
局につき一切黙状を守つてゐる

日本と漁業協定を結ぶ

ニューヨーク【二三】アルツクリン・デ
リー・イェーグル紙は廿一日の紙上に「ア
スカの鮭魚問題」と題する社説を掲げ次

サム・マクレイノールツ氏は廿一日歐洲
政局の變化に關し次の如き見解を發表し
た

日獨伊三國間に同盟の存在することは

豫て我々が承知してゐた所だがヒトラ
ー總統は廿日の國會演説で公然と右同
盟の存在を明かにした、ヒトラー總統
はドイツ舊植民地ばかりでなく他國の
植民地迄も要求してゐるやうだ、英内
閣の改造は遺憾至極である、斯る世界
の情勢に鑑み米國は大西太平洋兩岸を同
時に防衛し得るに足る海軍を確保しな
ければならぬ

下院外交委員長談

ワシントン【二三】米國下院外交委員長

下院外交委員長談

の如く論じてゐる。

世界の視聽が日支紛争に向けられてゐる時、プリストル灣に於ける日本鮭工船の大量漁獲に依つてアラスカの鮭工業が大分脅威を受け新しい衝突の危険が迫つてゐる、殊に鮭がアラスカの河川で生れた以上アメリカのものであると信じてゐる、アラスカの漁師達は日本漁船は米國水産局の規則を無視してゐると激怒してゐる、日本漁業者は三

瀝領海制限外で漁獲してゐるので合法的である、主張してゐるが日本政府は一九三六年に向ふ三年間アラスカで漁獲せぬといふ協定に同意してゐるのだ、それにも拘はらず昨年日本漁船が同近海に現はれ漁獲に従事したゝた、これに就いてワシントン州選出の上院議員シユウレンバツハ氏は若し日本の鮭工船が今シーズンも同近海に現はれたら同方面の米國漁師は之を襲撃するに至るかも知れないと云つてゐる、日本は今や公海漁業権といふものゝ確立を望んで居るらしいが米國政府は日本と交渉を開始し何等かの友好的協定を締結し將來重大事件の起らぬ様に努力すべきだ

駐英米大使赴任
【三三】新任駐英米國大使ジョセフ・ケネディ氏は廿三日汽船マンハツタン號でニューヨークを出發、ロンドンに向け赴任の途に上つた、出發を前にして記者團より「戰債問題解決案に關する訓令を受けてゐるか」との質問に對し「ノー」と簡單に否定した

ポラー議員の國際政局觀
ワシントン【三三】共和黨の長老で前上院外交委員長ウイリアム・ポラー氏は廿二日記者團に對しヒトラー獨裁の國會演説並にイデン英外相の辭職に伴ふ國際政局一般並びに日獨伊提攜強化の必然性を指摘して左の如く述べた

現下歐洲の危機は英國政府が米國との同盟關係締結の希望を全く放棄したことに起因してゐる、英國が頻りにイタリアに對し接近を求めてゐるのはこれによつてドイツを弱め、其の植民地返還の要求を延期せよとする目的に出でゐるに他ならない、歐洲植民地再分割こそは現在の不安定な情勢を終焉せしめる唯一の希望だがヒトラー總統が平和的手段によつてその目的を達成しようとしてゐる以上、近い將來歐洲に戰爭が勃發しやうとは考へられない、現在の危機は實にその淵源をヴェルサイユ條約に發するものでこの條約により英佛兩國は膨大な權益を得たが小國は全く何も獲得出来なかつたのだ、英佛兩國は陸海軍備の大擴張を圖りこれによりその現状を維持せんと企圖してゐるがこれが亦現在の不安な國際情勢を誘致したものである、従つて日獨伊等所謂持たざる國が「持てる國」に對抗して互に接近して來たのは當然の事である、英伊會談の結果英國は地中海の安全を確保されその結果極東に對しては現在よりも自由に手が出せることゝならうが今後對日態度は却つて緩和することゝならう、然し米國としてはこんな問題に係つてはならない、なほドイツは結局植民地の獲得に成功するだらうがヒトラー總統は現在のところ戰爭の準備がないから先づ戰爭の

起る懸念はあるまい
洪對米戰債交渉提議
ワシントン【三三】駐米ハンガリー公使ヨハン・ペレンイ氏は廿三日新聞記者團に對しハンガリー政府は米國政府に對し戰債問題交渉に應ずる用意がある旨提議した事實を發表左の如く述べた

ハンガリー政府は對米戰債問題の調整を圖る爲米國政府に對し今後卅年間に無利子で戰債金額百六十八萬五千弗を返却する用意がある旨通告した

ルーズヴェルト大統領は右ハンガリー政府の戰債返却通告に接するや去る十七日ハル國務長官、モーゲンソー財務長官を招致してハンガリー政府の申入れに對し對策を協議したがハンガリー政府の提議を受諾する場合これが前例となることを怖れ提議を拒否したといはれる

比島高等辨務官歸米
ワシントン【三三】比島高等辨務官ポール・マクナット氏は比島南支方面の視察旅行を終へ廿三日午前ワシントンに歸着した

▲マクナット氏上申
ワシントン【三三】極東各地を視察して過般ワシントンに歸還した比島高等辨務官ポール・マクナット氏はが國務省當局に齎した報告内容は各方面から注目されて居たがマクナット辯務官は比島の地位を規定する現行タイディングス・マクダフィー法に不満を表明左の如き意見を上申したことが廿五日判明した

タイディングス・マクダフィー法の實施は比島人に非常な苦痛を與へるものと確信する

右につき消息筋では「比島獨立案は極東の危局に鑑みも一度考へ直すことになるかも知れぬ」と洩らして居る、因みにタイディングス・マクダフィー法は一九三四年米國議會を通過成立した法律で比島聯邦の現行憲法を規定すると共に聯邦が一九三五年以降十年間の訓政期を経て自動的に米國から獨立すべき旨規定してゐる

比島獨立延期を考慮
ワシントン【三三】比島高等辨務官ポール・マクナット氏が極東視察旅行の結果に基き國務省當局に對して比島の獨立に關するタイディングス・マクダフィー法の實施延期を示唆した結果、米國政府首腦部でもマクナット高等辨務官の獨立延期論に動かされ近く獨立延期の可能性に付き討論を開始する意向と言はれる、ワシントン駐在比島政廳代表部も廿五日獨立延期の希望を表明して左の如く語つた

極東の混亂状態に鑑み比島聯邦政廳は如何なる獨立延期案に對しても進んでこれを歡迎しやう

戰時產業總動員法案
ワシントン【三三】米國下院陸軍委員會は廿五日戰時產業總動員法案を審議可決した、同案は戰時に於て左の如く大統領に各種の廣泛な權限を賦與してゐる

一 戰時に於て大統領は産業人力の一般的徵發を命じ得

一 戰時に於て大統領は商品の最高價格を設定し得

一 戰時に於て大統領は公正なる利潤以外のすべての収益を國家に収用すべき税制を確立し得

戰時總動員案成る
ワシントン【三三】米國下院陸軍委員會は去る廿五日戰時產業總動員法案を可決したが一方右と並行して豫々米國陸軍省で立案中の戰時總動員計畫もこの程漸く完成したといはれる、即ち廿八日U・Pワシントン支局の報道する所によれば、總動員計畫は一朝有事の際四ヶ月以内に百廿三萬人の軍隊を戦線に送ると同時に全國の工業力を動員して之に要する銃砲軍需品、食糧及び衣服の供給を確保せしめんとするものだが、更に參謀本部は全米一萬の工場と秘密契約を結び有事の際これを即時軍需品工場に轉換せしめる案をはじめ各般の計畫プログラムを作成したといはれる

上院議員ラドロー案を蒸返す
ワシントン【三三】宣戰布告は國民投票によつて之を行ふべしとのラドロー民主黨下院議員の憲法修正案は去る一月十日下院本會議に於て彈り去られたが中立主義を標榜する上院議員方面に於ては依然右改正案實現の希望を棄てず有志十二名は廿五日ラドロー案と同趣旨の憲法修正案を上院に提出した、提案の要旨左の通

米國並に其他米洲諸國の領土並に屬領が攻撃を受け侵略を蒙つた場合を除き米國政府は宣戰布告に先立ちこれを國民投票に附すべきものとす

因みに提案者十二名中には民主黨ボーン共和黨カッパ、民主黨クラーク、進歩黨ラ・フォレット、共和黨ナイ、農民労働黨シツプステッド、民主黨ホイラー等平和主義議員の名が列れてある

「米州不文憲法」を提唱

ニューヨーク【三三】過般下院に軍縮會議開催の決議案を提出した民主黨の平和派議員モレー・メーヴエリック氏は廿六日ニューヨークに於て南北アメリカに適用されるべき米洲不文憲法制定を提唱し左の如く述べた

余は現下の國際情勢に鑑み南北アメリカに適用されるべき不文の「米州憲法」の制定を提唱する、しかしてこの不文憲法は

- 一 現在の國境線を永久不變のものとして維持すること
二 各國は外敵防衛のため相互に援助すること
三 如何なる理由あるも相互に戰爭を挑まぬこと
の三點を中心とせねばならぬ

米官憲スバイ閣機變

ニューヨーク【三三】軍擴競争の進展につれ國際スバイの活躍は物凄なものがあるが廿五日聯邦檢察局長エドガー・フーヴァー氏は米國官憲がニューヨークに於て米國陸軍退役軍人二名及びドイツ汽船オイローバ號乗組のドイツ婦人一名をス

バイ嫌疑で逮捕した旨發表しセンセイションを起してゐる、當局の發表に依れば右三名はパナマ運河及び目下海軍造船所で建造中の航空母艦二隻その他陸海軍の機密を盗み歐洲某國に賣り渡さんとしたもので背後關係の追究により彼等は何れも大掛りな國際スバイ團に屬してゐたことが判明更に近く一味も逮捕される模様である

米國のスバイ病

ミツチエル・フィールド(ニューヨーク州)【三三】最近の米國新聞は又々國際スバイの話で賑ひ廿五日もニューヨークで三名のスバイ嫌疑者が逮捕されたが、此等の事情に鑑みミツチエルフィールド陸軍飛行場のハンレー司令官は廿七日同飛行場の警戒を特に嚴重にする様命令した

就中格納庫及び附屬建築物の警戒は嚴重を極めてゐるが此處には最新式の超強方爆彈が保藏されて居り之は一萬二千呎の高度から驚くべき正確さを以て目標物に命中させ得るが如き照尺を具備するものと傳へられる

蘭印空路を比島へ延遠

マニラ【三三】比島政府は過般オランダのロイヤル・タツチ航空會社と蘭印空路マニラ延長に就き交渉中であつたが比島國民議會航空委員長ルーナ氏は廿八日右交渉が漸く纏つた旨左の如く發表した

比島政府はロイヤル・タツチ航空會社と交渉の結果米國政府の承認を得てオランダが目下運行中の蘭印空路をマニラまで延長する事になつた、尙比蘭航空協定の内容は互惠的なものとならう

南米訪問機歸還

ラングレー・フィールド(ヴァージニア州)【三三】アルゼンチン新大統領オルテイス博士就任式參列の爲め去る十五日ヴァージニア州ラングレー・フィールドの根據地を出發した米國海軍の精銳超機艦「空の要塞」六機は無事ブエノスアイレス訪問の命を果して廿七日午後五時五分ラングレー・フィールドに歸着した

訪新米巡洋艦マニラへ シンガポール【三三】去る十四日舉行されたシンガポール乾ドック竣工祝賀式參加のため派遣された米國巡洋艦トレントン號、メンフィス號、ミルウオーキー號三隻は其後シンガポール海軍當局並に政廳當局と交渉を重ねてゐるが廿一日朝マニラ經由ホルルルへ向け歸航の途に就いた

各地で靴下工罷業

ファイラデルフィア【三三】ファイラデルフィア地方に於ける靴下製造工場六十三工場の中十工場は職工罷業の爲め今回遂に休業の端むなきに至つた、罷業の原因は賃銀引下げである

アルミニウム生産高新記録

ニューヨーク【三三】米國に於ける昨年中のアルミニウム生産高は二億九千三百萬ポンド(換算十三萬三千メートル・トン)で一昨年の二億二千五百萬ポンド(十萬二千メートル・トン)に比し六千八百萬ポンド(三萬一千メートル・トン)を激増し未曾有の大量生産記録を達成した

伯石石油開發協定調印

リオデジヤネーロ【三三】ブラジル政府はポリヴィア政府に對しポリヴィア領バラベチ河以北の石油地帶開發に關する協定につき交渉中であつたが廿五日漸くブラジル外務省に於て右協定の調印が履行された、右開發に關しては一九三七年十一月廿五日のラ・パス申合せによりブラジル、ポリヴィア兩國専門委員によつて準備的調査が行はれてゐるが今回本格的調査をなすため該協定が成立したもので經費百五十萬米弗は兩國が半分づゝ支辨することゝなつた、而して生産見込み確實の曉は兩國合辦の會社を組織し生産物はポリヴィアの所を充したる残り全部ブラジルに輸出するといふのである

亞爾然丁空軍總司令訪獨

ベルリン【三三】目下訪獨中のアルゼンチン空軍總司令フェルダフェル將軍は廿二日ゲリリング空軍司令部の下にヒトラー總統と會見、アルゼンチン新大統領にペルト・オルテイズ氏の就任の挨拶を傳達した、フェルダフェル將軍はドイツ到着以來航空機製作工場並びにドイツ空軍の諸設備を見學中であつたがヒトラー總統との會見を以てその使命を終へ廿三日離獨した

國際労働事務局移民委員會

ジュネーヴ【三三】國際労働事務局移民問題委員會は廿八日開會されたが席上日本政府代表北岡壽逸氏は世界に於ける移民の自由並びに物資の自由移動の必要を強調して次の如く演説した

こを世界經濟再建の爲又人類福祉増進の爲特に必要である、實際に移民を行ふことは移民輸出國並びに移民輸入國双方の利益であることは云ふ迄もないが、余はこの委員會の席上この問題に關し何等イニシヤティヴを探らうとしてゐるものではない、唯有り餘る土地を所有する國が日本移民を歓迎し彼等に適當な利便を供與して呉れるなら日本は喜んでその國に必要な数の移民を送るであらう、日本は日本人を歓迎しない國への入國を強請するものではない、移民問題に關する日本政府の方針は、

- 一 移民の目的に最も適合し且つ移入國に土着し善良なる市民たるべき熱意を持つ移民を選擇し
二 これ等移民が移民地に於て落着く迄適當な援助を與へ且つこれを保護する事
の二點にある

南米移民促進策討議

ジュネーヴ【三三】國際労働事務局移民問題委員會は廿八日開會、南米移民促進策を討議することゝなつた、參加國は移民輸出國たるオーストリア、ハンガリー、オランダ、ポーランド、スイス、チェコスロヴァキア、移民輸入國たるアルゼンチン、ポリヴィア、チリ、エクアドル、ウルグワイ、ヴェネズエラのほか日本、ブラジル兩國も聯盟國ではないが本問題に直接重要な關係を持つ國として特に出席する筈である、獨伊兩國は移民問題に重要關係を持つが出席せず、英佛兩國は直接關係がないので代表を送らない、會議には國際労働事務局から移民促進に關



する報告書案が提出されるが報告書は南米移民促進策として左の諸案を勧奨して居る

一 税金免除、移民旅費の補助並びに移民募集選定事務の援助による移民費の低下

一 移民資金の募集

一 移民に對する民間寄附金の増加

一 第三國の財政的援助

移民委員會開會

ジュネーヴ【二六】國際労働事務局移民問題委員會は日本アルゼンチン、ブラジル、オランダ、ポーランド等十八ヶ國代表參加の下に廿八日午前ジュネーヴに於て開會、劈頭國際労働事務局長ハロルド・パトラー氏の歡迎の挨拶があり續いて議長選舉に入り滿場一致を以てオランダ代表アルベル・ヴェルウエイ博士を議長に推舉して審議を開始、先づアルゼンチン、ポーランド兩國代表の演説が行はれた

▲南米は移民歡迎 ジュネーヴ【二六】國際労働事務局移民問題委員會は廿八日午前議長選舉に引續き各代表の演説に入つた、先づアルゼンチン代表ギナズ氏より

アルゼンチンにはなほ充分移民收容能力があるが現在の情勢に於てはたゞ優秀なる耕作農及び小地主としか入國させられない

と移民政策を披露し次でポーランド代表マズルキエウイツ氏より

ポーランドにとつては移民問題は極めて重要である、世界大戦前にはポーランドより米洲に年々廿五萬の移民を送

つたが一九三六年には僅か二萬四千名に低下し、移民問題解決の要に迫られてある

とポーランド移民政策の行詰りを訴へ午前の討議を終了した、引續き午後會議を再開し南米各代表より「南米各國は大量移民を吸收し得る餘力があるから歐米移民獎勵政策を再開する用意がある」と移民歡迎の方針を表明した、これに對しチエツコ・スロウキア、ユーゴスラヴィア、和蘭の各代表より

南米各國が移民獎勵政策をとることは欣快である、これが爲移民輸出國並びに移民輸入國相互間に情報交換を行ひ更に移民資金問題の解決を圖らねばならぬ

と南米各國の態度に賛意を表した、最後に日本政府代表北岡壽逸氏は起つて

移民の自由並びに商品、資金の自由移動こそ世界經濟再建のため又人類福祉増進のため特に必要である

と移民並びに物資の自由移動の必要を強調して當日の討議を終了した、一日も引續き會議を行ふ豫定である

バルカン協商國會議
アンカラ【二六】アンカラに開催中のギリシヤ、トルコ、ルーマニア、ユーゴスラヴィア四ヶ國のバルカン協商國會議は廿八日イタリヤのエチオピア併合承認を決定した、同會議は同時にスペイン、フランコ政權に對し通商代表を派遣することを決定、更にダーダネル海峽の再軍備に關する一九三六年のモントルー條約の尊重をイタリヤ政府に要する旨決議した

エチオピア併合承認決定

アンカラ【二六】アンカラに開催中のバルカン協商國會議は廿八日イタリヤのエチオピア併合承認の方針を決定したが會議散會後右に關聯し左の如きコムミュニケを發表した

バルカン協商國會議の結果ユーゴスラヴィア、ルーマニアの兩國はイタリヤのエチオピア併合承認を主張しトルコ、ギリシヤの兩國も之に依つてエチオピア承認方針を決定した、但しバルカン協商國は依然國際聯盟に對しては忠實な態度を繼續せんとするものである、更に協商國はその經濟的利益を確保するためフランコ政府に對し通商代表を派遣する方針を決定した、但しスペイン紛争に對する不干渉政策は依然繼續する方針である

國際ゴム協定更新草案内容
ロンドン【二三】本年十二月卅一日を以て期限満了となる國際ゴム減産協定を更に五ヶ年間延長すべく國際ゴム統制委員會の専門分科委員會において起草中であつたが國際ゴム統制委員會は廿一日右新協定案の内容を發表した、而して右新協定案はすでに統制委員會の承認を得、關係各國に提議されて今や各國政府の批准を待つのみとなつてゐる、發表された新協定案を見るに注目すべき改訂の要點は左の通りである

一 各協定參加國の輸出標準額が若干改訂されてゐること、就中關印のそれが大體マレーのそれと同様の基準となること

一 その他の諸國關印の標準割當額が増加されてゐること

一 新協定實施後最初の二ヶ年間は五パーセントのゴム樹新栽培を許し、その後の新栽培には國際ゴム統制委員會の調査を必要とするやうにしたこと

△備考 現行國際ゴム生産協定は一九三四年四月廿九日ロンドンに於て調印せられた同年六月一日から發効したもので協定加盟國は英領マレー、蘭領東印度セイロン、北ボルネオ、サラワック、シヤム、英領印度、ビルマ、佛領印度支那等の諸國である

國際航空

リビア周回飛行競技始まる

ガタマス(伊領リビア)【二三】リビア周回國際飛行競技大會長距離離隔競技第一航程飛行は日本一機、フランス一機、ドイツ四機及びイタリヤ十七機、合計廿三機參加の下に廿二日午後七時より開始されリビア總督バルボ元帥の出發のビストルにイタリヤのリップッチオ機が先づ出發、次いで各機は三分おきにスタートした、邦人飛行士加藤敏雄氏操縦のハインケル一六號機は第九番目に砂塵を蹴つて出發見る／＼北東の空に機影を投した

ローマ【二三】トリポリからの來電によれば廿二日朝ガタマスを出發したリビア周回國際飛行參加廿三機のうちドイツのデンペウオルフ機が途中ブラックで不時着し機體を大破して落伍した以外他の廿二機は第一コース約七百キロを無事突破廿二日午後第一エースの終點ホーンに何れも安着した

加藤機外國機中首位

ローマ【二三】リビア周回國際飛行競技ガタマスからホーンを経てクフラに至る第一第二コースの順位が廿四日發表されたが一位から十位迄は總てイタリヤ機の占める所となり第一位のウイテムベツチ機は平均時速三四一キロで兩コースを突破したが我が加藤機は平均時速二七八キロで外國機中の首位を占めた、廿三日朝ホーンを出發した廿二機中ドイツのショブケ機はエンヂンの故障でタゼルボに不時着して遂に落伍、イタリヤのコンテ・マツツチ機は行方不明となり地上と空中から搜索隊が派遣された、同機には八日分の食糧、飲料水が搭載されてをりコンテ・マツツチ氏は優秀な飛行家故砂漠の中に不時着してゐると思はれるものゝその安否は懸念されてゐる

日本代表機不時着

ローマ【二三】廿五日午前アフリカのクフラを出發したリビア周回飛行競技の十六機の中日本代表機加藤機は途中プロベラに故障を生じたため惜しくも落伍、ジャロ附近の砂漠に不時着した、加藤氏を始め同乗の四氏はいづれも皆無事であるが葉煙の已むなきに至つた、ジャロは砂漠のオアシスであるがイタリヤ飛行協會では加藤氏等救済のためベンガシから自動車を派遣した、尚ドイツ機も同じくジャロ附近に不時着したが着陸の際機體を大破、搭乗者は微傷を負つた、又イタリヤのラムベリ機はこのコースの終點たるベンガシ附近でガソリンの缺乏の爲不時着しラムベリ氏は手に輕傷を負ひ同乗のドイツ人一名は顔面に負傷した、他の十三機はベンガシに無事到着した

同盟だより

文化映畫「曙光」完成

同盟通信映畫部の製作になるニュース映畫は滿天下の絶讃の裡に既に巻を重ねる第四十五報(三月十日現在)、一報のプリント数最高九十本の記録を示して居り、中でも支那事變の決死的作品は戦線から銃後の無二の連絡、最高の資料として後世までの貴重な記念と言はれてゐる。これら定期ニュースのほかにも同盟映畫部では短篇「抗日映畫を曝く」「日支戦線四ヶ月」「戦捷萬里」の三篇を既に製作したが、今回内閣情報部指導の下に文化映畫「曙光」(シィーコワン)の大作を完成した。これは昨年秋二ヶ月に亘つて天津、北京、大同、張家口等北支各地方に大ロケーションを行ひ、早くも治安全く回復して新しい發展に邁進せんとする北支の再建ぶりを描いたもので、三月上旬漸く完成を告げた。民間の普通映畫會社を除いては、かゝる巨篇を製作したのは同盟通信社が最初である。

南京・青島兩支局再開

事變のため臨時閉鎖中の本社南京、青島兩支局は同地方の戦塵全く収まつたので二月より事務を再開した。

南京支局 南京城内中山中路第三九號
青島支局 青島館陶路三九號

柳澤映畫班員戦死

この戦間に於て同盟特派員として幾多激戦をスクリーンを通じて銃後の人々に送つたカメラマン柳澤文雄氏は壯烈なる戦死を遂げた。(曲阜にて小田菅沼特派員發)

同盟通信従軍記者小田、横田、菅沼、柳澤一行四名は津浦線南下部隊と共に二月十三日正午自動車をつらね曲阜を出發鄭縣に向つた。行く事約三十分午後零時半曲阜の南方約二里半の小部落小營附近に差しかゝつた際突如騎馬及び便衣の敵五、六十名の襲撃を受けた敵は道路の曲り角を利用して手榴弾、小銃の十字火を浴せて来た、我が軍は直ちに車上よりとび降り土壁に沿つて民家に入り、之に據つて猛然敵に應戦したがこの時登中尉、吉岡曹長も相次いで傷き民家内で無事であつたのは栗栖少佐のほか小田、菅沼、横田の三特派員のみであつた、二名の元氣な兵士は急を報ずる爲め敵の圍みを破つて曲阜へと急行した、敵は多数を恃んで我に肉迫し民家數米先の土壁に接近し小銃手榴弾の雨を降らせて来た、我が兵は彈藥も残り少く僅かに拳銃と軍刀を頼みとするのみとなつた、記者等も何時の間にか見失つた柳澤映畫班員の身の上を案じながら焦燥の一刻を過ぎたとして援軍の到着を待つうちに午後四時廿分「第〇隊進め」とはつきり日本語が聞えて来る、あゝ我々は助かつたのだ、死を決して待つ事四時間、援軍は来たのだ、斯くて我々は我が軍の掩護の下に曲阜に歸還することを得た、

盛儀を極めた社葬

故柳澤文雄氏の同盟通信社葬は二月廿六日午後零時半青山齋場に於て佛式に依り執行された、故人の寫眞と遺骨をまつる祭壇は參謀總長宮殿下をはじめ奉り近衛首相以下各閣僚、政民兩黨首その他全國各新聞社、映畫會社等から贈られた花環に埋められ、式は澤師岡本貫玉師の讀經に始まり、岩水社長、永井總相、清浦日本新聞協會副會長等の弔辭があり、參謀總長宮殿下御代拜について岩水社長以下遺族社員一同禮拜、引續き午後二時より二時半まで一殿告别式を執行盛儀であつた。

同盟通信社の機構と使命

社団法人同盟通信社は、東京、大阪をはじめ、日本全国各地に亘る約二百社の有力新聞社、並に、日本及び朝鮮の兩放送協會の協力によつて、組織されてゐる國家公共の機關である。

その目的とするところは、國の内外に正確公平なる報道を普及徹底し、以て、内に公正なる輿論を伴興すると共に、外に、國際的理解を増進せんとするにある。日々々の全國の新聞や、朝夕のラヂオの放送によつて、「ロンドン一日發同盟」とか、「上海二日發同盟」として發表される海外のニュースは、いづれも、同盟通信社の手によつて蒐集されたものである。

この略稱「同盟」の名を以て、全世界に知られてゐる同盟通信社は、九千萬同胞のために、東西兩半球に跨る五十餘箇國の出來事を最も正確且つ迅速に報道すべく、全世界の隅々に迄完全なニュース網を張り續らしてゐる。

「同盟」は、單に海外のニュースのみならず、日本全國津々浦々にも、綿密な通信網を張り續らして、中央から地方へ、地方から中央へと、間斷なく流れる國內のニュースを蒐集頒布してゐる。

同盟旬報

(毎月三回發行)

定 一 部 卅 五 錢
半 年 分 五 圓 五 十 錢
壹 年 分 拾 圓

送料一部
壹錢五厘
半年以上
約四角以上
郵料本報
社印

編輯發行 大川幸之助
兼印刷人
東京市神田區神保町一ノ五六番地
印刷所 濱中製版所
東京市京橋區銀座西七丁目一番地
發行所 社団法人同盟通信社

同盟通信社發行刊物に關する御用はずべて左記宛に御願ひします。

東京市銀座西八ノ九

社 法 人 同盟通信社出版部
振替貯金口座
東京 八五〇〇番

營業專用

銀座(57)一三五

對其新聞購用

銀座(57)三三三

對其新聞購用

銀座(57)四八七〇

對其新聞購用

銀座(57)四九九六

専用電話

新 刊 發 賣

昭和十三年版

時事年鑑

同盟に繼承 面目一新!!

政治、經濟、外交、軍事、勞働、統計
人名、教育、工業、演藝等の諸年鑑が
打つて一丸となつてゐる綜合年鑑。

- ◇四六倍判 八四〇頁
- ◇クローヌ裝上製函入
- ◇定價貳圓五拾錢 送料卅三錢

昭和十三年版

新聞寫真年鑑

内容精選 體裁完備!!

本年鑑に收載せる寫真は昭和十二年
度に於て、全國各新聞社の寫真班員
が撮影せるもの、中より最も優秀な
るものを選択した寫真記録。

- ◇菊倍判 二百數十頁
- ◇總ア一ト布上製
- ◇定價五圓 送料卅三錢

同盟經濟冊子

支那の運命

時代の要求 萬人必讀!!

支那通貨は何故複雑か、元以前の通
貨問題、元の確立と新たな危機、幣
制改革の斷行、新幣制の舞臺裏、新
しき支那の誕生、事變勃發す、支那
幣制は何處へ行く。

- ◇四六版 一四五頁
- ◇定價五拾錢 送料六錢

東京市橋區銀座八丁目九番地

同盟通信社出版部 法人 社法

東京市橋區銀座八丁目九番地 電話銀座

（用業發）
（用經總報同）
（用編編報週經）

寫真週報

國策のグラフィック

二月十六日創刊
毎水曜發行



編輯部報情閣内

リあり店書報・店書各・所書報官國全

10 セン

昭和十二年七月廿三日第三種郵便物認可

發行所 東京市京橋區銀座西七丁目一番地

社同人盟通信社

電話銀座代表番號(57)三二二番(5)
振替貯金口座東京八五〇〇番